

ご挨拶

日本弁理士会

会長 古谷 史旺

弁理士制度は、明治32年7月1日施行の『特許代理業者登録規則』から始まり、その後幾多の改正を経て今日に至っています。

平成12年改正の弁理士法第1条(目的)には、『この法律は、弁理士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを目的とする。』と規定され、同法第56条には、弁理士会は、『弁理士の使命及び職責にかんがみ…』と規定されています。同法第3条に、職責規定はありますが、弁理士の使命を謳い上げた規定はありませんでした。

昨年の4月25日、弁理士法の一部改正案が国会で成立いたしました。59年間の永きに亘り求め続けた『使命条項』が、弁理士法第1条に創設されました。この実現は、国会はもとより、特許庁をはじめとする関係機関、関係各位のご理解とご協力の賜であり、しかも、我々の当初の願い以上に、視座の高い奥の深い使命条項とすることが適い、改めて深く感謝申し上げます。

弁理士法 第1条(弁理士の使命)

『弁理士は、知的財産(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第1項に規定する知的財産をいう。以下この条において同じ。)に関する専門家として、知的財産権(同条第2項に規定する知的財産権をいう。)の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする。』

知的財産基本法 第2条(定義)

『1 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関する法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。』

使命条項の創設は、弁理士に対する期待の大きさを表したものであり、弁理士及び日本弁理士会は、弁理士制度を利用される皆様のご期待に添うべく、高度な専門知識と規律ある行動を通じて、経済及び産業の発展を通じて社会に貢献します。

日本弁理士会では、『使命条項』の成立を記念すると共に、これを機会に定期的に『弁理士白書』を刊行することといたし、知的財産制度と弁理士制度の更なる発展を期していきます。

弁理士白書発刊によせて

日本弁理士会会長室長

弁理士 山崎 高明

この度、関係各位のご尽力を得まして、「弁理士白書」を発刊しました。この「弁理士白書」は、弁理士の実勢及び活動状況、日本弁理士会の実勢及び活動状況等を広く公表することにより、多くの国民の皆様に弁理士及び日本弁理士会への理解を深めていただくことを目的としています。

近年、知的財産への関心は高まっていますが、弁理士及び日本弁理士会への理解は必ずしも十分とは言えなかったのではないかと思います。この「弁理士白書」により、弁理士及び日本弁理士会の活動を広く一般の方々に知っていただき、今まで以上に弁理士及び日本弁理士会をご理解をいただき、さらなる活躍の場を与えて戴けることを願っています。

また、弁理士各位におきましては、会員数の増大、相次ぐ法律改正、社会情勢や経済情勢の変化等の状況下にあって、弁理士及び日本弁理士会の実像を改めて俯瞰し、その実態を見つめ直すことにより、何かが見えてくるかもしれません。

折しも、いわゆる“使命条項”が第1条に創設された改正弁理士法が、平成27年に施行されることになっています。改正弁理士法第1条では、弁理士は、「知的財産に関する専門家」と定義されており、「経済及び産業の発展に資すること」が使命であるとされています。この「弁理士白書」を基礎資料とし、弁理士の使命を再確認することを通じて、弁理士が進むべき途や新たな将来展望が見えてくるのではないでしょうか。

日本弁理士会としては初めての試みゆえに、至らない箇所があるかもしれません、そこは今後の改善に向けた課題としてご容赦を戴きたく存じます。

この「弁理士白書」が、弁理士及び日本弁理士会の活動を広く知っていただくためのツールとなり、また、弁理士及び日本弁理士会の進むべき途を示す道標となることを願いまして、発刊による辞と致します。

目 次

ご挨拶	i
弁理士白書発刊によせて	ii

第1編 弁理士の実勢

第1章 弁理士数の推移等	2
(1) 弁理士数の推移	2
(2) 年度別の登録者数の推移	9
(3) 年度別の登録抹消者数の推移	9
(4) 弁理士試験等合格者数の推移	12
第2章 事務所(特許事務所、特許業務法人、企業、大学等を含む)の推移等	14
(1) 事務所数の推移	14
(2) 事務所の規模別内訳の推移	15
(3) 事務所の規模別分布と規模別就業人数	16
(4) 事務所の地域分布状況(海外所在事務所も含む)	17
第3章 支部別弁理士数の推移等	20
(1) 関東支部、東海支部、近畿支部	20
(2) 北海道支部、東北支部、北陸支部、中国支部、四国支部、九州支部	21

Column

■女性弁理士第1号	4
■太平洋戦争時の弁理士会	22

■大正11年、弁理士会設立当時の国際活動	17
----------------------	----

第2編 弁理士の活動状況

23

第1章 出願手続等の代理	24
第2章 税関における差止手続の代理	27
第3章 裁判所における補佐人・共同訴訟代理人業務	28
第4章 特定侵害訴訟の代理	30

Column

■○○弁理士会?	20
----------	----

第3編 日本弁理士会について

31

第1章 組織	32
第2章 役員数、委員会数、委員数	33
第3章 財政	35
(1) 財政の推移	35
(2) 支部の事業費の推移	39

第4編 日本弁理士会の活動状況

41

第1章 研修の取り組み	42
(1) 研修所の概要	42
(2) 研修の種類別の実施回数、年間受講者数(延べ人数)の推移	43
(3) 継続研修(弁理士義務研修)	45
(4) 特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修	46
(5) 実務修習	47
(6) 新人研修	48
(7) 弁理士育成塾	48
(8) 知財ビジネスアカデミー	49

iii

第2編 弁理士の活動状況

(9) 各支部で行う研修	50
第2章 社会貢献活動	51
(1) 知的財産支援センターの概要	51
(2) 支援事業数	51
(3) セミナー等の開催	52
(4) 特許出願等援助制度	53
(5) 常設無料特許相談	54
(6) 知財総合支援窓口	57
(7) 地方自治体との知財支援協定の締結実績一覧	59
(8) パテントコンテスト、デザインパテントコンテスト	61
(9) 各支部の社会貢献活動	63
第3章 復興支援活動	69
第4章 知的財産価値評価推進センター	71
(1) 概要	71
(2) 活動	71
第5章 日本知的財産仲裁センター	73
(1) 概要	73
(2) 活動	73
第6章 国際活動	75
(1) 国際活動センターの概要	75
(2) 活動	75
第7章 広報活動	77
(1) 広報センターの概要	77
(2) 活動	77
第8章 品位保持の取り組み	81
(1) トラブル対応及び処分手続	81
(2) 苦情申立て、紛議調停請求及び処分請求等	83
(3) 処分請求(審査委員会による審査と決議)	84
(4) 継続研修、必修研修の受講者数と未受講者数	85
(5) 会費滞納による退会者数	86
第9章 研究・レポート	87
(1) 中央知的財産研究所の概要	87
(2) 過去の研究課題と研究員、研究成果	87
第10章 意見・声明	89
第11章 その他の活動	92
(1) 会員総合相談窓口	92
(2) 非弁理士行為への対応	93
(3) 弁理士法改正への対応	94

Column

■研修の歩み	42	■特許出願援助制度の始まり	53
■常設特許相談の始まり	56	■80年以上前から社会貢献活動！	58
■新しい社会貢献活動の波	60	■弁理士会の広報活動の始まり	78
■「パテント」誌の発行	80	■明治30年の広告	81
■平成17(2005)年頃から弁理士の派遣依頼が急増！	93	■「知的財産権と使命条項」	100

第5編 弁理士関係団体

101

第1章 弁理士関係団体	102
(1) 日本弁理士政治連盟	102
(2) 日本弁理士協同組合	103
(3) アジア弁理士協会(APAA)日本部会	104
(4) 弁理士厚生年金基金	105

資料編

107

第1編

弁理士の実勢

第1章

弁理士数の推移等

弁理士制度は、明治 32(1899)年の「特許代理業者登録規則」の施行から数えて、本年（平成 26 年度）で 115 年となる。当初 138 名であった登録者数は、平成 26(2014)年 3 月末現在 10,171 人（特許業務法人を除く）となっているが、この間の弁理士の増加は、必ずしも右肩上がりの直線的なものではなく、さまざまな理由により増減を経て現在に至っている。

まず、昭和 13(1938)年の弁理士法一部改正により、すべての弁理士が弁理士会に加入しなければならないこととされたこと（強制加入）により、弁理士登録をしていた者のうちで実際には弁理士の業務をしていなかった者が登録を抹消し、前年には 4,389 人であった弁理士は、一気に 2,604 人まで減少した。

その後、太平洋戦争が開始されるとその激化とともに減少が続き、昭和 20(1945)年には 1,690 人、さらに戦後の混乱期の昭和 28(1953)年には、926 人となった。

高度成長期以降、我が国の産業経済の発展とともに弁理士数も年を追って増加を続け、昭和 58(1983)年には 2,733 人となって、強制加入のもとでのこれまでの最大人数（2,693 人 昭和 15(1940)年）を超えた。

弁理士数は、平成 13(2001)年の弁理士法の全部改正の前後から増加の傾向が顕著になり、特に平成 15(2003)年以降は、ほぼ毎年 400 人～500 人ずつ増加して、平成 25(2013)年には 10,000 人を超えた。

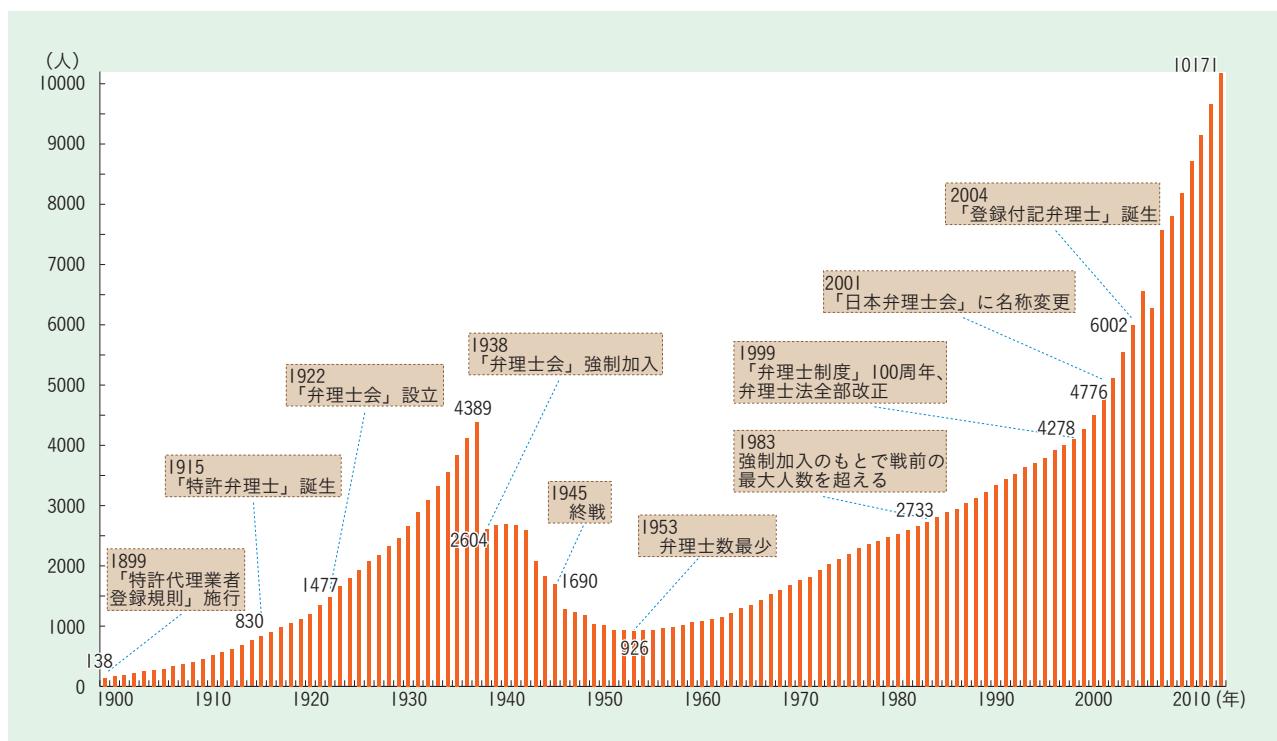
なお、特に最近 10 年を見ると、女性弁理士数の増加、年齢構成の若年化、海外を含む各地への地域展開の進展及び就業形態の多様化などの特徴がみられる。

(1) 弁理士数の推移

制度発足時から平成 25(2013)年までの弁理士数の推移を、時代や制度の大きな転換点に着目しながら表わすと次のとおりである。

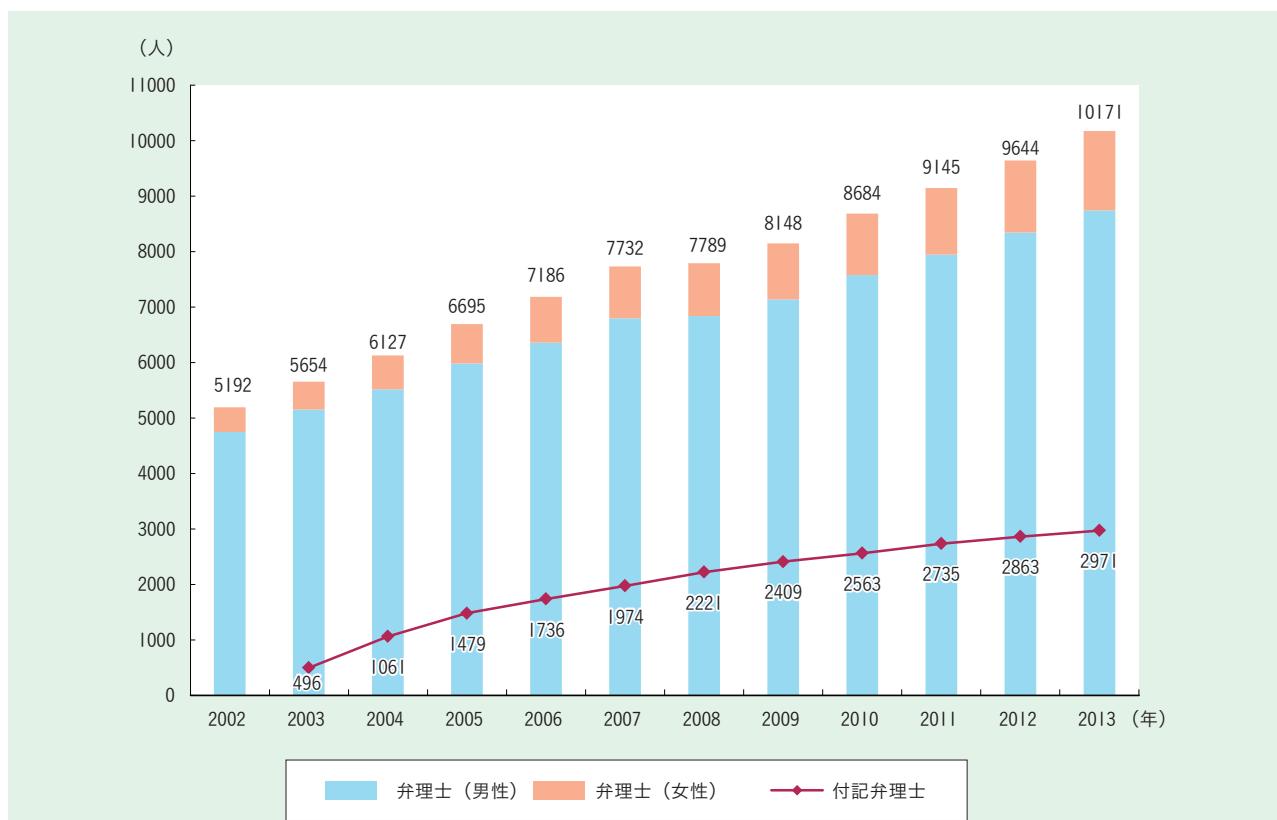
明治 32(1899)年	「特許代理業者登録規則」施行。登録者数 138 人。
明治 42(1915)年	「特許弁理士令」施行。「特許弁理士」の誕生。
大正 11(1922)年	「弁理士法」施行。名称が「弁理士」に。「弁理士会」設立。以後、弁理士は、弁理士会に入会しなければ業務ができなくなった（法第 16 条）。
昭和 13(1938)年	「弁理士法」改正。弁理士は弁理士会に加入しなければならなくなった（強制加入）。※ 弁理士数激減終戦。
昭和 20(1945)年	「弁理士法」施行後の最少人数。
昭和 28(1953)年	「弁理士法」改正。弁理士の登録事務が、特許庁から弁理士会に移管された。
昭和 35(1960)年	弁理士制度 100 年。
平成 11(1999)年	弁理士法の全部改正。
平成 12(2000)年	特定侵害訴訟の代理業務を行う弁理士（付記弁理士）誕生。
平成 16(2004)年	

① 弁理士数の推移(制度発足～2013年)



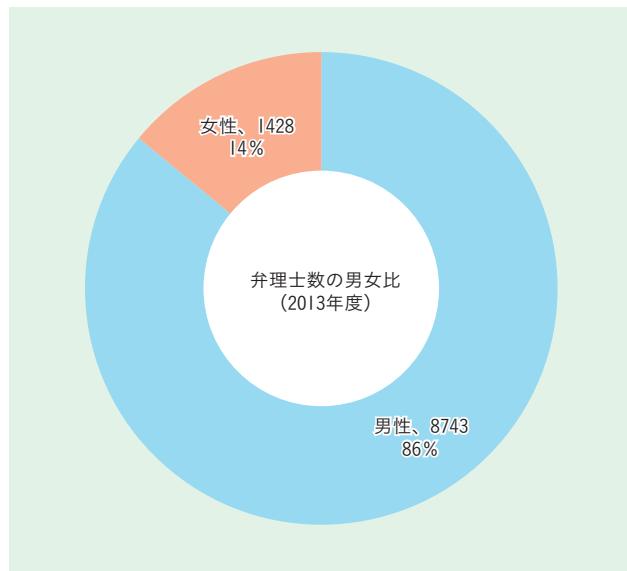
② 弁理士数及び付記弁理士数の推移

平成25(2013)年度の弁理士数は、平成14(2002)年度と比べると2倍近くに増加している。また、平成15(2003)年、特定侵害訴訟代理業務試験に合格した旨の付記を受け、弁護士と共同して特定侵害訴訟の代理業務を行える弁理士（以下、付記弁理士）が誕生し、平成25(2013)年度には2,971人に達した。



③ 弁理士数の男女比

平成 25(2013)年度末の弁理士の男女比は、次のとおりである。



Column

■女性弁理士第1号

女性弁理士第1号は、昭和10(1935)年に誕生した。第2号は昭和13(1938)年であった。

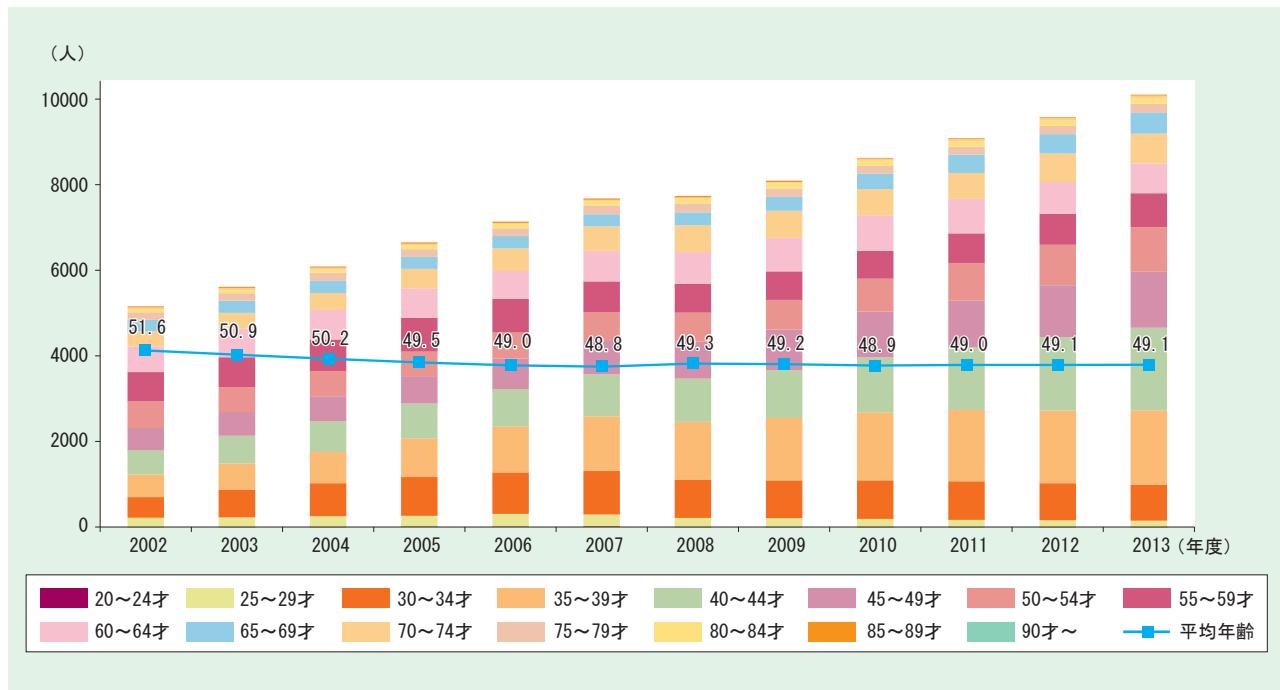
他の士業での女性の登録は、弁護士が昭和15(1940)年、税理士が昭和17(1942)年、公認会計士が昭和26(1951)年である。行政書士(昭和26(1951)年創設)及び社会保険労務士(昭和43(1968)年創設)を含めても、女性弁理士第1号、第2号は、同時に士業としても女性第1号、第2号ということになる。

女性弁理士数は、その後、平成2(1990)年には100人を超えた。19年後の平成21(2009)年4月に1,000人を超えた。さらに、平成26(2014)年3月末には1,428人となり、弁理士の約14%に達している。他の士業では、平成25(2013)年3月末で弁護士が5,936人(17.7%)、税理士が10,039人(13.6%)、公認会計士が3,141人(13.6%)となっている。

また、10年前と現在とを比較すると、男性弁理士の増加は約1.7倍であるのに対して、女性弁理士は3倍近くに増加している。

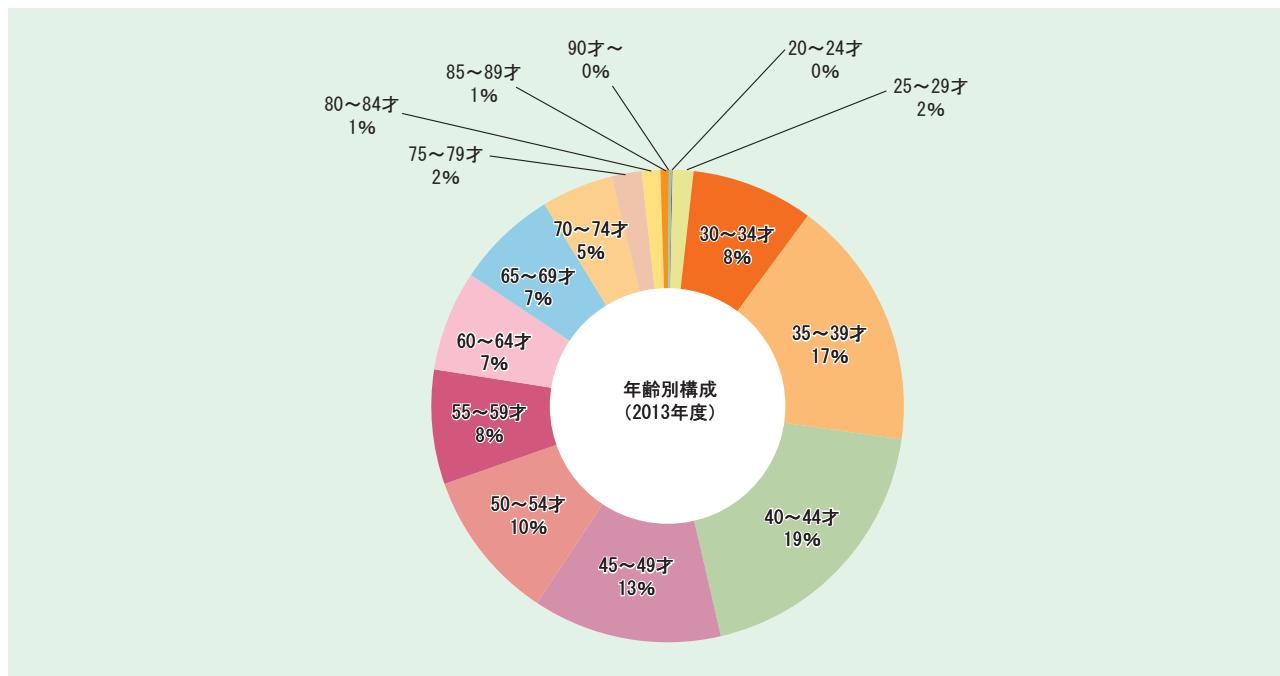
④ 年齢別構成の推移

図に示した期間を通じ、一貫して30才代後半から40才代の増加が著しく、平成14(2002)年度末には1,624人(約31.3%)であったものが、平成25(2013)年度末には5,005人(約49.2%)となっている。また、この間に平均年齢は約51.6才から約49.1才に下がっている。



⑤ 年齢別構成比

平成25(2013)年度末の弁理士の年齢別構成比は、次のとおりである。



⑥ 都道府県別の推移

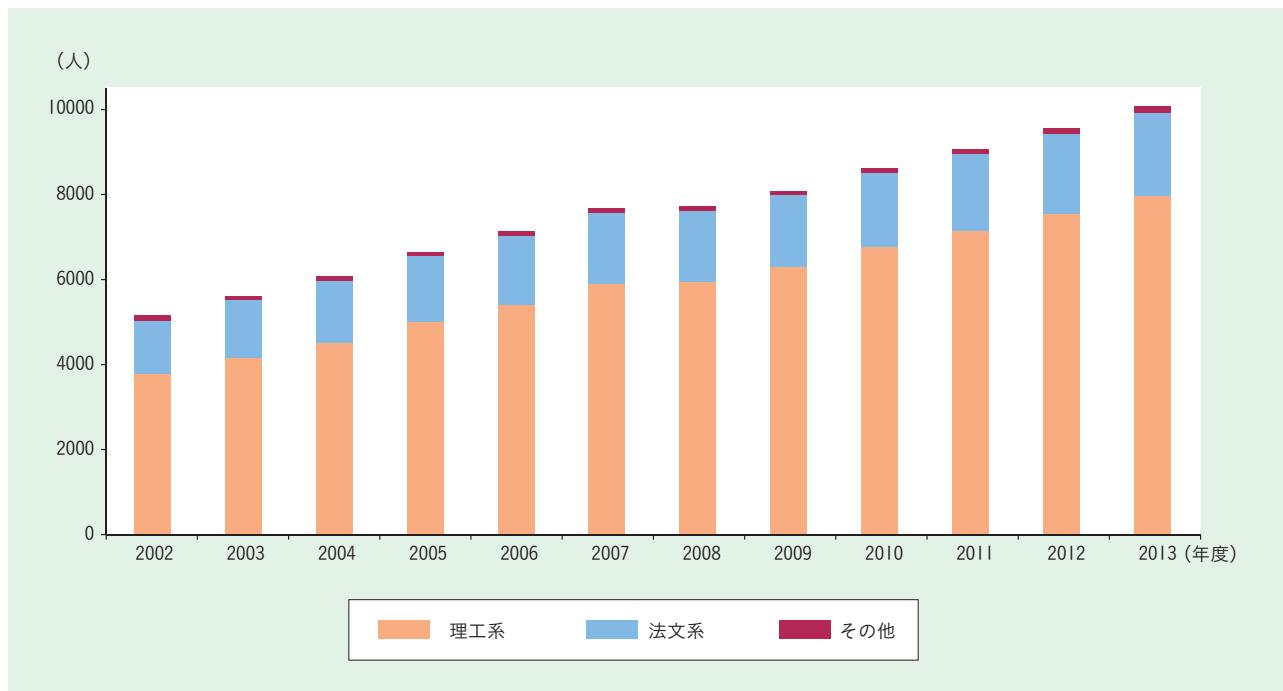
平成14(2002)年には、弁理士数が1人の県は6県であったが、平成25(2013)年度末には1県のみとなっている。また、この間に国外に事務所を有する弁理士の数は約8倍に増加している。

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
北海道	9	12	16	16	20	18	21	25	27	29	30	34
青森県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4
岩手県	1	1	1	2	2	3	3	3	5	3	3	3
宮城県	5	4	4	6	6	8	11	12	9	9	12	13
秋田県	2	2	2	2	2	3	3	3	4	4	9	8
山形県	4	4	4	4	4	4	3	2	2	6	4	4
福島県	3	3	5	5	6	6	6	6	6	9	11	11
茨城県	38	41	44	52	58	68	72	75	81	96	109	118
栃木県	6	8	9	13	9	15	19	17	22	24	27	30
群馬県	10	11	13	17	19	19	16	17	19	17	20	24
埼玉県	68	80	80	78	89	106	109	113	114	129	134	154
千葉県	88	85	96	100	109	112	124	134	144	155	160	186
東京都	3293	3534	3775	4052	4286	4560	4542	4698	4981	5190	5427	5652
神奈川県	302	337	366	423	473	500	522	556	615	659	690	740
山梨県	4	5	5	6	6	5	5	7	7	7	9	10
長野県	16	20	20	27	31	32	33	36	42	39	40	47
岐阜県	24	28	31	35	42	48	48	48	49	51	54	57
静岡県	28	35	38	40	43	46	45	47	50	51	56	62
愛知県	218	242	262	296	318	353	359	387	422	447	481	514
三重県	5	5	6	9	11	11	12	11	12	12	14	17
新潟県	4	5	5	7	8	8	8	8	8	9	10	12
富山县	5	5	6	6	6	7	7	8	10	11	13	16
石川県	6	7	7	7	6	8	9	9	9	11	12	13
福井県	5	6	5	6	7	8	9	11	11	12	11	11
滋賀県	10	16	21	29	32	38	39	40	44	46	57	66
京都府	61	73	83	101	110	135	145	159	168	172	195	207
大阪府	788	875	971	1082	1165	1247	1245	1313	1387	1453	1504	1547
兵庫県	74	86	106	112	136	160	162	179	189	203	229	244
奈良県	11	14	20	24	29	30	30	31	36	45	46	53
和歌山县	2	1	3	4	5	6	6	5	5	7	8	8
鳥取県	4	3	3	3	3	3	3	3	2	2	1	1
島根県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3
岡山県	122	13	14	13	14	15	13	13	15	16	16	22
広島県	11	12	16	18	18	21	25	23	28	33	36	36
山口県	2	2	2	2	3	6	6	6	6	8	9	8
徳島県	3	4	4	4	5	6	6	5	6	6	6	10
香川県	3	3	4	5	5	6	7	7	9	12	10	12
愛媛県	4	4	4	6	7	5	6	5	5	6	9	12
高知県	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	5	7
福岡県	36	35	36	43	44	47	47	52	53	60	73	78
佐賀県	1	1	3	3	3	3	3	4	2	1	2	4
長崎県	1	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3
熊本県	3	4	5	6	6	6	5	6	6	8	9	10
大分県	1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	2	4
宮崎県	1	1	1	1	1	2	3	3	2	5	6	6
鹿児島県	1	1	2	3	3	3	3	3	5	5	6	6
沖縄県	3	4	5	4	5	6	6	7	7	8	9	6
北米州	7	10	11	10	15	18	23	28	30	30	32	35
欧洲	2	1	2	2	2	4	4	5	12	18	19	26
アジア州	1	1	1	1	2	3	3	3	3	6	9	14
その他海外	0	1	1	1	2	4	3	4	4	4	3	3

【注】 主たる事務所でカウント

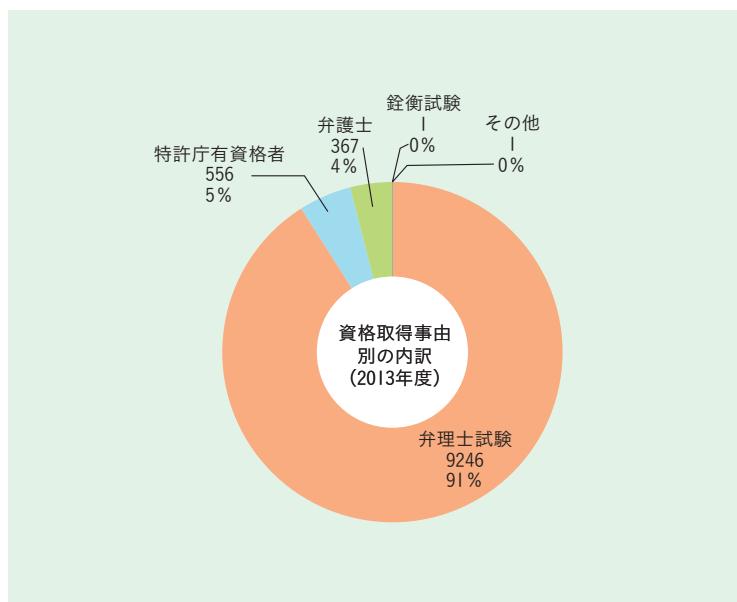
⑦ 最終学歴（文理）の内訳の推移

最終学歴（文理）の推移は、次のとおりである。



⑧ 弁理士資格の取得事由別内訳

平成25(2013)年度末の弁理士の弁理士資格の取得事由別内訳は、次のとおりである。

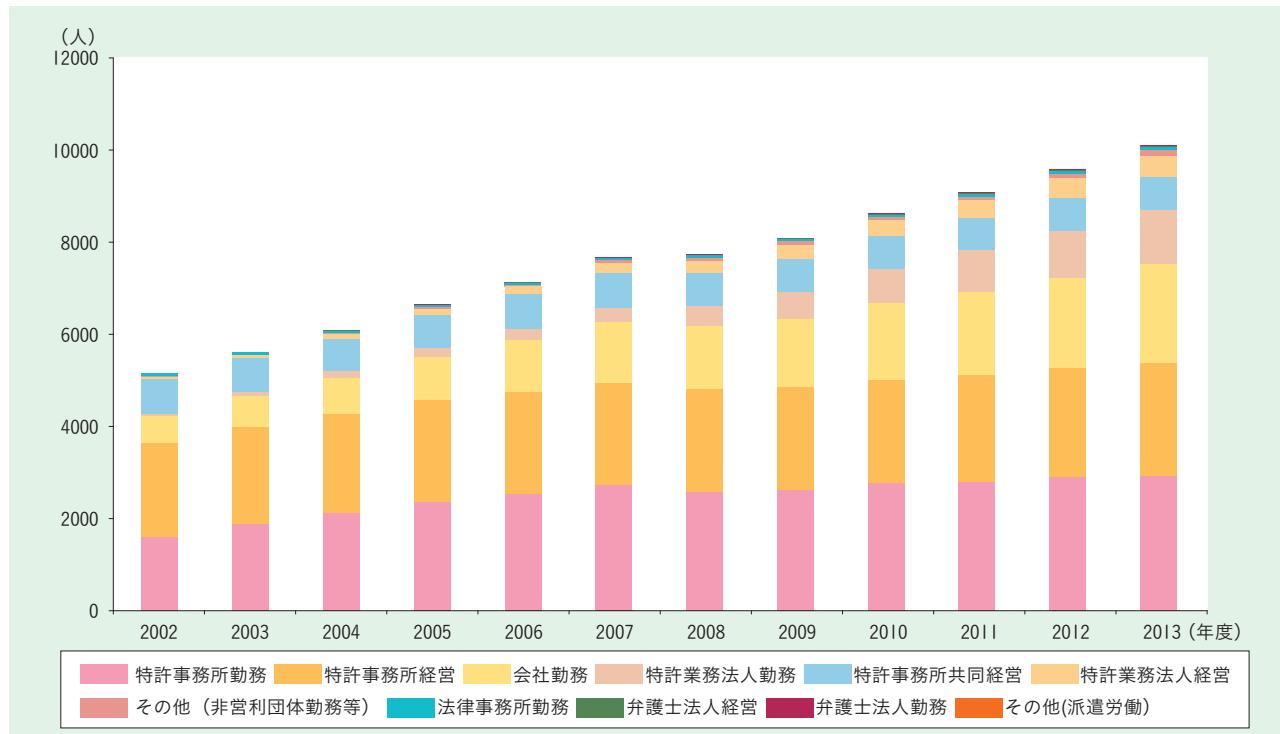


⑨ 就業形態別弁理士数の推移

企業弁理士が、年々増加傾向にあり（年間約100人増加）、弁理士全体の約2割を占めるに至っている。

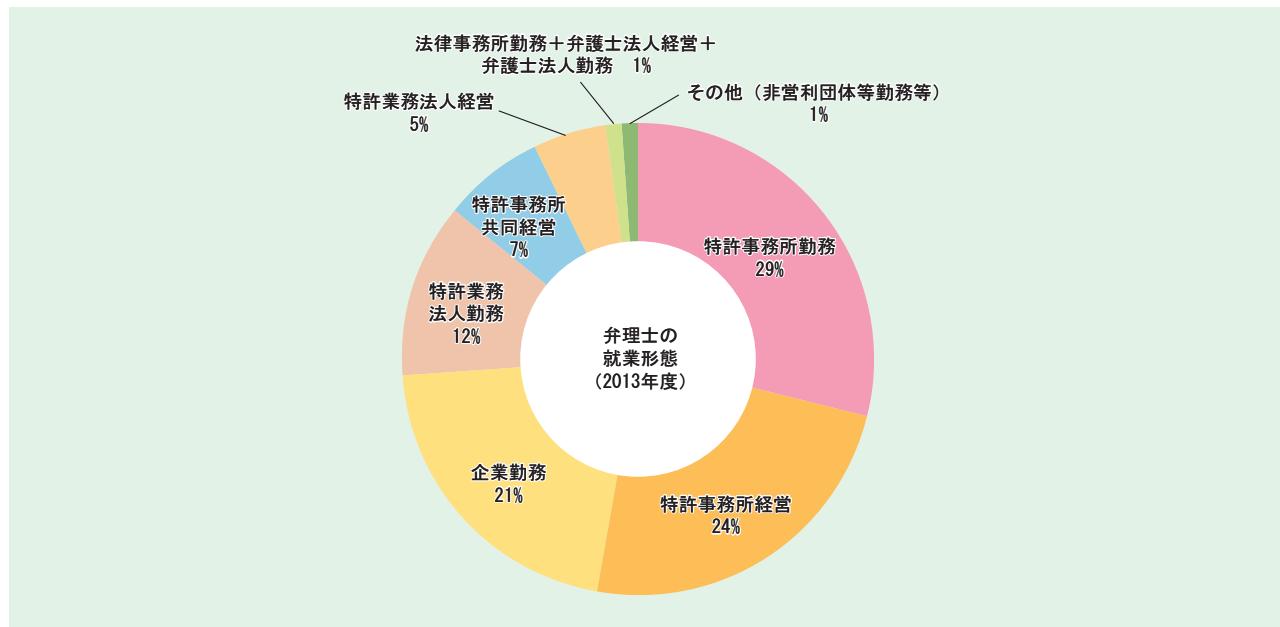
また、特許業務法人の設立数が増えるにつれ、特許業務法人の経営（社員）弁理士・勤務（使用人）弁理士ともに増加傾向にある。

特許事務所経営・勤務弁理士は、会員数としては増加しているが、全体の割合としては減少している。他の就業形態は、弁理士増加人数から考えると、ほぼ横ばいである。



⑩ 就業形態別弁理士数

平成25(2013)年度末の就業形態別弁理士数は、以下のとおりである。



(2) 年度別の登録者数の推移

平成 14(2002)年度から平成 25(2013)年度の弁理士登録者数は、平均すると毎年度約 594 人であり、最も多いのは平成 22(2010)年度の 750 人である。

平成 20(2008)年度の登録者が極端に少ないのは、このときから弁理士試験合格者に実務修習（登録前研修）が義務化され、登録が修習の修了後（翌年度の初め）となったことが一因である。

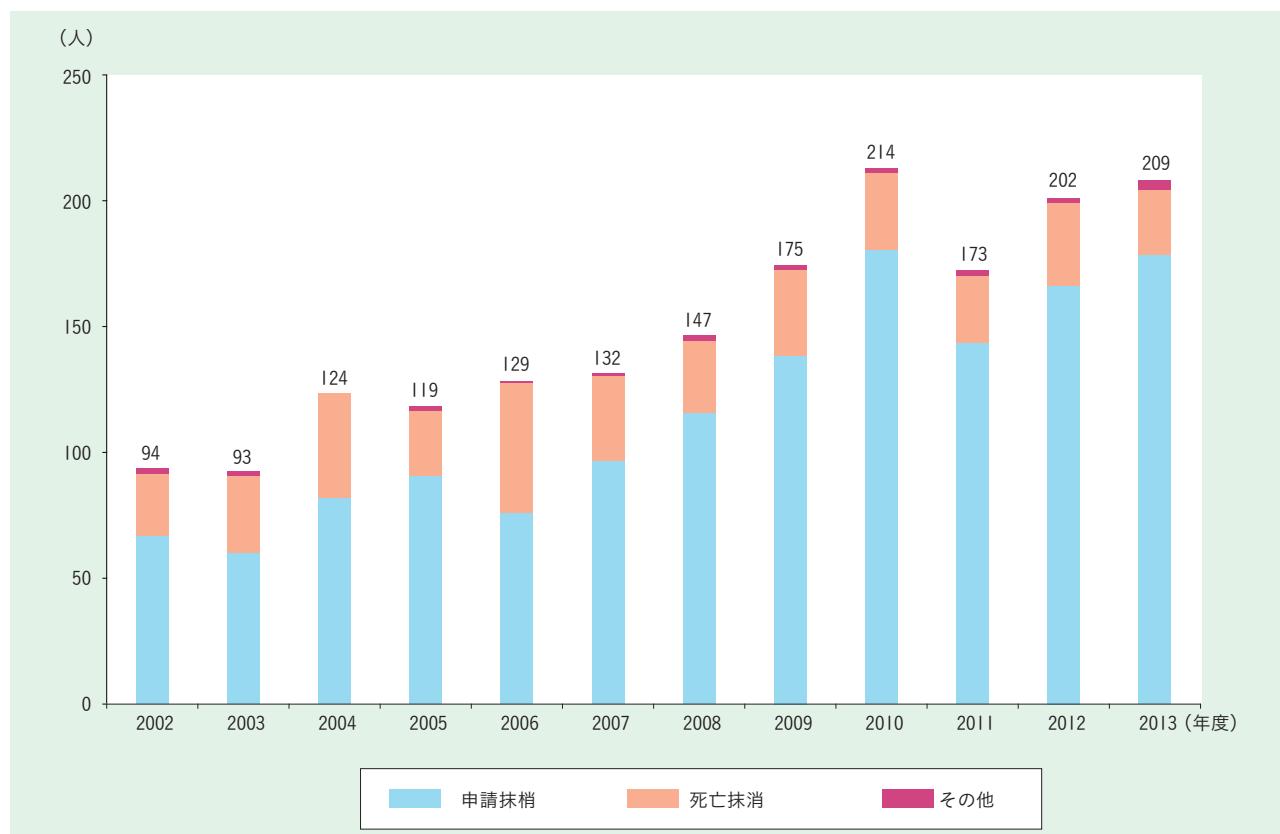


(3) 年度別の登録抹消者数の推移

年度別の登録抹消者数は、平成 14(2002)年度から平成 25(2013)年度の間で 2 倍以上に増加しているが、弁理士数も同じ期間に 5,192 人から 10,171 人とほぼ倍増しており、期間を通じて全弁理士数の 2% 前後でほぼ一定している。

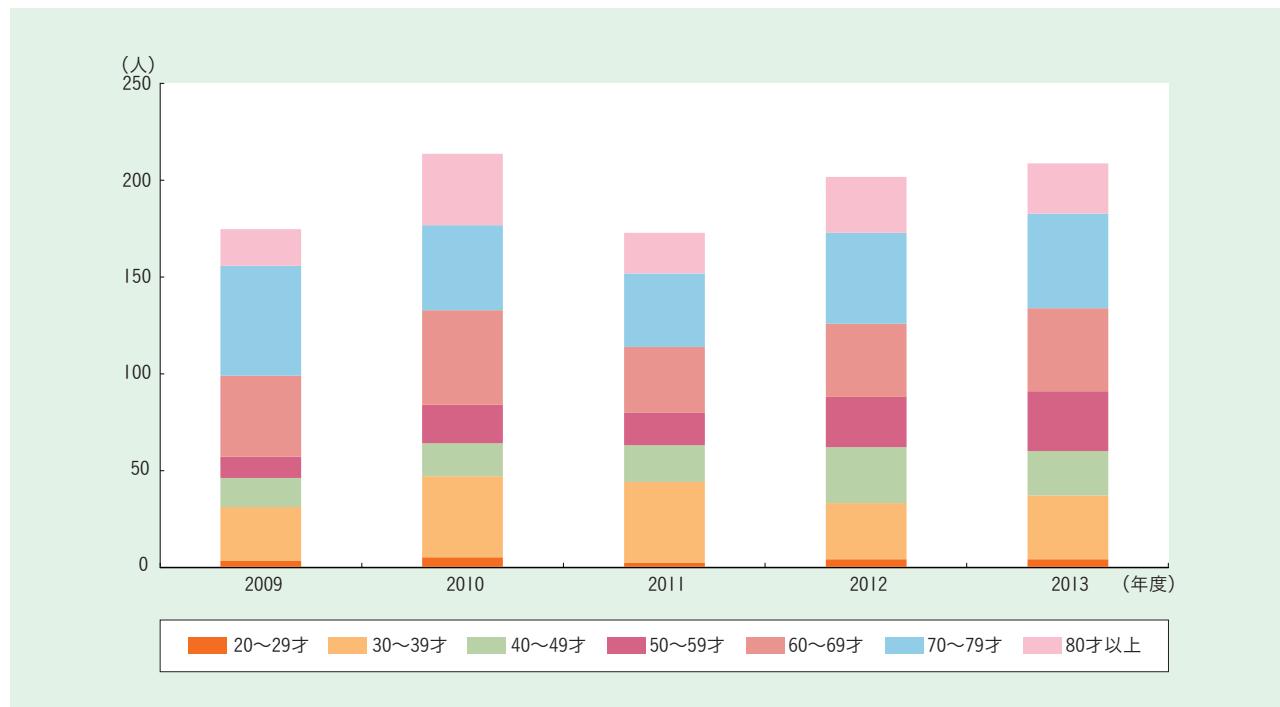
抹消理由で最も多いのは、自らの意思による登録抹消（申請抹消）であり、期間を通じて全抹消者の過半数を占めている。特に直近 4 年間は 80% を超えている。また、死亡抹消者数は、弁理士数が増加しても増えていない。抹消理由の「その他」は、会費滞納などによる退会処分や欠格事由（弁理士法第 8 条）に該当したことによる登録抹消である。

①抹消理由別の年度別登録抹消者数の推移



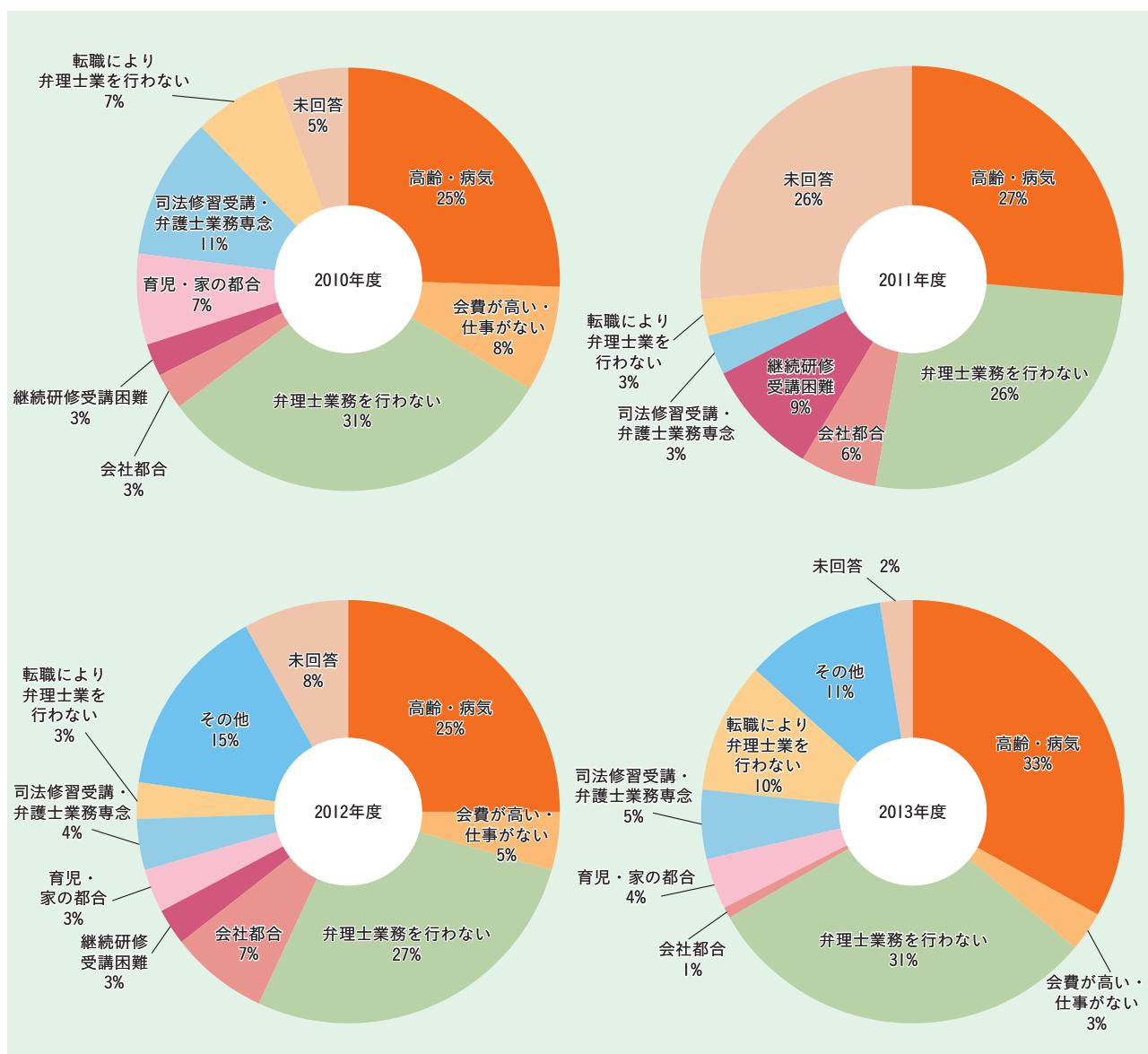
②過去5年間における年齢別の申請抹消者の推移

申請抹消者の年齢構成は、全期間を通じて60才～69才と70才～79才の者が多いが、50才～59才の登録抹消者数が平成21(2009)年度からほぼ連続して増加し続け、平成25(2013)年度には約3倍となっている。



③ 抹消理由別の申請抹消者数の推移

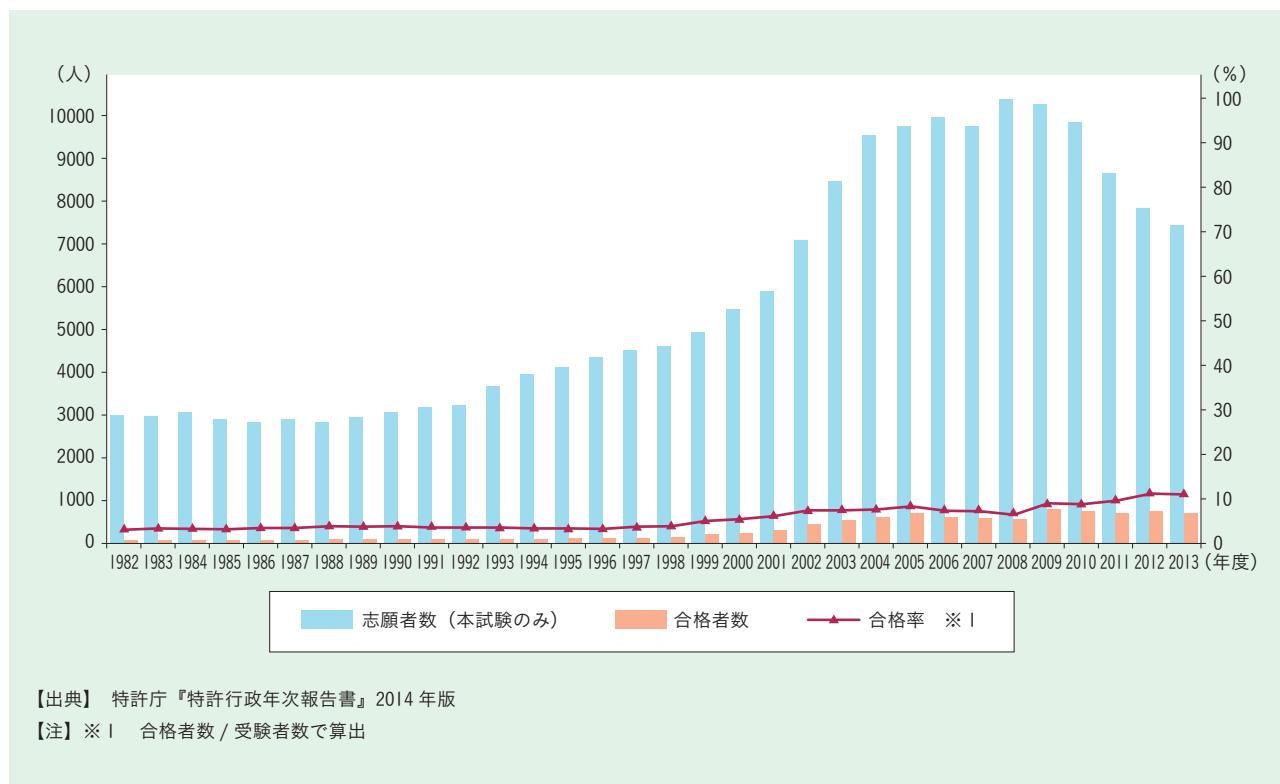
申請抹消者にその理由について問い合わせを始めたのは、平成22(2010)年6月からであり、約4年間の推移となる。回答は任意である。全体としては、「弁理士業務を行わない」と「高齢・病気」と回答した者が過半数を占める。「継続研修の受講困難」と回答した者は多くはない。年代別では、70才～79才及び80才以上は「高齢・病気」、60才～69才は「弁理士業務を行わない」と「高齢・病気」、50才～59才は「弁理士業務を行わない」が多い。ただし、「弁理士業務を行わない」の中に「会社都合」や「仕事がない」などが含まれている可能性がある。



(4) 弁理士試験等合格者数の推移

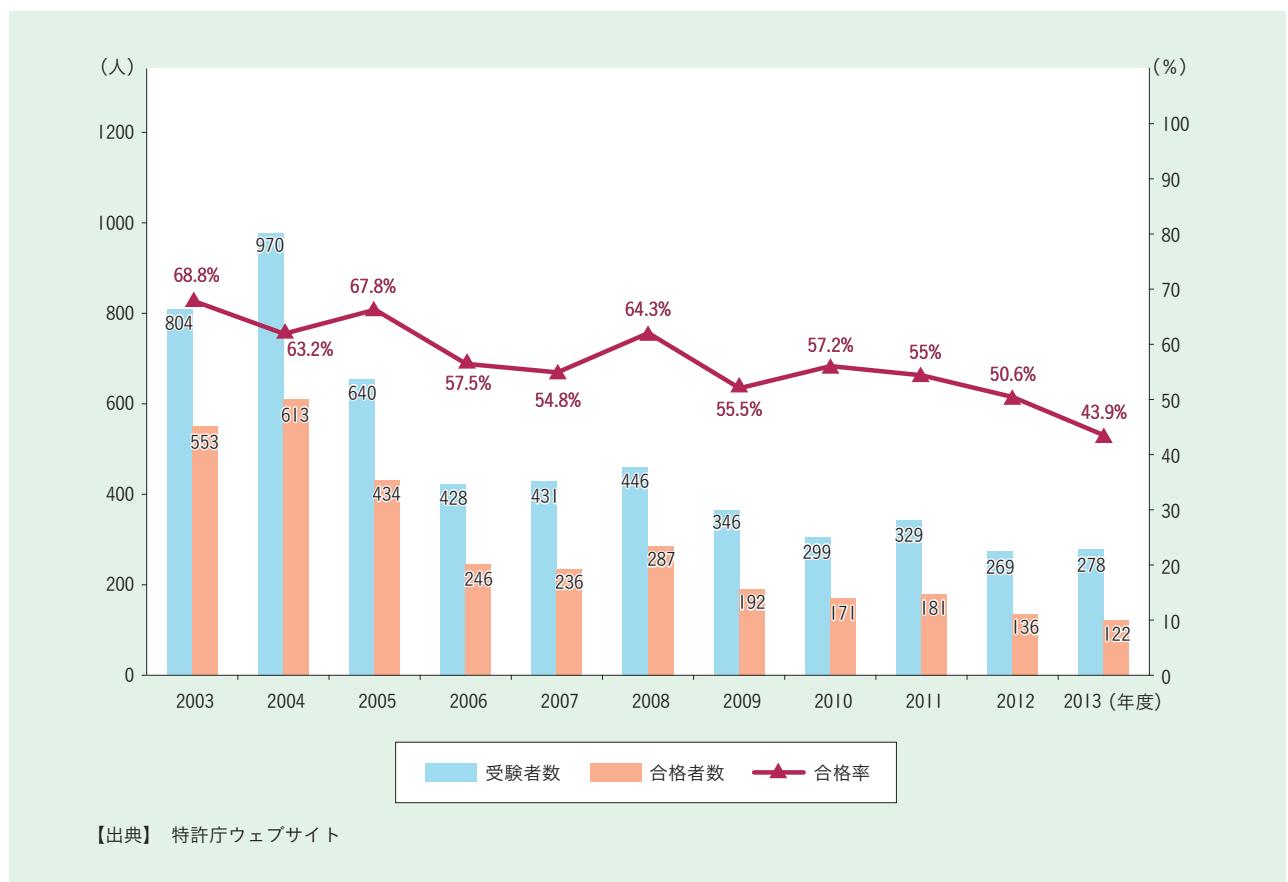
① 弁理士試験合格者数の推移

平成12(2000)年の弁理士法全部改正によって、弁理士試験(論文試験)の選択科目について、一定の公的資格を有する者や一定の分野で修士・博士の学位を有する者などの試験を免除するいわゆる「免除規定」(弁理士法第11条、同法施行規則第4条)が設けられ、平成14(2002)年から実施された。これに伴い志願者・合格者とも増加した。その後、志願者数は平成20(2008)年の10,494人をピークに減少しているが、一方で合格率は、平成24(2012)年、25(2013)年の2年で10%を超えており。



② 特定侵害訴訟代理業務試験合格者数の推移

特定侵害訴訟代理業務試験は、平成15(2003)年に開始された。同年から平成17(2005)年までの3年間は、受験者が600人を超えていたが、平成18(2006)年から平成20(2008)年までは400人台、その後は300人前後でほぼ一定している。合格率は、受験者数の多かった当初の3年間は連続して60%を超えたが、その後は平成20(2008)年を除いて60%を下回り、さらに平成25(2013)年には50%を下回っている。



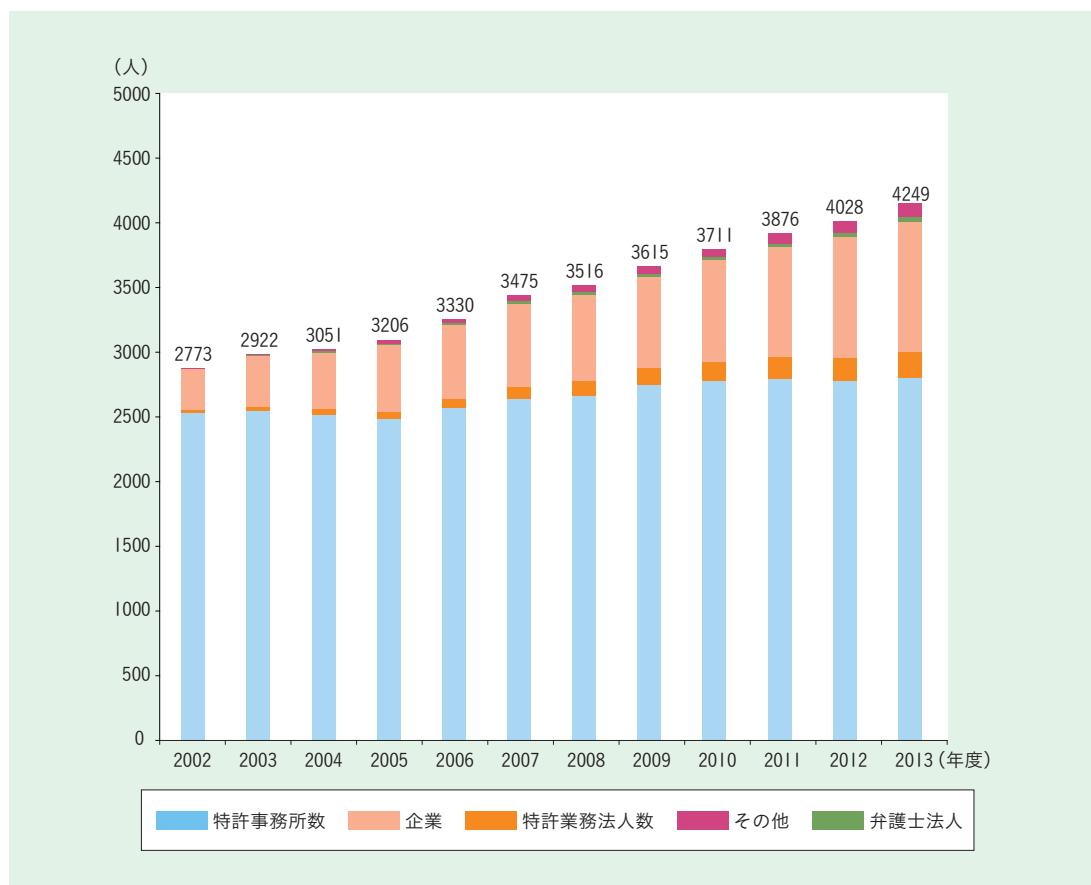
第2章

事務所(特許事務所、特許業務法人、企業、大学等を含む)の推移等

(1) 事務所数の推移

弁理士数の増加に伴って、弁理士が主たる事務所として登録している事務所数（特許業務法人、企業、大学などを含む）は増加している。ただし、弁理士数が平成14(2002)年度から平成25(2013)年度までで倍増しているのに対して、事務所数の増加は約40%にとどまる。これは、(2)で詳述するとおり弁理士数が複数人の事務所に所属する弁理士が増加したことによるものであると考えられる。

なお、特許事務所の法人化（「特許業務法人」の設立）は、平成12(2000)年の弁理士法改正により可能となったもので、特許業務法人数は、期間を通じて増加し、平成25(2013)年度末には197法人となった。



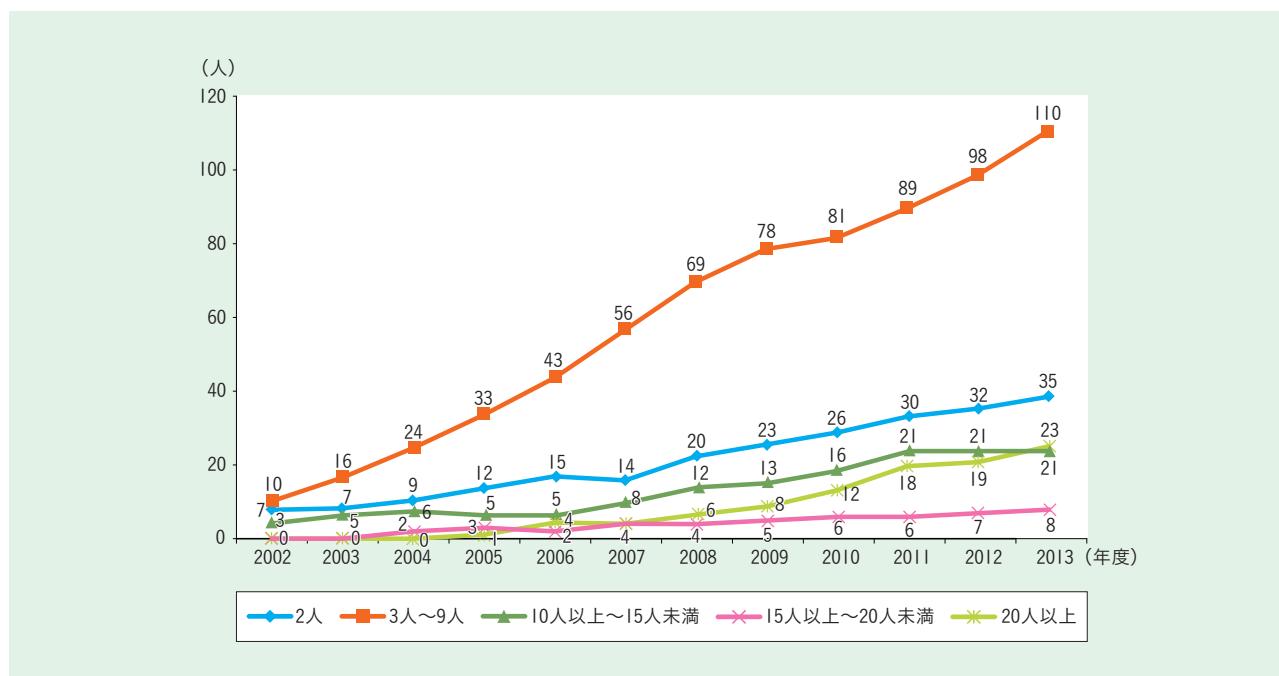
(2) 事務所の規模別内訳の推移

平成14(2002)年から平成25(2013)年を通じて、所属弁理士数1人の事務所数が最も多く、平成15(2003)年度には全事務所（企業、特許業務法人を含む）の71.2%、平成25(2013)年度でも67.6%を占めている。弁理士数2人～9人の事務所数は同様に26.8%→28.9%、10人～29人で約1.5%→約2.8%、30人～49人で0.2%→0.35%、50人以上で0.03%→0.18%などとなっている。弁理士数の多い事務所は、平成14(2002)年から平成25(2013)年を通じてその数・増加率ともにわずかであるが、1事務所あたりの所属弁理士数が多いため、事務所数の多さと、事務所規模別にみた弁理士数とは比例しない。（次の表及び(3)参照）

なお、平成15(2003)年度までは存在しなかった弁理士数70人以上の事務所が平成16(2004)年度に初めて誕生し、翌平成17(2005)年度には80人以上の事務所ができ、現在は4か所に増加している。

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
・1人	2001	2083	2142	2225	2279	2349	2389	2455	2494	2633	2705	2875
・2人	381	417	449	465	477	523	508	514	511	521	568	584
・3人	168	150	167	181	207	192	211	233	252	241	254	249
・4人	78	92	91	102	110	135	138	121	124	121	122	140
・5人	35	47	53	60	71	58	66	81	95	98	86	94
・6人	26	31	31	43	41	52	38	40	43	51	64	60
・7人	12	26	18	26	29	35	26	20	28	39	45	49
・8人	16	10	25	17	16	17	23	22	21	16	25	25
・9人	9	12	9	10	13	16	20	17	16	23	15	27
(小計)2人～9人	725	785	843	904	964	1028	1030	1048	1090	1110	1179	1228
・10人以上～15人未満	23	28	34	40	44	49	51	59	69	65	71	68
・15人以上～20人未満	10	10	11	10	15	20	16	17	19	25	26	29
・20人以上～25人未満	1	3	7	10	8	5	10	13	16	15	15	17
・25人以上～30人未満	2	2	2	3	6	7	4	5	2	3	5	7
(小計)10人～29人	36	43	54	63	73	81	81	94	106	108	117	121
・30人以上～35人未満	2	2	2	1	1	3	1	2	5	6	8	4
・35人以上～40人未満	2	2	0	2	1	1	2	3	2	5	4	3
・40人以上～45人未満	2	1	3	1	2	1	1	1	1	0	2	5
・45人以上～50人未満	1	2	2	3	1	3	3	1	1	1	2	3
(小計)30人～49人	7	7	7	7	5	8	7	7	9	12	16	15
・50人以上～55人未満	3	1	1	3	4	2	0	2	2	2	2	0
・55人以上～60人未満	0	2	3	0	1	2	4	3	4	4	1	0
・60人以上～65人未満	1	0	0	2	1	1	1	1	0	1	2	2
・65人以上～70人未満	0	1	0	1	1	1	1	2	1	1	0	1
・70人以上～75人未満	0	0	1	0	1	1	0	0	1	1	1	1
・75人以上～80人未満	0	0	0	1	0	1	1	1	1	2	2	2
・80人以上	0	0	0	0	1	1	2	2	3	2	3	4
(小計)50人～	4	4	5	7	9	9	9	11	12	13	11	10
	2773	2922	3051	3206	3330	3475	3516	3615	3711	3876	4028	4249

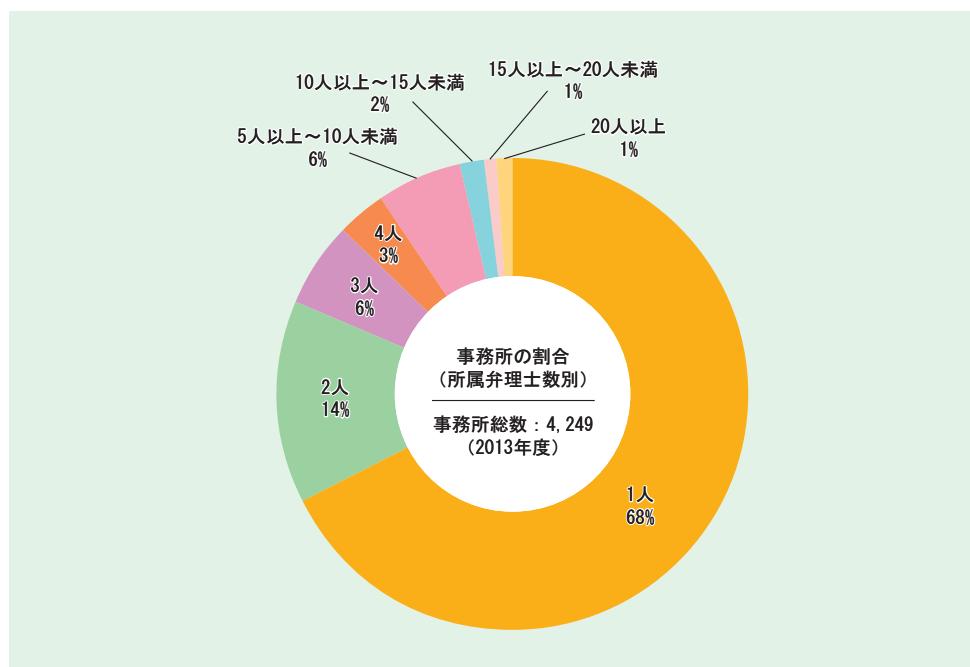
特許業務法人の規模別推移



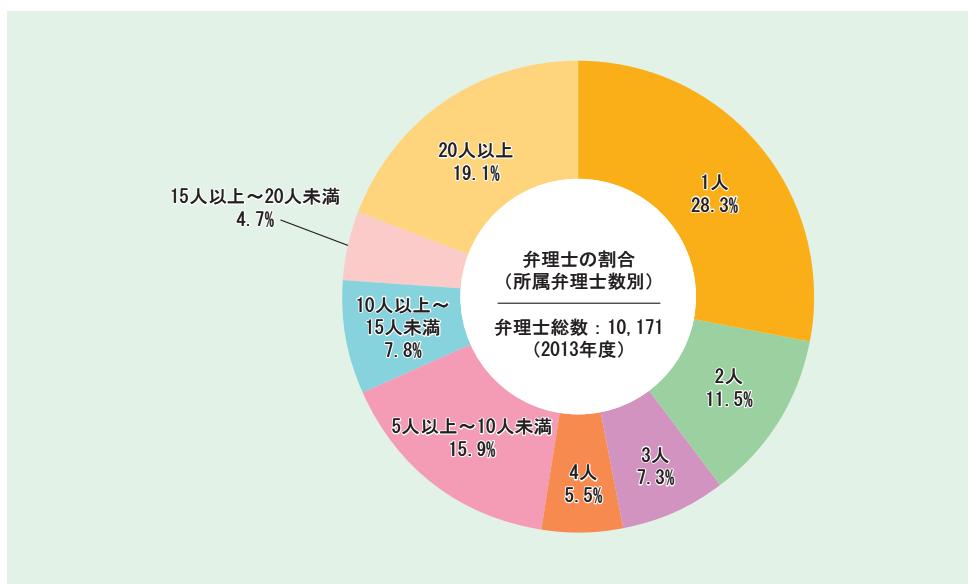
(3) 事務所の規模別分布と規模別就業人数

平成 25(2013)年度末現在、所属弁理士数が 1 人の事務所は、事務所数としては最多であり全体の約 68%を占めるが、そこに所属する弁理士は弁理士全体の 28.3%である。一方、所属弁理士数 20 人以上の事務所は、事務所全体の約 1%に過ぎないが、そこに所属する弁理士は全体の 19%を超えている。

① 事務所の規模別分布



② 事務所の規模別就業人数の分布



（4）事務所の地域分布状況（海外所在事務所も含む）

特許事務所、特許業務法人、企業のいずれについても、過半数が関東地域に分布しており、弁護士法人等を含む事務所全体では関東地域の分布が約63%となる。同様に近畿地域では18.8%、東海地域では8.5%である。海外での分布は、北米州が最も多く次いで欧州、アジア州の順となる。

なお、ここでは1つの事業体としての事務所（特許事務所、企業、特許業務法人等すべてを含む）内の主たる事務所と従たる事務所は、それぞれ個別に集計している。例えば、東京都に主たる事務所を有し、大阪府に従たる事務所を1か所持つ特許業務法人の場合、東京都に1か所、大阪府に1か所それぞれカウントしている。

Column

■大正11年、弁理士会設立当時の国際活動

大正11（1922）年11月に創刊された弁理士会会報第1号を見ると、そこには少なからず海外の情報が掲載されているのに一驚する。即ち「比律賓（フィリピン）島特許法施行中止ニ関スル件」、「支那に於ける商標仮登録に関する件」、「商標から見た支那」等である。会報第2号には5項目、第3号にはなんと11項目もの海外情報が掲載されている。これを見ても当時の会員が海外情報を必要としていたこと、換言すれば海外の事件に少なからず関与していたであろうことを推定することができる。

また、会報第2号には特許局員と弁理士会員との第一回談話会の告知文が掲載されているのであるが、局側がとりあげたテーマは「歐米諸国ニ於ケル工業所有権制度ニ就イテ」である。このときの弁理士会側講師が選んだ演題は詳らかではないが、いずれにせよこのように国際的としかいいようがない話題が第一回の談話会で選ばれた事実は、当時の弁理士の多くが既に国際問題に深く興味を示していたであろうことをしのばせるものがある。

（弁理士制度百年史 129頁より抜粋）

事務所別の地域別分布(従たる事務所を含む)

2014.3.31 現在

北海道		特許事務所 (法律事務所含む)		特許業務法人		企業		弁護士法人		その他		合計	
		・北海道	26	0.7%	2	0.8%	2	0.2%	1	2.6%	4	3.5%	
東北	○合計		26	0.7%	2	0.8%	2	0.2%	1	2.6%	4	3.5%	35
	・青森県	6	0.2%	0	0.0%	1	0.1%	1	2.6%	0	0.0%	8	
	・岩手県	5	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	
	・宮城県	13	0.4%	1	0.4%	0	0.0%	1	2.6%	2	1.8%	17	
	・秋田県	8	0.2%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	1	0.9%	10	
	・山形県	7	0.2%	1	0.4%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	9	
	・福島県	11	0.3%	1	0.4%	2	0.2%	0	0.0%	1	0.9%	15	
関東	○合計	50	1.4%	3	1.2%	5	0.5%	2	5.3%	4	3.5%	64	
	・茨城県	41	1.2%	2	0.8%	18	1.8%	0	0.0%	4	3.5%	65	
	・栃木県	14	0.4%	0	0.0%	12	1.2%	0	0.0%	1	0.9%	27	
	・群馬県	19	0.5%	1	0.4%	8	0.8%	0	0.0%	1	0.9%	29	
	・埼玉県	121	3.4%	2	0.8%	27	2.7%	0	0.0%	1	0.9%	151	
	・千葉県	145	4.1%	2	0.8%	25	2.5%	1	2.6%	0	0.0%	173	
	・東京都	1,632	46.2%	131	52.4%	391	38.4%	13	34.2%	38	33.6%	2,205	
	・神奈川県	324	9.2%	10	4.0%	115	11.3%	1	2.6%	7	6.2%	457	
	・山梨県	11	0.3%	0	0.0%	2	0.2%	0	0.0%	1	0.9%	14	
東海	○合計	2,307	65.3%	148	59.2%	598	58.8%	15	39.5%	53	46.9%	3,121	
	・長野県	31	0.9%	2	0.8%	11	1.1%	0	0.0%	1	0.9%	45	
	・岐阜県	26	0.7%	4	1.6%	5	0.5%	0	0.0%	1	0.9%	36	
	・静岡県	42	1.2%	3	1.2%	21	2.1%	0	0.0%	1	0.9%	67	
	・愛知県	158	4.5%	30	12.0%	63	6.2%	3	7.9%	2	1.8%	256	
	・三重県	11	0.3%	0	0.0%	6	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	17	
北陸	○合計	268	7.6%	39	15.6%	106	10.4%	3	7.9%	5	4.4%	421	
	・新潟県	13	0.4%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	14	
	・富山県	7	0.2%	0	0.0%	4	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	11	
	・石川県	13	0.4%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	14	
	・福井県	13	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.9%	14	
近畿	○合計	46	1.3%	0	0.0%	6	0.6%	0	0.0%	1	0.9%	53	
	・滋賀県	20	0.6%	0	0.0%	19	1.9%	1	2.6%	1	0.9%	41	
	・京都府	64	1.8%	3	1.2%	46	4.5%	0	0.0%	4	3.5%	117	
	・大阪府	415	11.7%	39	15.6%	111	10.9%	7	18.4%	8	7.1%	580	
	・兵庫県	88	2.5%	7	2.8%	47	4.6%	1	2.6%	2	1.8%	145	
	・奈良県	33	0.9%	0	0.0%	8	0.8%	0	0.0%	1	0.9%	42	
	・和歌山県	5	0.1%	0	0.0%	2	0.2%	0	0.0%	1	0.9%	8	
中国	○合計	625	17.7%	49	19.6%	233	22.9%	9	23.7%	17	15.0%	933	
	・鳥取県	4	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	
	・島根県	3	0.1%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	4	
	・岡山県	13	0.4%	0	0.0%	6	0.6%	0	0.0%	1	0.9%	20	
	・広島県	24	0.7%	3	1.2%	6	0.6%	2	5.3%	1	0.9%	36	
	・山口県	4	0.1%	0	0.0%	3	0.3%	0	0.0%	1	0.9%	8	

第2章 事務所（特許事務所、特許業務法人、企業、大学等を含む）の推移等

四 国		特許事務所 (法律事務所含む)	特許業務法人		企業		弁護士法人		その他		合計	
			・徳島県	3	0.1%	1	0.4%	3	0.3%	0	0.0%	
・香川県	9	0.3%	1	0.4%	4	0.4%	0	0.0%	1	0.9%	15	
・愛媛県	11	0.3%	0	0.0%	2	0.2%	1	2.6%	0	0.0%	14	
・高知県	11	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.9%	12	
○合計	34	1.0%	2	0.8%	9	0.9%	1	2.6%	3	2.7%	49	
九 州	・福岡県	48	1.4%	1	0.4%	5	0.5%	2	5.3%	4	3.5%	60
	・佐賀県	4	0.1%	1	0.4%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	6
	・長崎県	5	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5
	・熊本県	7	0.2%	0	0.0%	2	0.2%	1	2.6%	0	0.0%	10
	・大分県	6	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	6
	・宮崎県	4	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.6%	1	0.9%	6
	・鹿児島県	11	0.3%	1	0.4%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	13
	・沖縄県	8	0.2%	1	0.4%	0	0.0%	1	2.6%	0	0.0%	10
	○合計	93	2.6%	4	1.6%	9	0.9%	5	13.2%	5	4.4%	116
国 外	・アジア州	7	0.2%	0	0.0%	10	1.0%	0	0.0%	1	0.9%	18
	・大洋州	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	2	1.8%	3
	・アフリカ州	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
	・欧州	13	0.4%	0	0.0%	5	0.5%	0	0.0%	9	8.0%	27
	・NIS(旧ソ連)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
	・北米州	16	0.5%	0	0.0%	17	1.7%	0	0.0%	6	5.3%	39
	・南米州	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
	○合計	36	1.0%	0	0.0%	33	3.2%	0	0.0%	18	15.9%	87
東 京 都 詳 細	・千代田区	297	8.4%	36	14.4%	89	8.8%	7	18.4%	9	8.0%	438
	・中央区	165	4.7%	14	5.6%	51	5.0%	2	5.3%	1	0.9%	233
	・港区	331	9.4%	37	14.8%	83	8.2%	2	5.3%	10	8.8%	463
	・新宿区	156	4.4%	15	6.0%	26	2.6%	1	2.6%	2	1.8%	200
	・文京区	41	1.2%	3	1.2%	9	0.9%	0	0.0%	5	4.4%	58
	・台東区	49	1.4%	2	0.8%	3	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	54
	・墨田区	15	0.4%	0	0.0%	8	0.8%	0	0.0%	1	0.9%	24
	・江東区	22	0.6%	0	0.0%	14	1.4%	0	0.0%	2	1.8%	38
	・品川区	28	0.8%	9	3.6%	24	2.4%	0	0.0%	0	0.0%	61
	・目黒区	11	0.3%	1	0.4%	3	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	15
	・大田区	26	0.7%	1	0.4%	5	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	32
	・世田谷区	57	1.6%	0	0.0%	5	0.5%	0	0.0%	1	0.9%	63
	・渋谷区	70	2.0%	5	2.0%	11	1.1%	0	0.0%	1	0.9%	87
	・中野区	22	0.6%	1	0.4%	2	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	25
	・杉並区	38	1.1%	1	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	39
	・豊島区	63	1.8%	2	0.8%	6	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	71
	・北区	12	0.3%	0	0.0%	3	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	15
	・荒川区	8	0.2%	0	0.0%	2	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	10
	・板橋区	13	0.4%	0	0.0%	3	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	16
	・練馬区	22	0.6%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	23
	・足立区	13	0.4%	1	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	14
	・葛飾区	6	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	6
	・江戸川区	5	0.1%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	6
	・23区外	162	4.6%	3	1.2%	42	4.1%	1	2.6%	6	5.3%	214
	○合計	1,632	46.2%	131	52.4%	391	38.4%	13	34.2%	38	33.6%	2,205
○全国総計	3,533	100.0%	250	100.0%	1,017	100.0%	38	100.0%	113	100.0%	4,951	

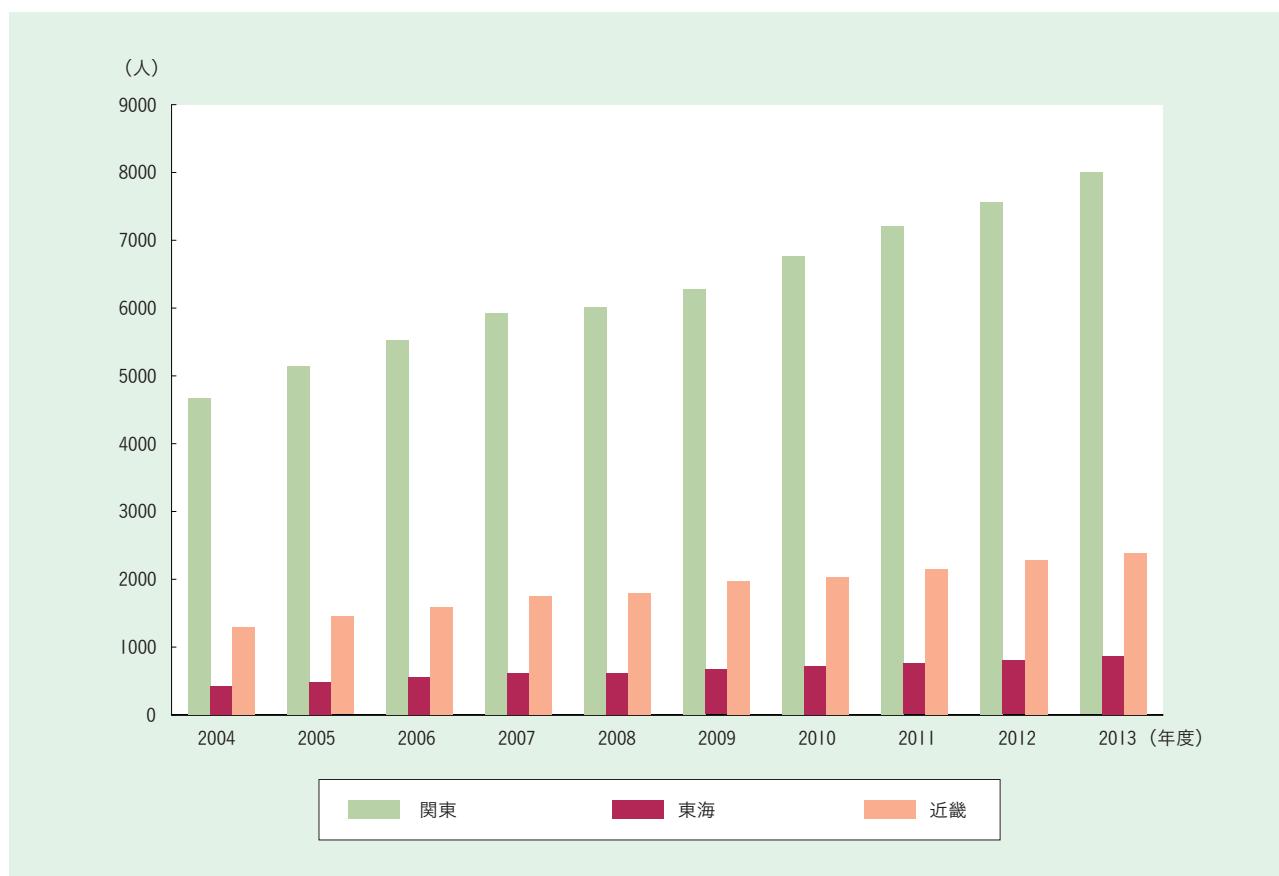
第3章

支部別弁理士数の推移等

(1) 関東支部、東海支部、近畿支部

関東支部の弁理士数は、平成19(2007)年から平成25(2013)年の7年間で2,000人以上増加し8,000人を超えた。

また、近畿支部は600人以上増えて2,400人を超え、東海支部は250人以上増えて870人に達している。



Column

■○○弁理士会？

昭和15(1940)年8月19日の常議員会で、次のような議案があった。

「大阪弁理士会、近畿弁理士会、京都弁理士会、神戸弁理士会、名古屋弁理士会等の名称使用について」

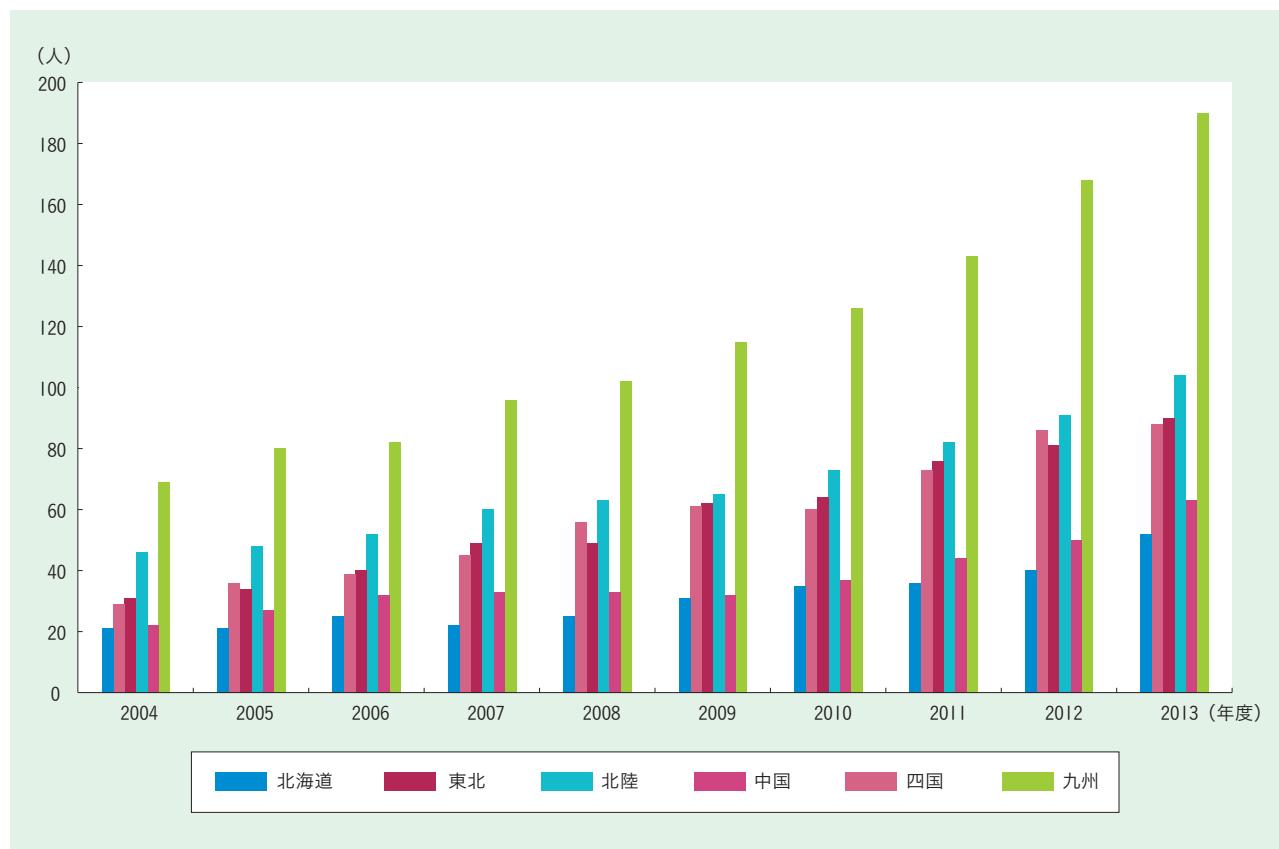
審議の結果、「かかる名称を使用することは穩当ならずと認む」ということで実現されなかった。

(弁理士制度百年史 別冊14頁)

(2) 北海道支部、東北支部、北陸支部、中国支部、四国支部、九州支部

各支部とも、平成 19(2007)年から平成 25(2013)年の 7 年間で弁理士数が大幅に増加している。

北海道支部は 22 人から 2.4 倍の 52 人に、東北支部は 45 人から 1.9 倍の 88 人に、北陸支部は 49 人から 1.8 倍の 90 人に、中国支部は 60 人から 1.7 倍の 104 人に、四国支部は 33 人から 1.9 倍の 63 人に、九州支部は 96 人から 1.9 倍の 190 人に増加している。



Column

■太平洋戦争時の弁理士会

昭和 20(1945)年 2 月 21 日開催の臨時総会の決議通知が残っている（「弁理士関係法規集」大正 11 年～昭和 37 年の中に）。

議案の一つは会則第 5 号「弁理士会戦時特別措置規則」の制定である。

第 1 条 戦時中本会ノ特別措置ハ本規則ノ定ムルトコロニ依ル

第 2 条 戦時中総会及ビ常議員会ノ招集及ビ議案ノ配布ハ成規ノ手続ニ依ラズ公示其ノ他適當ト認ムル方法ニ依リテ之レヲ為スコトヲ得但シ決算及会則ノ制定改正並ビニ廢止ニ関スル議案ニ付キテハ之ノ限ニ在ラス総会ハ定刻ヨリ 1 時間過ギ出席会員 20 人以上ニ達スルトキハ之レヲ開クコトヲ得常議員会ハ定刻ヨリ 1 時間ヲ過ギ出席常議員 5 人以上ニ達スルトキハ之レヲ開クコトヲ得

第 3 条 理事ハ情勢ニ照ラシ已ムヲ得ザルモノト認ムルトキハ総会及ビ常議員会ヲ開催セズシテ適當ノ緊急措置ヲ為スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ最近ノ総会又ハ常議員会ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス、若シ承認ヲ得ザルトキハ爾後其ノ効力ヲ失フ

第 4 条 理事ハ情勢ニ照シ已ムヲ得ザルモノト認ムルトキハ役員及ビ委員ノ任期ヲ延長スルコトヲ得前項ノ場合ニ於ケル各其ノ延長任期ハ令規ノ定ムル期間トス

第 5 条 戦時中令規ノ公示ハ本会事務所内ニ掲示シテ之レヲ為スコトヲ得、集会ニ関スル会員通知ニ付キテモ亦同ジ

第 6 条 応召応徵又ハ戦時災害ヲ蒙リ執務シ能ハザル会員若クハ其ノ家族ノ申出アリタルトキハ理事ハ適當ナル会員ヲ推薦シテ其ノ者ノ担任シタル事務ヲ処理セシムルコトヲ得

理事ハ前項ニ依リ推薦セラレタル会員ニ對シ其ノ事務ノ経過ニ付キ報告ヲ求ムルコトヲ得

第 7 条 理事ハ敵襲其ノ他非常災害ニ際シ之レガ指揮ニ関スル委員ヲ任免スルコトヲ得

第 8 条 応徵シタル会員ニシテ会費ノ免除ヲ受ケムトスルモノハ書面ヲ以テ本会ニ申出ヅベシ理事ハ前項ノ申出ニ對シ之レガ許否ヲ決スベシ

昭和 20 年 2 月 28 日

東京都麹町区三年町一番地 技術院内

弁理士会

理事長 清瀬 一郎

当時の切迫した雰囲気が伝わってくるようである。

昭和 18(1943)年 11 月に、特許局は技術院に統合されていた。

理事長は、この数年後に「東京裁判」で日本側弁護団の副団長を務めた清瀬一郎氏である。

第2編

弁理士の活動状況

第1章

出願手続等の代理

〔特許出願〕

我が国における特許出願件数は、毎年40万件を超える高い水準で推移してきたが、平成18(2006)年から漸減し、平成21(2009)年に348,596件へと大きく減少した。その後も特許出願はほぼ漸減傾向にあり、平成25(2013)年は328,436件であった。弁理士が代理人となっている特許出願件数は、平成16(2004)年、平成17(2005)年とも37万件台であったが、平成18(2006)年から漸減傾向になり平成21(2009)年に313,453件へと落ち込んだ。その後は31万件台で推移していたが、平成25(2013)年は300,314件であった。特許出願件数における弁理士が代理人となっている特許出願件数の割合は、平成16(2004)年の87.8%から平成20(2008)年の90.6%まで漸増傾向であったが、平成23(2011)年以降は91%台で推移している。平成25(2013)年は91.4%であった。

〔実用新案登録出願〕

我が国における実用新案登録出願件数は、平成16(2004)年の7,989件から翌平成17(2005)年の11,368件へと大幅に増加したが、これは平成17(2005)年に施行された改正実用新案制度の影響を受けたためと予想される。その後の実用新案登録出願は漸減が続き、平成25(2013)年は7,622件であった。弁理士が代理人となっている実用新案登録出願件数は、平成17(2005)年の実用新案登録出願件数の増加に伴い平成16(2004)年の5,283件から7,389件へと増加したが、その後は漸減が続き平成25(2013)年は5,627件であった。実用新案登録出願件数における弁理士が代理人となっている実用新案登録出願件数の割合は、平成16(2004)年から平成21(2009)年はほぼ65%前後で横ばいであったが、平成22(2010)年から増加に転じ平成25(2013)年は73.8%であった。

〔意匠登録出願〕

我が国における意匠登録出願件数は、平成16(2004)年に40,756件であったが、それ以降は減少しており、平成21(2009)年の30,875件からほぼ横ばいで推移している。平成25(2013)年は31,125件であった。弁理士が代理人となっている意匠登録出願件数は、平成16(2004)年に27,597件であったが平成21(2009)年まで減少傾向が続き、平成22(2010)年以降は横ばいで推移し、平成25(2013)年は22,206件であった。意匠登録出願件数における弁理士が代理人となっている意匠登録出願件数の割合は、平成16(2004)年から平成18(2006)年は67%台であったが、平成19(2007)年に69%台へと微増し、平成21(2009)年に再び67%台へと微減したものの、平成23(2011)年以降は71%台で推移している。平成25(2013)年は71.3%であった。

〔商標登録出願〕

我が国における商標登録出願件数は、平成16(2004)年の121,683件から平成19(2007)年の130,926件まで漸増していたが、平成20(2008)年に106,599件に落ち込み、その後は横ばいで推移している。平成25(2013)年は103,978件であった。弁理士が代理人となっている商標登録出願件数は平成16(2004)年の80,063件から平成19(2007)年の88,571件へと漸増していたが、平成20(2008)年に69,641件に落ち込み、その後は商標登録出願件数に比例して漸減漸増し、平成25(2013)年は103,978件であった。商標登録出願件数における弁理士が代理人となっている商標登録出願件数の割合は、平成16(2004)年の65.8%から平成19(2007)年の67.6%まで漸増傾向にあつ

たが、平成 20(2008)年に減少に転じ平成 21(2009)年には 62.4%まで減少した。平成 22(2010)年以降は再び漸増傾向にあり、平成 25(2013)年は 65.7%であった。

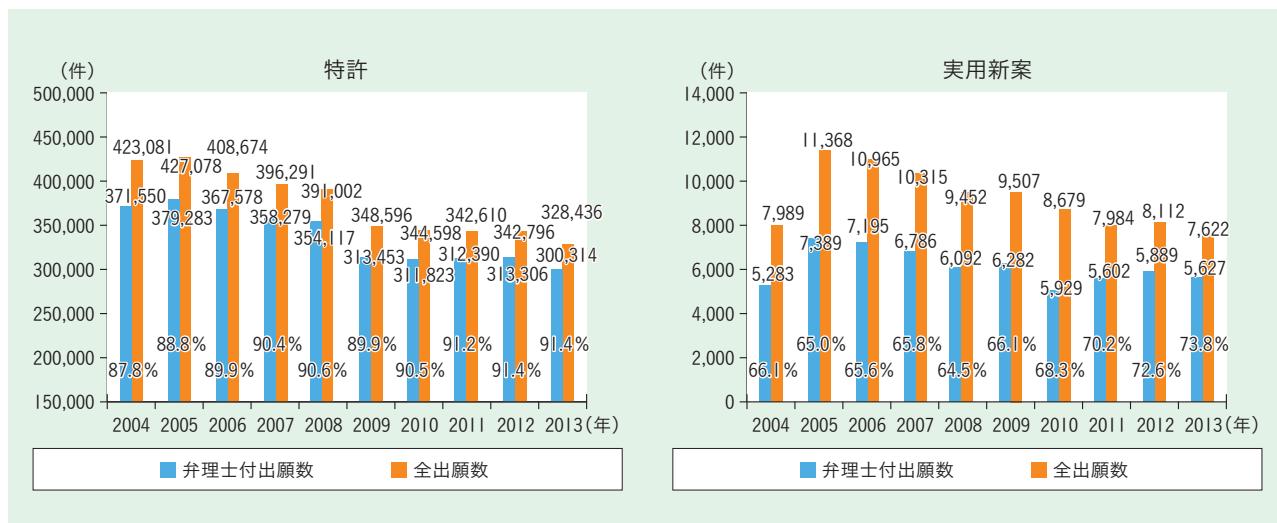
〔国際特許出願(PCT)〕

一方、我が国特許庁を受理官庁とした特許協力条約に基づく国際特許出願(PCT 国際出願)件数は、平成 16(2004)年の 19,850 件から増加の一途を辿り平成 25(2013)年の 43,075 件へと 2 倍以上に増加している。この増加に伴って、弁理士が代理人となっている国際特許出願件数も平成 16(2004)年は 18,733 件であったものが、平成 25(2013)年は 41,501 件となっている。国際特許出願件数における弁理士が代理人となっている国際特許出願件数の割合は、平成 16(2004)年から平成 22(2010)年までは 94%台であったが、平成 23(2011)年に微増し、平成 25(2013)年は 96.3%であった。

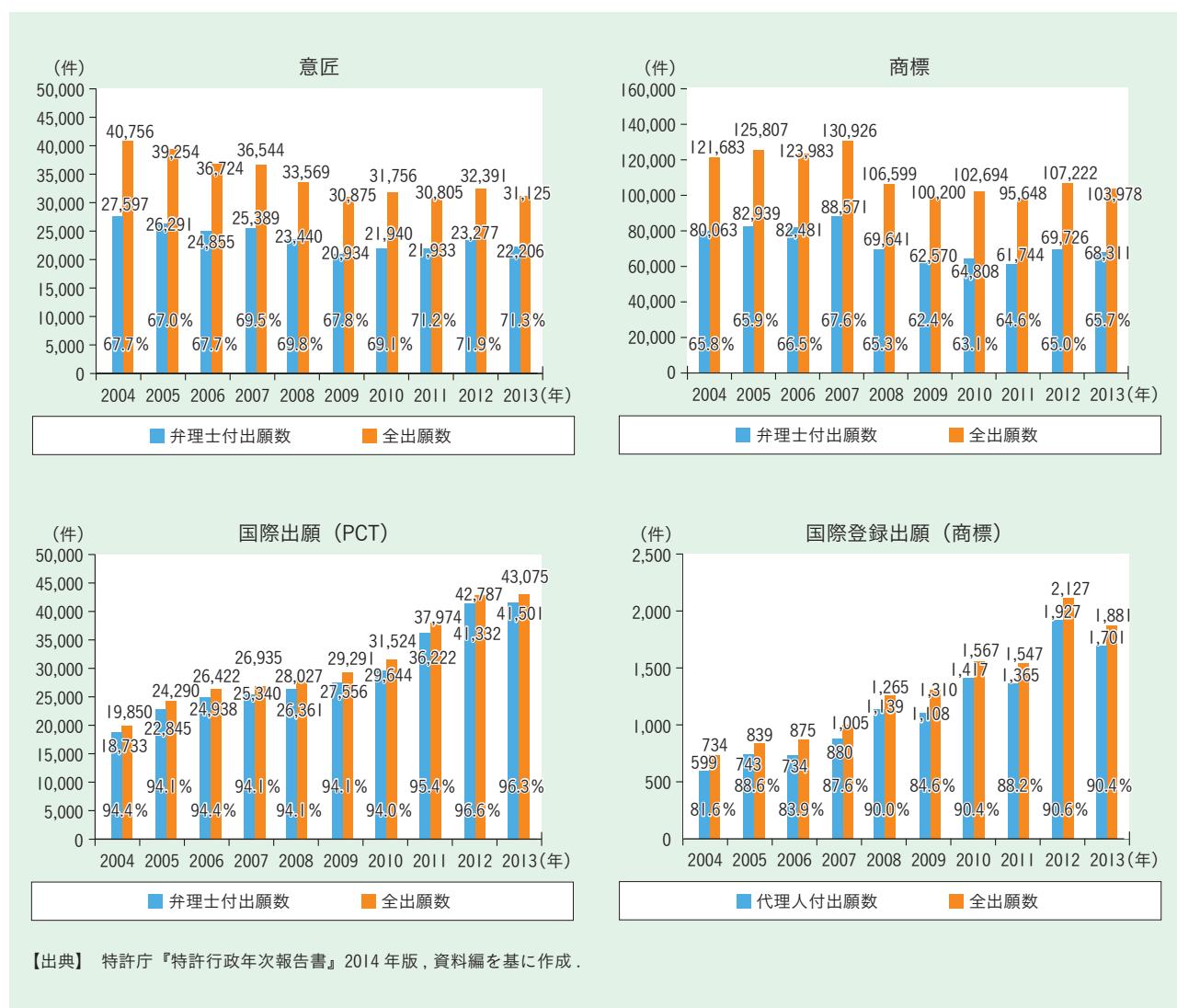
〔国際商標登録出願〕

マドリッド協定議定書に基づく外国から日本への国際商標登録出願件数も国際特許出願(PCT 国際出願)件数同様に大幅に増加しており、平成 16(2004)年の 734 件から平成 24(2012)年の 2,127 件へと伸びている。なお、平成 25(2013)年は 1,881 件へと減少に転じた。弁理士が代理人となっている国際商標登録出願件数は、平成 16(2004)年は 599 件であったが、平成 25(2013)年は 1,701 件と大幅に伸びている。国際商標登録出願件数における弁理士が代理人となっている国際商標登録出願件数の割合は、平成 16(2004)年の 81.6% から増加傾向にあり、平成 25(2013)年は 90.4% であった。

弁理士付出願数の推移



第2編 弁理士の活動状況



第2章

税関における差止手続の代理

税関における差止手続は税関長が自ら行う手続である。その輸入差止申立て手続における権利者あるいは輸入者の代理人として弁理士が選任されているケースは次のグラフのとおりである。

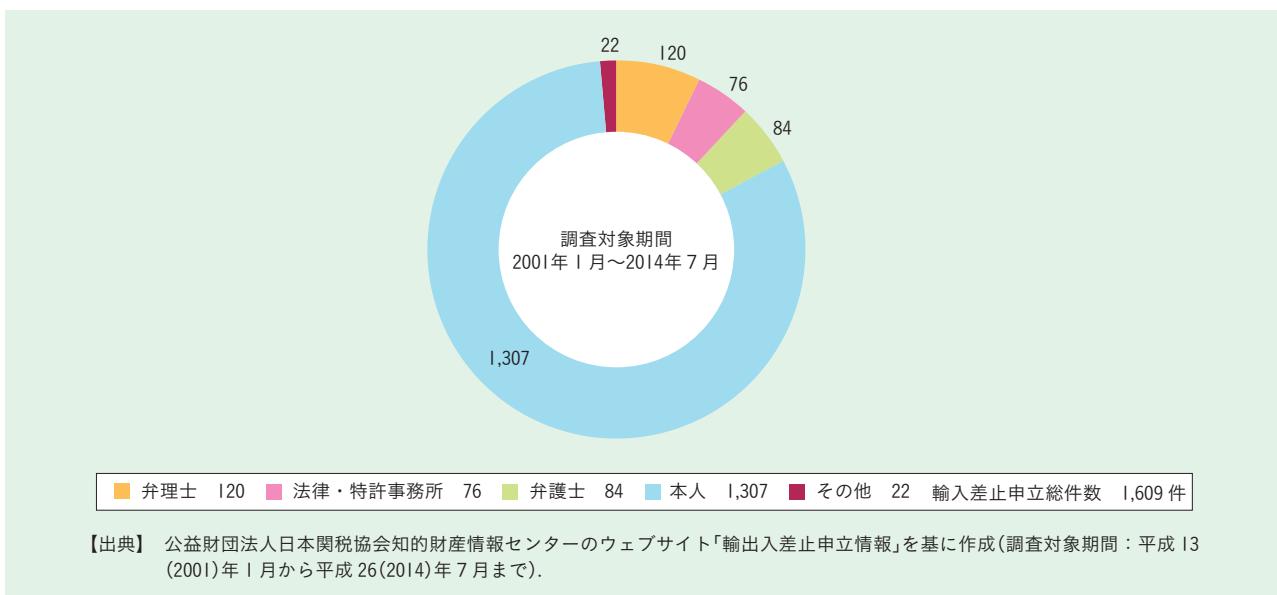
グラフ中の税関に対して連絡先として届け出られている事務所などには、法律・特許事務所があり、はたして事務所内で弁理士が代理しているのか、弁護士が代理しているのか、あるいは両者が共同で代理しているのかは不明である。いずれにしても、輸入差止申立て手続においては本人が手続しているケースが全体の約81%であり、最も多い。

輸出差止申立て手続に関しては、平成20(2008)年4月から平成26(2014)年6月現在までの「輸出差止申立て」件数が4件と少ない。この内、弁理士が代理したのは1件である。なお、他の3件については、輸出者本人が手続をしたものが2件、弁護士が代理したもののが1件である。

平成12(2000)年の弁理士法改正において、関税定率法で定める輸入禁制品のうち知的財産権侵害疑義物品などについて税関長が行う認定手続などにおける代理権が、弁理士に付与された。このときの代理権は、権利者側に限られていた。(その後、平成18(2006)年の改正によって、税関長が行う認定手続等の業務は、関税定率法から関税法に条文が移行した。また、同じく18年の関税法改正では、知的財産侵害物品を「輸出してはならない貨物」として規定するための改正が行われた。)

平成19(2007)年の弁理士法一部改正では、弁理士は権利者側の代理という制約から離れて、輸入者及び輸出者側の代理が業務に追加された。

申立総受理件数に対する弁理士関与の割合



第3章

裁判所における補佐人・共同訴訟代理人業務

次のグラフは、最高裁判所ウェブサイトの裁判例情報から、知的財産裁判例集のうち、民事訴訟(行政訴訟、民事仮処分以外)の訴訟類型を検索した結果に基づき作成した。弁理士が共同訴訟代理人、補佐人となっている件数は、同検索結果から、全文検索のキーワードにそれぞれ”訴訟代理人弁理士”、”補佐人弁理士”を指定して、絞込検索を行った結果による。

〔特許・実用新案・意匠〕

特許、実用新案、意匠に関する侵害事件は、平成16(2004)年の137件から平成25(2013)年の102件へと減少している。特許、実用新案、意匠事件に関して弁理士が補佐人となった事件は、平成16(2004)年の101件(74%)から平成25(2013)年の24件(24%)へと大幅に減少している。弁理士が共同訴訟代理人となった事件は、平成16(2004)年の16件(12%)から増減を繰り返しながら平成21(2009)年には50件(53%)に伸びたが、その後減少して平成25(2013)年は37件(36%)であった。

〔商標〕

商標に関する侵害事件は、平成16(2004)年の26件から平成22(2010)年の19件までほぼ横ばいであったが、平成23(2011)年は7件に落ち込んでいる。その後はほぼ従来のペースであり、平成25(2013)年は23件であった。商標事件に関して弁理士が補佐人となった事件は、平成16(2004)年の9件(35%)から平成25(2013)年の3件(13%)へと減少傾向にある。弁理士が共同訴訟代理人となった事件は、平成16(2004)年の1件(4%)から翌平成17(2005)年の5件(22%)に増加したが、その後は漸減漸増を繰り返して平成25(2013)年は4件(17%)であった。

〔不正競争〕

不正競争事件は、平成16(2004)年の67件から平成23(2011)年の19件まで減少傾向にあったが、平成24(2012)年は37件へと増加し平成25(2013)年は38件であった。不正競争事件に関して弁理士が補佐人となった事件は、平成16(2004)年の16件(24%)から減少傾向にあり、平成25(2013)年は2件(5%)であった。弁理士が共同訴訟代理人となった事件は、平成16(2004)年の1件(1%)から平成18(2006)年には9件(21%)に増加したが、その後は減少したまま推移しており平成25(2013)年は3件(8%)であった。

〔著作権〕

著作権に関する侵害事件は、平成16(2004)年の45件から平成25(2013)年の48件までほぼ横ばいで推移している。著作権事件については、弁理士法上に補佐人に関する規定がないため、民事訴訟法第60条に基づき裁判所の許可申請が必要となる。そのため、弁理士の関与は微々たるものに留まっていると予想される。

弁理士が補佐人・共同訴訟代理人となつた裁判例の件数と割合



第4章

特定侵害訴訟^{※1}の代理

当会の付記弁理士を対象にした調査結果によると、特許権等の侵害事件に弁理士が共同訴訟代理人として関与した実績は次の表のとおりである。付記弁理士の回答者のうち、実際に共同訴訟代理人となった弁理士の割合は13%前後で推移している。

特定侵害訴訟代理人として訴訟代理を行った弁理士（日本弁理士会調査）

	2010年	2011年	2012年	2013年
付記弁理士数(1)	2,453人	2,584人	2,752人	2,872人
回答数(2)	623人	737人	668人	694人
訴訟代理人として関与した人数(3)	70人	95人	96人	92人
訴訟代理人として関与した割合(3)/(2)	11.4%	12.9%	13.8%	13.3%
補佐人として関与した人数(4)	14人	23人	14人	11人
補佐人として関与した割合(4)/(2)	2.2%	3.1%	2.2%	1.6%

【出典】 日本弁理士会が毎年実施している、付記弁理士を対象としたアンケートから集計。

※1 特定侵害訴訟とは、弁理士法第2条第5項において、「この法律で「特定侵害訴訟」とは、特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利の侵害又は特定不正競争による営業上の利益の侵害に関する訴訟をいう。」と定義されている。同法第6条の2第1項において、「弁理士は、第15条の2第1項に規定する特定侵害訴訟代理業務試験に合格し、かつ、第27条の3第1項の規定によりその旨の付記を受けたときには、特定侵害訴訟に関して、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、その訴訟代理人となることができる。」と規定している。

第3編 日本弁理士会 について

第1章

組 織

日本弁理士会は、弁理士法に基づき大正11(1922)年5月に設立された弁理士に関する我が国唯一の法人である(弁理士法第56条)。

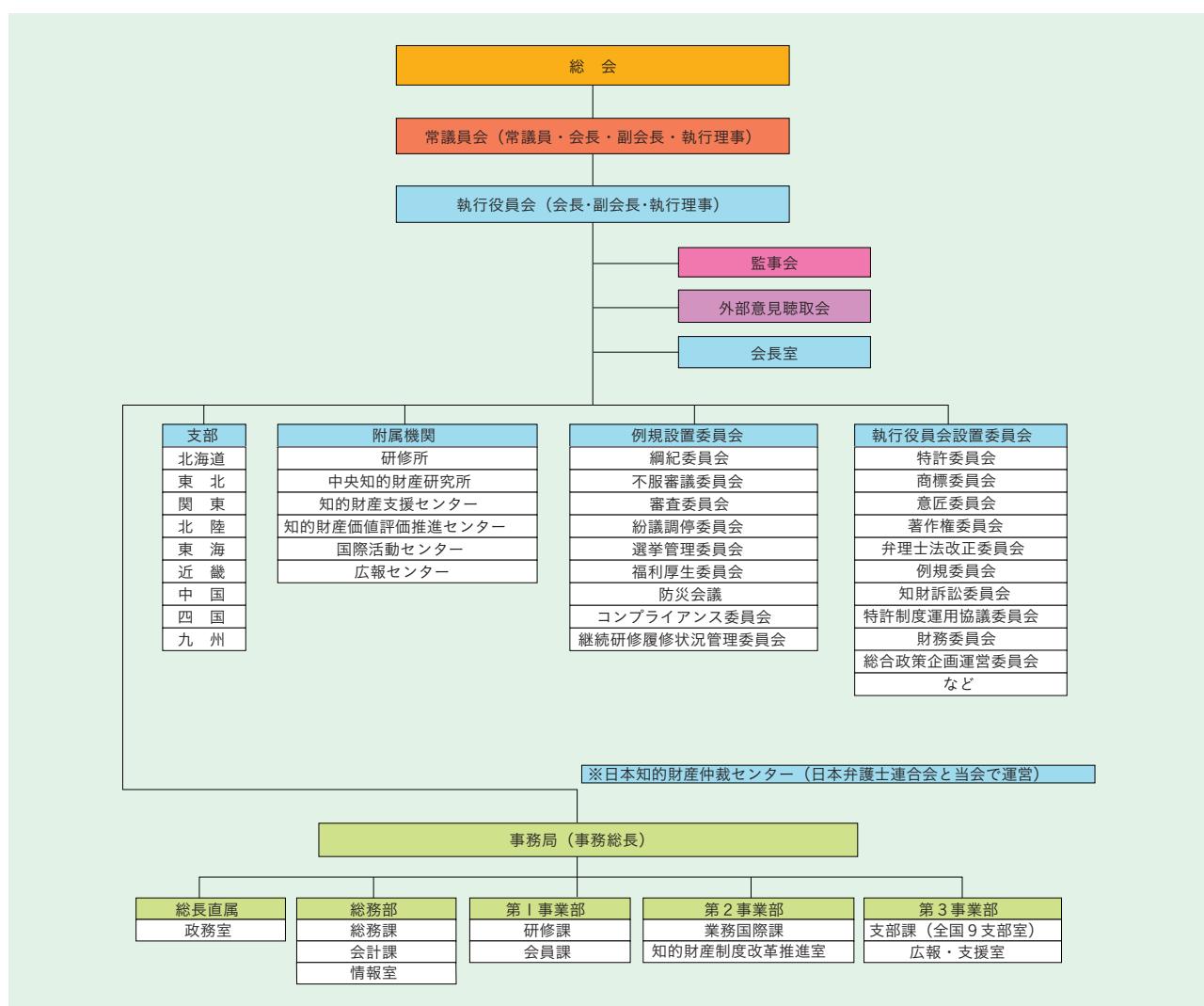
日本弁理士会は、弁理士の使命及び職責に鑑み、弁理士の品位を保持し、弁理士業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督を行うことを目的としている（弁理士法第56条第2項）。

弁理士となるには、日本弁理士会に弁理士登録しなければならない。いわゆる強制加入制度を採用している（弁理士法第17条）。

日本弁理士会は、会長、副会長及び執行理事が組織する執行役員会を中心に、附属機関、各委員会（例規設置、執行役員会設置）、支部、会長室等の機関で運営されている。また、本会に事務局を置き、庶務を行わせている。

組織図は、以下のとおりである。

日本弁理士会の組織図



第2章

役員数、委員会数、委員数

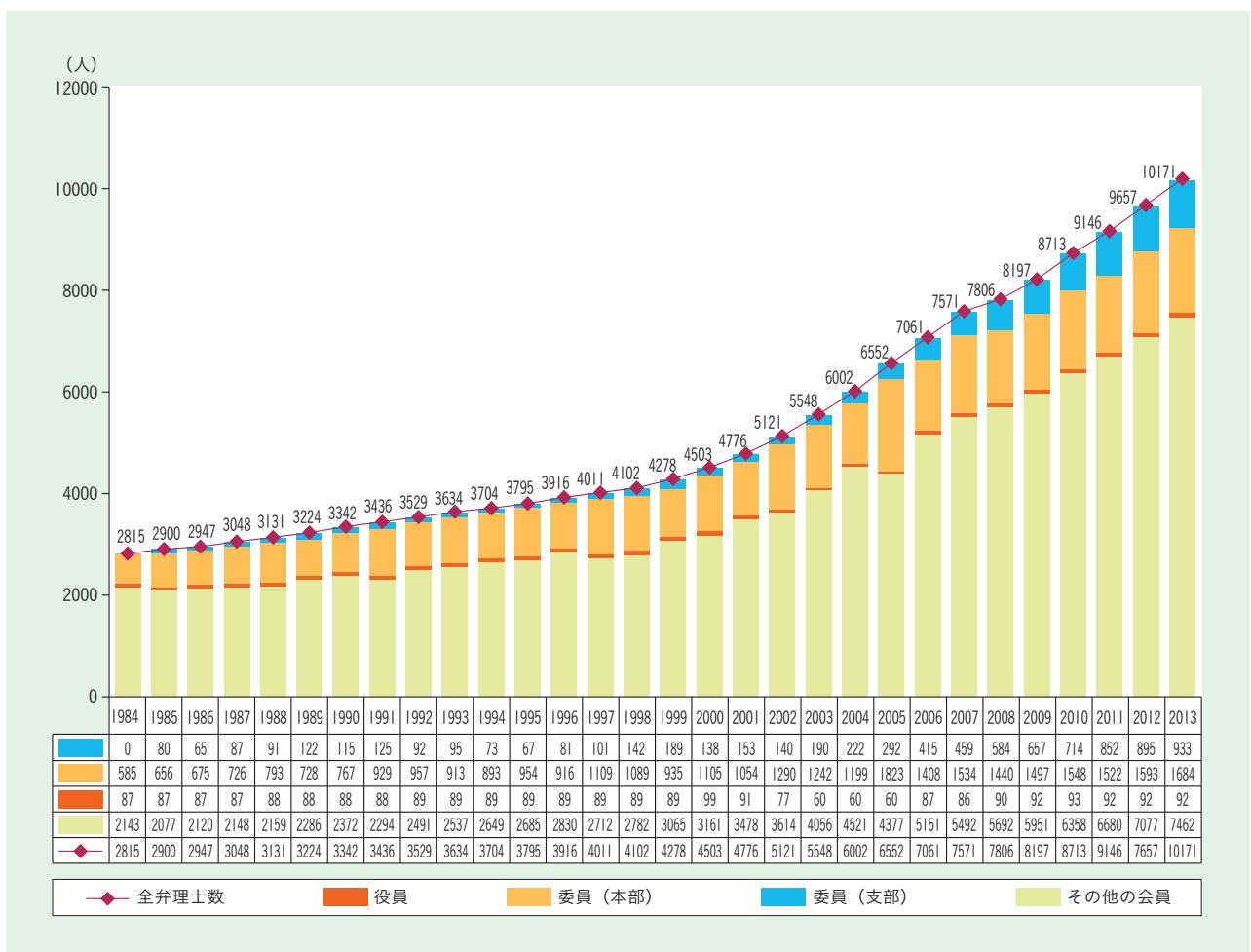
大正11(1922)年の弁理士会設立後、太平洋戦争の前後を除き、委員会数・委員数とも増加している。

委員数は、平成9(1997)年に1,000人を超え、平成25(2013)年には1.5倍の1,684人になっている。

全会員数に占める委員数の割合は、おおむね20%前後で推移している。

また、平成17(2005)年頃からの全国支部化に伴って、支部内の委員会数・委員数も増加しており、平成25年度には全支部で延べ933人が委員として活動している。

そのため、本部と支部を合わせると延べ2,000人を超える会員が何らかの会務に携わっていることになる。



会員数、役員数、委員会委員数の推移

2014.9.25 現在

	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997		
A 役員数	87	87	87	87	88	88	88	88	89	89	89	89	89	89		
B 委員数(本部)	585	656	675	726	793	728	767	929	857	913	893	954	916	1,109		
C 委員数(支部)	—	80	65	87	91	122	115	125	92	95	73	67	81	101		
D その他の会員	2,143	2,077	2,120	2,148	2,159	2,286	2,372	2,294	2,491	2,537	2,649	2,685	2,830	2,712		
合 計	2,815	2,900	2,947	3,048	3,131	3,224	3,342	3,436	3,529	3,634	3,704	3,795	3,916	4,011		
1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	計
89	89	99	91	77	60	60	60	87	86	90	92	93	92	92	92	2,583
1,089	935	1,105	1,054	1,290	1,242	1,199	1,823	1,408	1,534	1,440	1,497	1,548	1,522	1,593	1,684	33,464
142	189	138	153	140	190	222	292	415	459	584	657	714	852	895	933	8,169
2,782	3,065	3,161	3,478	3,614	4,056	4,521	4,377	5,151	5,492	5,692	5,951	6,358	6,680	7,077	7,462	112,420
4,102	4,278	4,503	4,776	5,121	5,548	6,002	6,552	7,061	7,571	7,806	8,197	8,713	9,146	9,657	10,171	156,636

第3章

財政

第1編第1章にも記載しているが、平成26(2014)年3月末現在で弁理士登録者数は10,171人（特許業務法人を除く）となっており、この間の弁理士数の増加は、必ずしも右肩上がりの直線的なものではなく、さまざまな理由により増減を繰り返して現在に至っている。

そこで平成16(2004)年度からの10年間の財政の推移を表記した。

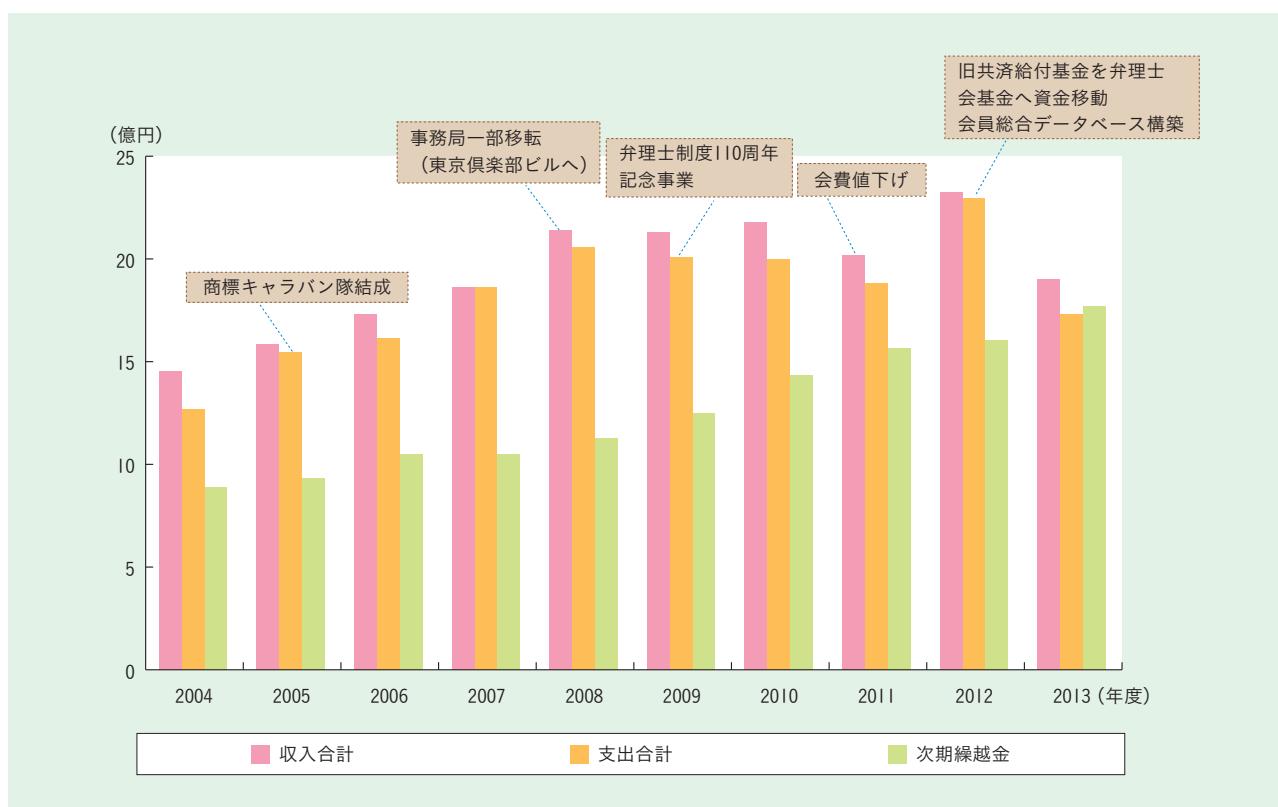
また、平成18(2006)年度には支部が設立されたため、各支部の財政の推移を表記した。

(1) 財政の推移

① 一般会計

平成16(2004)年度から平成25(2013)年度の一般会計の決算額は以下のとおりである。

収入が増加した年度は支出も増加し、収入が減少した時には支出も減少するという傾向になっている。

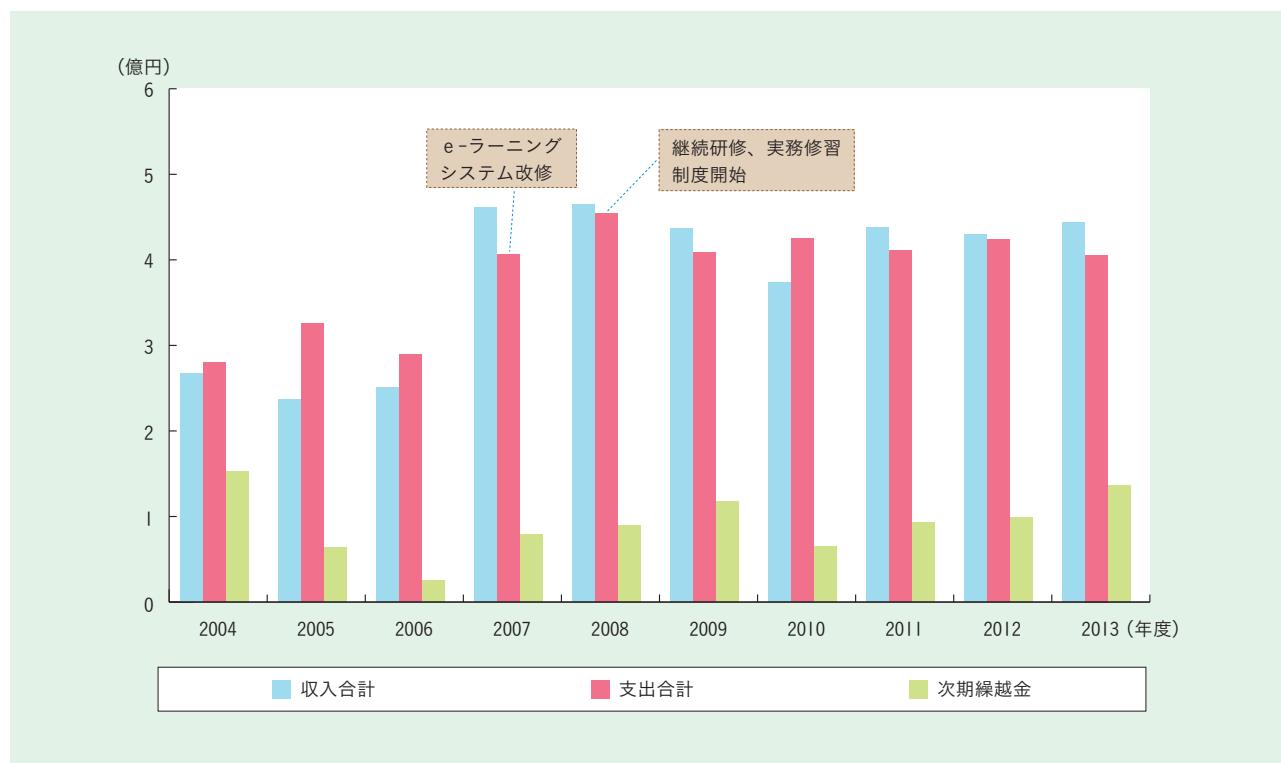


② 特別会計研修事業費会計

平成 16(2004)年度から平成 25(2013)年度の特別会計研修事業費会計の決算額は以下のとおりである。

支出が収入を超過している年度が見受けられるが、特別会計研修事業費会計は収入の一部が一般会計からの繰入金収入となっており、前期からの繰越金が多い年度については、一般会計からの繰入金収入を少なくしているため、支出が収入を超過している。

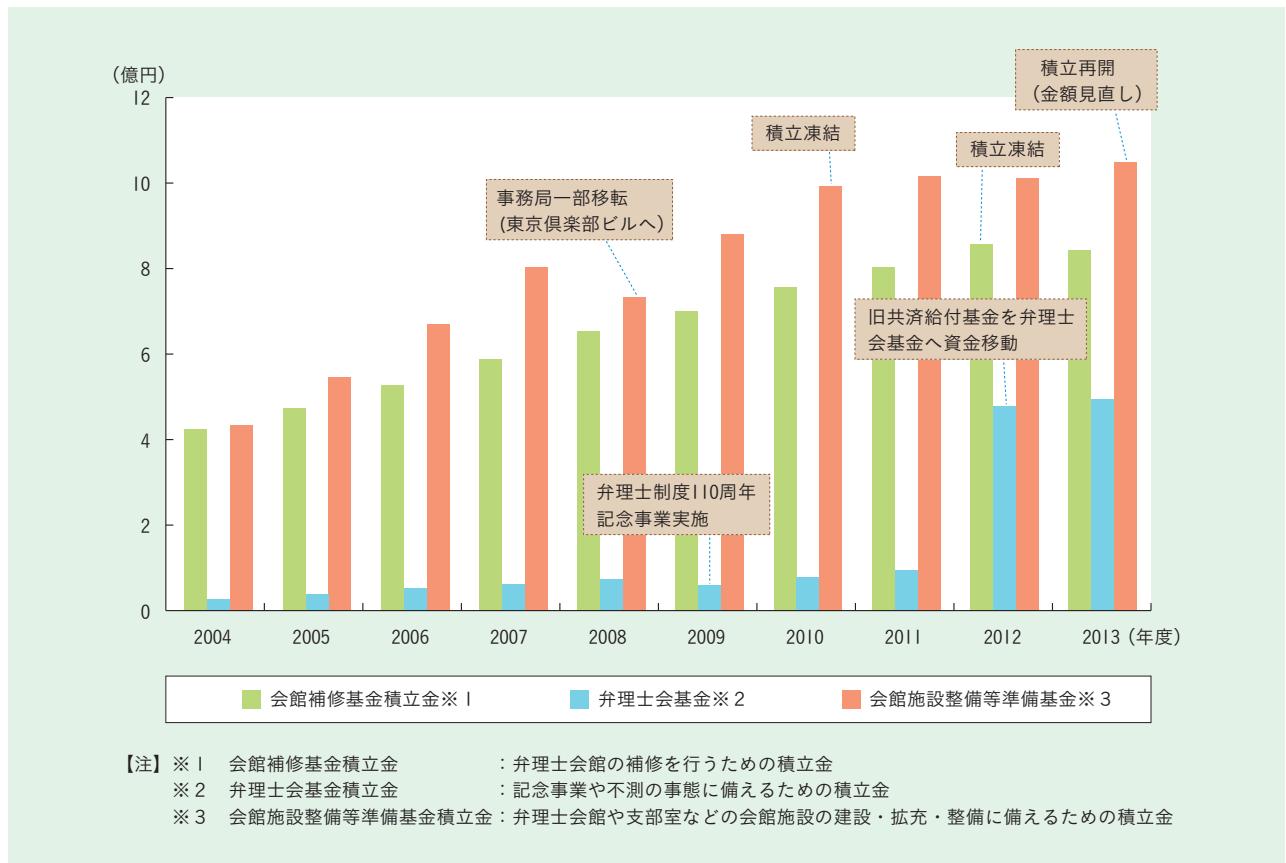
平成 19(2007)年度以降は、毎年度約 4 億円と大幅な増減がなく推移している。



③ 特別会計積立額推移

平成 16(2004)年度から平成 25(2013)年度の特別会計の積立額は以下のとおりである。

毎年積立てを行っているため増加しているが、積立の凍結や積立金を使用した年度、資金移動した年度には大きく増減し、現在に至っている。



第3編 日本弁理士会について

④ 会費等の額の変遷

弁理士登録料、弁理士会費、特許業務法人の届出料と法人会費の変遷は以下のとおりである。

<1> 弁理士会費及び登録料

年月	弁理士		備考
	登録料	会費	
1922.5.1		1	
1943.1.1	50	3	
1946.6.1	200	10	
1947.1.1	300	15	
1947.6.1	500	30	
1948.2.1		50	
1948.8.1	1,000	150	
1949.5.1	1,500	250	
1951.12.1		350	
1952.5.1	5,000		
1953.10.1		500	
1957.6.1		700	
1960.6.1	10,000	1,000	
1965.4.1		1,500	
1966.5.1		2,000	
1967.5.1	30,000		
1970.10.1		3,000	
1974.4.1		4,000	
1976.6.1		6,000	
1978.4.1	60,000		
1979.11.1		8,500	会費：事業規模の拡大と物価上昇による財源不足のため増額
1985.4.1		11,000	会費：繰越金額の不足、弁理士会館建設のため増額
1986.7.1		15,000	会費：弁理士会館建設による借入金の返済のため増額
1987.7.1	120,000		
1992.1.1		20,000	会費：支出増加、各種積立金の値上げ、会館補修費の積立てのため増額
1994.4.1	180,000		登録料：物価上昇、弁理士会館の建設資金を上乗せのため増額
2001.4.1	80,000		登録料：規制緩和による見直しのため減額
2008.10.1	48,000		登録料：実務修習制度の導入により、登録に要する費用の見直しのため減額
2011.10.1		15,000	会費：繰越金、各種積立金の増加により減額
2013.1.1	35,800		登録料：登録に要する費用の見直しのため減額

<2> 特許業務法人の会費及び入会届出料

年月	特許業務法人		備考
	届出料	法人会費	
2001.1.6	20,000	20,000	
2011.10.1		15,000	法人会費：繰越金、各種積立金の増加により減額
2012.10.1		10,000	法人会費：弁理士に比べ一部権利がないための見直しによる減額

(2) 支部の事業費の推移

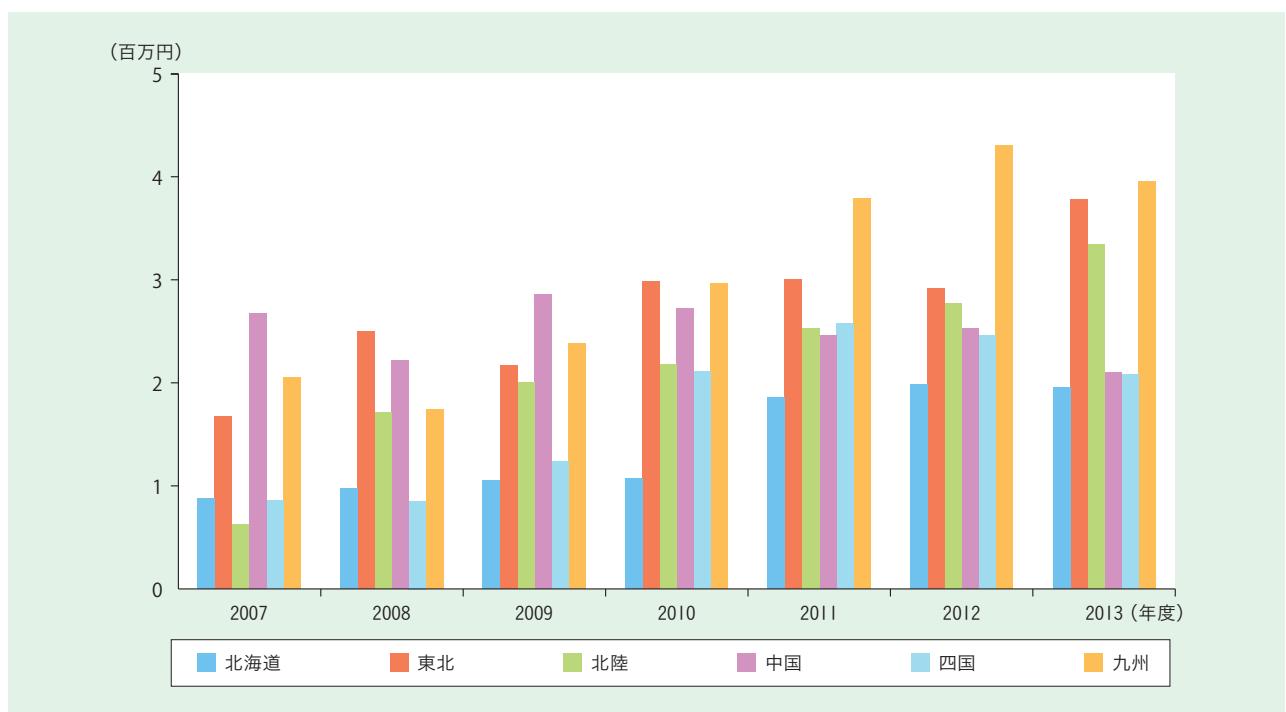
① 関東支部、東海支部、近畿支部

3支部の事業費の決算額は、平成19(2007)年から平成25(2013)年の7年間で、関東支部は2.2倍、東海支部は1.4倍、近畿支部は1.9倍になっている。



② 北海道支部、東北支部、北陸支部、中国支部、四国支部、九州支部

6支部の事業費の決算額は、平成19(2007)年から平成25(2013)年の7年間で、北海道支部は2.2倍、東北支部は2.3倍、北陸支部は5.3倍、中国支部は0.8倍、四国支部は2.4倍、九州支部は1.9倍になっている。



第4編 日本弁理士会の 活動状況

第1章

研修の取り組み

(1) 研修所の概要

日本弁理士会は、附属機関として「研修所」を設け、弁理士の実務能力の向上、倫理の徹底に努めている。研修所は、現在は、実務修習（弁理士登録前研修）、新人研修、弁理士育成塾、継続研修（弁理士義務研修）、能力担保研修及び知財ビジネスアカデミーの6種類の研修を実施している。各研修についてはそれぞれの掲載箇所で述べる。

研修の回数、受講者数は、平成20(2008)年の実務修習の義務化及び継続研修の開始により、飛躍的に増加した。

Column

■研修の歩み

弁理士の研修は、戦前から「工業所有権法研究会」により、たびたび開催されてきた。

昭和34(1959)年に特許法等の工業所有権法が全面的に改正されたことを受け、翌昭和35(1960)年4月に常設の研修実施機関である「工業所有権研修委員会」が設置され、頻繁に研修会が開催されるようになった(現在の研修所の前身)。

昭和53(1978)年10月1日(我が国の特許協力条約(PCT)加盟と同日)、附属機関として「研修所」が設置され、従来の委員会から規模も拡大して研修体制が整備された。

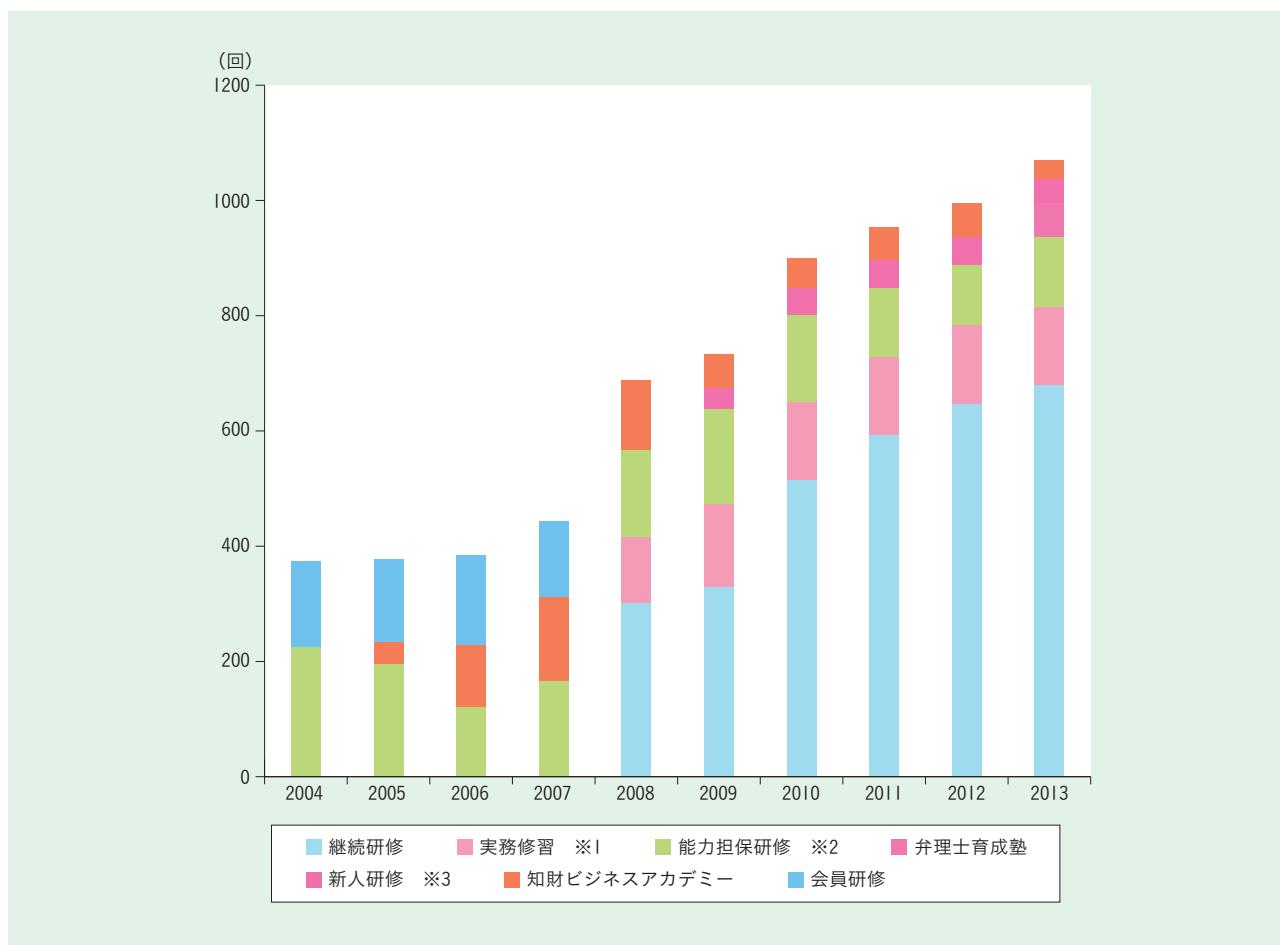
その後、研修の種類は、時代とともに変化し、多岐にわたっている。

(2) 研修の種類別の実施回数、年間受講者数（延べ人数）の推移

① 研修の種類別実施回数の推移

平成20(2008)年の実務修習の義務化及び継続研修の開始後、集合研修（受講者を会場に集めて行う研修）の実施回数は急増し、平成25(2013)年度には1,000回を超えた。

実務修習及び継続研修の回数が、集合研修全体の実施回数に占める割合は、平成20(2008)年度で約60%、平成25(2013)年度には約76%に達している。実務修習及び継続研修では、集合研修の他にインターネット回線を使用したe-ラーニング(eL)も実施している。平成20(2008)年の継続研修の開始前には、弁理士向けの任意の研修として会員研修が実施されていた。



年 度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
継続研修	—	—	—	—	301	329	514	592	647	679
実務修習 ※1	—	—	—	—	115	143	136	136	136	136
能力担保研修 ※2	225	195	120	165	150	165	150	120	105	120
弁理士育成塾	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60
新人研修 ※3	—	—	—	—	—	37	48	48	47	42
知財ビジネスアカデミー	—	39	108	146	122	60	51	57	59	32
会員研修	148	144	156	133	—	—	—	—	—	—

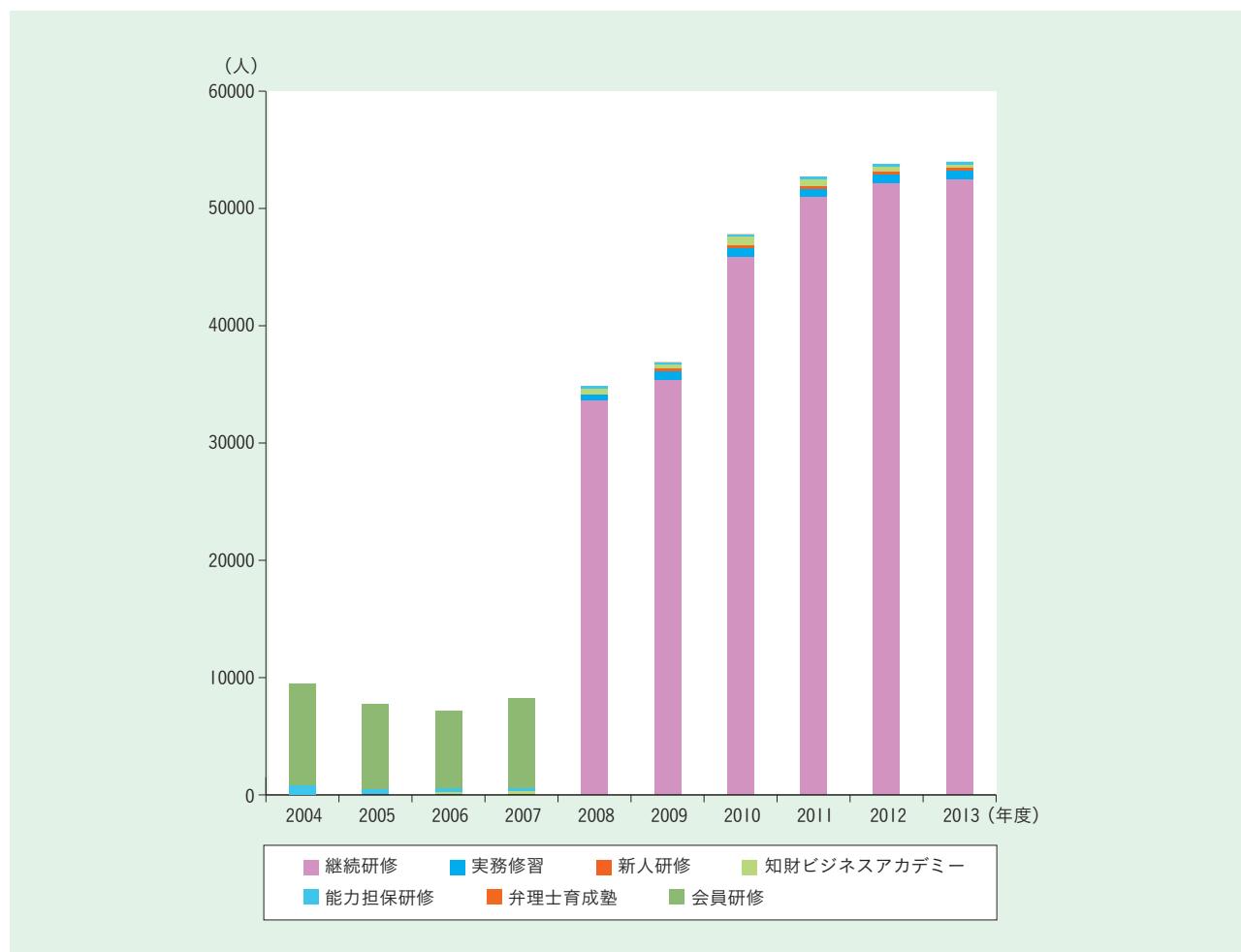
【注】※1 集合研修7課目×クラス数 + e-ラーニング24課目

※2 15教科×クラス数

※3 集合研修科目数×クラス数 + e-ラーニング科目数

② 研修の種類別の延べ受講者数の推移

研修の延べ受講者数は、継続研修の開始により、平成19(2007)年度の8,185人から、平成20(2008)年度には約4倍の34,863人に増加し、平成25(2013)年度には約54,000人となっている(e-ラーニング受講を含む)。



年 度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
継続研修					33,570	35,315	45,810	50,936	52,238	52,443
実務修習					560	814	758	723	773	779
新人研修						232	305	223	221	253
知財ビジネスアカデミー	58	235	264	425	264	708	599	459	240	
能力担保研修	815	415	275	308	308	238	204	249	194	217
弁理士育成塾										38
会員研修	8,691	7,310	6,673	7,613						
合計	9,506	7,725	6,948	8,185	34,863	36,863	47,785	52,730	53,885	53,970

【注】※1 弁理士以外の受講者は含まず。

(3) 継続研修（弁理士義務研修）

継続研修（弁理士義務研修）は、原則としてすべての弁理士が受講しなければならない法定研修である。弁理士は、弁理士登録している限り、5年を一サイクルとして70時間の研修（倫理研修10時間、業務研修60時間）を受講しなければならない。

これに加えて、工業所有権法の改正時等に日本弁理士会会长が全弁理士に受講を義務付ける必修科目がある。

これらの受講を完了しないときは、弁理士は会長による処分を受ける場合がある（弁理士法第31条の2、会則第49条の2、第57条など）。継続研修は、研修所が実施するものほか、国際活動センター、中央知的財産研究所などの附属機関や特許委員会などの専門委員会が実施する各種のセミナーが多数含まれている。

また、集合研修の他にインターネット回線を使用したe-ラーニング(eL)も実施しており、平成25(2013)年度にはコンテンツ数は241、受講者数は28,860人に達している。継続研修全体の受講者数は、平成20(2008)年度の制度開始時には33,570人であり、平成25(2013)年度には52,443人となっている。

実施回数・受講者数・研修時間数の推移



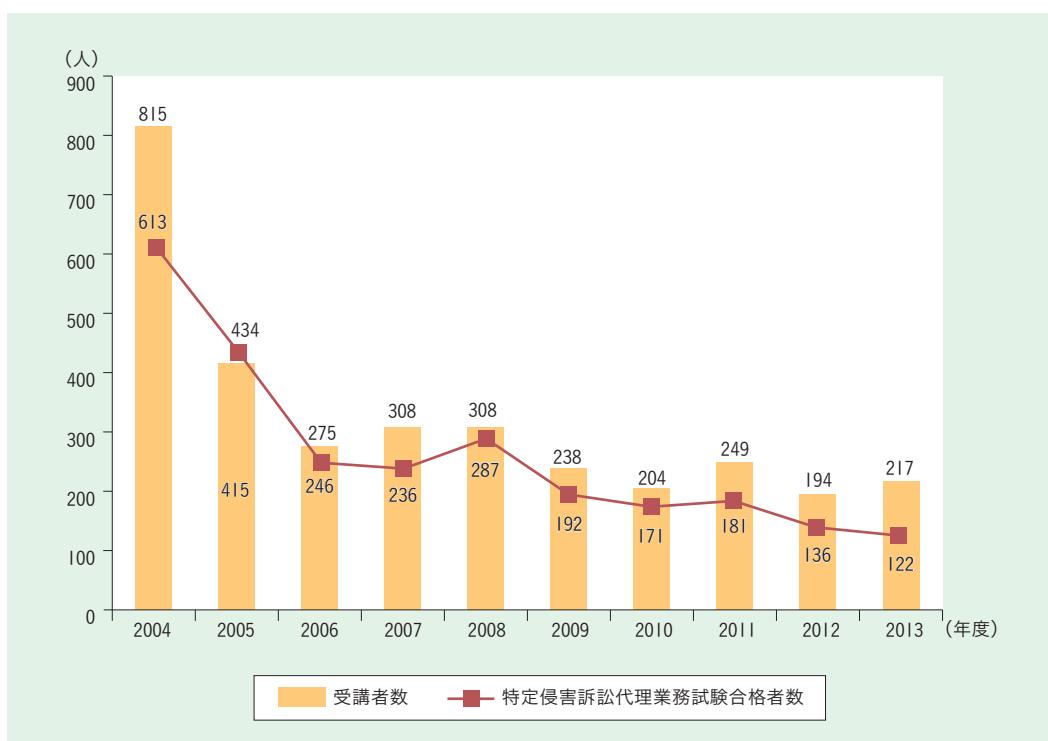
年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013
研修数	301	329	514	592	647	682
研修者数	33,570	35,315	45,810	50,936	52,238	52,443
研修時間数	1,010	1,113	1,298	1,401	1,581	1,600

年 度	2008	2009	2010	2011	2012	2013
集合研修回数	180	191	321	378	398	405
集合研修受講者数	13,704	14,605	17,468	22,248	23,323	22,140
集合研修時間数	670	810	887.5	967.5	1,085.5	989.5
eL コンテンツ数	74	109	159	182	217	241
eL 受講者数	18,582	19,457	26,869	27,229	27,327	28,860
eL 研修時間数	105	158	240	273	335.5	430
倫理研修回数	47	29	34	32	32	36
倫理研修受講者数	1,284	1,253	1,473	1,459	1,588	1,443
倫理研修時間数	235	145	170	160	160	180

(4) 特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修

能力担保研修は、弁理士が特定侵害訴訟代理業務試験を受験するために、受講しなければならない研修であり、平成14(2002)年の弁理士法一部改正により導入された。制度導入当初は、既に弁理士であった者が一斉に受講したため、受講者数・合格者数とも多かったが、3年目以降は受講者が200人～300人前後、試験合格者が100人～200人台で推移している。

研修受講者数及び特定侵害訴訟代理業務試験の合格者数の推移



(5) 実務修習

実務修習は、平成20(2008)年10月以降に、

<1> 弁理士試験に合格した者

<2> 弁護士となる資格を有する者

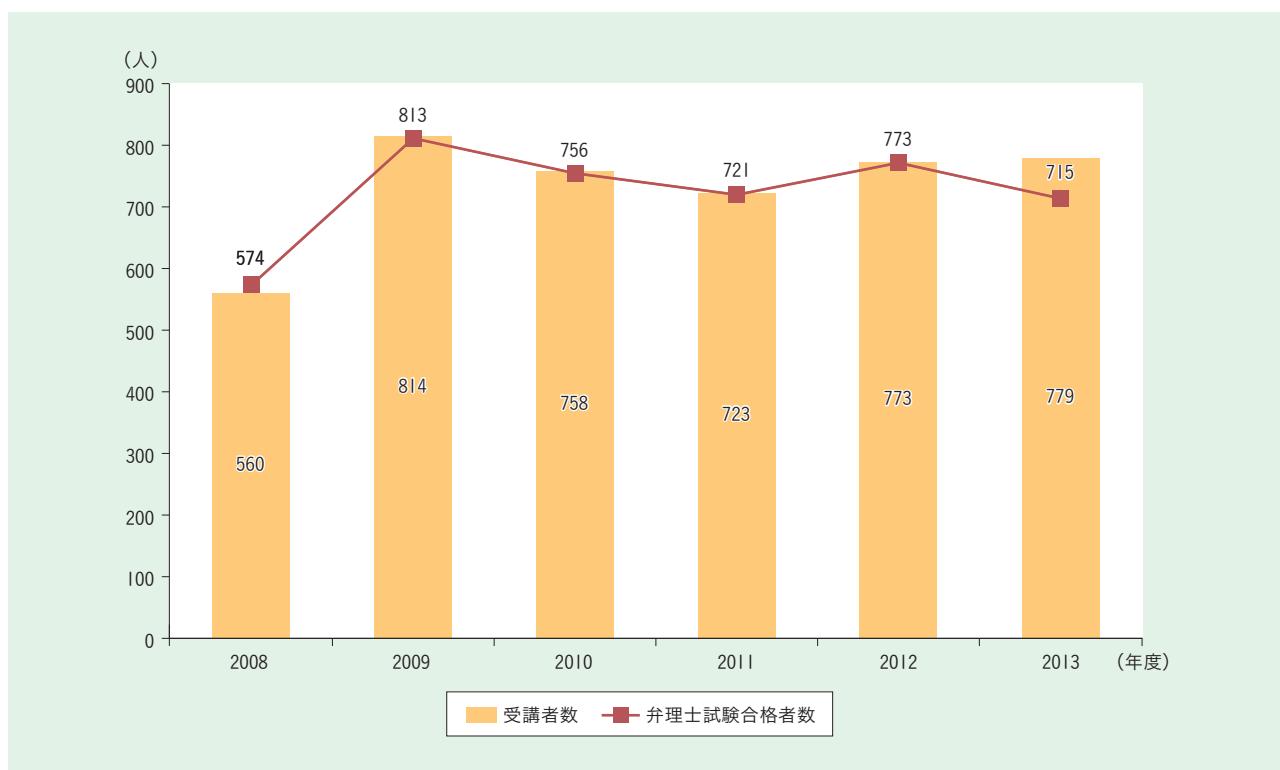
<3> 特許庁において審判官又は審査官として審判又は審査の事務に従事した期間が通算して7年以上になる者

に該当した者を対象として、弁理士登録前に行われる法定研修である。現在は、日本弁理士会が経済産業大臣の指定修習機関として実施している。

この研修を修了することで弁理士となる資格を得られ、その後、日本弁理士会に登録の申請をして認められることによって弁理士となる。

受講者のほとんどが修習実施年度の弁理士試験合格者であるため、弁理士試験の合格者数と実務修習の受講者数はほぼ同数である。しかし、過去の試験合格者、弁護士や特許庁の審査・審判官経験者の受講も少數ながらいる。平成25(2013)年度には、試験合格者(715人)を64人上回る779人が受講している。

受講者数の推移



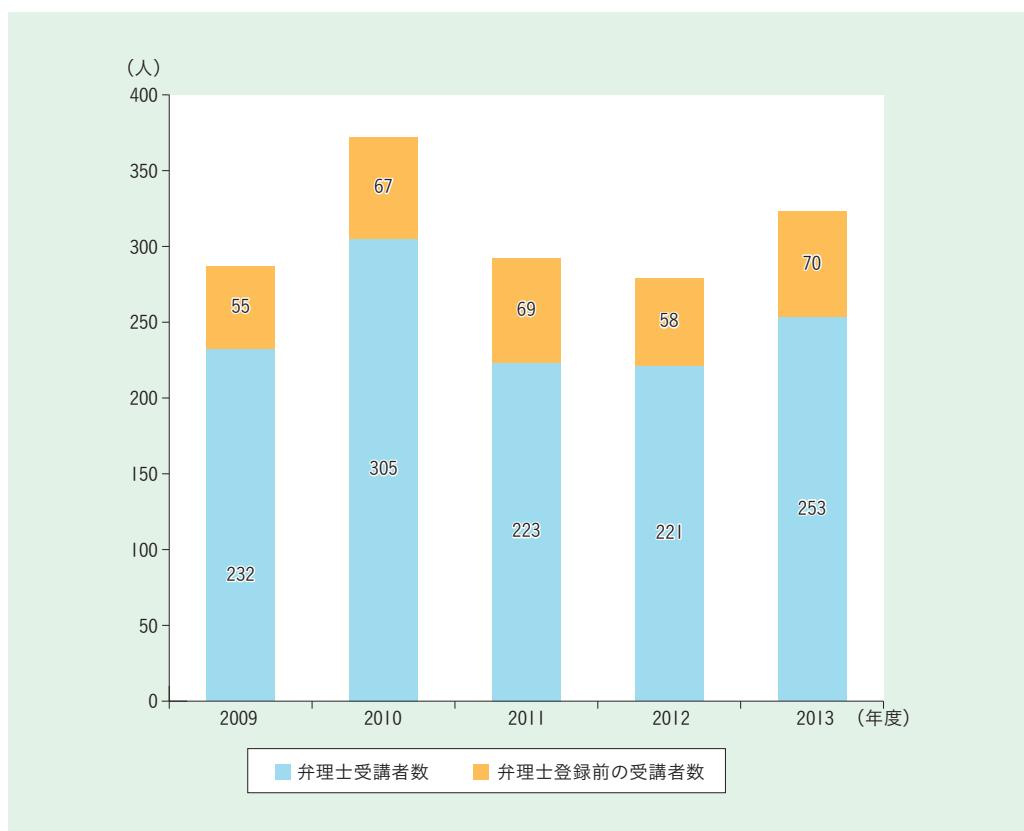
(6) 新人研修

新人研修は、基本的に実務修習修了者（弁理士登録していなくても可）を対象として実施する、実務修習のフォローアップのための幅広い内容の研修である。また、その内容から比較的実務経験の浅い弁理士の受講も認めている。

実務修習の修了者の多くは、修習修了(前年度の3月)後に弁理士登録を済ませていて、その後の新人研修の実施時期には弁理士となっているためデータ上は弁理士の受講者数が多い。前年度以前に登録した弁理士は少なく、受講年度に弁理士登録を済ませたものが大半である。

受講者数は概ね300人前後である。

受講者数の推移



(7) 弁理士育成塾

弁理士育成塾は、ベテラン弁理士が長年にわたって培ってきた特許明細書作成の優れた技やノウハウを、明細書作成機会の少ない若手弁理士に「寺子屋方式」で100時間の指導によって伝承する、少人数制の演習指導型研修である。

平成25(2013)年度にパイロット事業として開始され、平成26(2014)年度から本格的に実施されている。もともと少人数を前提とした研修であるところ、平成26(2014)年度は前年度を上回る57人が受講している。

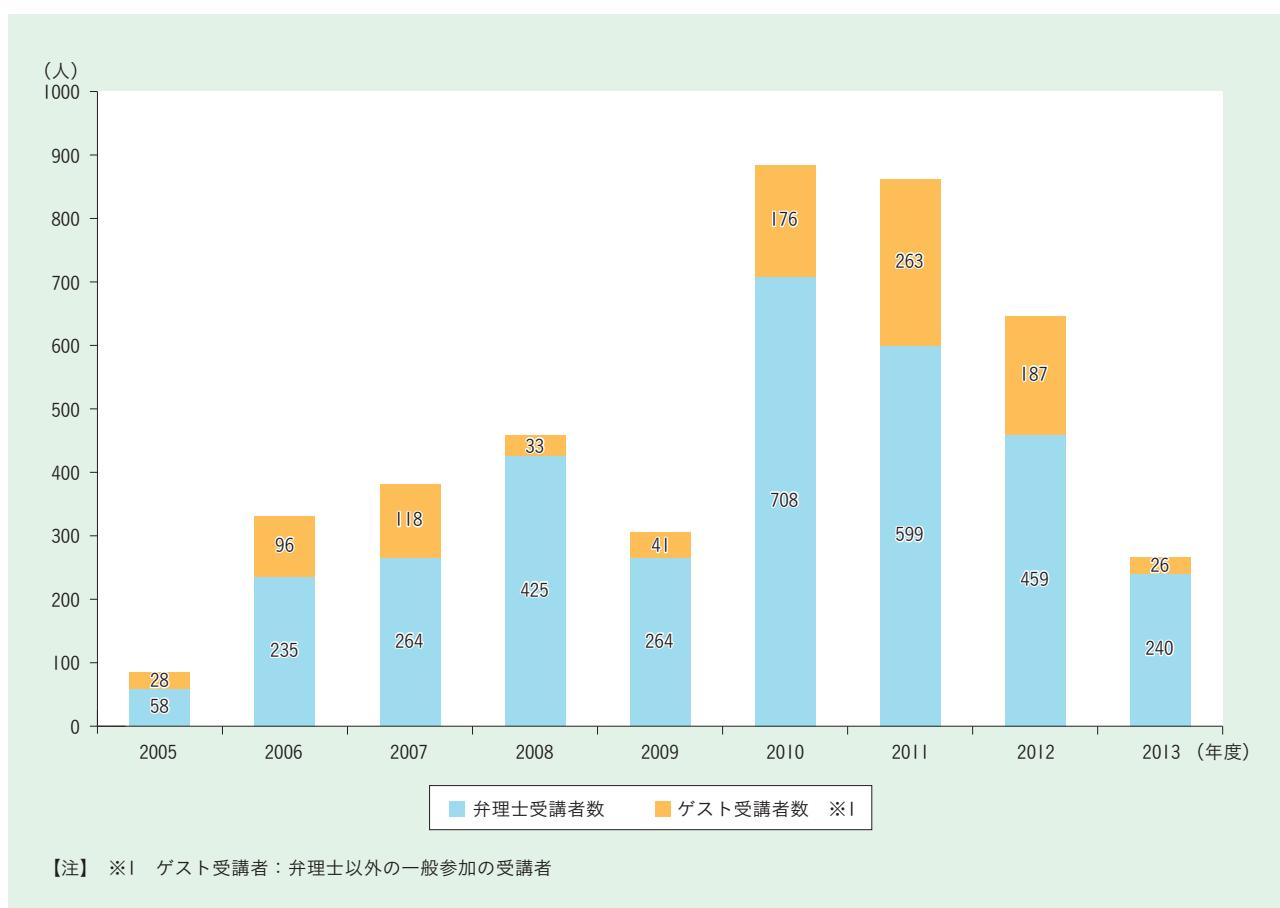
(8) 知財ビジネスアカデミー

知財ビジネスアカデミーによる研修は、政府の知財人財育成プランや知的財産推進計画における「求められる知財人財」、「求められる弁理士像」等の方向性に合致した人財の育成を目指している。

具体的には、広領域知財人財（経営／事業基礎知識、ビジネス基礎スキル重視）、高度専門知財人財（専門人材、法務知財実務重視）及びこれらを複合した高度専門広領域知財人財である。

なお、年度ごとの受講者数の大きな差は、開講する講座数の多寡によるものである。

受講者数の推移



(9) 各支部で行う研修

各支部主催の集合研修数

	2008	2009	2010	2011	2012	2013
北海道支部	0	1	3	2	2	3
東北支部	0	2	3	4	3	3
北陸支部	2	4	3	4	4	3
関東支部	10	21	51	57	60	57
東海支部	2	8	7	8	10	10
近畿支部	20	21	30	52	49	68
中国支部	1	5	5	5	5	4
四国支部	0	2	7	8	8	8
九州支部	2	4	3	2	2	3
計	37	68	112	142	143	159
全集合研修数	185	410	463	530	578	763
率	20%	17%	24%	27%	25%	21%

第2章

社会貢献活動

(1) 知的財産支援センターの概要

知的財産支援センターは、知的財産マインドの醸成と知的財産インフラ(基盤)の整備を図り、もって知的財産制度の発展に積極的に貢献することを目的として設立された当会の附属機関である。知的財産の支援活動を通じて社会貢献を行っている。主な事業は次のとおりである。

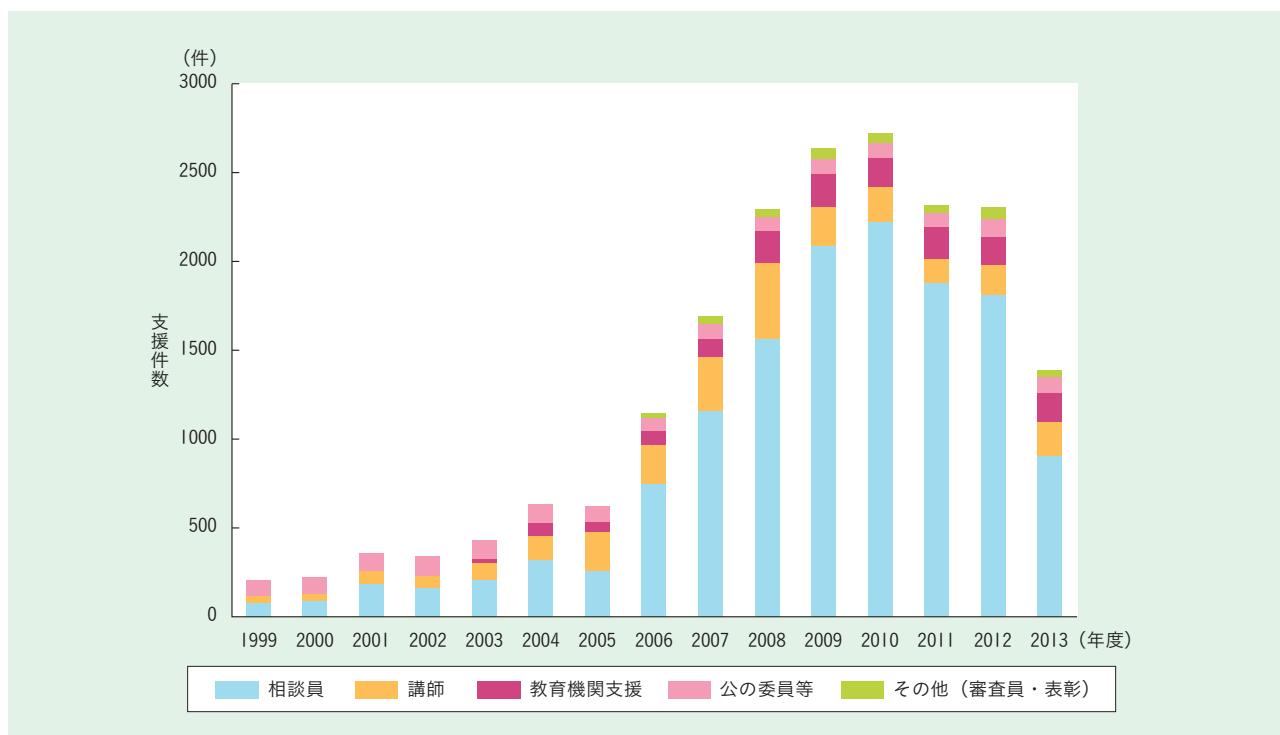
- 知的財産制度の高揚、普及
- 知的創造活動の奨励とその成果の発掘
- 知的財産権の取得と活用の振興
- 知的財産権の取得・活用の啓発、教育、指導、相談
- 知的財産に関する情報の提供

(2) 支援事業数

次のグラフは、当会又は外部からの依頼により行った相談やセミナー講師等の件数である。

支援事業数は、平成 11(1999)年の知的財産支援センター設立から平成 17(2005)年度までの 6 年間は年間 500 件前後であったが、平成 18(2006)年に全国支部化が実現し、支援事業の支部への移管が始まると急激に増加している。平成 22(2010)年度には、平成 17 年度の 4 倍以上の 2,700 件を超える支援事業数となっている。

なお、平成 25(2013)年度に減少している原因は不明であるが、各地の相談事業が平成 23(2011)年度から始まった特許庁の「知財総合相談窓口」に集約していったためかと考えられる。



(3) セミナー等の開催

以下に、知的財産支援センター主催のセミナー等を示す。

2006.10.23	知的財産タウンミーティング in 山形	山形市「山形県高度技術研究開発センター」
2006.11.13	知的財産フォーラム in 富山	富山市「パレプラン高志会館(カルチャーホール)
2006.11.23	知的財産フェスタ in しまね	島根県松江市「くにびきメッセ」
2006.11.30	鹿児島大学産学官連携情報発信シンポジウム	東京都港区「キャンパスイノベーションセンター」
2007.11.30	風林火山「日本弁理士会 知財支援フォーラム」－知恵に力を－	諫訪市文化センター
2007.12.7	模倣品対策セミナー in やまぐち	下関市「海峡メッセ下関」国際会議場
2008.2.1	知的財産マネジメントシンポジウム in 九州 2007	福岡市「エルガーラホール」
2008.9.20	知財セミナー「中小企業の知的財産経営」	大阪商工会議所
2008.10.4	知財セミナー「中小企業の知的財産経営」	弁護士会館「クレオ」
2008.11.21	日中進歩性判断の比較 セミナー	東京都港区「THE GRAND HALL」
2009.3.3	知財フォーラム 2008in 大分	大分市「大分県立芸術文化短期大学」
2009.7.16	知的財産フォーラム in 鳥取	鳥取市「とりぎん文化会館」
2009.11.16	商標フォーラム in 福井	福井市「福井県中小企業産業大学校」
2009.11.27	知財支援フォーラム in 北九州	北九州市「ホテルクラウンパレス小倉」
2010.9.15	ドバイ税関長による記念講演会	東京「全日通霞が関ビル」
2010.10.15	知的財産フォーラム in 新潟	新潟市「万代シルバーホテル」
2010.10.25	知的財産フォーラム in 旭川	旭川市「旭川グランドホテル」
2011.6.4～5	知的財産シンポジウム in Tokushima 2011	徳島市「徳島大学
2011.9.8	知的財産支援フォーラム in 信州	長野市「メルパルク長野」
2012.2.3	知的財産フォーラム in 広島	広島市「メルパルク広島」
2012.2.7	知的財産フォーラム in 石川	金沢市「石川県地場産業振興センター」
2012.2.10	会設大分事務所 開設1周年記念セミナー	大分市「ソフィアホール」
2012.2.28	知的財産フォーラム in 熊本	熊本市「メルパルク熊本」
2012.11.21	知的財産フォーラム in 富山	富山市「富山第一ホテル」
2012.11.30	知的財産フォーラム in 沖縄	那覇市「沖縄ハーバービューホテルクラウンプラザ」
2013.11.13	知的財産フォーラム in 福井	福井市「福井県民ホール」
2013.12.2	知的財産フォーラム in 山形	山形市「ホテルサンルート山形」
2014.9.1	中小企業診断士協会との協定締結記念セミナー	東京「東海大学校友会館」

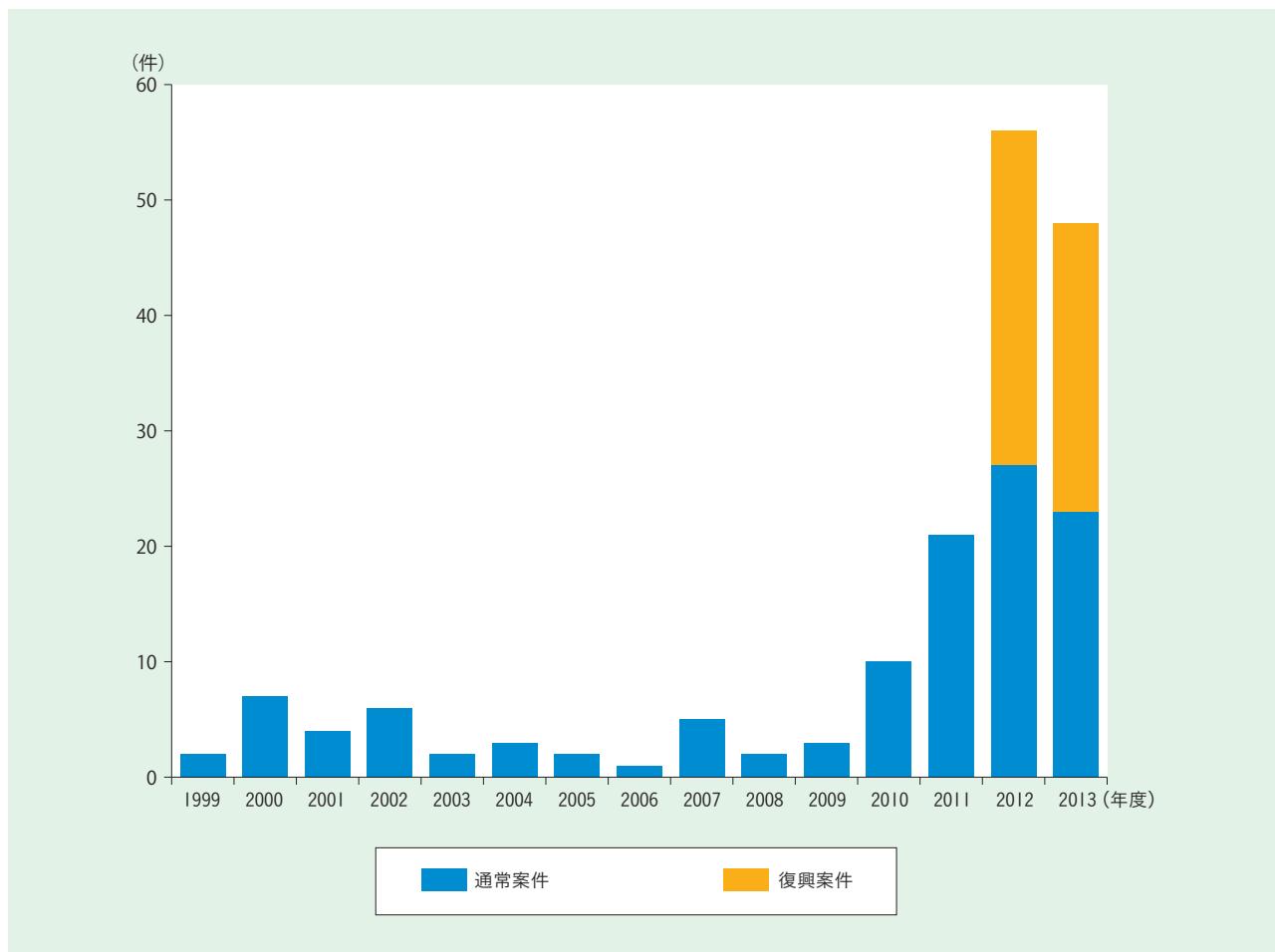
(4) 特許出願等援助制度

特許出願等援助制度は、特許出願等の手続費用を確保することが困難な者に対して、当会が出願費用を援助する制度である。

平成23(2011)年6月に、全会員に本制度のPRをしたところ、問い合わせが増加し、援助件数が前年度の倍になった。

また、平成24(2012)年に特許出願等復興支援制度の運用を開始したところ(会令第90号「特許出願等復興支援規則」)、被災地から多くの申請があり、出願等援助制度と復興支援制度を合わせた援助件数が倍増した。

特許出願等援助数の推移



Column

■特許出願援助制度の始まり

当会の、無資力者に対する扶助制度は、昭和16(1941)年8月の「発明相談部」の開設時からあった。

規則は、会令第4号「特許事件扶助規則」が昭和17(1942)年12月14日の臨時総会で制定されているが、申し込みはなかったようである。

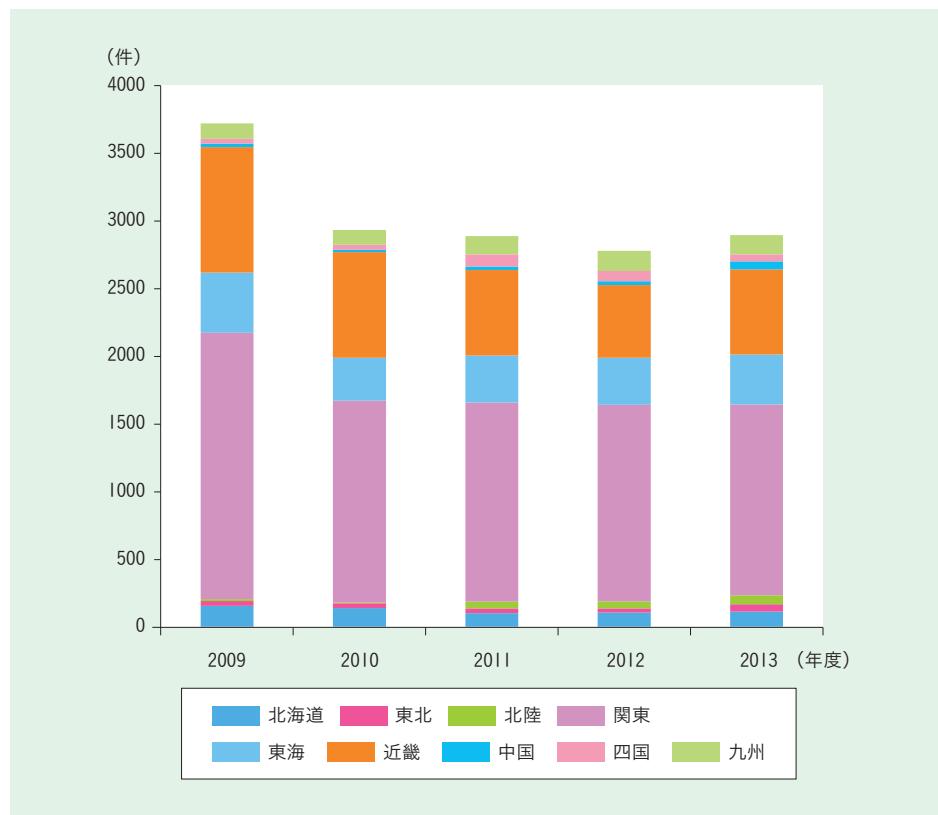
この制度の実効を上げるために手続を整備し(会令第23号「特許出願等援助規則」)、平成12(2000)年1月からHPやパンフレット等でPRを行ったところ、年間40件前後の申し込みが来るようになった。

(5) 常設無料特許相談

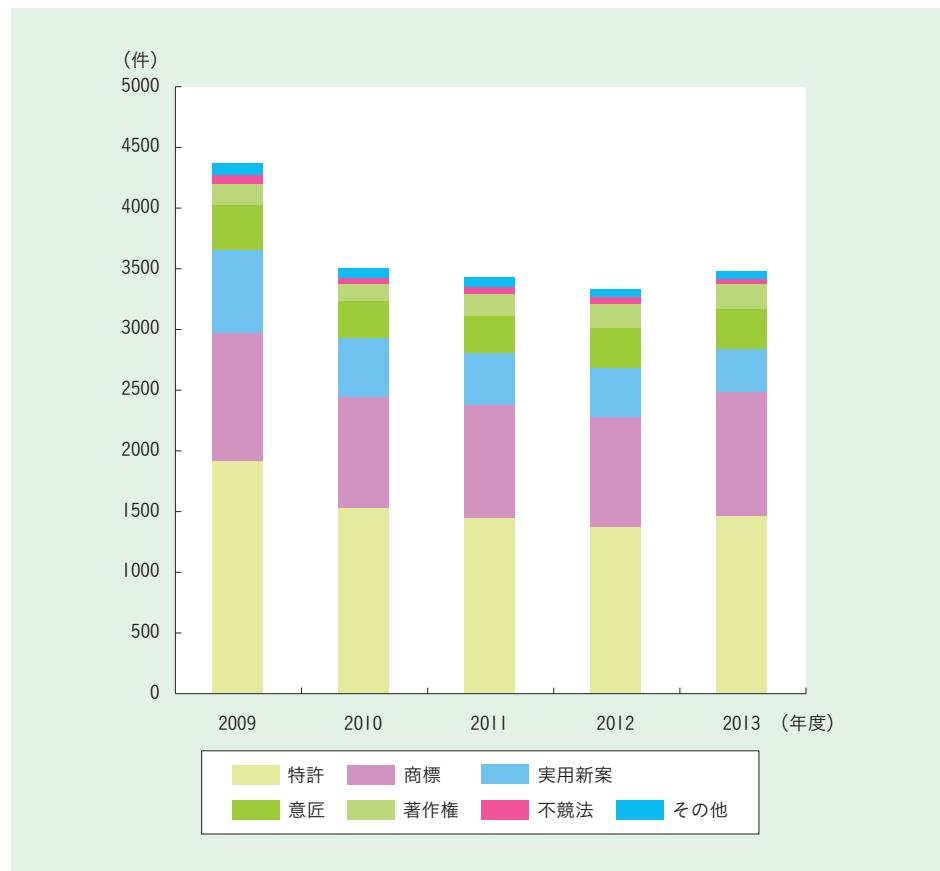
当会では、特許・実用新案・意匠・商標の出願手続、調査、鑑定、異議申立、訴訟はもちろん、諸外国の制度や知的財産権全般について弁理士が無料で相談に応じている。各地区の状況は次のとおりである。

- 北海道地区は、平成 17(2005)年 6 月 6 日の「北海道分室」開設後に開始。
- 東北地区は、平成 17(2005)年 6 月 17 日の「東北分室」開設後に開始。
- 北陸地区は、平成 17(2005)年 9 月 16 日の「北陸分室」開設後に開始。
- 関東地区は、昭和 37(1962)年の弁理士会館建設後から開始
- 東海地区は、昭和 57(1982)年 3 月に「名古屋分室」開設。同年 6 月 1 日から「無料特許相談会」開始。
- 近畿地区は、昭和 46(1971)年度に「大阪公報閲覧室」(後の近畿支部室)を設置。翌昭和 47 年 1 月 10 日から「無料特許相談」開始。
- 中国地区は、平成 18(2006)年 3 月 24 日の「中国支部室」開設後に開始。
- 四国地区は、平成 18(2006)年 3 月 24 日の「四国支部室」開設後に開始。その後、平成 22(2010)年 4 月 1 日から松山市、四国中央市、八幡浜市にも会場を広げ、翌年からは徳島市と高知市にも会場を設けて、広く四国全県で定期的に開催するようになった。
- 九州地区は、昭和 60(1985)年 5 月に有志が借室して「弁理士会九州特許相談室」を開設。その後、昭和 62(1987)年 5 月の定時総会で「福岡特許相談室」としての借室が承認された。

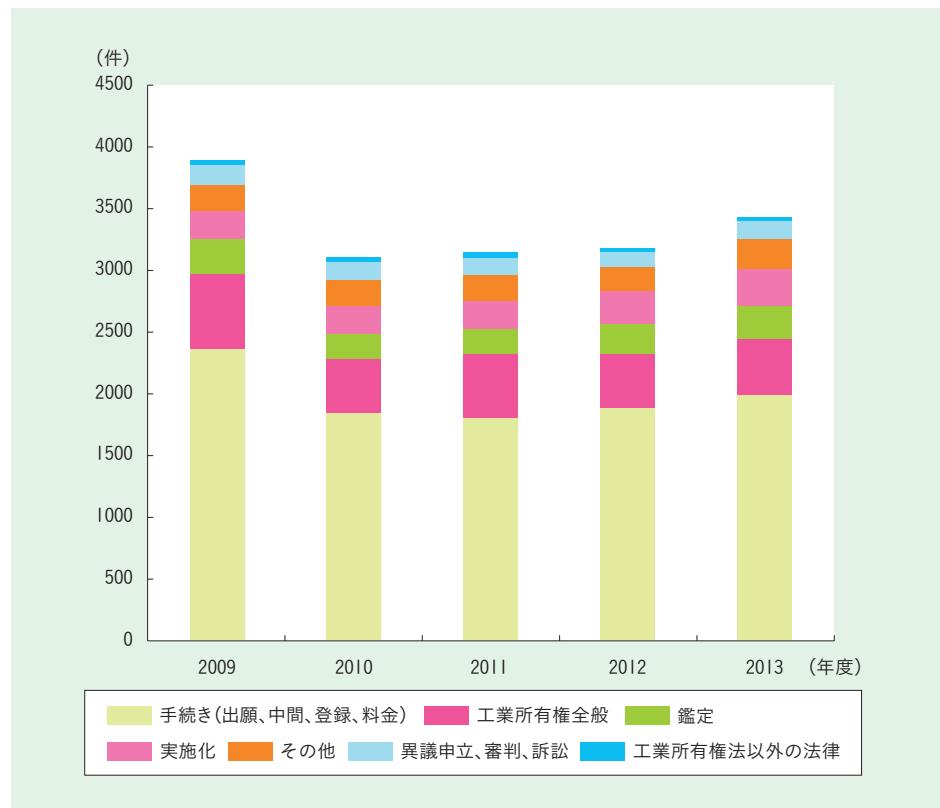
① 支部別相談件数



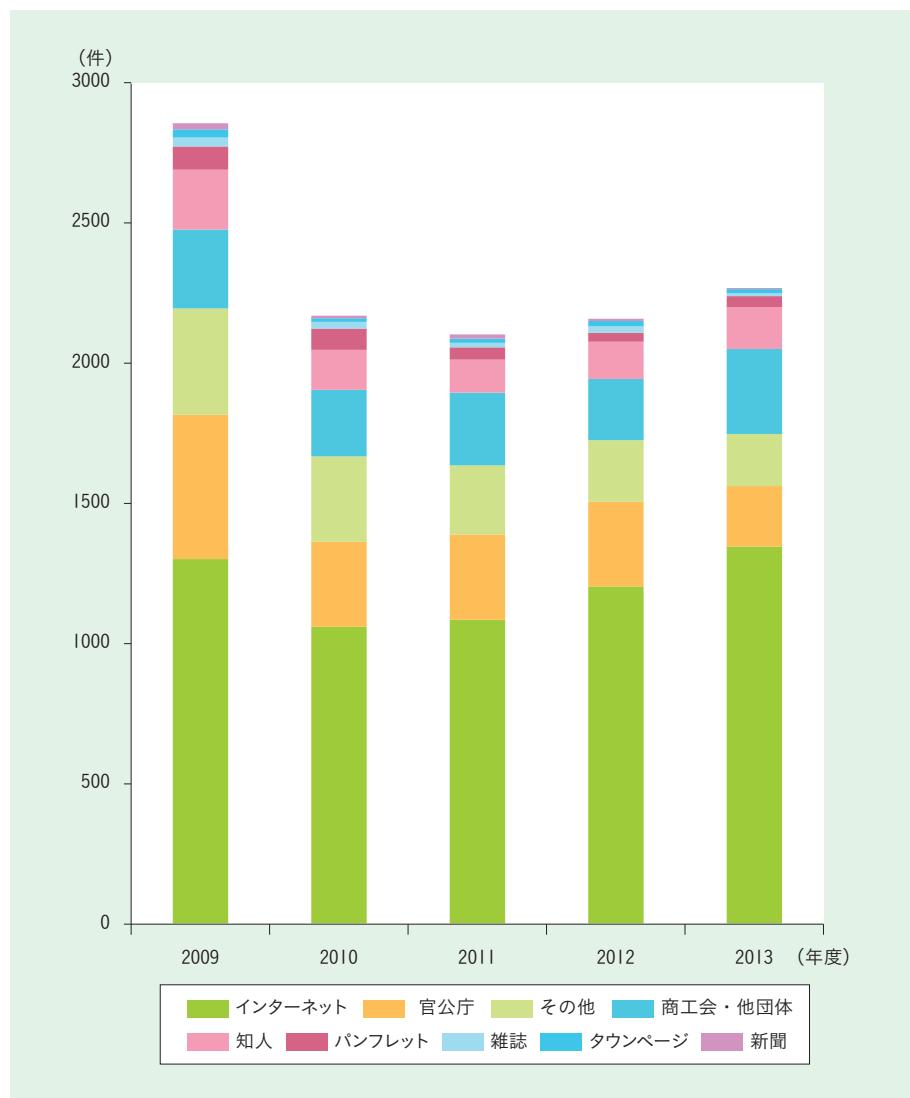
② 相談の法別区分



③ 相談事項別



④ 相談を知った媒体



Column

■常設特許相談の始まり

当会は、昭和 16(1941)年 8 月 1 日に特許局庁舎内の弁理士会事務所に「発明相談部」を開設した。

相談日時は、平日の午後 1 時から 4 時であった。(「特許と商標」昭和 16 年 8・9 月号)。無資力者への扶助も同時に開始されている(会令第 4 号「特許事件扶助規則」は昭和 17(1942)年 12 月 14 日の臨時総会で承認され翌年 1 月 1 日から施行)。

戦後は、昭和 27(1952)年度定期総会の開催通知に、「昭和 26 年 4 月 1 日以降昭和 27 年 3 月末日までに相談件数 268 件で、このうち受任したもの 38 件…」とあり、以後毎年同様の報告があることから、この頃から「発明相談」が再開したものと思われる。場所は、上記と同じ場所と思われる(内規第 3 号「特許相談に関する規程」が昭和 31(1956)年に制定されているが、その条文が不明なため確認できず)。

その後、昭和 36(1961)年 2 月 28 日に東京都の新宿区役所にも「弁理士会発明相談室」を開設し、同年 7 月には東京商工会議所でも毎月 1 回「相談会」を開催するようになった(弁理士制度百年史 108 頁)。

翌昭和 37(1962)年 11 月に弁理士会館が竣工したが、当初から 2 階に「発明相談室」が設けられ、自前の会館で毎日相談が行われるようになった。

(6) 知財総合支援窓口

「知財総合支援窓口」は、特許庁が平成23(2011)年度から開始した知財の相談をワンストップで受け付ける窓口である。

主に中小企業の方々を対象に、知的財産全般に関する相談を全国47都道府県で実施している。

相談にあたる窓口登録専門家は、弁理士をはじめ、企業OBや弁護士などが担当している。専門家の中小企業への派遣も行っている。

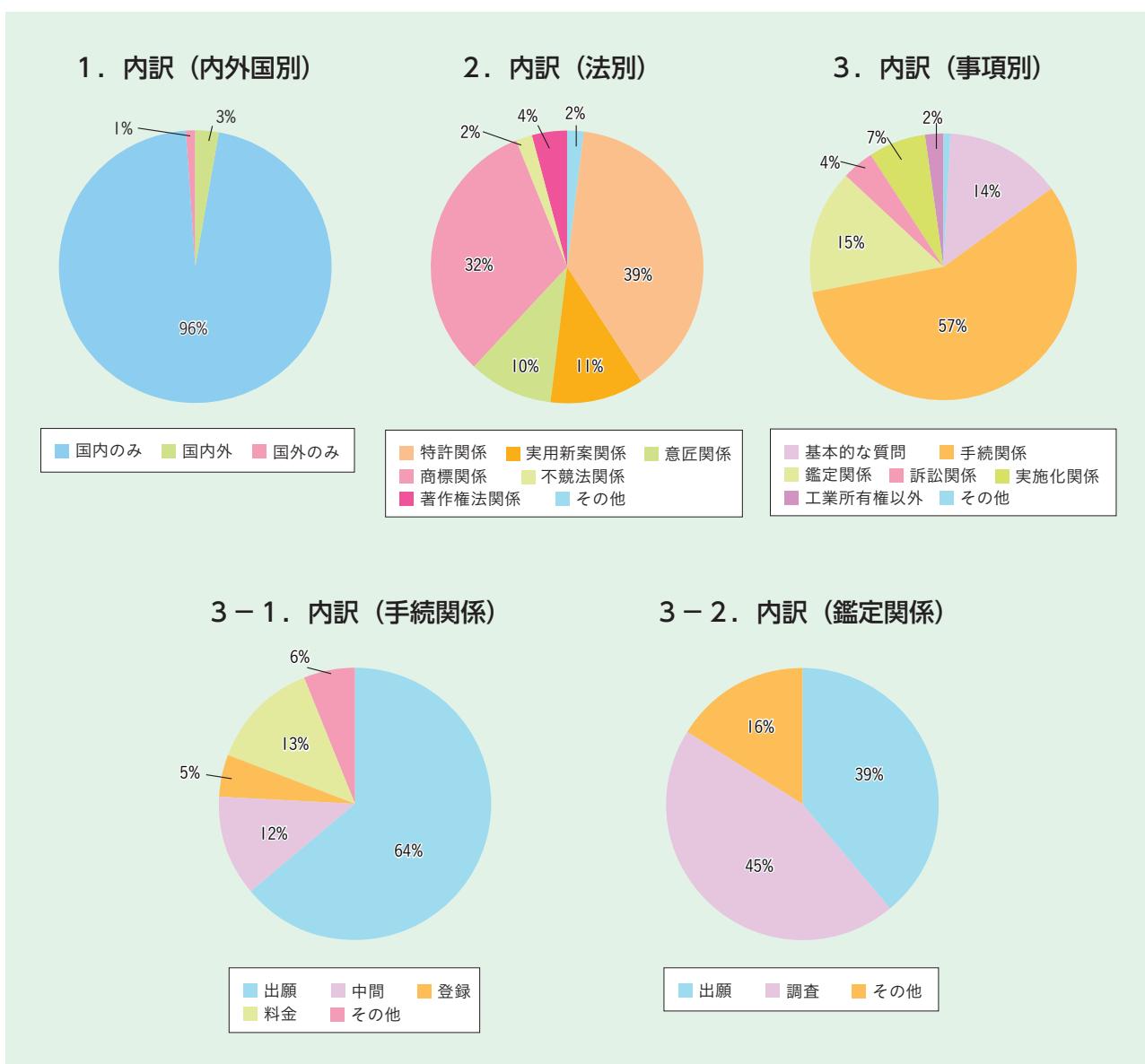
全国の相談件数は、平成23(2011)年度が約10万件、平成24(2012)年度が約11万8千件、平成25(2013)年度が約14万8千件となっている(特許庁資料から)。

平成26(2014)年度からは、窓口登録専門家とは別に、窓口知財専門家として弁理士(当会推薦)などを置き、きめ細かな相談体制となっている。

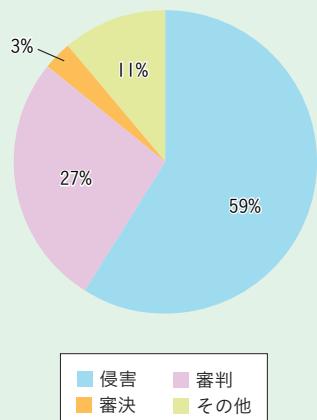
① 相談件数の内訳

以下のデータは、当会推薦の窓口知財専門家に対して行ったアンケートの結果である。

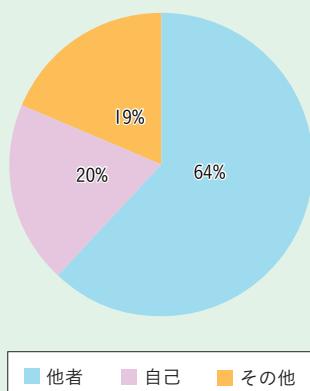
(アンケート期間はH26.4.1～H26.9.18。回答は全員ではない)



3-3. 内訳（訴訟関係）



3-4. 内訳（実施化関係）



Column

■ 80年以前から社会貢献活動！

当会はすでに昭和6(1931)年から、パンフレットの発行など、発明の振興と特許制度の啓発普及活動を継続的に行ってきました（弁理士制度百年史 68～74頁参照）。第2次世界大戦後は、特許制度普及委員会、特許制度振興普及委員会、特許制度啓発普及委員会等を中心に活動していたが、平成11(1999)年4月1日、本事業を大規模・組織的に展開するため、附属機関として「知的財産支援センター」を開設した。

(7) 地方自治体との知財支援協定の締結実績一覧

最初の支援協定は、平成13(2001)年2月に島根県と締結したものである。

平成17(2005)年に全国支部化の動きが活発になると協定を結ぶ自治体が急増した。

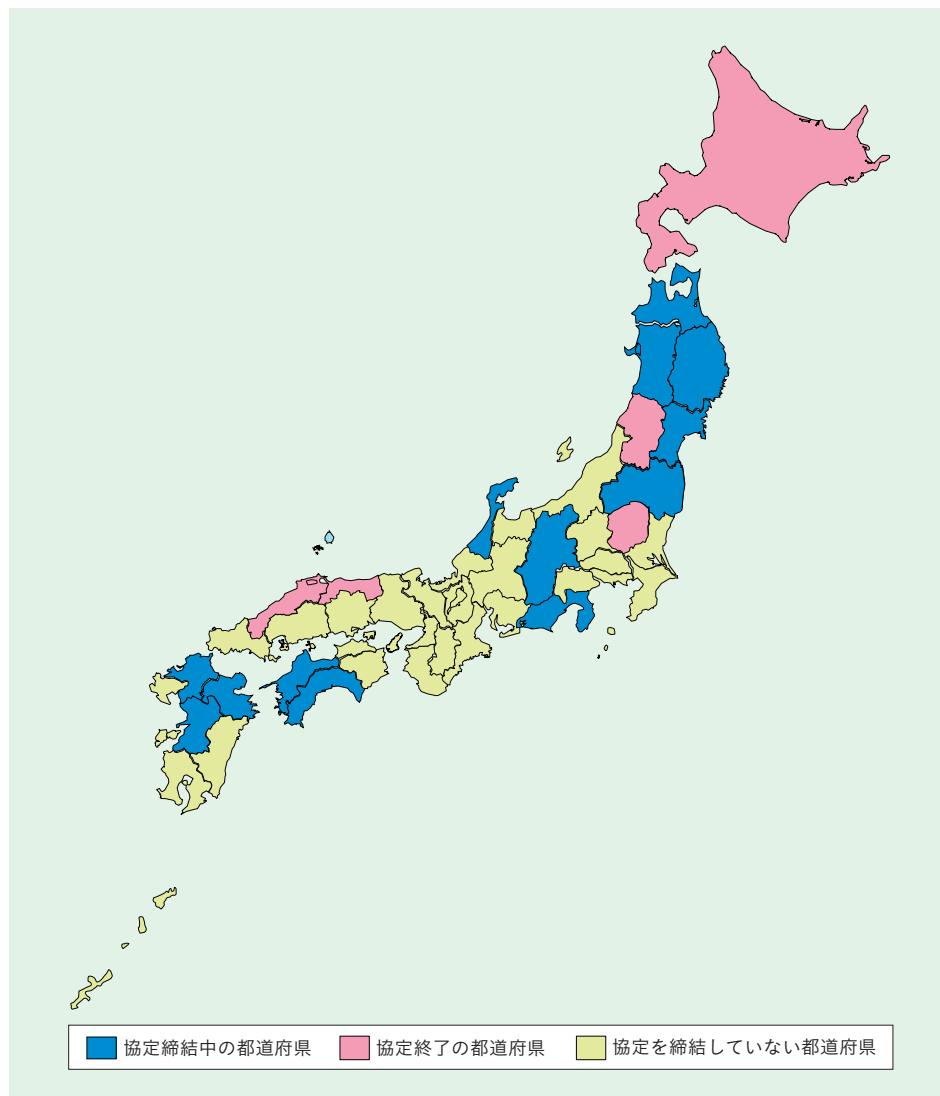
最近は、国立高等専門学校や中小企業診断協会などとの知財支援協定も締結され、新しい動きとなっている。

① 知財支援協定の締結状況（年度別）

オレンジは協定を締結している地方自治体、グレーは協定期間が満了した地方自治体等を示す。

	締結先	締結期間	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
1	北海道	2005.6.6-2011.3.31								終了							
2	青森県	2009.4.16-2015.3.31														継続	
3	岩手県	2005.6.1-2017.3.31														継続	
4	宮城県	2006.6.26-2017.3.31														継続	
5	秋田県	2008.3.3-2016.3.31														継続	
6	山形県	2006.10.23-2012.3.31												終了			
7	福島県	2005.7.6-2015.3.31														継続	
8	石川県	2006.7.7-2015.3.31														継続	
9	栃木県	2005.6.27-2012.3.31													終了		
10	長野県	2007.11.21-2015.3.31														継続	
11	鳥取県	2006.5.11-2011.3.31											終了				
12	島根県、島根大学、松江高専	2001.2.7-2008.3.31								終了							
13	愛媛県	2007.10.4-2015.3.31														継続	
14	高知県	2003.5.19-2015.3.31														継続	
15	福岡県	2006.5.19-2015.3.31														継続	
16	熊本県	2011.7.4-2017.3.31														継続	
17	大分県	2006.6.12-2015.3.31														継続	
18	川崎市	2007.3.26-2016.3.31														継続	
19	横浜市	2009.10.29-2015.3.31														継続	
20	富士宮市及び富士宮商工会議所	2007.6.1-2016.3.31														継続	
21	土佐市	2012.1.16-2017.3.31														継続	
22	九州地区の9つの高等専門学校	2012.12.10-2015.3.31														継続	
23	(独)国立高等専門学校機構	2013.3.14-2016.3.31														継続	
24	(一社)中小企業診断協会	2014.4.21-2017.3.31														継続	
	協定締結数		1	1	1	2	2	6	13	17	16	18	18	18	18	19	

② 知財支援協定の締結状況(地域別)



Column

■新しい社会貢献活動の波

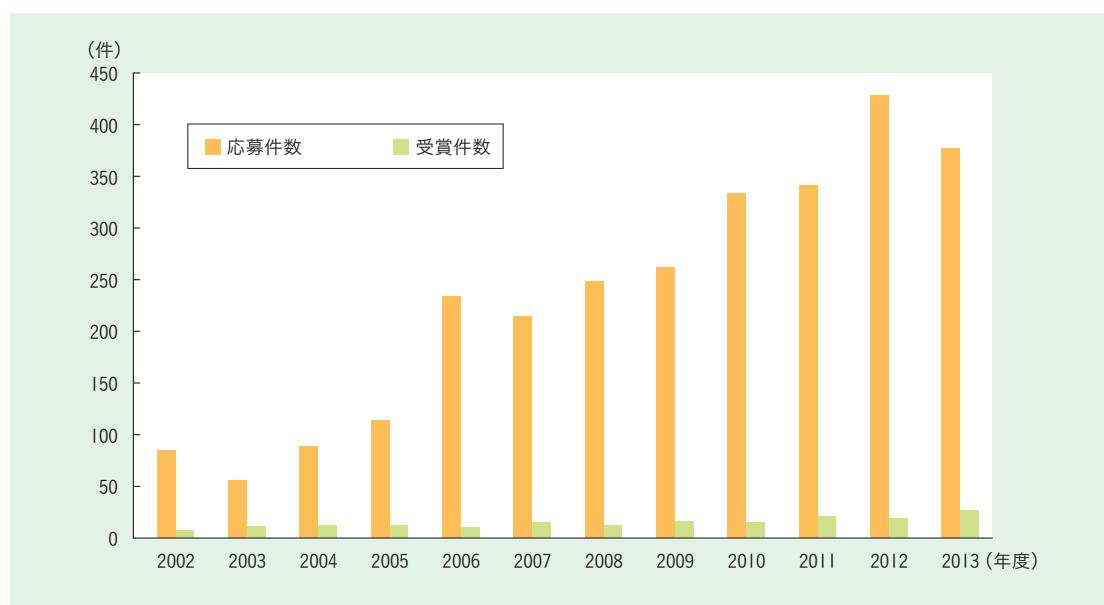
弁理士の派遣依頼は、平成25(2013)年度に減少している。これは、各自治体や団体の知財インフラが整ってきたこと、また、平成23(2011)年度から始まった特許庁の「知財総合支援窓口」の影響があるためではないかと思われる。

一方、当会では、平成23(2011)年3月の東日本大震災の復興を支援するための「特許出願等復興支援事業」の開始、平成25(2013)年3月の独立行政法人国立高等専門学校機構との知的財産に関する支援協定の締結、平成26(2014)年1月のご当地グルメに関わる地域ブランドの模倣品対策について「愛Bリーグ本部」との「地域ブランド監理監視機構」の創設、同年4月の一般社団法人中小企業診断協会との知財協力協定の締結など、新しいタイプの活動・社会貢献活動が動き出している。

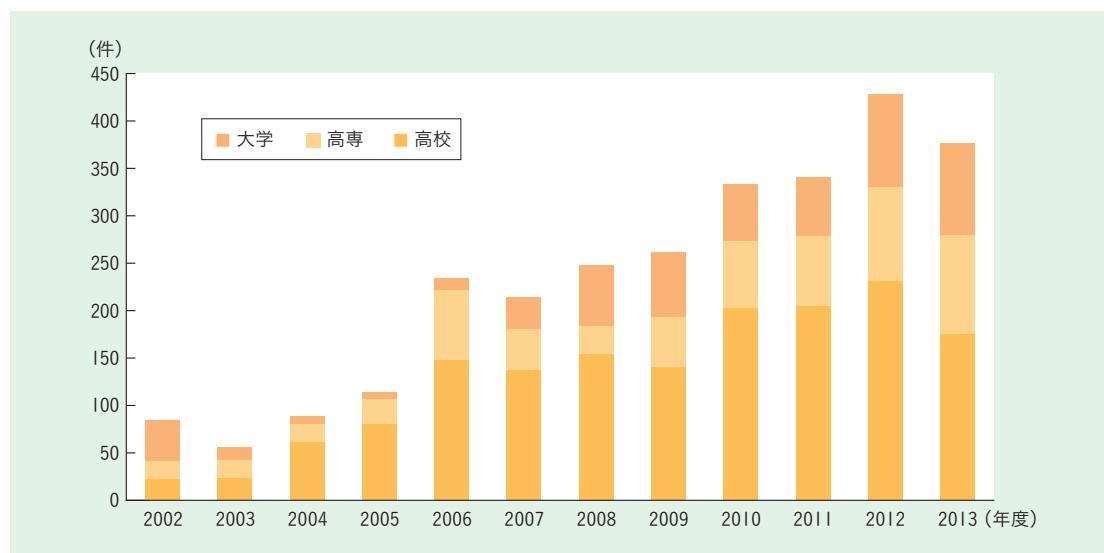
(8) パテントコンテスト、デザインパテントコンテスト

- 主 催：文部科学省、特許庁、(独行) 工業所有権情報・研修館 (INPIT)、日本弁理士会、発明協会 (平成 13(2001)年～平成 18(2006)年)
- 目的：高校生、高等専門学校生及び大学生の知的財産マインドの醸成、知的財産制度の理解及び活用の促進を図ることを目的として開催されているコンテスト
なお、デザインパテントコンテストは、平成 20(2008)年から始まった。
- 内 容：優秀な作品は、出願を受けるために弁理士のアドバイスを受けることができる。該当者は弁理士の指導の下で、願書・明細書・図面の作成、電子出願作業から権利取得までの手続の実践体験を受けることができる。費用は、主催者が負担。
- 関 与：平成 25(2013)年度現在、延べ 340 人の弁理士が出願支援の指導を行っている。

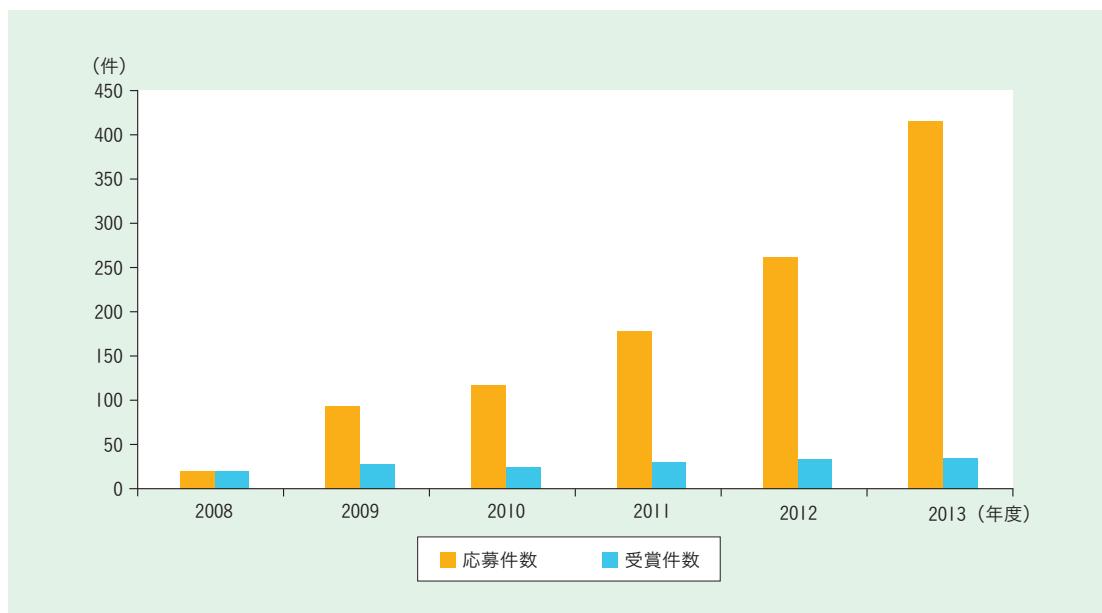
① パテントコンテストの年度別の応募件数と受賞件数



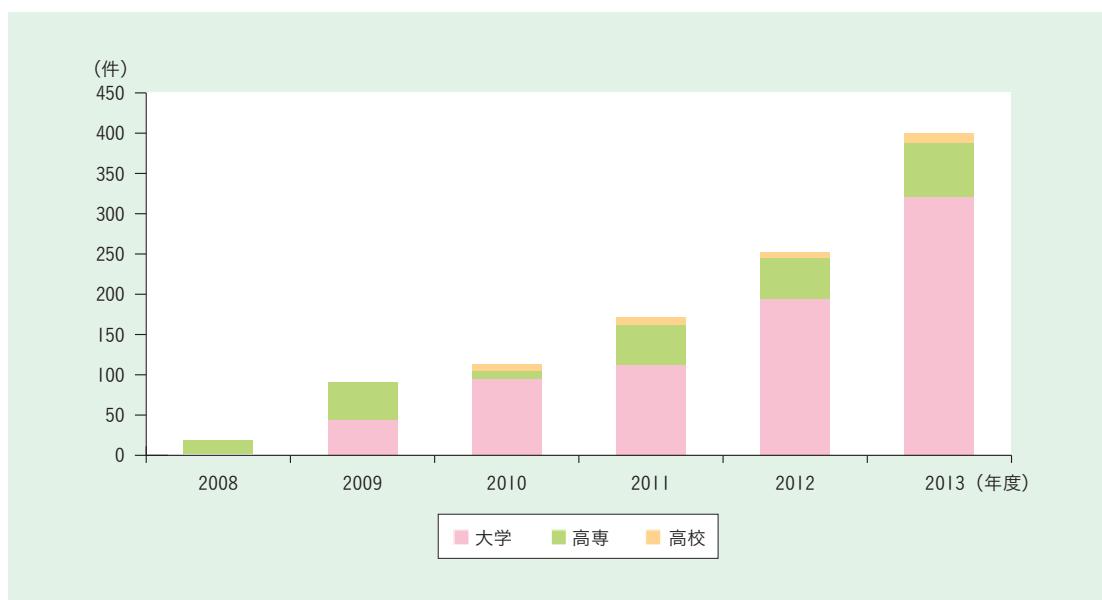
② パテントコンテストの学校別応募状況



③ デザインパテントコンテストの年度別の応募件数と受賞件数



④ デザインパテントコンテストの学校別応募状況



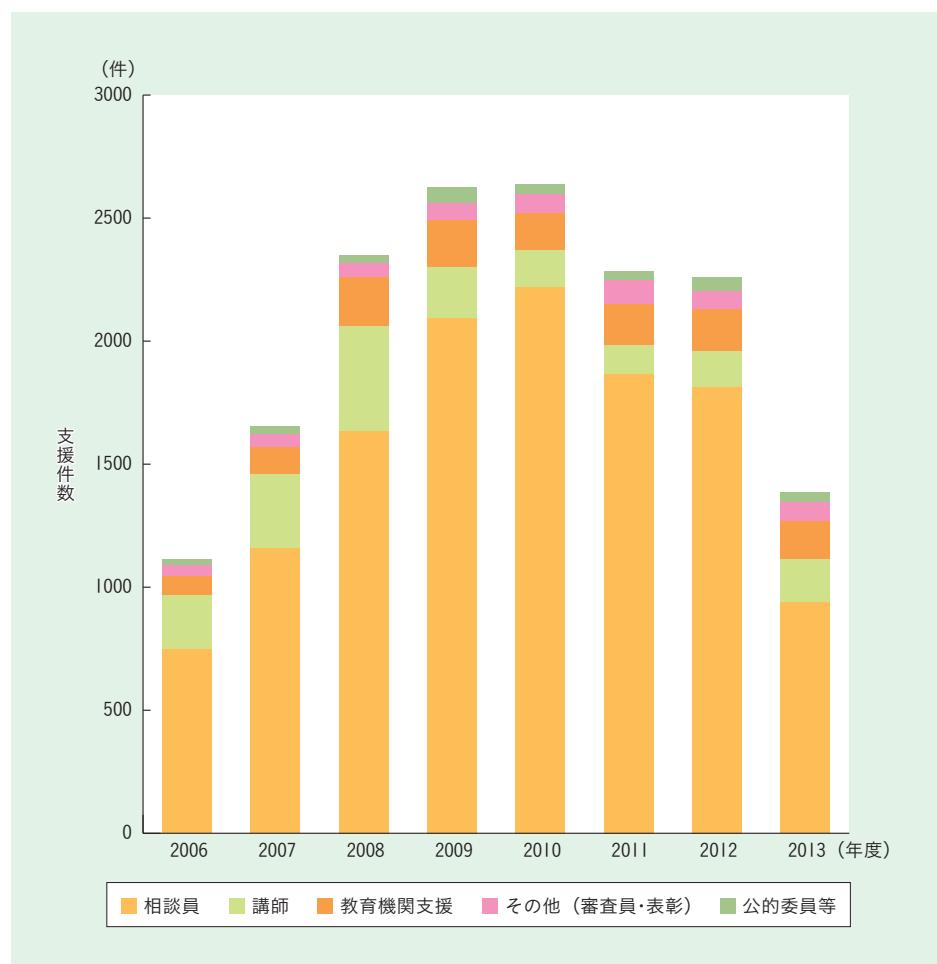
(9)各支部の社会貢献活動

各地域の知財支援事業は、各地域の支部が行っている。

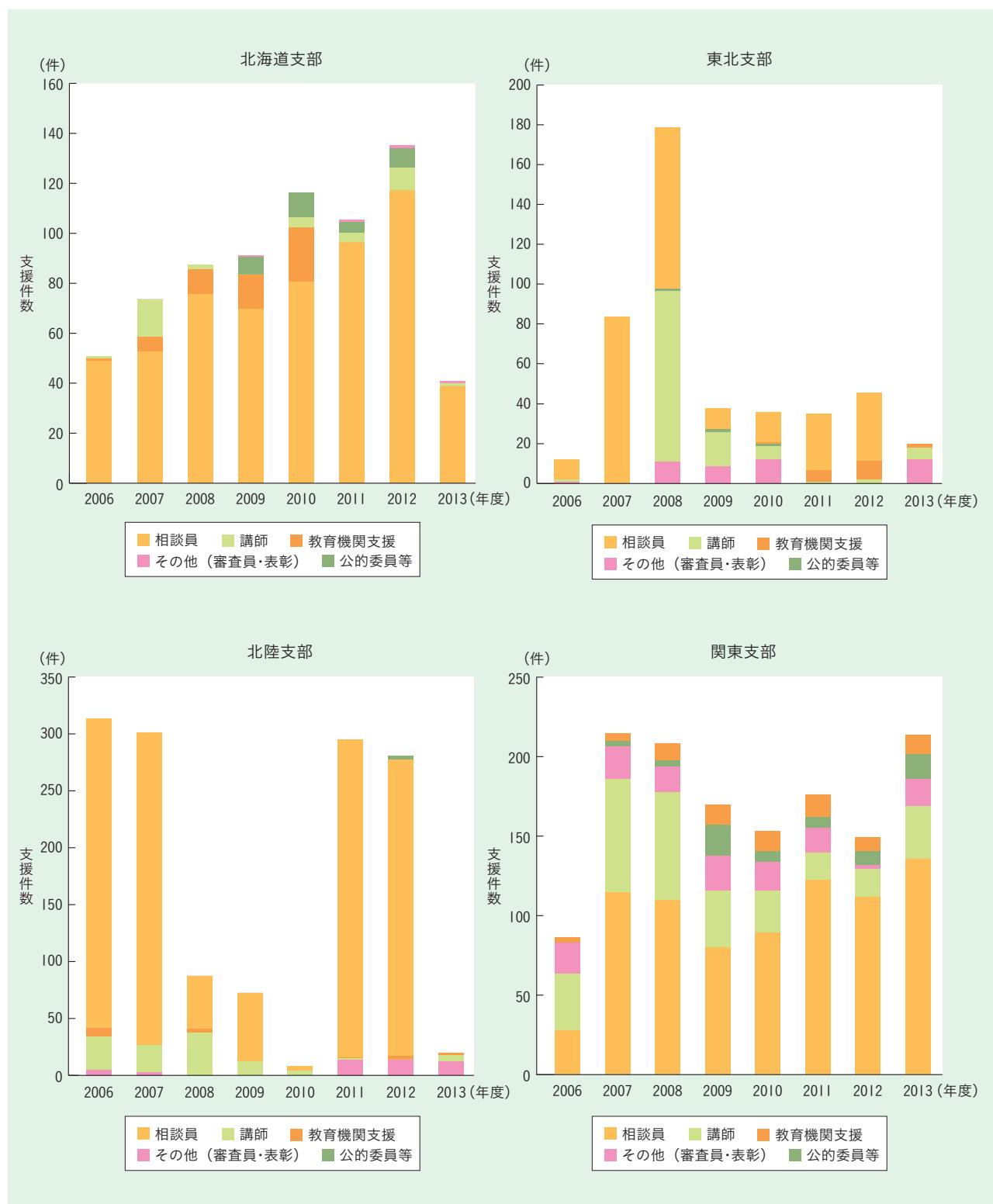
平成18(2006)年の全国支部化以後、着実に支援件数を増やしており、ピークの平成22(2010)年度は平成18(2006)年度の2.3倍の2,638件となっている。

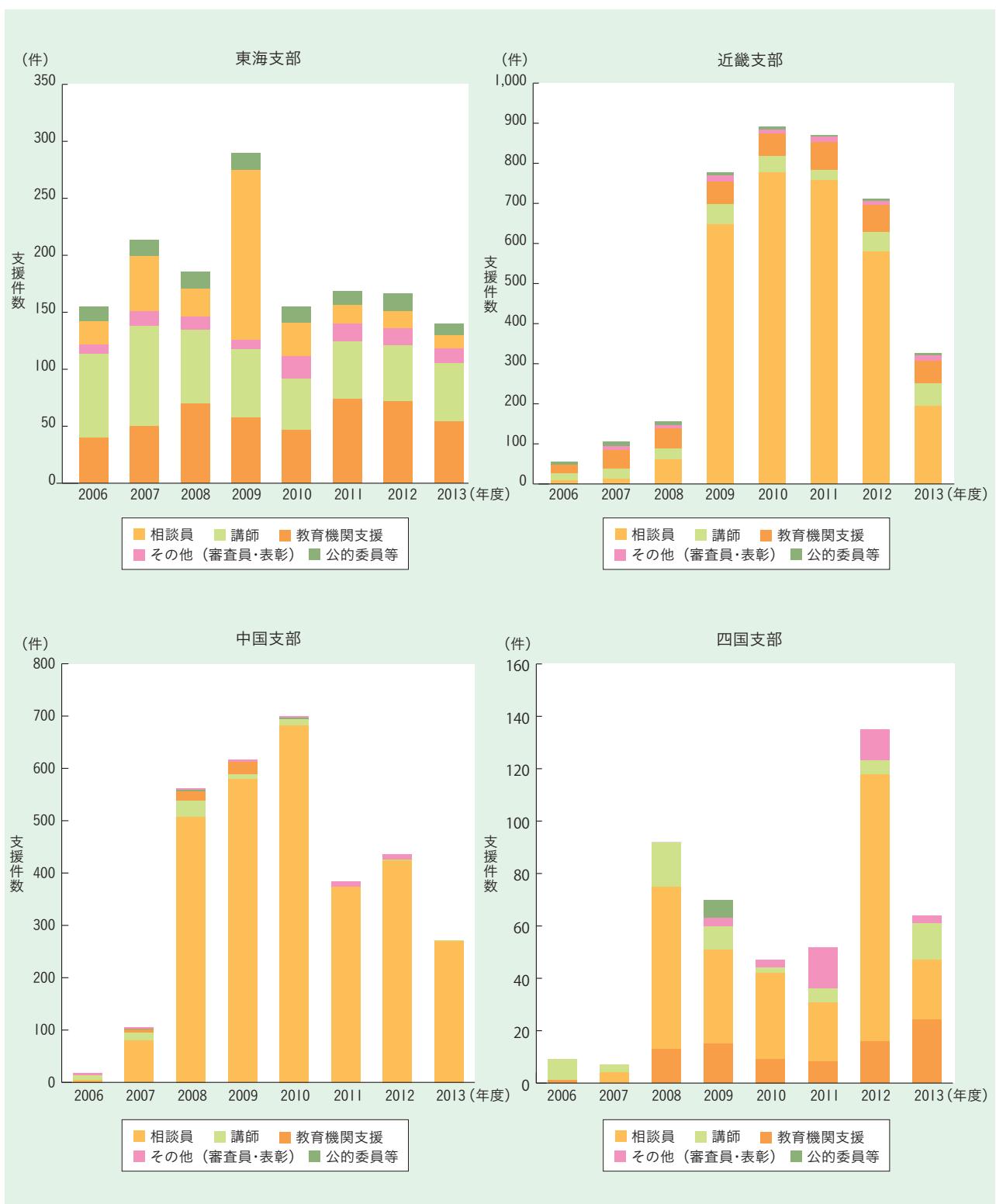
しかし、平成23(2011)年度以降、依頼件数が減少している。特許庁の「知財総合支援窓口」が同じ年から始まっているので、その影響も考えられる。

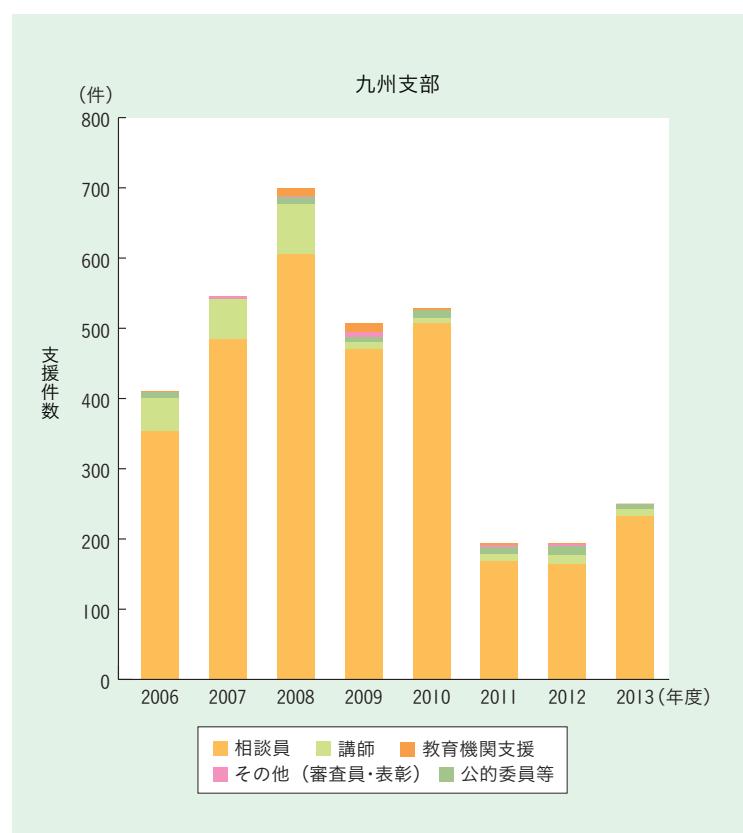
① 全支部の支援事業の内訳



② 各支部の支援件数

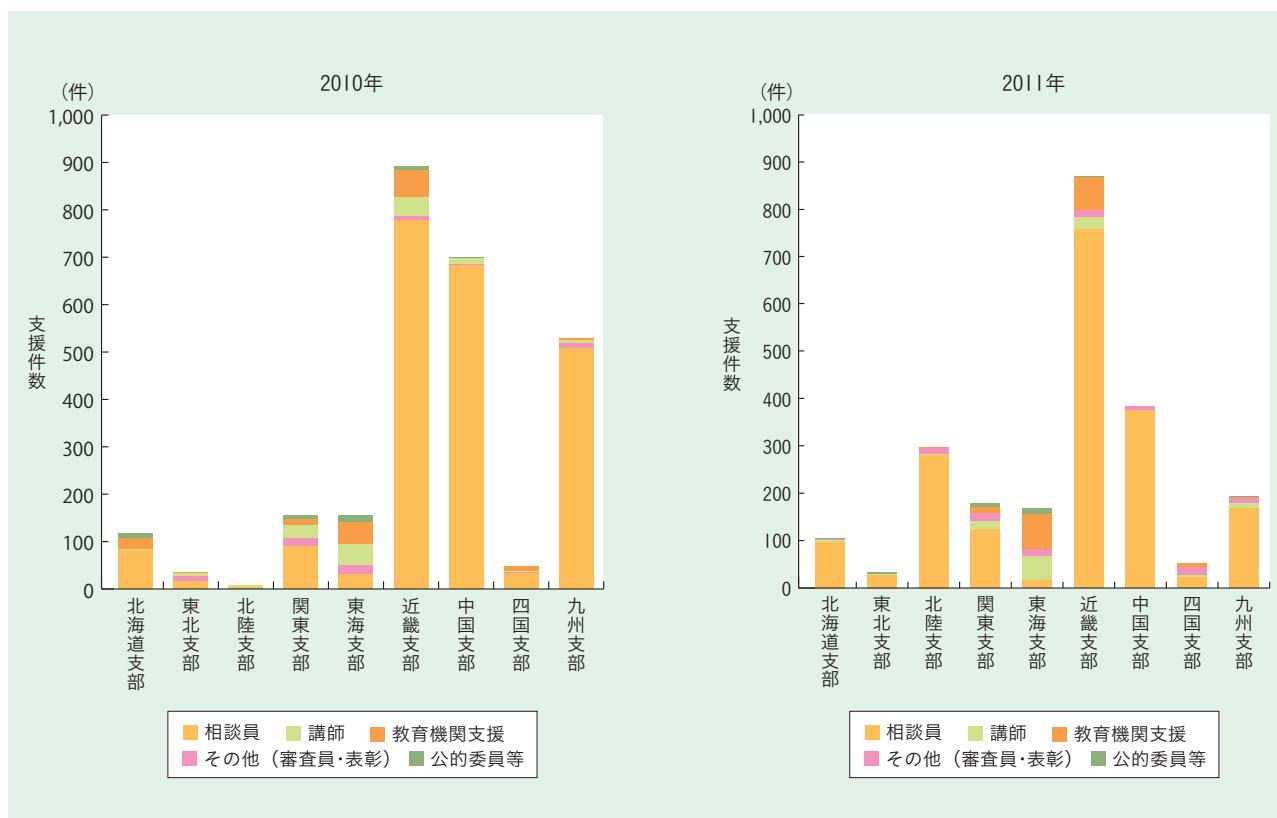




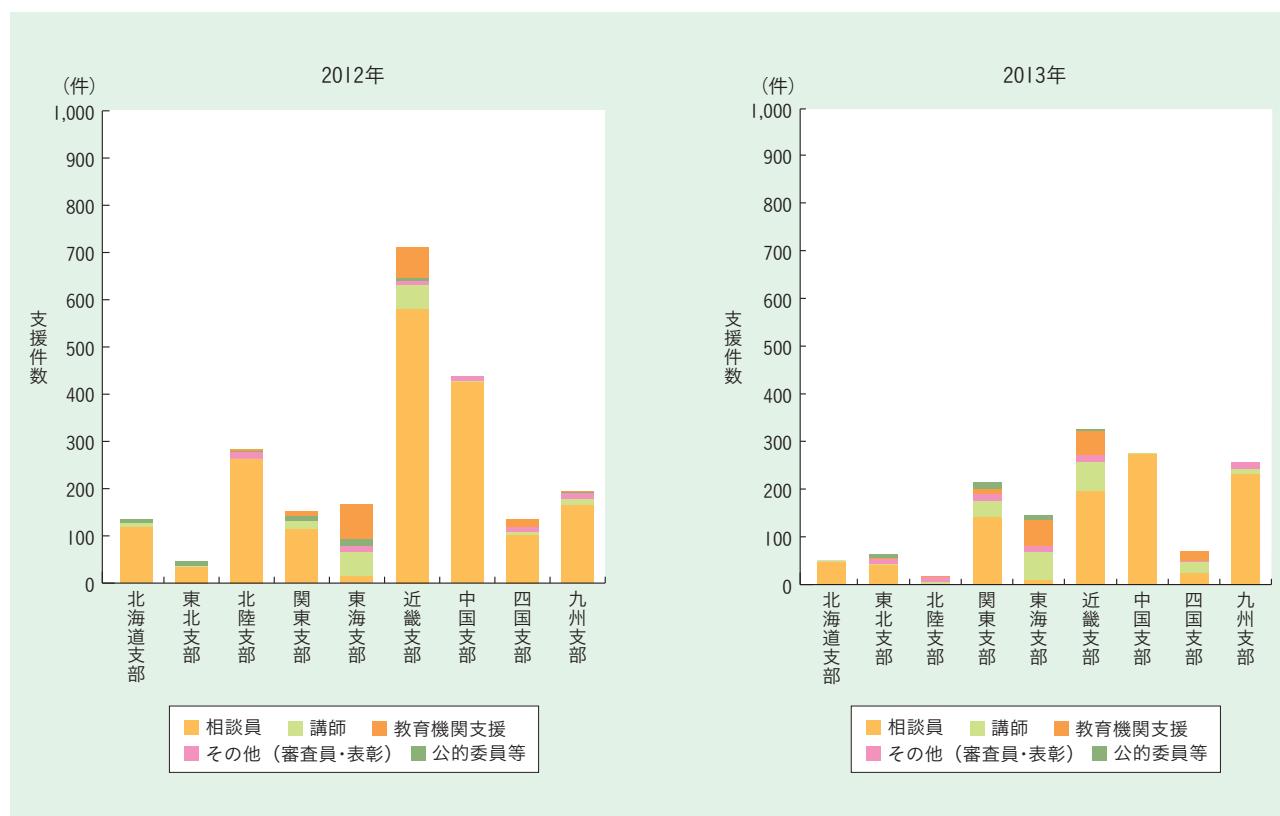


③ 年度別に各支部の支援件数





第4編 日本弁理士会の活動状況



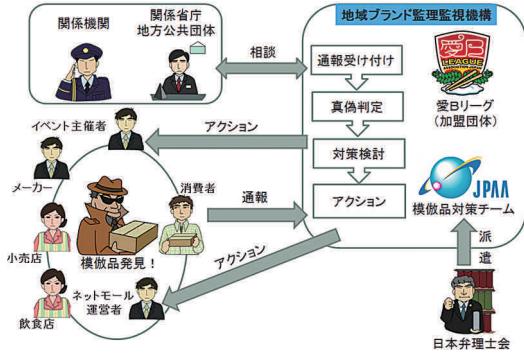
第3章

復興支援活動

平成23(2011)年3月11日の東日本大震災で被災された方々の復興を、知的財産の面から支援するため、同年5月11日に「復興プロジェクト本部」を立ち上げ、支援活動の企画・実行を行っている。

事業名	内 容
東日本大震災救済義援金	全会員に救済募金を呼びかけ、寄せられた募金約1億円を日本赤十字社へ寄付した(2013.6)。それとは別に、震災直後、会として1千万円を日本赤十字社へ寄付した(2013.3)。
震災復興支援情報の提供	震災復興支援ページを当会ウェブサイト上に設置し、震災により影響を受けた手続の救済措置などの情報を提供した(2011.4)。 http://www.jpaa.or.jp/?cat=1104
被災者対象の特別相談窓口の設置	特別相談窓口のフリーダイヤル(0120-19-2723)を設置し、被災された方を対象に無料相談を行っている(2013.8)。また、被災地への情報提供を行うために、河北新報、岩手日報、福島民報、福島民友新聞の4紙に広告を掲載した。
「知的資産経営フォーラム2011 in 仙台」の開催	『知的財産権の「創生・活用・発展」を軸とした「知的資産経営」の推進を通じて、震災復興にも役立ちたい』をテーマに、仙台でフォーラムを開催(2011.11)。
特許出願等援助制度による出願支援	<ul style="list-style-type: none"> 平成23(2011)年12月に「総合的知的財産支援制度」を設け、知的創造活動、知的財産権の取得及び活用の支援も行っている。 平成24(2012)年3月に、被災中小企業等の復興を支援すべく、「特許出願等復興支援制度」を創設。 <p>※参考:「日本弁理士会の特許出願等援助制度とは」(日本弁理士会ウェブサイト)</p>
平成23・24年度パテントコンテスト「震災復興応援賞」	文部科学省、特許庁、(独)工業所有権情報・研修館及び当会が共催する平成23(2011)年度パテントコンテストでは、当会の働きかけもあって「震災復興応援賞」が設けられ、当会長が3件の応募者に本賞を授与した。
商標登録出願支援	<p>平成24年9月に福島県浪江町から支援要請を受け「なみえ焼そば」の地域団体商標出願を行った。</p> <p>平成26年5月に宮城県石巻市から支援要請を受け「雄勝硯」の地域団体商標出願を行った。</p>
ニーズ・シーズマッチング支援	地元も気がついていない可能性がある新たなニーズ(潜在ニーズ)を見いだして、これに対応するマッチング候補となるシーズを探し出す又は開発することによって、イノベーションにつなげる等の、弁理士ならではの支援内容を検討して関係組織に提案した。提案に先立っては、現地視察をもとにテーマを特定し、このテーマに沿って公開特許情報を分析し、復興のニーズと候補のシーズ(利用できる技術等)とをマッチング可能な程度まで具体化した。
学校図書館げんきプロジェクト	平成25年3月に(公社)全国学校図書館協議会が運営している「学校図書館げんきプロジェクト」に賛同し、1,655,000円を同協議会へ寄付した。
「地域ブランドシンポジウム in 福島」の実施	平成25年3月22日に、「地域ブランドの力で復興と発展を実現する」ことをテーマとして、福島県にてシンポジウムを行った。当日は、「地域ブランドの保護と活用～富士宮やきそばの成功モデル～」と題し、富士宮やきそば学会会長の渡邊英彦氏による講演を行うと共に、「なみえ焼そばのブランド化」についてパネルディスカッションを行った。

第4編 日本弁理士会の活動状況

事業名	内 容
地域ブランド監理監視機構	<p>「浪江焼麺太國」は、B-I グランプリを主催する「愛Bリーグ」に加盟している。当会は、同リーグ加盟団体に共通の問題として「模倣品による風評被害が大きな障害となっている」という状況を知った。例えば、模倣品と知らずに購入した消費者から、各団体に「不味い、品質が劣る」等の苦情が寄せられ、各団体とも対応に苦慮している。</p> <p>そこで、平成24(2014)年1月24日に、愛Bリーグと共に「地域ブランド監理監視機構」を設立。本機構は、模倣品被害から消費者を保護することを目的とし、模倣被害発見活動としての通報窓口の設置や、販売停止要請等を行っている。</p> <p>活動例としては、ウェブ上に設置された通報窓口(メールフォーム)から、一般消費者に模倣品と疑われる事例を通報して頂き、各団体での真偽判定を経て、当会が派遣する「模倣品対策チーム」が対策を検討している。</p>  <p>なお、本機構設立の平成24(2014)年1月24日には、「愛Bリーグ本部」の渡邊英彦代表理事と当会会長が共同で記者会見を行った。</p>  <p>渡邊英彦代表理事と古谷史旺会長</p>
特許活用チーム	<p>当会の「特許出願等復興支援制度」を利用した出願等は、基本的には被災地に居住の方による出願なので、特許庁の「震災復興支援早期審査・早期審理」の対象となる。弁理士には、申請者に本制度の利用提案をお願いしており、その結果、特許権等の早期権利化が進み、被支援案件の中から、特許が16件、意匠が3件登録された(平成26(2014)年2月18日現在)。</p> <p>また、「特許出願等復興支援制度」は、知財を活用した復興支援が目的なので、本制度を利用して権利化された案件について、権利化後の活用を促進させるための支援活動を行っている。具体的には、登録後に権利者へヒアリングを行い、知財を活用した事業化を支援している。</p>
復興セミナーへの講師派遣	被災地の小学校、自治体及びアグリビジネス創出フェア等のイベントに講師を派遣し、知財授業や講演会を行った。

第4章

知的財産価値評価推進センター

(1) 概要

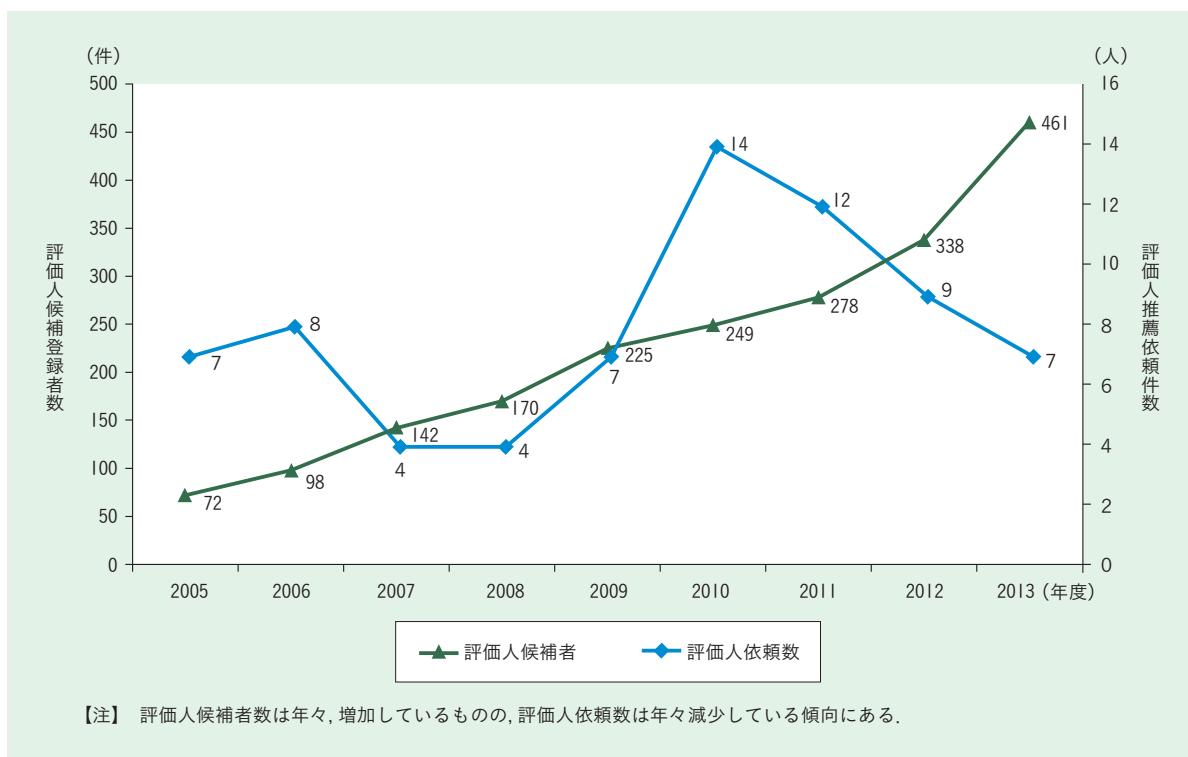
知的財産価値評価推進センターは、平成17(2005)年4月1日に、弁理士が関与する知的財産権の価値評価について、客觀性及び妥當性の向上を図るとともに、知的財産権の価値評価業務を行う弁理士を支援するための事業を行うことにより、知的財産権の価値評価業務の改善進歩を促し、もって知的財産権の活用に寄与することを目的として、設立された。

(2) 活動

① 評価人の推薦、評価人候補者の登録

主な活動としては、裁判所などからの価値評価の評価人推薦依頼の際に、評価人候補者として登録された弁理士の中から、適任の評価人を選考している。

② 評価人推薦依頼件数・候補登録者数の推移



③ 研修会、説明会の開催

また、価値評価の視点からみた知的財産の取得及び活用に関する研究を行い、弁理士に対して価値評価又は価値評価業務に関する研修や説明会を実施している。

④ 評価人研修と年間受講者数の推移



日本弁護士連合会、日本公認会計士協会、その他の関係団体と意見交換会や合同研究発表会等を開催し、相互の実務的な交流を実施している。

第5章

日本知的財産仲裁センター

(1) 概 要

当会と日本弁護士連合会は、平成10(1998)年3月26日に、工業所有権の分野での紛争処理を目的として「工業所有権仲裁センター」を設立し、同年4月1日より調停、仲裁等の業務運営を開始した。

その後、平成13(2001)年4月21日に名称を「日本知的財産仲裁センター」に改め、取り扱う業務の範囲を工業所有権の分野から知的財産の分野に拡大した。

また、平成12(2000)年8月21日に一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)と協定を締結し、JPNICに登録(平成14(2002)年4月1日から登録業務を株式会社レジストリーサービス(JPRS)に移管)しているインターネットで使用するJPドメイン名の紛争を解決するための「JPドメイン名に関する認定紛争処理機関」となった。

さらに、平成23(2011)年4月1日からは、新規事業として、中小企業などの事業に関わる特許紛争リスクを未然に回避するため、先行他者発明等の調査結果に基づいて、第三者的立場から専門的見解を示す「事業適合性判定」を開始した。

平成24(2012)年11月1日に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づき、民間紛争解決手続の業務について法務大臣の認証を受けた(認証番号第119号)。

現在、日本知的財産仲裁センターは、東京本部のほか、関西(大阪)と名古屋に支部を置き、北海道(札幌)・東北(仙台)・中国(広島)・四国(高松)・九州(福岡)に支所を置き、それぞれの事務局を通じて申立事件の受付を行っている。

(2) 活 動

① 調停・仲裁の申立件数と処理内訳

年度	手続		紛争の対象となる権利						最終結果						
	調停	仲裁	商標権	意匠権	特許権	著作権	その他	和解成立	不成立	係属中	移管	相手方不応諾	取下	仲裁判断	和解解決
2009	5	0	2	2	0	0	1	1	1	0	0	3	0	0	0
2010	5	0	2	0	2	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0
2011	6	1	3	0	2	0	2	3	0	0	0	3	0	0	1
2012	7	0	0	1	3	0	3	0	2	1	0	4	0	0	0
2013	7	0	1	0	5	1	0	1	1	2	0	3	0	0	0

【注】(1)調停：当事者が選任した弁護士・弁理士各1名による調停人が当事者間の紛争解決に協力し、和解の成立に向けて努力する制度である。調停人の意見や判断をもとに当事者間が合意して和解契約を結ぶことで事件は終了する。

(2)仲裁：当事者の仲裁合意に基づいて、紛争の解決を、少なくとも弁護士及び弁理士を含む3名の仲裁人にゆだねて、仲裁人の判断に裁判所の判決と同等の強制力を持たせることができる紛争解決手段である。

(3)特許権には、実用新案権も含まれている。

② JP ドメイン名に関する紛争処理の申立て件数及び処理内訳

年度	申立て件数	申立ての結果						
		移転	取消	棄却	取下	取下見做	係属中	その他
2009	9	4	2	2	0	0	0	1
2010	7	3	3	1	0	0	0	0
2011	12	10	0	1	1	0	0	0
2012	15	9	2	2	2	0	0	0
2013	10	10	0	0	0	0	0	0

【注】(1)移転：移転の対象となるJPドメイン名の登録者が第三者に変更されること。

(2)取消し：JPドメイン名を登録原簿から抹消すること。

(3)取下見做：次の場合、その申立ては取り下げられたものと見なされ、その手続は終了する。

①紛争処理機関が申立て書に不備があることを発見し、その不備内容を申立て人に速やかに通知したが、申立て人から通知受領後5日（営業日）以内に何らかの補正もなされなかった場合。（JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則第4条(b)）

②紛争処理機関が申立て書を受領した後10日（営業日）以内に紛争処理機関に対して料金の支払いがない場合。（JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則第9条(c)）

(4)2009年の「その他」は、申立て人・登録者間に和解が成立したことを認定して終了したもの。

③ 事業適合性判定の申立て件数

年度	申請人との面談	申立て件数	第1号判定	第2号判定	第3号判定
2011	2	2	2	0	0
2012	0	0	0	0	0
2013	3	12	12	0	0

【注】(1)第1号判定：申請人との面談で決定された範囲及び条件に基づいて調査機関が抽出した他者発明などのうち、判定対象事業の遂行が文言侵害に該当する可能性のある他者発明などを、判定人が抽出し表示する判定である。

(2)第2号判定：申請人との面談で決定された範囲及び条件に基づいて調査機関が抽出した他者発明等毎に、判定対象事業の遂行が文言侵害に該当する可能性についての理由を、判定人が簡潔に示す判定である。

(3)第3号判定：申請人が提出した他者発明等毎、又は申請人との面談で決定された範囲及び条件に基づいて調査機関が抽出した他者発明等毎に、判定対象事業の抵触性の有無について、判定人が行う詳細な判定である。

第6章

国際活動

(1) 国際活動センターの概要

当会における組織的な国際活動は、昭和36(1961)年に、「弁理士の国際活動に関する調査研究委員会」の設置により開始された。

平成17(2005)年4月1日に、附属機関として、国際活動センターが設置され、知的財産の保護及び弁理士業務に関して、国際活動を継続的かつ統一的に行い、もって知的財産制度の発展に寄与することを目的として、活動を行っている。

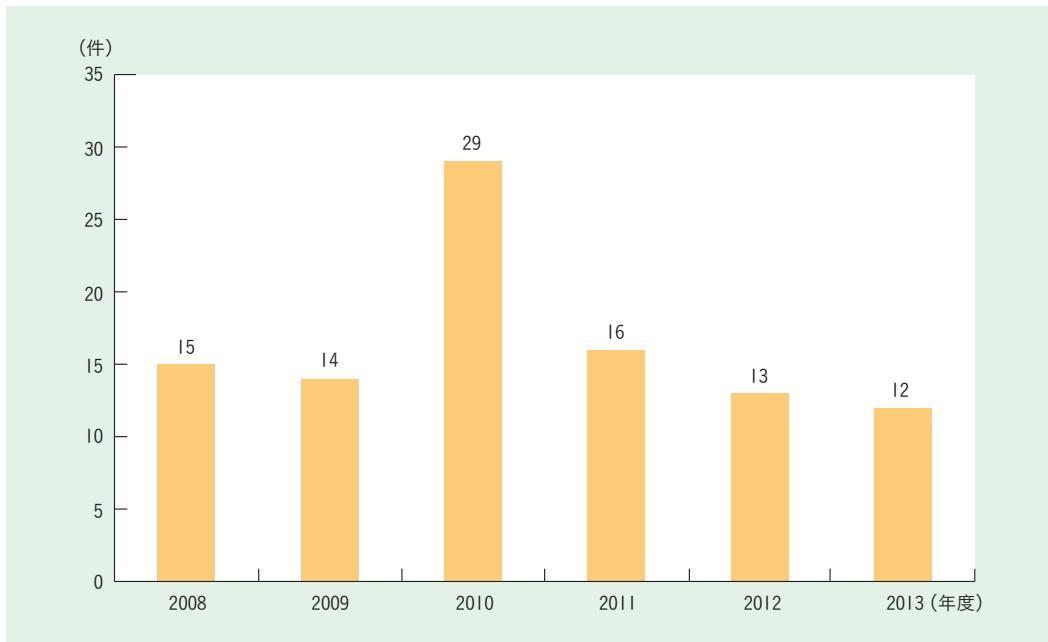
主な活動としては、海外の弁理士会など知的財産関係団体から提供された資料や各国特許庁、裁判所からの知的財産情報、判例などを収集し、弁理士に有益と思われる情報をウェブサイトなどにおいて提供している。

また海外の弁理士会、知的財産関係者に対しては、当会のウェブサイトやセミナーなどを通して、日本の知的財産関連情報を提供したり、知的財産制度の国際的改正動向の調査・研究を行い、当会の意見を発信している。

海外の知的財産関係機関により開催される重要な会合へは、センター員を派遣するほか、交流会などを実施している。

(2) 活 動

① 外国の団体との交流の実施回数



第4編 日本弁理士会の活動状況

② 地域別、各国弁理士会・国際団体との交流（現状）

【アジア】

2014.8 末現在

韓国	・大韓弁理士会 (KPA) とは、昭和 56(1981) 年に姉妹提携を結び以後毎年交互に訪問して交流
中国	・中華専利代理人協会 (ACPA) と、毎年交互に訪問して交流 ・中華商標協会 (CTA) とは、平成 14(2002) 年に協力協定を締結し、その後年次大会に、代表団を派遣
ASEAN 諸国	・弁理士制度が未だ確立されていない国における弁理士制度及び弁理士会組織の成立を助けるため情報提供や助言 ・さらに、関係者が継続的に協議する目的で、平成 11(1999) 年度の弁理士制度 100 周年の「東京宣言」に基づき、東南アジア地域でセミナーを隔年で開催。これまでに、シンガポール、ベトナム、マレーシア、フィリピンで開催。平成 24(2012) 年度タイ、平成 26(2014) 年度インドネシアもしくはベトナムでのセミナー開催をもって一区切りとなるので、これから活動計画について検討する時期となる。
イスラエル	・年 1 回開催される各国弁理士会による会合グローバルネットワークサミット (Global Network Summit) で同国弁理士会と同席している。

【アメリカ大陸】

米国	・弁理士にとって最も関わりが深い。 ・米国内には、代理人組織として AIPLA と米国弁護士協会 (ABA) があるが、主に AIPLA と交流している。
カナダ	・カナダ弁理士会から、年次大会への招待状が届く。例年派遣していないが、平成 21(2009) 年は派遣した。 ・AIPLA とメンバーが重複する部分もある。
ブラジル	・年 1 回開催される各国弁理士会による会合グローバルネットワークサミット (Global Network Summit) で同国弁理士会と同席している。

【ヨーロッパ】

イギリス	・英国公認特許代理人協会 (CIPA) と数年おきに継続して交流 ・英国商標代理人協会 (ITMA) と数年おきに交流。基本的には、先方からの申し入れに対する受け身の交流 ・CIPA を訪問する際には、ITMA も訪問
ドイツ	・ドイツ弁理士会 (Patentanwaltskammer) と数年おきに継続して交流
フランス	・フランス弁理士会 (CNCPI) が平成 8(1996) 年に初来会した。 ・平成 21(2009) 年来会の際、当会同様、代理人全員が加入する団体であることが判明した。 ・平成 24(2012) 年には、AIPPI ソウル大会の折に、会合を持ち、継続的な交流の提案を受けた。 ・平成 25(2013) 年に来会し、セミナーと交流会を開催した。

【アフリカ】

アフリカ諸国	・継続した交流は行っていない。
--------	-----------------

【オセアニア】

オーストラリア	・オーストラリア弁理士会 (IPTA) から、年次大会への招待状が届き、平成 23(2011) 年に派遣した。
---------	---

【その他、国際団体との交流】

国際弁理士連盟 (FICPI)	・毎年、執行部が来日して交流
国際知的財産保護協会 (AIPPI)	・毎年の年次大会に、役員を派遣
国際商標協会 (INTA)	・特許庁が年次大会に出展するブースへ協力した。 ・平成 24(2012) 年は 4 度にわたって意見交換を行った。
アジア弁理士連盟 (APAA)	・平成 23(2011) 年は年次大会へ派遣した。

第7章

広報活動

(1) 広報センターの概要

広報センターは、知的財産の保護及び弁理士業務に関して当会の広報活動を継続的かつ統一的に行い、もって知的財産制度の発展に寄与することを目的として、平成22(2010)年4月1日に附属機関として発足した。

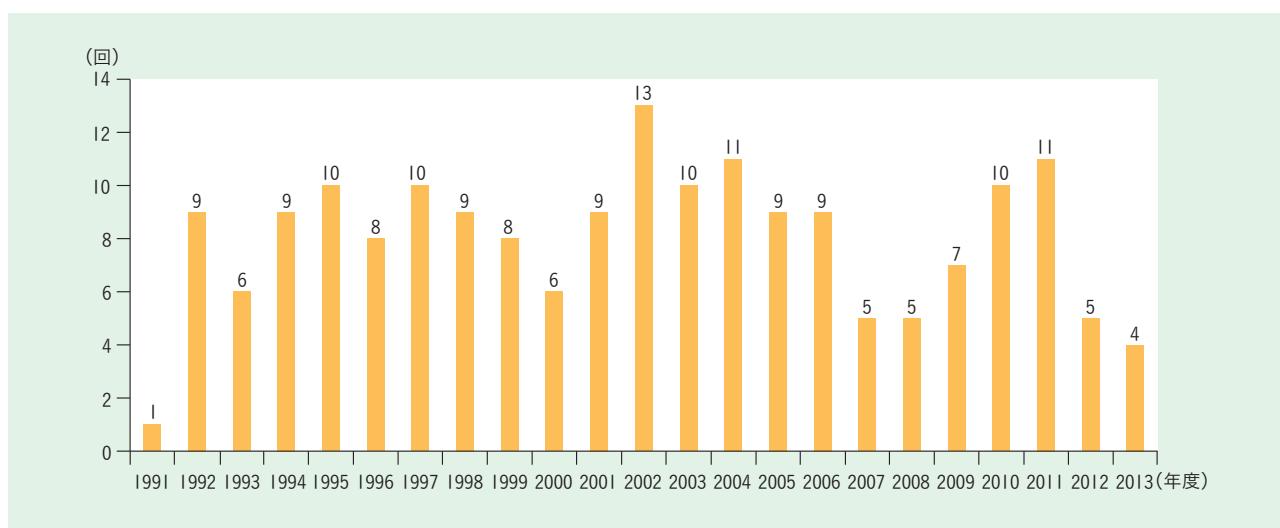
主な事業は次のとおりである。

- 当会の広報活動の企画及び実施
- 弁理士制度及び知的財産制度に関する広報活動の企画及び実施
- 広報活動に関する手法の調査及び研究
- 当会内外の関係機関・団体との広報活動に関する連絡、対応及び調整
- その他、本会の広報活動に関して本会が必要と認める事業

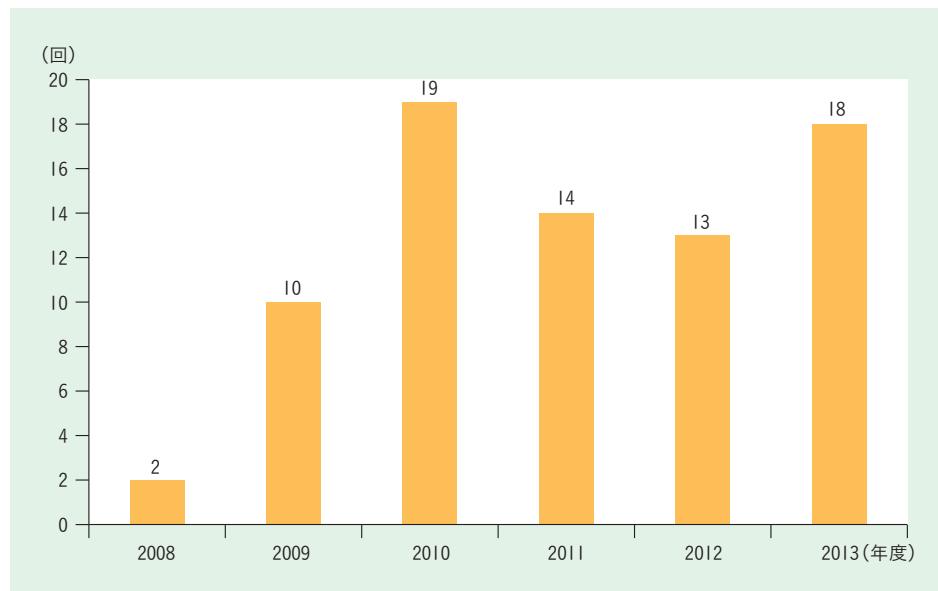
(2) 活動

① 記者会見・記者説明会の開催

記者への説明会や記者会見は、平成3(1991)年度から活発に行われるようになり、その時の話題のテーマ等が新聞記事として掲載されるようになった。



② 取材・原稿執筆依頼の対応数



③ パンフレット及び広報誌の配布

現在発行しているパンフレットは以下の5点である。

名 称	初版作成日	内 容	累計印刷数
パンフレット「民間業者の「知的所有権(著作権)登録」に気を付けましょう」	1995.12	平成6(1994)年頃から始まった「知的所有権(著作権)登録」に対する注意を喚起するパンフレット	19万部
広報誌「パテント・アトニー」	1996.3	日本弁理士会の広報誌。季刊。全国約3,000カ所の関係機関や団体に送付している。	236.2万部
パンフレット「あなたのアイデア・デザインをBack Up」	1999	当会の「特許出願等援助制度」の案内パンフレット	8万部
小冊子「ヒット商品はこうして生まれた」	2004.1	「パテント・アトニー」の人気コラムをまとめたもの。	10.3万部
パンフレット「弁理士info」	2006.10	弁理士制度や日本弁理士会の総合的な説明	7万部

Column

■弁理士会の広報活動の始まり

- 昭和6(1931)年5月に、弁理士会初のPR誌「発明の勧め」を2万部発行し、全国の会社、工場、団体、学校、図書館等に配布した。
 - 昭和7(1932)年3月に、パンフレット「弁理士会と其事業」を1万5千部発行した。
 - 昭和7年7月に、機関紙「特許と商標」を創刊(現在の「パテント」誌の前身)。
- ※昭和9(1934)年に初代特許局長官の高橋是清氏に揮毫を依頼したところ、翌日「特許と商標」という書が届けられた。現在、東京俱楽部ビル14階の会長応接室に飾ってあるのがそれである。この書の文字は、昭和9年11月号から昭和19(1944)年11月号の休刊まで、同誌の表紙を飾った。
- 昭和9(1934)年11月に、パンフレット「伸びよ発明、世界の日本」を発行した。
 - 昭和16(1941)年11月14日、東京の小石川高等女学校で講演会を開催した。(「特許と商標」同年12月号62頁)
 - 昭和29(1954)年4月19日、通商産業省が4月18日を「発明の日」と定めたことを記念して、当会がPRバスを仕立てて都内を周遊した。

(以上、弁理士制度百年史68~71頁、74頁、89頁参照)

※なお、「弁理士の日」は、弁理士法の前身である特許代理業者登録規則が明治32(1899)年7月1日に施行されたことにちなみ、平成9(1997)年12月の臨時総会で定められた。会令第63号「弁理士の日の制定に関する規則」の制定は、平成14(2002)年12月18日の臨時総会である。

④ 会誌「パテント」の特集記事

※特集のなかった号は除いてある。

2002年1月号	情報漏えい対策と防災対策からみた弁理士の危機管理
2002年2月号	I. ソフトウェア・ビジネスモデル 2. 知的財産の評価
2002年3月号	特許権の効力
2002年4月号	米国特許法入門
2002年5月号	第9回知的所有権誌上研究発表会(研究発表の部)
2002年7月号	契約
2002年8月号	第9回知的所有権誌上研究発表会(質疑応答の部)
2002年9月号	著作権
2002年10月号	最近の動向
2002年11月号	改正法と実務
2002年12月号	I. 職務発明 2. 外国
2003年1月号	求められる弁理士
2003年2月号	弁理士による侵害訴訟代理に向けて
2003年3月号	外国
2003年4月号	大学特許
2003年5月号	第10回知的財産権誌上研究発表会研究発表の部
2003年7月号	意匠
2003年8月号	外国
2003年9月号	著作権
2003年10月号	職務発明
2003年11月号	中国の知的財産権
2003年12月号	新規事業
2004年1月号	外国弁理士
2004年2月号	九州
2004年3月号	特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修及び効果確認試験
2004年4月号	平成15年改正法および関連事項について
2004年5月号	第11回知的財産権誌上研究発表会 研究発表の部
2004年6月号	実務系委員会の活動報告
2004年7月号	未来の弁理士像—ロースクール—
2004年8月号	I. 第11回誌上研究発表会に対する意見 2. これから弁理士
2004年9月号	関西は今!
2004年10月号	実用新案制度の改正
2004年11月号	地方公共団体の知財への取り組み
2004年12月号	ベンチャー支援
2005年1月号	弁理士と大学
2005年2月号	MOT(技術経営)
2005年3月号	中国
2005年4月号	東海支部は今
2005年5月号	中小企業支援の現状
2005年6月号	実務系委員会の活動報告

2005年7月号	クレーム解釈
2005年8月号	知財ビジネス交渉学
2005年9月号	商標
2005年10月号	大学における知的財産の研究
2005年11月号	弁理士制度について
2005年12月号	TLOの知財管理と弁理士
2006年1月号	著作権実務ガイドライン
2006年2月号	中国・四国は今!
2006年4月号	ソフトウェア
2006年5月号	知的財産高等裁判所との座談会
2006年6月号	I. 特許評価 2. 委員会の活動報告
2006年7月号	国内における模倣品対策
2006年8月号	商標／平成17年著作権重要判決紹介
2006年9月号	判例研究
2006年10月号	意匠法等の一部を改正する法律について
2006年11月号	地域産業活性化のための取り組み(地域産業の実態)
2006年12月号	周辺業務の実際
2007年1月号	知的財産の価値評価
2007年2月号	企業の知財戦略
2007年5月号	第12回知的財産誌上研究発表会
2007年6月号	I. インターネット上の知財データの活用 2. 平成18年度著作権委員会
2007年7月号	第12回知的財産誌上研究発表会
2007年8月号	女性弁理士
2007年9月号	平成18年度改正特許法
2007年10月号	特許明細書作成実務
2007年11月号	最近の米国判例
2007年12月号	環境技術
2008年1月号	環境技術
2008年2月号	知財を取り巻く世界情勢
2008年3月号	既登録弁理士の継続研修
2008年4月号	様々な環境・業務に従事する弁理士
2008年5月号	第13回知的財産権誌上研究発表会
2008年6月号	中国の知的財産制度
2008年7月号	良い明細書の作成方法
2008年8月号	平成19年度著作権・コンテンツ委員会
2008年9月号	農林水産分野における知的財産
2008年10月号	知財コンサルティング
2008年11月号	審査・審判実務の実態
2008年12月号	事務所経営
2009年1月号	I. 國際出願 2. 弁理士制度110周年に寄せて
2009年2月号	支部の活動紹介(前編)
2009年3月号	支部の活動紹介(後編)
2009年4月号	I. 知財流通 2. 海外の審査動向
2009年5月号	第14回知的財産権誌上研究発表会
2009年6月号	弁理士会の新しい取組み

第4編 日本弁理士会の活動状況

2009年7月号	バイオ・ライフサイエンス委員会
2009年8月号	I. 著作権 2. 第14回知的財産権誌上研究発表会質疑応答の部
2009年9月号	中国
2009年10月号	欧州
2009年11月号	ビジネス関連発明
2009年12月号	特許審査手続における意見書と補正書
2010年1月号	海外で活躍する知財プロフェッショナル
2010年2月号	日本弁理士会知的財産支援センター10周年
2010年3月号	日本弁理士会の附属機関及び委員会の紹介
2010年4月号	不正競争防止法
2010年5月号	第15回知的財産権誌上研究発表会
2010年6月号	座談会「進歩性判断の問題を探求する」
2010年7月号	バイオ・ライフサイエンス
2010年9月号	著作権
2010年10月号	新興国における模倣品対策(商標・不正競争防止法等を中心に)
2010年11月号	地方(西日本)における知財
2010年12月号	北海道における知財
2011年1月号	調停・仲裁を活かせ!! <知的財産に「裁判外紛争解決」という発想>
2011年2月号	意匠
2011年3月号	発明の捉え方
2011年4月号	I. 日本弁理士会新旧会長対談 2. ソフトウエア関連発明
2011年5月号	第16回知的財産権誌上研究発表会
2011年6月号	東南アジア・オーストラリアにおける知財
2011年7月号	特許制度の経済効果
2011年8月号	商標
2011年9月号	バイオ・ライフサイエンス
2011年10月号	ライセンス契約の実務
2011年11月号	知財教育
2011年12月号	任期付審査官
2012年1月号	欧州(仏)
2012年2月号	平成23年特許法改正(前編)
2012年3月号	平成23年特許法改正(後編)
2012年4月号	米国特許法改正
2012年5月号	知的財産権誌上研究発表会
2012年6月号	日本弁理士会中央知的財産研究所設立15周年記念
2012年7月号	商標
2012年8月号	I. 意匠 2.7月号継続特集《商標》
2012年9月号	中国
2012年10月号	ソフトウエア
2012年11月号	情報漏えい対策と防災対策からみた弁理士の危機管理
2012年12月号	能力担保研修
2013年1月号	知財における人材育成
2013年2月号	パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト・知財教育
2013年3月号	外国特許出願においてすべきこと、すべきでないこと
2013年4月号	パロディ
2013年5月号	第18回知的財産権誌上研究発表会
2013年6月号	弁理士の拡大された業務範囲
2013年7月号	弁理士の海外研修・海外勤務
2013年8月号	現地代理人に聞く、権利化阻止及び無効化について
2013年9月号	意匠
2013年10月号	水際制度
2013年11月号	審査官面接
2013年12月号	実務系委員会活動報告
2014年1月号	農林水産関連分野と知財
2014年2月号	地域貢献するキャラクタ・ネーミングと商標の活用
2014年3月号	第19回知的財産権誌上研究発表会
2014年4月号	スポーツと知財
2014年5月号	進歩性
2014年6月号	日本弁理士会知的財産支援センター設立15周年記念
2014年7月号	調査

【注】平成26(2014)年11月の発行部数は、12,230部。
内訳は、全弁理士のほか、外部有料購読約400部、寄贈約700部。主な寄贈先は、裁判所、関係官庁、関係団体、大学等。

Column

■ 「パテント」誌の発行

- 前身は、昭和7(1932)年7月に創刊された「特許と商標」。戦争の激化とともに紙の入手が困難になり、昭和19(1944)年11月号をもって休刊となった。戦後、昭和23(1948)年11月に「パテント」と改題して復刊。現在に至る。「特許と商標」から数えれば80年以上、「パテント」から数えれば65年以上の歴史を有する知的財産に関する専門誌である。

第8章

品位保持の取り組み

(1) トラブル対応及び処分手続

弁理士法では、弁理士や特許業務法人が弁理士法に違反したときや重大な非行があったときに、経済産業大臣が戒告、2年以内の業務の停止または業務の禁止の懲戒処分を行うこととされている（弁理士法第32条、第54条）。

一方当会においても、そのような問題ある会員は、経済産業大臣の処分を待つまでもなく、自ら迅速・適切に対処して弁理士の信用を守っていく必要がある。そのため、会則において退会処分を含む会長による処分について定め、綱紀委員会、不服審議委員会及び審査委員会による公正で慎重な調査・審査手続を経て実施することとしている。また、法定の義務研修である継続研修の未受講者についても、受講勧告・督促などの十分な措置を実施した上で処分する手続を定めている。

さらに、弁理士と依頼者などとの業務上のトラブル全般について、早い段階で適切な解決を図ることも弁理士の信頼を確保するために重要であり、弁理士法に基づく紛議調停（弁理士法第67条）や、より簡易で柔軟な運用が可能な苦情相談の手続を定めて運用している。

Column

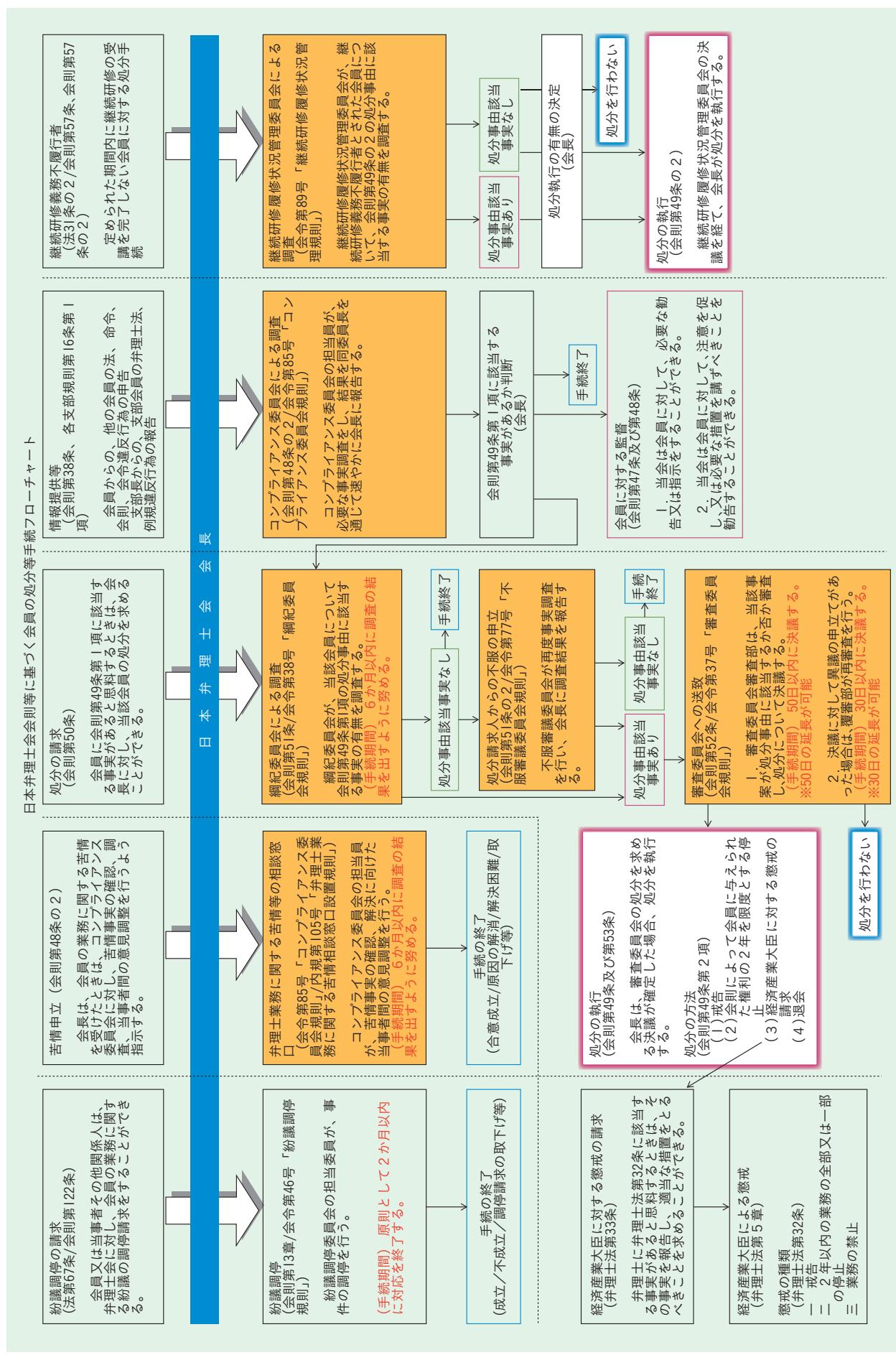
■明治30年の広告

我が国がまだパリ条約にも加盟していない明治30（1897）年3月22日に発行された代表的な英字日刊紙のジャパン・タイムズ（The Japan Times）の創刊号には、早くも工業所有権に関する代理人の広告が掲載されている。即ちY.FUKAHORI、TERUHIKO OKAMURAそしてS.NUKIYAMA三氏の広告がそれである。このうちOKAMURA氏とNUKIYAMA氏は明治32（1899）年に特許代理業者登録が開始されたときの最初の登録代理業者リストに見られる岡村輝彦氏及び抜山庄次郎氏であろうが、Y.FUKAHORI氏の名前はそのリストには見あたらない。

この広告によると、工業所有権に関する代理人が制度化される以前から特許局に対し代理行為を行うものが対外的にPATENT AGENTと自称していたことを知ることができる。さらに当時の英字新聞にこのように代理人が積極的に広告を掲載していたということは、すでに外国事件が少なからず代理人の業務の一部を占めていたこと、外国事件を重視する代理人が複数存在し競合関係が発生していたこと、などの事実を示すものであろう。

（弁理士制度百年史 126～127頁より抜粋）

① トラブル対応及び処分手続のフロー



(2) 苦情申立て、紛議調停請求及び処分請求等

① 苦情申立て

弁理士の業務に関する依頼者などからの苦情について、迅速・適切に問題の解決を図るために平成16(2004)年度から「弁理士業務に関する苦情相談窓口」を設置し、現在はコンプライアンス委員会及び会長室が非公開で対応にあたっている。比較的軽微な当事者間の紛争の際に、当事者の選択により、紛議調停より柔軟に対応するための制度である。

当事者双方の主張を聞いて中立の立場から和解を仲介することを本旨とし、事案に関して善悪の判断は行わず、また強制的に解決を図ることはない。

対応の結論としては、当事者の合意形成による問題の解決のほか、当事者の対立が解けないことで終了することもある。

後者の場合には、当該事案が弁理士に対する処分請求、経済産業大臣への懲戒請求、訴訟などの事案に発展することもある。

なお、苦情内容を精査した結果、弁理士に重大な問題があったと判断した場合には、当事者間で問題が解決した場合であっても、弁理士の品位保持・弁理士制度に対する信頼確保の観点から会長に必要な意見を述べることがある。申立対象となった者は、平成18(2006)年度の30人をピークに漸減傾向が続き平成24(2012)年度には10人まで減少したが、平成25(2013)年度には21人に増加した。

② 紛議調停

紛議調停は、会員と依頼者、その他関係人（ライセンシーなどの利害関係人）との間に生じた紛議について、弁理士会が調停人として関与して解決を図るもの（弁理士法第67条）であり、会則によって設置された紛議調停委員会が、会長の委嘱を受けて非公開で対応にあたる（会則第120条～127条、会令第46号など）。

当事者の和解を仲介する制度であり、強制的な解決は行わない。結論は、和解の成立、不成立、調停請求の取下げなどであり、調停が成立（和解契約の成立）した場合には、会員などはそれに従わなければならない。紛議調停の請求件数は、毎年度0件～3件、平成25(2013)年度は1件であった。

③ 処分請求（綱紀委員会による調査）

誰でも、会員に弁理士法・政省令や会則・会令に違反する事実があるとえたときは、会長にその事実を報告してその会員の処分を請求することができる。

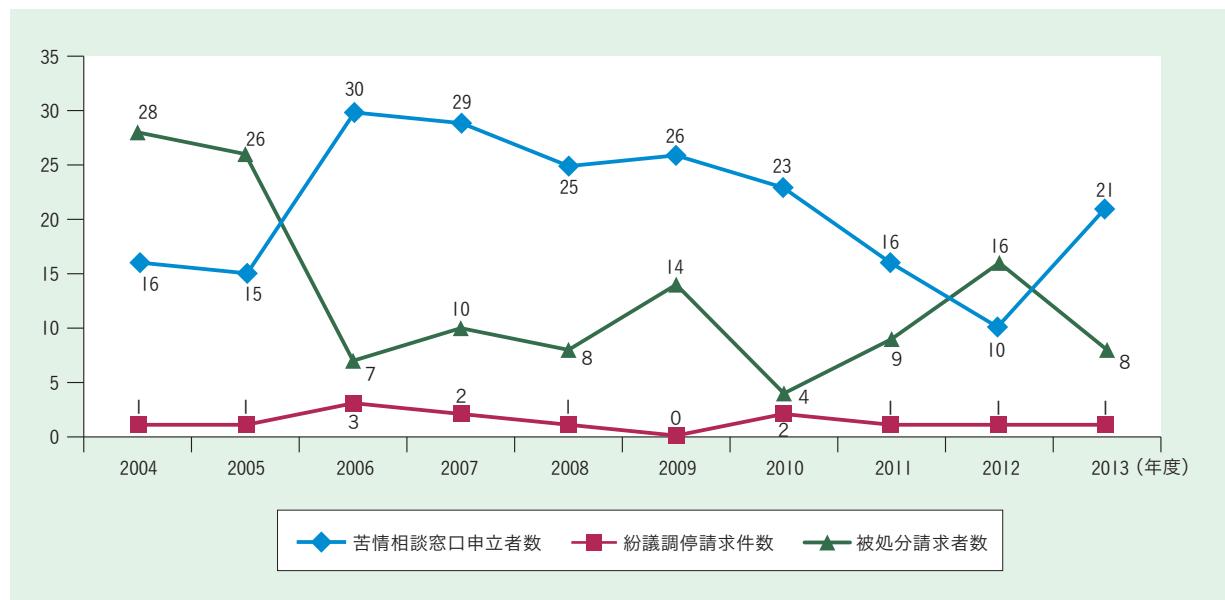
会長は、処分請求があったとき又は会員にその事実があると自らえたときは、綱紀委員会に調査を請求しなければならず、綱紀委員会は会員に法令・例規違反の事実があるか否かを非公開で調査し、会長に報告する。

会長は報告を受けて違反事実があると判断したときは、執行役員会の決議を経て、審査委員会に事案を送致する。

なお、処分請求について調査の結果、会員に違反事実がないと判断された場合に、処分請求人が不服であれば30日以内に会長に不服を申し立てることができ、その場合に会長は、不服審議委員会（委員の過半数を会員外の弁護士で構成）に事案の調査を請求しなければならない。不服審議委員会は、事案を再度調査して会長に報告する（会則第49条～52条第1項、第55条、会令第38号、同第77号など）。綱紀委員会の調査対象となった会員（被処分請求者）数は、平成16(2004)年度の28人をピークに翌平成17(2005)年度も26人となっているが、その後は1ケタ～10人台半ばにとどまっ

ている。

④ 苦情相談申立て、紛議調停請求及び処分請求の推移 (①～③のグラフ)



(3) 処分請求 (審査委員会による審査と決議)

審査委員会は、会長から送致された事案について非公開の審査を行い、会員の処分の方法について決議して会長に報告する。処分の方法は、戒告、会則によって与えられた権利の2年を限度とする停止、経済産業大臣への懲戒請求及び退会である(会則第49条第2項)。

会長は、審査委員会の決定が確定し、それが会員の処分を求めるものであるときは、速やかにその処分を執行し、執行後に会報「JPAJ ジャーナル」に掲載する(会則第52条第2項、第53条)。

具体的には、①審査委員会内に設置された審査部が事案の審査と決議を行い、審査決定書を対象の会員と処分請求人に送付して会長に報告する。②送付・報告を受けた3者は、内容に不服がある場合には、それぞれ審査委員長に異議を申し立てることができる。③異議の申立てがあったときは、審査委員会内に委員長を部長とする覆審部を設置して審査と決議を行い、結果を上記の3者に送付・報告する。

①に対して異議申立てがなかった場合と、③の決議がされた場合には、決議が確定する。会長は、確定した決議に拘束される(会則第53条第1項)。

審査対象者数は、各年度0人～12人の間で推移しており、平成25(2013)年度は3人であった。処分者数は、毎年度0人～4人である。

処分者数の推移(一般事案)

(人)

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
戒告	0	2	1	1	1	0	0	0	0	0
権利停止	0	1	1	1	1	0	1	1	1	2
懲戒請求	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
退会	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0
件数合計	0	4	3	3	2	1	1	1	1	2

【注】処分執行に至らない者を含む。

(4) 継続研修、必修研修の受講者数と未受講者数

すべての弁理士は、資質の向上のための研修受講を法令により義務付けられている(弁理士法第31条の2)。この研修には次の2種類がある。

①継続研修 5年を1サイクルとして70時間(倫理10時間、業務研修60時間)の受講を繰り返す研修。全弁理士を5グループ(A~E)に分けて運用。

②必修研修 会長が科目を指定して、全弁理士に一定の期間内の受講を義務付ける研修(知的財産法改正時など)

いずれも、期間内に受講を完了しなかった者には、さまざまな受講督促を行う。それでも受講を完了しない者は、継続研修履修状況管理委員会の調査を経て会長が処分する(会則第49条の2)。

また、委員会の調査対象となった時点で、その会員の「弁理士ナビ」上の研修履修状況の掲載欄に未履修の旨が表示がされる。

なお、高齢で業務を行わない、病気であるなど一定の場合には受講免除などの措置がある。

未受講者に、さまざまな督促を経て処分手続が開始されるのは、現在の運用状況のもとでは受講期間終了から6か月以上後であり、さらにこの間に病気などで受講できないと認められれば、必要な期間督促・処分手続を保留する。

この処分は、一般の違反事件と異なり、綱紀委員会・審査委員会を経ないで行われる。これは、研修の受講が全弁理士に法令などで義務付けられていて、限定的な受講免除・猶予の条件に該当しない未受講者は確実に違反者となること、及び弁理士会が受講記録などを全て把握しており、督促を繰り返した後に処分手続を開始する時点では、事実関係の確認が実質的にできているためである。一方、最も重い退会処分はこの段階では適用されない。

処分を受けても受講義務は消えず、処分後6か月以内に受講を完了しないと繰り返し処分の対象となる。処分は1度目の戒告(原則)から段階的に重くなり、権利停止の処分をしたときには当会のウェブサイトで氏名、処分の方法、処分に至る経過などを1か月間公表する。繰り返し処分を受けても受講しない者は、最終的にはこの処分スキームから綱紀・審査委員会による一般事案と同様の処分スキームに移行する。この場合、退会処分もあり得る。

なお、継続研修、必修研修制度の導入は平成20(2008)年度であり、未受講による処分者は平成22(2010)年度から発生しているが、平成25(2013)年度は26人と突出した。これは、全会員を5グループに分けて継続研修を実施していたところ、2つのグループに属する未受講者の処分が、結果としていずれもこの年度に行われたためである。処分者は、2つのグループに所属する計約4,000人の弁理士の約0.7%であった。

継続研修、必修研修未受講による処分者数の推移 (人)

年度	2010	2011	2012	2013
戒告	8	1	5	19
権利停止	0	0	0	7
懲戒請求	0	0	0	0
退会	0	0	0	0
合計	8	1	5	26

(5) 会費滞納による退会者数

会員が、6か月以上会費を滞納し、督促や退会予告を受けても滞納会費を納付しないときは、行政手続法に規定された聴聞と同様に意見陳述の機会を与え、なお納付しない場合には、執行役員会で当該会員を退会処分とする決定をする（会則第49条第6項、会令第47号）。決定後速やかに会長が経済産業大臣に退会処分の認可申請を行い、認可を得て処分を執行しその会員の弁理士登録を抹消する。

退会処分は、弁理士法第8条に定める欠格事由には該当しないが、弁理士となるには改めて弁理士登録の申請をして当会の承認を受けなければならない（弁理士法第61条、24条）。

聴聞の実施は、弁理士法や会則等に明文の規定があるものではないが、退会処分により弁理士登録を抹消された者は、不服があるときは経済産業大臣に行政不服審査法による審査請求を行える（弁理士法第26条、第21条）ことから、行政手続法で「名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき」には聴聞を行わなければならないと規定されていることを考慮して、被処分者に対して処分内容及び理由を通知し、意見陳述の機会を与えることにしたるものである（行政手続法第13条第1項第1号ロ、第15条～第28条）。

なお、一般の事案の場合の退会処分は、綱紀委員会において会員に対する十分な意見陳述の機会の確保を会則等で規定している。

退会処分件数は、従来0件～2件の範囲で推移してきたところ、平成25（2013）年度は4件となった。

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
退会処分者数	0	0	0	0	2	0	0	2	1	4

第9章	研究・レポート
-----	---------

(1) 中央知的財産研究所の概要

中央知的財産研究所は、平成8(1996)年4月1日に、附属機関として設置され、長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する事業を行うことにより知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資することを目的として、活動している。

研究成果は「公開フォーラム」、「会員向け研究発表会」、「別冊パテント」などを通じて、発表している。

(2) 過去の研究課題と研究員、研究成果

2014.11 末現在

No.	研究課題	研究年度	報告書発行日 (報告書の号数)	会員外研究員	
				主任	研究員
1	弁理士のあり方(※研究報告書のテーマは「これからの弁理士」)	1996~1998 年度	1998年1月30日(第1号)、 1998年12月28日(第3号)	中山信弘	相澤英孝、森本修
2	“ソフトウエアの発明”に関する研究	1997~1999 年度	1998年10月30日(第2号)、 2000年1月31日(第4号)	相澤英孝	中山信弘
3	意匠法と不正競争防止法第2条第1項第3号との関係について	1998~1999 年度	2000年2月29日(第5号)、 2000年9月30日(第6号)	満田重昭	青柳玲子、佐藤恵太、中山信弘、松村貞夫
4	バイオテクノロジーに対する法的保護のあり方(関西)	2000~2001 年度	2002年5月31日(第9号)	大瀬戸豪志	高野勇
5	ビジネス関連特許について	2000~2001 年度	2001年3月31日(第7号)、 2002年3月31日(第8号)	相澤英孝	井上由里子、中山信弘
6	不正競争防止法第2条第1項第1号、同第2号による商品形態の保護について	2000~2001 年度	2002年5月31日(第10号)	満田重昭	青柳玲子、佐藤恵太、土肥一史、中山信弘
7	均等論について	2000~2001 年度	2002年12月31日(第11号)	高林 龍	井上由里子、松本直樹
8	不正競争防止法第2条第1項第1号、同第2号について	2001~2002 年度	2004年3月31日(第12号)	満田重昭	青柳玲子、佐藤恵太、土肥一史、中山信弘
9	特許を受ける権利の研究(関西)	2002~2003 年度	2004年4月30日(第13号)	大瀬戸豪志	辰巳直彦、高安秀明
10	クレーム解釈論	2002~2003 年度	2005年3月31日(第15号)	高林 龍	大渕哲也、田村善之、松本直樹
11	これからの知的財産で保護すべきもの	2002~2004 年度	2006年3月31日(第18号)	相澤英孝	中山信弘、横山久芳、末吉瓦
12	不正競争防止法における表示に関する権利の実現	2003 年度	2005年3月31日(第16号)	満田重昭	青柳玲子、佐藤恵太、土肥一史、中山信弘
13	不正競争防止法第2条第1項第14号について	2004 年度	2005年8月31日(第17号)	満田重昭	佐藤恵太、土肥一史、中山信弘、林いづみ
14	損害賠償論	2004~2006 年度	2009年1月31日(第24号)	高林 龍	大渕哲也、前田陽一、竹中俊子、松本直樹、美勢克彦、飯塚卓也
15	コンピュータ・プログラムに関する法的保護(関西)	2004~2005 年度	2006年6月30日(第19号)	(前半期間) 大瀬戸豪志	茶園成樹
				(後半期間) 愛知靖之	
16	技術標準と特許権について	2004 年度	2005年1月31日(第14号)	苗村憲司	
17	不正競争防止法における営業秘密の保護について	2005~2006 年度	2006年12月31日(第20号)	満田重昭	佐藤恵太、土肥一史、中山信弘、林いづみ、小島立

第4編 日本弁理士会の活動状況

18	知財信託について	2005~2006 年度	2007 年 3 月 31 日(第 21 号)	新井 誠	福井秀夫、塙澤一洋、太田康広、住田孝之、下別府則竹、二村隆章、皆見一夫、大串淳子
19	弁理士試験制度について	2005 年度	研究終了	渡部俊也	渡邊惺之、宮川美津子
20	複数人が関与する知的財産権侵害について(関西)	2006~2007 年度	2008 年 3 月 31 日(第 22 号)	愛知靖之	大瀬戸豪志、鈴木將文、宮脇正晴、山名美加
21	クレーム解釈をめぐる諸問題	2006~2008 年度	2008 年 12 月 31 日(第 23 号)	高林 龍	大渕哲也、田村善之、竹中俊子、増井和夫、美勢克彦、飯塚卓也
22	進歩性について	2006~2008 年度	別冊パテント第 3 号 2010 年 3 月 19 日(第 27 号)	大渕哲也	中山信弘、高林 龍、竹中俊子、平嶋竜太、松本直樹、相田義明
23	商標の使用について	2006~2008 年度	別冊パテント第 1 号 2009 年 3 月 30 日(第 25 号)	土肥一史	上野達弘、宮脇正晴、小島立、古城春実、林いづみ
24	特許法第 104 条の 3 に関する研究(関西)	2007~2009 年度	別冊パテント第 2 号 2010 年 2 月 8 日(第 26 号)	鈴木將文	大瀬戸豪志、井関涼子、松田一弘、宮脇正晴、平嶋竜太、大友信秀
25	訂正・補正を巡る諸問題	2008~2010 年度	別冊パテント第 4 号 2011 年 3 月 14 日(第 28 号)	高林 龍	大渕哲也、田村善之、竹中俊子、中山信弘、三村量一、増井和夫、美勢克彦、飯塚卓也
26	商標の基本問題	2008~2010 年度	別冊パテント第 5 号 2011 年 3 月 30 日(第 29 号)	土肥一史	上野達弘、宮脇正晴、小島立、蘆立順美、金子敏哉、古城春実、林いづみ
27	明細書を巡る諸問題	2010~2012 年度	別冊パテント第 9 号 2013 年 2 月 20 日(第 34 号)	高林 龍	大渕哲也、田村善之、中山信弘、三村量一、増井和夫、飯塚卓也
28	商標の基本問題 - 混同を巡る諸問題 -	2010~2012 年度	別冊パテント第 8 号 2012 年 12 月 20 日(第 33 号)	土肥一史	上野達弘、宮脇正晴、小島立、蘆立順美、金子敏哉、古城春実、林いづみ
29	審判及び関連する制度の研究(関西)	2009~2011 年度	別冊パテント第 6 号 2011 年 7 月 29 日(第 30 号) [中間報告] 別冊パテント第 7 号 2011 年 12 月 22 日(第 31 号) 報告書【最終報告】	鈴木將文	大瀬戸豪志、茶園成樹、井関涼子、平嶋竜太、宮脇正晴、興津征雄
30	弁理士業務における利益相反についての研究	2010~2011 年度	2012 年 3 月 31 日(第 32 号)	佐上善和	渡邊惺之、鹿野菜穂子
31	知的財産権侵害に基づく差止請求権を巡る諸問題(関西)	2011~2012 年度	別冊パテント第 10 号 2013 年 3 月 22 日(第 35 号)	鈴木將文	愛知靖之、大瀬戸豪志、井関涼子、平嶋竜太、
32	弁理士法の改正	2012 年度	研究終了	杉村純子	相澤英孝、渡部俊也、安念潤司、末吉亘
33	複数の知的財産法による保護の交錯	2012~2013 年度	別冊パテント第 11 号 2014 年 3 月 20 日(第 36 号)	土肥一史	茶園成樹、上野達弘、宮脇正晴、横山久芳、金子敏哉、末吉亘、足立勝
34	間接侵害に関する研究(関西)	2013~2014 年度	別冊パテント第 12 号 2014 年 9 月 30 日(第 37 号)	鈴木將文	大瀬戸豪志、井関涼子、平嶋竜太、愛知靖之
35	権利行使に強い明細書とは?	2013~2014 年度	研究中	高林 龍	大渕哲也、田村善之、中山信弘、吉田広志、増井和夫、三村量一
36	続 複数の知的財産法による保護の交錯 ~ 実務上の課題を中心として ~	2014~2015 年度	研究中	土肥一史	茶園成樹、上野達弘、宮脇正晴、横山久芳、金子敏哉、末吉亘、足立勝
37	進歩性について - 更なる研究 -	2014~2015 年度	研究中	高林 龍	大渕哲也、田村善之、中山信弘、吉田広志、三村量一
38	知的財産と国境(関西)	2014~2016 年度	研究中	鈴木將文	茶園成樹、井関涼子、平嶋竜太、横溝大、愛知靖之、大瀬戸豪志

第10章

意見・声明

当会は、会務活動、弁理士制度や知的財産制度に関する意見や考え、報告を積極的に社会に発信している。

過去にホームページに掲載した意見・声明は次のとおりである。内容についてはウェブサイトをご参照下さい。

2006.4.17	東京理科大学 知的財産専門職大学院（MIP）日本弁理士会が共同研究を開始
2006.6.1	福岡県と知財支援協定締結
2006.6.1	鳥取県と知財支援協定締結
2006.6.21	大分県と知財支援協定締結
2006.7.3	「知的財産権侵害品の貿易管理の在り方について」に関してパブリックコメントを提出
2006.8.31	弁理士の報酬制度について（朝日新聞記事に関する所感）
2006.10.27	日本弁理士会がWIPO（世界知的所有権機関）のオブザーバーの地位を得ました。
2007.4.23	2007年度会長就任挨拶
2007.10.4	内閣総理大臣の所信表明演説によせて
2007.11.30	模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）構想について
2008.1.7	2008年会長年頭所感
2008.1.18	福田首相の施政方針演説について
2008.4.1	任期二年目に際しての会長挨拶
2009.1.5	2009年会長年頭所感
2009.4.1	2009年度会長就任挨拶
2009.12.16	「模倣品・海賊版拡散防止条約（Anti-Counterfeiting Trade Agreement）」構想について
2010.1.4	2010年会長新年挨拶
2010.3.31	意見書（特許制度研究会における日本弁理士会の意見）
2010.4.1	任期2年目に際してのご挨拶
2010.6.9	菅直人内閣総理大臣に期待致します
2010.6.16	菅直人首相の所信表明に寄せて
2010.6.23	文化審議会著作権分科会法制問題小委員会「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に関する意見
2010.9.15	【提言】特許出願件数激減への対応策をとるべきである
2010.10.21	筒井会長、NHKニュースでコメント
2010.10.28	特許特別会計の維持について
2010.12.8	特許等出願件数激減に対する緊急対応策を講じることに関する決議
2011.1.4	2011年会長新年挨拶
2011.1.19	文化審議会著作権分科会法制問題小委員会「技術的保護手段に関する中間まとめへの意見」
2011.3.14	東北地方太平洋沖地震についての会長声明
2011.4.1	2011年度会長就任挨拶
2011.7.22	特許庁「明細書及び特許請求の範囲の記載要件」の審査基準改訂案に対する意見募集への意見提出
2011.8.17	特許庁「平成23年改正法対応 発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き（案）」に関する意見募集への意見提出
2011.10.25	「偽造品の取引の防止に関する協定（仮称）（ACTA）」の署名について
2011.11.28	特許庁「特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置に関する省令案」に関する意見募集への意見提出
2011.12.1	特許庁「特許権の存続期間の延長」の審査基準改訂案に関する意見募集への意見提出
2011.12.16	中国国家知識産権局宛特許表示の表記方法にかかるパブコメ提出（日本文）

第4編 日本弁理士会の活動状況

2011.12.16	中国国家知識産権局宛特許表示の表記方法にかかるパブコメ提出（中国文）
2011.12.16	USPTO宛「Prior User Rights」に関するパブコメ提出
2011.12.16	USPTO宛IDS要件にかかるパブコメ提出
2011.12.16	総務省宛「プロバイダ責任制限法検証に関する提言（案）」に関する意見
2011.12.19	商標法第4条第1項第2号、第3号及び第5号の規定に基づく告示に対する意見書
2011.12.19	中国商標法改正案意見募集稿に対するコメント
2011.12.19	商標法第4条第1項第2号、第3号及び第5号の規定に基づく告示に対する意見
2012.1.4	2012年会長新年挨拶
2012.1.13	特許庁「期間徒過後の手続に関する救済規定に係るガイドライン（案）」に関する意見募集への意見提出
2012.1.19	「商標法第4条第1項第2号及び第3号の規定に基づく告示に対する意見書」
2012.1.19	JPAComments MMrev
2012.2.17	「知的財産推進計画2012」策定へ向けた意見（標準化ステージアップ戦略、知財イノベーション戦略）
2012.2.17	「知的財産推進計画2012」策定へ向けた意見（最先端デジタル・ネットワーク戦略）
2012.3.1	特許庁「審判便覧の改訂（第14版）」の意見募集への意見提出
2012.3.15	法務省大臣官房司法法制部に対する意見提出
2012.3.19	WIPO SCP Comments
2012.4.2	任期2年目のご挨拶
2012.4.3	USPTO Comments ①
2012.4.3	USPTO Comments ②
2012.6.19	今後のEPA交渉に係る要求すべきルール
2012.6.19	経済連携で要求すべき知財ルール追加
2012.6.19	中国版権局宛コメント
2012.6.19	電子商取引情報財取引等準則改訂案意見
2012.6.19	中国最高人民法院宛意見
2012.6.19	中国知識産権局宛コメント
2012.7.13	中国・韓国・台湾庁会合への議題提案
2012.8.24	画像デザインの保護に関する意見書
2012.9.13	商標法第4条第1項第2号、第3号及び第5号の規定に基づく告示に対する意見
2012.9.13	商標審査基準改正案に対する意見
2012.10.4	「歌手名・音楽グループ名」よりなる商標を拒絶する運用についての要望書
2012.10.10	山中伸弥教授の「ノーベル生理学・医学賞」受賞に寄せて
2012.10.10	USPTO Comments (Proposed Examination Guidelines)
2012.10.10	USPTO Comments (Proposed Rules)
2012.10.10	ヘーグ特有事項の対応
2012.10.10	国際出願に関する対応
2012.10.10	国際出願の環境に関する対応
2012.10.10	国際登録に関する対応
2012.10.17	特許庁業務・システム最適化計画（改定案）に対する意見
2012.10.29	日・トルコ経済連携協定交渉に係る要求すべきルール
2012.11.22	画像デザインに関する意見書
2012.11.22	自己指定に関する意見書
2012.12.13	JIS規格変更に伴う字形事象について
2013.1.4	産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会報告書「商標制度の在り方について」（案）への意見
2013.1.4	2013年会長新年挨拶
2013.1.17	意見書－強く安定した権利の早期設定の実現に向けて－
2013.1.25	日・EU経済連携交渉にかかる提案
2013.2.5	USPTO Comments (RCE)
2013.2.14	中華商標権法改正案に関する意見提出の件
2013.4.1	平成25年度会長就任のご挨拶

2013.4.2	Comments from JPAA to Rule 36 EPC
2013.4.8	審査基準改訂案等に対する意見
2013.6.28	「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（ライセンス契約に関する規定）について
2013.8.5	インド特許庁に対するソフト委員会意見
2013.8.22	TPP 政府対策本部からの第2回意見募集に対する意見提出(8/15付)
2013.9.17	商標法第4条第1項第2号、第3号及び第5号の規定に基づく告示に対する意見
2013.9.17	コンセント制度導入に関する意見書
2013.10.28	中国専利権侵害の判定基準と専利詐称行為の認定基準手引き（意見募集稿）に関する意見
2013.11.21	司法試験改革についての会長所感(11/21付)
2013.11.22	「出版関連小委員会中間まとめへの」意見(10/24付)
2014.1.1	平成26年 日本弁理士会会長 新年のご挨拶
2014.3.24	職務発明に関する弁理士会の意見書
2014.4.1	就任2年目のご挨拶
2014.4.25	弁理士法の一部改正にあたって

第11章

その他の活動

(1) 会員総合相談窓口

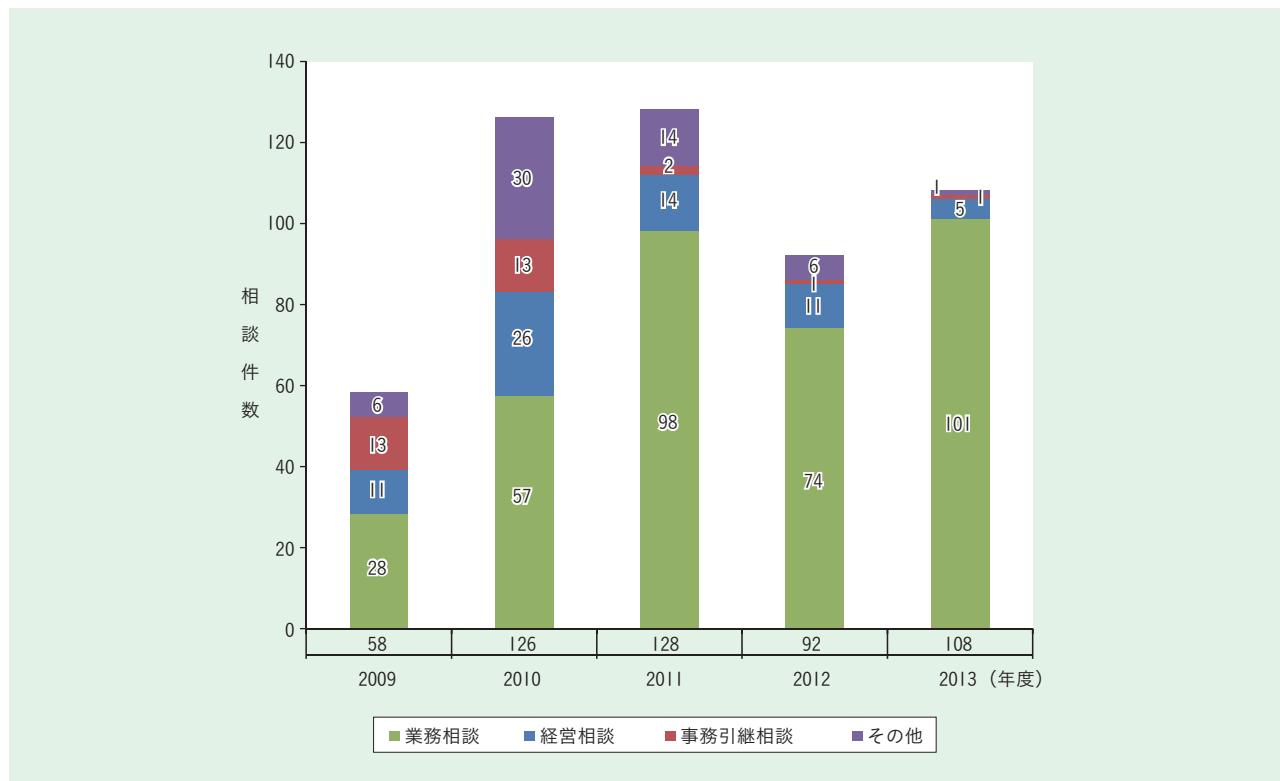
会員サポート事業の一環として、平成21(2009)年12月1日に開設した。相談員の弁理士が、会員からの弁理士業務や事務所運営に関する様々な相談に応じている。また、相談内容によっては、専門家(弁護士、税理士、社労士等)の紹介も行う。

(相談例) ●依頼者に対する料金説明について、どの程度の説明が必要か。

- 手続き期限が近づいているが、依頼者と連絡が取れず困っている。
- 事務所開設の際の諸手続きについて知りたい。
- 事務所の運営資金に利用できる公的融資制度が知りたい。
- 事務所の業務を承継してくれる弁理士を探したい。

また、毎年1回、相談事例をまとめた「会員総合相談窓口相談事例Q & A集」を発行し、会員向けサイト(電子フォーラム)で周知を行っている。

年間相談件数と主な相談内容



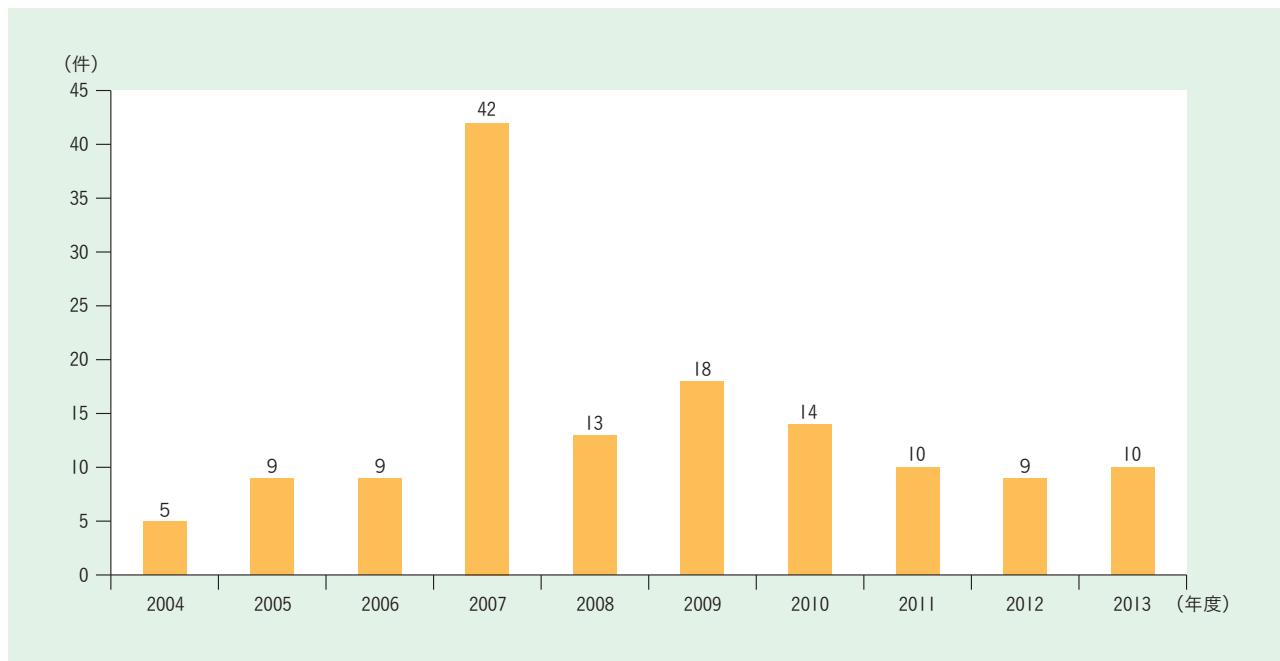
(2) 非弁理士行為への対応

弁理士法第75条では弁理士でない者が報酬を得て、特許庁への出願手続の代理や書類の作成、鑑定などを業として行うこと(以下「非弁理士行為」という。)を禁じている。

当会の業務対策委員会では、このような非弁理士行為が起きないように調査・検討をしており、非弁理士行為のおそれがある場合には、注意喚起をしている。

また内容によっては、非弁理士行為を警告してその責任を追求するだけではなく、告発も行っている。

過去10年間における業務対策委員会の非弁理士行為への対応件数



Column

■平成17(2005)年頃から弁理士の派遣依頼が急増!

平成16(2004)年、内閣の「知的財産戦略本部」が策定した「知的財産推進計画2004」に、中小企業等の知的財産活動を支援するため、経済産業局等に「地域知財戦略本部」を整備することが盛り込まれた。翌年、全国9カ所に「知的財産戦略本部」が設置され、知財支援施策の全国的な展開が始まった。

各地の戦略本部は、平成17(2005)年度から平成18(2006)年度を「第1フェーズ(立ち上げ期)」、平成19(2007)年度から平成21(2009)年度を「第2フェーズ(普及・発展期)」、平成22(2010)年度から平成25(2013)年度を「第3フェーズ(活動強化期)」と位置づけて様々な施策を実施した。

そしてその時々に、経済産業局などをはじめ、地元の自治体や大学、商工会議所などの中小企業関係団体等から各支部に、相談員や講師の派遣依頼、公的委員の就任依頼などが増えてきた。

また当時、アジアでの模倣品問題が世界的に大きな問題となっており、その対応の必要性もあって、各機関や団体から弁理士の派遣依頼が増加したのではないかと思われる。

一方当会では、平成18(2006)年4月1日からの地域団体商標制度の開始に合わせて「商標キャラバン隊」を全国展開したことから、弁理士の派遣依頼も急増した。

平成18(2006)年頃は、ちょうど当会の全国支部化が完了する時期にも当たり、プロパテントの大きな波にタイミングよく乗ったといえるだろう。

この頃に地方自治体等との知財支援協定の締結開始が集中しているのも、その現れと言えるだろう。

(3) 弁理士法改正への対応

我が国の弁理士制度の根拠法規は、明治32(1899)年公布の「特許代理業者登録規則」(同年施行)に始まり、明治42(1909)年公布の「特許弁理士令」(同年施行)、大正10(1921)年公布の「弁理士法」(翌年施行)へと受け継がれていく。その後は弁理士法の抜本的な改正がないまま約80年が経過した。この間に、時代に合った、弁理士の実態を反映した弁理士法の改正は、日本弁理士会の悲願ともいべきものとなっていました。

① 平成12年全部改正

平成10(1998)年、特許庁総務部長の私的懇談会として「21世紀の弁理士制度のあり方を考える懇談会」が発足し、弁理士法改正問題についての各界関係者による意見交換が始まり、弁理士法の見直しに向けた動きが始まった。その時代的背景としては、(1)WTO・TRIPS協定の発効などを受けた知的財産の社会的認識の高まり、(2)規制緩和推進3か年計画における我が国の資格制度の見直し、(3)弁理士の量的拡大ニーズなどがあったといえよう。

平成12(2000)年公布、平成13(2001)年1月6日に施行された弁理士法の全部改正は、おおむね次のような内容を盛り込んでいる。なお、新しい弁理士試験制度は平成14年(2002)1月1日に施行され、特許、実用新案、意匠、商標、回路配置、著作物、技術上の秘密に関する売買契約、ライセンス契約の仲介・代理については平成14年(2002)2月1日に施行された。

<1> 一般的な事項

- 目的規定、職責規定の新設
- 弁理士の資格要件の見直し、国籍要件・国内居住要件の廃止
- 守秘義務、信用失墜行為の禁止、利益相反行為、会則遵守義務などの明確化
- 懲戒制度の整備と罰則の強化
- 特許料などの納付手続などに係る代理業務を一般に開放

<2> 弁理士の業務範囲の拡大

- 特定不正競争制度の導入
- 税関における輸入差止申立手続などにおける権利者側の代理
- 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置、特定不正競争に関する事件に関する仲裁手続・和解手続の代理(経済産業大臣が指定した機関における代理)
- 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置、著作物、技術上の秘密に関する売買契約、ライセンス契約の仲介・代理(平成14(2002)年2月1日施行)
- 補佐人としての業務に尋問権を追加

<3> 弁理士試験制度の改革(平成14(2002)年1月1日施行)

- 受験資格要件の撤廃、予備試験の廃止
- 短答式筆記試験の科目に著作権法と不正競争防止法を追加
- 一定の資格を有する者に対して、論文式筆記試験選択科目を免除

<4> 特許業務法人制度の創設

- 2名以上の弁理士が社員となって特許業務法人を構成、社員は無限責任を負う

② 平成14年一部改正

この全部改正の時期に同時に進行していた司法制度改革において、専門性の高い事件の処理促進と

して、知的財産関係事件が取り上げられていた。全部改正を終えたばかりの弁理士法に、平成14(2002)年公布、翌平成15(2003)年に施行された一部改正によって、特定侵害訴訟代理制度が導入された。その主な内容はおおむね次のようなものである。

- <1> 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置、特定不正競争などに関する侵害訴訟における弁理士の訴訟代理権を規定（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る）
- <2> 特定侵害訴訟代理業務試験に合格して弁理士登録簿に付記の登録を受けた弁理士が特定侵害訴訟代理業務を行うことができる
- <3> 裁判所が相当と認めた場合は弁理士が単独出廷できる

③ 平成17年一部改正

更に、司法制度改革においては裁判外紛争解決の充実が検討テーマとして取り上げられ、再び弁理士法の改正が行われた。即ち、平成17(2005)年公布・施行の弁理士法一部改正によって、弁理士法第4条第2項第2号に規定されていた「仲裁事件の手続」が「裁判外紛争解決手続」に改められると共に、弁理士の代理業務の対象に、「著作物に関する権利に関する事件」が追加された。

④ 平成19年一部改正

その後、平成12(2000)年改正の弁理士法は、附則第13条に規定された施行後5年を経過した際の見直しが行われ、国家戦略としての知的財産の重要性の高まりや、充実した弁理士のサービス提供に対する期待、拡充した弁理士の業務遂行能力の向上などの問題に対応した改正が行われた。平成19(2007)年公布、平成20(2008)年施行の一部改正の内容はおおむね次のようなものである。

- <1> 実務修習制度の導入
 - 弁理士登録をしようとする者に対して、登録前に実務能力を担保するための実務修習の受講を義務化
 - 実務修習は経済産業大臣が行う（経済産業大臣に代わって指定修習機関が行うことができる）
- <2> 継続研修制度の導入
 - 弁理士は、日本弁理士会が行う資質の向上を図るための研修を、定期的に受講することを義務化
- <3> 弁理士の業務範囲の拡大
 - 特定不正競争の範囲の拡大
 - 税関における輸出入差止手続などにおける権利者側の代理に加えて、輸出入者側の代理を追加
 - 外国の行政官庁などに対する特許、実用新案、意匠、商標に関する権利に関する手続に関する資料作成、その他の事務を追加
- <4> 弁理士試験制度の見直し
 - 短答式試験合格者は、合格から2年以内に行われる短答式試験を免除
 - 工業所有権に関する科目の単位を修得して大学院を修了した者は、修了から2年以内は、短答式試験のうち工業所有権に関する法令及び条約を免除
 - 論文式試験必須科目の合格者は、合格から2年以内に行われる論文式試験必須科目を免除
 - 論文式試験選択科目の合格者は、その後に行われる論文式試験選択科目を免除
- <5> 弁理士の義務、責任などの見直し
 - 非弁理士に対する名義貸しの禁止を規定
 - 弁理士の懲戒事由に、「弁理士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」を追加

- 懲戒処分の内容に、「業務の一部の停止」を追加
- 懲戒の規定違反に対する処罰を強化(業務の停止の処分に違反した者は、直接に、刑罰の対象となる)

<6> 特許業務法人における指定社員制度の導入

- 特許業務法人制度において、特定の事件について社員を指定した場合に当該指定社員のみが無限責任を負う制度を追加

<7> 弁理士に関する情報の公表

- 経済産業大臣及び日本弁理士会が有する弁理士に関する情報のうち、弁理士に業務を依頼しようとする者の選択に資する情報を公表

平成19年公布によるこの改正は、研修制度の導入という大きな改正内容を含んでおり、日本弁理士会の役割は従来にも増して大きなものとなっていく。このとき規定された附則第17条も、更に施行後5年を経過した際の見直しを規定しており、この附則の規定に基づいた見直しが、直近の改正へと結びつくことになる。

⑤ 平成26年一部改正

当会は平成25(2013)年の見直しに際して、平成12(2000)年公布の弁理士法の総決算としての意味合いも含めて、知的財産立国の担い手としての人的基盤の整備というとらえ方で臨んだ。産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会の報告書は、(1)イノベーションを支えるための業務基盤等の整備、(2)裾野を広げるためのきめ細かなサービスの提供、(3)グローバルな強さに貢献するための資質の向上という切り口でまとめられ、おおむね次のような内容を盛り込んだ改正が、平成26(2014)年5月に公布された。なお、施行日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

<1> 弁理士の使命

- 弁理士法第1条の目的条項に代わって使命条項を規定

<2> 弁理士の業務範囲の見直し

- 意匠の国際登録に関するハーグ協定に係る出願業務を追加
- 税関関連の水際業務、裁判外紛争処理業務に関する相談業務を明記
- 出願以前のアイデア段階における発明発掘などの相談業務を明記

<3> 利益相反規定の見直し

- 業務を行い得ない事件(第31条、第48条)の見直しとして、弁理士が特許業務法人在籍中に「自らこれに関与したもの」という限定を行った

<4> 日本弁理士会の自治の強化

- 経済産業大臣による日本弁理士会の役員解任権を廃止

弁理士法改正の時期と概要

	①平成12年 全部改正	②平成14年 一部改正	③平成17年 一部改正	④平成19年 一部改正	⑤平成26年 一部改正(未施行)
改正の背景 事情	<ul style="list-style-type: none"> ・知財の社会的重要性の高まり ・規制緩和推進3か年計画(資格制度の見直し) ・弁理士の量的拡大ニーズ 	<ul style="list-style-type: none"> ・司法制度改革の推進(専門性の高い事件の処理促進) 	<ul style="list-style-type: none"> ・司法制度改革の推進(裁判外紛争解決の充実) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12(2000)年改正の弁理士法施行後5年を経過した際の見直し(附則第13条) ・国家戦略としての知的財産の重要性の高まり ・充実したサービスの提供に対する期待 ・増員した弁理士の業務遂行能力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19(2007)年改正の弁理士法施行後5年を経過した際の見直し(附則第17条) ・知的財産立国の大い手としての人的基盤の整備
業務範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○特定不正競争の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・不正競争防止法第2条第1項第1号～第3号、第4号～第9号(技術上の秘密に限定) ○輸入差止申立手続などにおける権利者側の代理(税関) ○仲裁、和解手続の代理(指定機関内) ○契約締結の代理 ○補佐人業務に尋問権を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定侵害訴訟代理制度(付記弁理士制度)の創設 ・特定侵害訴訟代理業務試験制度の導入 ・弁護士との共同受任、共同出廷(原則) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「仲裁事件の手続き」から「裁判外紛争解決手続」に変更 ○裁判外紛争解決手続に、「著作物に関する権利に関する事件」を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定不正競争の範囲拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・原産地等誤認惹起行為(第13号)のうち、商標に関するもの ・競争者営業誹謗行為(第14号)のうち、工業所有権、回路配置、技術上の秘密についての虚偽の事実に関するもの ・代理人等商標無断使用行為(第15号) ○輸出入差止申立手続などにおける輸出入者側の代理を追加(税関) ○外国出願関連業務の追加 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談業務の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・発明発掘などの相談 ・水際手続・ADR手続の相談 ○ハーグ協定加入に伴う意匠法の改正に係る業務の追加
試験制度	<ul style="list-style-type: none"> ○受験資格要件の撤廃 ○予備試験の廃止 ○短答式筆記試験に著作権法、不正競争防止法を追加 ○論文式筆記試験選択科目免除制度の導入(一定の資格者、大学院修了者) ○論文式筆記試験選択科目の再編(省令事項) 			<ul style="list-style-type: none"> ○短答式筆記試験免除制度の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・合格から2年以内の免除 ・知財専門職大学院の所定科目修了者(修了から2年以内の免除) ○論文式筆記試験必須科目免除制度の導入(合格から2年以内の免除) ○論文式筆記試験選択科目免除制度の拡充(合格者はその後永年の免除) 	<ul style="list-style-type: none"> ○短答式試験への科目別合格基準の導入(省令事項) ○論文式筆記試験選択科目における選択問題の集約(省令事項)

第4編 日本弁理士会の活動状況

	①平成12年 全部改正	②平成14年 一部改正	③平成17年 一部改正	④平成19年 一部改正	⑤平成26年 一部改正(未施行)
				○工業所有権法令に 係る論文式筆記試 験において、関連 した条約の解釈等 もあわせて問うこ とを省令で明確化	
研修制度	○附則第6条の研修 受講義務(著作権、 不競法)			○実務修習制度の導 入(登録前) ○継続研修の義務化 (登録後)	
義務と責任	○懲戒制度の整備、 罰則の強化 ○守秘義務、信用失 墜行為の禁止、会 則遵守義務 ○利益相反行為の明 確化			○非弁理士に対する 名義貸しの禁止 ○弁理士の懲戒事由 に、「弁理士たるに ふさわしくない重 大な非行があった とき」を追加 ○懲戒処分の内容に、 業務の一部の停止 を追加 ○処罰の強化	○利益相反規定の 見直し
法人制度	○特許業務法人制度 の創設 ・社員は弁理士のみ ・社員は2名以上 ・無限責任			○指定社員制度の導 入	
その他	○目的規定、職責規 定の新設 ○国籍要件、国内居 住要件の廃止(資格 要件) ○特許料などの納付 手続などに係る代 理業務の開放 ○日本弁理士会への 名称変更			○弁理士に関する情 報の公表	○使命条項の創設 ○経済産業大臣に よる役員解任権 の廃止
会則等 (主なもの)	○支所設置の解禁 ○標準報酬額規定の 廃止			○指定修習機関とし ての日本弁理士会 ○弁理士ナビによる 情報の公表	○チャイニーズ・ ウォール・ルール の明確化(弁理 士倫理ガイドラ イン) ○役員制度の改正

	①平成12年 全部改正	②平成14年 一部改正	③平成17年 一部改正	④平成19年 一部改正	⑤平成26年 一部改正(未施行)
知財制度 関連の動き	<ul style="list-style-type: none"> ○「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」の公布、第19条に我が国で初めて「知的財産権」という文言が使用される(平成12年12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○小泉首相(当時)が「知的財産立国宣言」、「知的財産戦略会議」の開催(平成14年2月) ○「知的財産戦略大綱」の決定(7月) ○「知的財産基本法」の公布(12月) ○「知的財産戦略本部」の設置(平成15年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「知的財産高等裁判所」の設置(平成17年4月) 		<ul style="list-style-type: none"> ○弁理士法第1条「弁理士の使命」に「知的財産」、「知的財産権」の文言が使用される

Column

■ 「知的財産権と使命条項」

20世紀の後半から知的財産を活用した物やサービスの取引が国境を越えて増加したことを見て、ガット・ウルグアイ・ラウンドにおいて知的財産権の保護が取り上げられ、平成7(1995)年にWTO設立協定付属書1CのTRIPS協定(知的所有権の貿易関連側面に関する協定)が発効した。このような知的財産のグローバル化に対応した動きとは裏腹に、我が国には依然として、「知的所有権」あるいは「知的財産権」という言葉が法律に現れることはなかった。

それから5年、情報通信の高度化に対応すべく、平成12(2000)年に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(通称「IT基本法」)が公布されると、第19条(電子商取引等の促進)において、「高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、規制の見直し、新たな準則の整備、知的財産権の適正な保護及び利用、消費者の保護その他の電子商取引等の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。」という条項が設けられ、我が国の法律に初めて「知的財産権」という言葉が現れることとなる。

そして、この1年数か月後の平成14(2002)年2月には小泉首相(当時)が「知的財産立国宣言」を行い、研究活動や創造活動の成果を知的財産として戦略的に保護、活用して我が国産業の国際競争力を強化することを国家目標とした。この宣言を受けて、直ちに「知的財産戦略会議」の設置、同年7月の「知的財産戦略大綱」策定、12月の「知的財産基本法」公布へと、我が国の知財政策の柱が据えられていくことになる。

当時、同時に進行していた司法制度改革は、平成13(2001)年6月に「司法制度改革審議会意見書」を公表し、その数ある改革の一つとして、知的財産権関係事件への総合的な対応強化を掲げ、専門的処理態勢の強化を目的とする提言を行った。この動きと「知的財産戦略大綱」が、実質的な「特許裁判所」機能を創出するために必要な法案を提出するなど、強力に取り組んでいくことが必要であると提言したことを受け、続く「知的財産推進計画」は、「知的財産高等裁判所」の創設を提言として盛り込むことになる。その成果は、平成17(2005)年4月に「知的財産高等裁判所」の設置として具体化し、我が国の知財制度改革のランドマークともいいうべきものとなった。

その他にも知財制度改革は、税関における分解検査制度の導入や医療行為と特許保護との関係の検討、特許審査のより一層の迅速化、知財人材育成総合戦略の策定、クールジャパン施策の推進、ACTAなど多方面において進められた。

だが、弁理士制度にとって大きな課題が残されていた。知的財産制度の人的インフラの一翼を担う弁理士にとって、平成12(2000)年4月に公布された「弁理士法」には、「知的財産」、「知的財産権」という文言が一言も規定されていなかったことである。平成24(2012)年の調査研究事業から始まった3度目の弁理士制度見直しに際して、日本弁理士会は、知的財産という文言を用いて弁理士の使命を規定することを提案した。弁理士の不断の自己研鑽による一層の資質向上、日本弁理士会が研修の拡充をはじめとした自主的な取組を充実・強化することによって個々の弁理士の研鑽をサポートすること、この自主的な取組を促すためには、社会全体に弁理士の果たす社会的役割についての認識を深めていただくと共に、弁理士自身がその役割を自覚して自らの規律を高めていくことが必須であり、その根拠規定となる使命条項の存在が不可欠であった。

その結果、平成25(2013)年夏から始まった産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会は、「弁理士自身はもとより、弁理士を取り巻く関係者の理解と認識が深まるとともに、その使命が的確に果たされるべく、国内外の情勢を踏まえ、中小・ベンチャー企業、大学等を幅広く支援し、知的財産立国の実現に貢献する弁理士への期待を明確化すべく、弁理士の使命を法律に規定することが適切であると考えられる。」と結論するに至った。TRIPS協定の発効から約20年の歳月をかけて、弁理士法に「知的財産」、「知的財産権」という文言を用いた弁理士の使命が規定されることになったのである。

第5編

弁理士関係団体

第1章

弁理士関係団体

(1) 日本弁理士政治連盟

① 目的

昭和49(1974)年1月30日に弁理士会の臨時総会で決議を得て、同年11月1日に設立総会を開催して誕生した。本連盟は、弁理士会の方針に沿って、弁理士会の事業を達成するために必要な政治活動を行い、もって弁理士制度及び工業所有権制度の発展に寄与することを目的としている。

弁理士法改正の際には、弁理士会の方針に沿って議員等に対する活動を行っている。

② 事業概要

- <1> 職域擁護並びに拡充のための活動
- <2> 知的財産権制度の振興のための活動
- <3> 弁理士法改正を促進するための活動
- <4> 工業所有権法改正に対応するための活動
- <5> 工業所有権に関する各種団体との連携のための活動
- <6> 自由業に関する各種団体との連絡のための活動
- <7> 研究会の開催
- <8> 政治関係者との懇談会の開催
- <9> 選挙における推薦議員の選出及び支援
- <10> 会員増強及び財政基盤確立のための施策
- <11> 弁政連ニュース、弁政連フォーラムの発行
- <12> その他関連する事項

③ 活動経緯の一部

- <1> 特許印紙の発売場所の増加と券種の増加、それに伴う弁理士法改正を積極的に推進
- <2> 特許出願が紙出願から電子出願(ペーパーレス)へ移行するに際し、経済的弱者救済のために柔軟な対応を図るよう、運動を展開
- <3> サービスマーケット登録制度導入のための商標法の一部改正に関し、要望書を提出
- <4> 平成8(1996)年9月、弁理士法改正の早期実現を申し入れ、その後の弁理士法改正の実現につなげる
- <5> 特定侵害訴訟代理に関する「弁理士法の一部を改正する法律」の成立に奔走
- <6> 「知的財産基本法」の成立に関わる活動
- <7> 弁理士試験合格者の登録前研修等についての「弁理士法の一部を改正する法律案」の成立を推進
- <8> 弁理士の使命条項制定の必要性を訴え、更に職責条項の見直し案を提示
- <9> 弁理士法一部改正において弁理士の使命条項の制定を国会に働きかけ

④ 入会方法

手続は不要。弁理士は、弁政連に入会を希望しない旨の意思表示をしない限り、弁政連の会員となる(平成4(1992)年12月22日、弁理士会総会決議。平成5(1993)年1月26日の弁政連総会で承認)。

⑤ サポーター制度

弁政連の活動の中で特に会費の徴収活動に特化した「サポーター制度」を創設した(平成26(2014)年1月)。この制度の特徴は弁理士登録通算20年未満の若い会員を対象として会費納入実績を増やし弁政連の会費増収を図ることにある。この制度によって会費納入者の減少を食い止め、弁政連が知財制度の拡充強化のため政府や立法府に対して十分な政治活動をすることができるようになる。

⑥ 連絡所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-6 日本弁理士会内

TEL: 03-3581-1917 FAX: 03-3581-1890

URL: <http://www.benseiren.gr.jp/>

(2) 日本弁理士協同組合**① 目的**

日本弁理士協同組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的としている。

② 事業概要

- <1> 代理人別の各種公報を発行の都度、月2回発送し、廉価に頒布する事業
- <2> 情報サービス事業(ブランディ文字・図形商標調査等)
- <3> 文字商標集頒布事業(近年の拒絶文字商標をCD-ROMで年2回発行)
- <4> 書籍出版事業
- <5> 弁理士手帳発行及び販売事業
- <6> 特許事務所用諸用紙の販売事業
- <7> 物品購入斡旋事業(各種専門店と特約店契約を結び、割引価格で斡旋)
- <8> 書籍購入斡旋事業(組合価格での書籍販売及びオンライン書籍販売)
- <9> 融資斡旋事業(みずほ・三井住友銀行・日本政策金融公庫・商工組合中央金庫と提携)
- <10> 小口貸付事業(最高300万円まで)
- <11> 弁理士専用DCカードの取り扱い事業(三菱UFJニコス株式会社と提携)
- <12> 保険事業(仕事上及び生活上必要な保険をほとんど取り扱い)
- <13> 福利厚生事業(旅行会・テニス大会・観劇会等の実施、遊園地等割引券の斡旋)
- <14> 研修事業
- <15> 広報事業(インターネットホームページ広告、日本弁理士協同組合のお知らせ・ニュース発行等)
- <16> 特許印紙予納代行事業
- <17> その他(会議室貸出、弁理士各クラブの宛名印刷、顔写真付身分証明書の発行等)

③ 加入手続

- <1> 加入条件：a. 弁理士(事業者の方)
b. 日本国内に事務所があること(全国)
- <2> 出資金：1口1万円(1人3口まで)
- <3> 加入手数料：3,240円(8%消費税込)

④ 所在地

〒107-0061 東京都港区北青山2-12-16 北青山吉川ビル3階
TEL: 03-5772-8033 FAX: 03-5772-8034
URL: <http://www.benrishi-k.gr.jp/>

(3) アジア弁理士協会(APAA)日本部会

① APAA の目的

アジア弁理士協会(The Asian Patent Attorneys Association: APAA)は、アジア地域における知的財産権の保護を促進し、強化することを目的としている。なお、具体的な目的は、以下のとおりである。

- <1> アジア地域で活躍する弁理士間の友好・相互理解を図ること。
- <2> 知的財産権に関する諸問題を検討すること。
- <3> 他の知的財産関連機関との連携を図ること。
- <4> アジア地域における知的財産に関する法律の理解を深め、調査、研究活動を行うこと。

② APAA の設立

APAAは、日本の呼びかけに基づき、日本、中華民国(現台湾)及び韓国の有志弁理士によって昭和44(1969)年12月に設立された、アジアにおける知的財産権に関する代理人の唯一の国際団体である。現在、オセアニアの2地域を含む24の地域から加入があり、総会員数は2,300名を超えている。

③ APAA 日本部会の設立

アジア弁理士協会(APAA)日本部会は、上記APAAの設立に続き、昭和45(1970)年3月に設立された。設立当初の会員数は128名、現在会員数は650名を超えている。APAA日本部会は、APAAの創設以来、APAAの中心的部会として活動を展開している。

④ 活動状況

- <1> 総会及び理事会の開催
- <2> 委員会活動
- <3> 講演会・セミナー等の開催
- <4> APAA総会／理事会の機会を利用した関係機関訪問
- <5> 定期刊行物の発行

⑤ 入会手続

会費：年 26,000 円(APAA 本部の年会費 11,000 円を含む)

⑥ 所在地

〒 180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町 1-34-12 YKI 国際特許事務所内

TEL:0422-21-2666 FAX:0422-21-2431

URL:<http://www.apaa-japan.jp/index.html>

(4) 弁理士厚生年金基金

① 目的

弁理士厚生年金基金は、弁理士業界及び特許事務所の発展のため、この業界で働く従業員の豊かな老後と生活の安定、福祉の向上を図ることを目的として、平成 5(1993)年に設立された。

② 概要 (平成 26(2014)年 3月末現在)

<1> 加入事務所数 334 事務所(7,432 人)

<2> 年金受給権者 2,824 人

<3> 年金資産額 34,074 百万円

③ 加入できる事務所

加入できる事務所は、厚生年金保険の適用事業所で、全国に所在する以下に掲げる事務所である。

a. 弁理士業務を主たる業とする事務所

b. a の事務所の事業主又は従業員を主たる構成員とする法人又は団体の事業所

④ 所在地

〒 105-0003 東京都港区西新橋 3-6-10 マストライフ西新橋 703

TEL : 03-6450-1895 FAX : 03-6450-1896

URL : <http://benrishi.nenkin-navi.jp/>

資料編

第1編 第1章 弁理士数等の推移

(1) 弁理士数等の推移

① 弁理士数

年度	弁理士数	増加数	年度	弁理士数	増加数
1981	2,592		1998	4,141	111
1982	2,649	57	1999	4,309	168
1983	2,743	94	2000	4,537	228
1984	2,818	75	2001	4,843	306
1985	2,898	80	2002	5,192	349
1986	2,963	65	2003	5,654	462
1987	3,054	91	2004	6,127	473
1988	3,138	84	2005	6,695	568
1989	3,239	101	2006	7,186	491
1990	3,339	100	2007	7,732	546
1991	3,449	110	2008	7,789	57
1992	3,541	92	2009	8,148	359
1993	3,646	105	2010	8,684	536
1994	3,719	73	2011	9,145	461
1995	3,822	103	2012	9,644	499
1996	3,927	105	2013	10,171	527
1997	4,030	103			

※これ以前は弁理士制度百年史別冊 256 頁参照

② 付記弁理士数

年度	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率	付記弁理士数(人)
2003	804	553	68.8%	496
2004	970	613	63.2%	1,061
2005	640	434	67.8%	1,479
2006	428	246	57.5%	1,736
2007	431	236	54.8%	1,974
2008	446	287	64.3%	2,221
2009	346	192	55.5%	2,409
2010	299	171	57.2%	2,409
2011	329	181	55.0%	2,735
2012	269	136	50.6%	2,863
2013	278	122	43.9%	2,971

※(出典)特許庁ウェブサイト

③ 女性弁理士の割合

年度	女性弁理士数 (人)	全弁理士数 (人)	女性弁理士の 割合(%)	年度	女性弁理士数 (人)	全弁理士数 (人)	女性弁理士の 割合(%)
1995	169	3,822	4.4	2005	712	6,695	10.6
1996	178	3,926	4.5	2006	826	7,186	11.5
1997	198	4,030	4.9	2007	933	7,732	12.1
1998	224	4,141	5.4	2008	949	7,789	12.2
1999	258	4,309	6.0	2009	1,012	8,148	12.4
2000	319	4,537	7.0	2010	1,107	8,684	12.7
2001	372	4,843	7.7	2011	1,201	9,145	13.1
2002	442	5,192	8.5	2012	1,300	9,644	13.5
2003	502	5,654	8.9	2013	1,428	10,171	14.0
2004	502	6,127	8.2				

※小数第2位を四捨五入

④ 年齢別構成の推移

年度	(人)																
	20～24才	25～29才	30～34才	35～39才	40～44才	45～49才	50～54才	55～59才	60～64才	65～69才	70～74才	75～79才	80～84才	85～89才	90才～	平均年齢(才)	
2002	6	212	486	536	572	516	629	688	606	350	276	174	60	53	28	51.63	
2003	8	221	641	624	653	558	587	702	678	369	283	180	67	55	28	50.87	
2004	10	243	779	735	725	587	585	748	697	399	286	188	75	43	27	50.16	
2005	14	250	911	912	817	644	579	799	684	464	281	180	98	33	29	49.50	
2006	14	294	978	1,085	873	717	617	791	653	533	289	185	102	24	31	48.99	
2007	18	277	1,026	1,287	982	811	648	729	717	576	289	207	100	32	33	48.75	
2008	7	206	893	1,370	1,016	870	683	679	743	632	307	208	111	30	34	49.29	
2009	5	202	892	1,465	1,126	954	701	669	792	635	325	197	116	39	30	49.20	
2010	5	188	908	1,602	1,286	1,081	773	659	834	614	368	182	114	50	20	48.94	
2011	6	161	907	1,682	1,470	1,106	873	705	813	609	428	193	119	56	17	49.04	
2012	3	155	874	1,708	1,727	1,220	955	732	743	670	454	196	134	55	18	49.06	
2013	6	145	849	1,745	1,944	1,316	1,051	796	699	704	501	208	129	59	19	49.07	

⑦ 最終学歴(文理)の内訳の推移

年度	文系(人)	理系(人)	その他(人)	年度	文系(人)	理系(人)	その他(人)
2002	1,251	3,819	122	2008	1,669	6,004	116
2003	1,379	4,168	107	2009	1,694	6,340	114
2004	1,465	4,547	115	2010	1,740	6,821	123
2005	1,553	5,032	110	2011	1,812	7,205	128
2006	1,619	5,458	109	2012	1,884	7,612	148
2007	1,674	5,942	116	2013	1,958	8,049	164

⑧ 弁理士資格の取得事由別内訳

2013年末現在

・弁理士試験	9,246	91%
・特許庁有資格者	556	5%
・弁護士	367	4%
・銓衡試験	1	0%
・その他	1	0%

資料編

⑨ 就業形態別弁理士数の推移

(人)

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
特許事務所経営	2,059	2,123	2,182	2,223	2,243	2,248	2,255	2,272	2,267	2,336	2,367	2,450
特許事務所勤務	1,604	1,893	2,126	2,377	2,545	2,741	2,592	2,629	2,785	2,818	2,928	2,948
特許事務所共同経営	751	731	721	724	751	755	729	734	732	713	739	731
会社勤務	588	677	785	948	1,136	1,329	1,377	1,475	1,662	1,812	1,985	2,164
法律事務所勤務	72	51	42	48	36	47	49	53	60	60	59	68
特許業務法人経営	50	70	103	138	175	227	273	312	333	387	424	468
特許業務法人勤務	52	87	133	184	238	303	425	576	747	906	1,011	1,181
弁護士法人経営	-	4	9	11	12	15	16	15	17	18	21	28
弁護士法人勤務	-	4	3	7	9	11	12	12	12	17	16	20
その他(非常利団体勤務等)	16	14	23	35	39	49	61	70	69	78	94	113
その他(派遣労働)	-	0	0	0	2	7	0	0	0	0	0	0
合計	5,192	5,654	6,127	6,695	7,186	7,732	7,789	8,148	8,684	9,145	9,644	10,171

(2) 年度別の登録者数の推移

(人)

年度	合計	弁理士試験	特許庁有資格者	弁護士	年度	合計	弁理士試験	特許庁有資格者	弁護士
2002	448	407	24	17	2008	205	149	30	26
2003	553	509	18	26	2009	529	494	20	15
2004	596	545	19	32	2010	750	711	19	20
2005	680	617	27	36	2011	633	591	24	18
2006	625	573	29	23	2012	702	651	26	25
2007	671	607	34	30	2013	732	671	39	22

(3) 年度別の登録抹消者数の推移

① 抹消理由別の年度別登録抹消者数の推移

② 過去5年間における年齢別の申請抹消者の推移

年 度	抹消者										
		申請抹消	死亡抹消	その他	20才~29才	30才~39才	40才~49才	50才~59才	60才~69才	70才~79才	80才以上
2002	94	67	25	2							
2003	93	60	31	2							
2004	124	82	42	0							
2005	119	91	26	2							
2006	129	76	52	1							
2007	132	97	34	1							
2008	147	116	29	2							
2009	175	139	34	2	3	28	15	11	42	57	19
2010	214	181	31	2	5	42	17	20	49	44	37
2011	173	144	27	2	2	42	19	17	34	38	21
2012	202	167	33	2	4	29	29	26	38	47	29
2013	209	179	26	4	4	33	23	31	43	49	26

③ 抹消理由別の申請抹消者数の推移

(人)

年度	年代	高齢・病気 会費が高い・仕事 がない	弁理士業 務を行わない	会社都合	継続研修 受講困難	育児・家 の都合	司法修習受 講・弁護士 業務専念	転職により 弁理士業を行 わない	その他	未回答	
2010		19	6	23	2	2	5	8	5	0	4
	20才～29才		1		2		4		1		
	30才～39才	1	2	5				6	3		
	40才～49才	1		3				1	1		1
	50才～59才		1	7							2
	60才～69才	5		4		2	1	1			1
	70才～79才	9	2	4							
	80才以上	3									
2011		9	9	2	3		1	1	0	9	
	20才～29才				1						1
	30才～39才			4	2				1		
	40才～49才			1							
	50才～59才			1				1			1
	60才～69才	2				2					
	70才～79才	4		2							2
	80才以上	3				1					5
2012		72	13	79	21	8	10	11	8	42	23
	20才～29才			1	3	1			2	2	2
	30才～39才	2	3	19	9		7	4	3	15	5
	40才～49才	3	1	9	8	2	1	2		5	6
	50才～59才	2	2	16	2	2			3	5	4
	60才～69才	11	4	19	1	3	1	5		12	2
	70才～79才	39	2	12		1				2	4
	80才以上	15		1			1				1
2013		43	4	40	1		5	7	13	14	3
	20才～29才				1				2		
	30才～39才		1	8			4	3		2	1
	40才～49才	1		5			1		2	6	
	50才～59才	1	2	9				1	8		
	60才～69才	3		13	1			3	1	3	1
	70才～79才	24	1	4						3	1
	80才以上	14									
	合計	143	23	151	26	13	20	27	27	56	39

(4) 弁理士試験等合格者数の推移

① 弁理士試験合格者数の推移

(人)

年度	志願者 ^{※1}	受験者 ^{※2}	合格者	合格率 (%) ^{※3}	文理別合格者数			男女別 合格者数		職業別合格者数									
					理系	文系	他	男性	女性	会社員	特許事務所	公務員	教員	法律事務所	学生	自営業	無職		
1982			77							31	37	0	1	2	1	1	4	0	
1983	3,007		83	2.8	65	17	1	76	7	23	40	1	0	1	0	5	13	0	
1984	3,104		84	2.7	60	20	4	80	4	24	33	2	0	1	2	1	20	1	
1985	2,937		76	2.6	58	12	6	73	3	26	38	0	0	1	1	1	9	0	
1986	2,872		84	2.9	65	18	1	75	9	27	42	0	0	0	0	0	0	14	1
1987	2,933		86	2.9	61	22	3	78	8	22	43	0	0	0	0	0	0	13	8
1988	2,856		93	3.3	74	14	5	88	5	27	44	0	0	0	0	0	0	20	2
1989	2,976		96	3.2	77	16	3	86	10	31	35	0	0	0	0	0	0	17	13
1990	3,099		101	3.3	83	14	4	91	10	28	53	0	0	0	0	0	0	15	5
1991	3,217		96	3.0	70	24	2	87	9	28	49	0	0	0	0	0	0	14	5
1992	3,279		100	3.0	80	15	5	89	11	33	49	0	0	0	0	0	0	16	2
1993	3,727		111	3.0	85	22	4	104	7	38	56	0	0	0	0	0	0	14	3
1994	3,999		113	2.8	95	18	0	95	18	46	39	0	0	0	0	0	0	21	7
1995	4,177		116	2.8	103	12	1	105	11	40	46	0	0	0	0	0	0	24	6
1996	4,390		120	2.7	103	14	3	105	15	50	37	0	0	0	0	0	0	26	7
1997	4,564	4,234	135	3.2	117	14	4	113	22	45	51	1	0	0	0	2	34	2	
1998	4,650	4,362	146	3.3	122	21	3	124	22	58	51	0	1	0	2	0	34	0	
1999	5,002	4,700	211	4.5	177	31	3	175	36	77	82	2	0	0	3	1	46	0	
2000	5,531	5,166	255	4.9	207	45	3	197	58	89	99	4	0	1	2	3	55	2	
2001	5,963	5,599	315	5.6	266	48	1	267	48	114	124	1	0	1	5	1	66	3	
2002	7,176	6,720	466	6.9	403	58	5	380	86	177	170	7	1	3	9	7	86	6	
2003	8,569	7,964	550	6.9	471	70	9	472	78	193	216	6	2	4	12	5	99	13	
2004	9,642	8,899	633	7.1	507	112	14	501	132	212	239	10	2	10	25	14	109	12	
2005	9,863	9,136	711	7.8	614	86	11	589	122	302	239	11	1	6	27	7	103	15	
2006	10,060	9,348	635	6.8	533	80	22	521	114	269	204	16	6	2	42	8	71	17	
2007	9,865	9,148	613	6.7	529	76	8	508	105	263	219	18	1	6	18	5	70	13	
2008	10,494	9,679	574	5.9	501	58	15	477	97	236	194	14	3	1	29	12	70	15	
2009	10,384	7,354	813	8.5	703	84	26	680	133	336	342	33	1	5	13	9	60	14	
2010	9,950	6,582	756	8.3	628	102	26	607	149	362	217	43	1	2	23	6	69	33	
2011	8,735	6,377	721	9.1	597	100	24	602	119	323	232	56	1	6	13	10	61	19	
2012	7,930	7,231	773	10.7	654	95	24	617	156	340	221	58	1	7	15	11	91	29	
2013	7,528	6,780	715	10.5	608	81	26	575	140	328	213	46	3	8	12	10	78	17	
合計			10458																

※1 1996年までは志願者数、1997年から受験者数

※2 2009年から純受験者数(短答、論文、口述の各試験全部又は一部を受験した人数)

※3 小数第2位を四捨五入

② 特定侵害訴訟代理業務試験合格者数の推移

(人)

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
受験者数	804	970	640	428	431	446	346	299	329	269	278
合格者数	553	613	434	246	236	287	192	171	181	136	122
合格率	68.8%	63.2%	67.8%	57.5%	54.8%	64.3%	55.5%	57.2%	55.0%	50.6%	43.9%

※(出典)特許庁ウェブサイト

第1編 第2章 事務所(特許事務所、特許業務法人、企業、大学等を含む)の推移等

(1) 事務所数の推移

年度	特許事務所数	特許業務法人数	企業	弁護士法人	その他
2000		2			
2001		13			
2002	2555	20	316	5	6
2003	2700	28	397	7	11
2004	2789	41	443	9	17
2005	2891	54	517	14	26
2006	2973	69	577	17	30
2007	3047	86	654	22	46
2008	3072	111	671	21	55
2009	3156	127	717	22	62
2010	3190	142	792	26	66
2011	3308	164	861	29	81
2012	3387	177	945	29	95
2013	3533	197	1017	38	113

(3) 事務所の規模別分布と規模別就業人数

所属弁理士数	事務所数の割合	弁理士数の割合
1人	67.7%	28.3%
2人	13.7%	11.5%
3人	5.9%	7.3%
4人	3.3%	5.5%
5人以上～10人未満	6.0%	15.9%
10人以上～15人未満	1.6%	7.8%
15人以上～20人未満	0.7%	4.7%
20人以上	1.1%	19.1%

第1編 第3章 支部別弁理士数の推移等

2007年～2013年の各支部

(1)支部会員数 ^{※1} (主・従合計)	2007 (人)	2008 (人)	2009 (人)	2010 (人)	2011 (人)	2012 (人)	2013 (人)
北海道	22	25	31	35	36	40	52
東北	45	56	61	60	73	86	88
北陸	49	49	62	64	76	81	90
関東	5,971	6,064	6,326	6,817	7,261	7,618	8,059
東海	613	621	669	720	756	803	870
近畿	1,767	1,801	1,986	2,049	2,157	2,296	2,404
中国	60	63	65	73	82	91	104
四国	33	33	32	37	44	50	63
九州	96	102	115	126	143	168	190
合計	8,656	8,814	9,347	9,981	10,628	11,233	11,920
(2)予算 ^{※2} (支部事業費 + 研修事業費)	2007 (円)	2008 (円)	2009 (円)	2010 (円)	2011 (円)	2012 (円)	2013 (円)
北海道	1,540,000	1,810,000	2,160,000	1,900,000	3,050,000	2,930,000	3,140,000
東北	2,140,000	3,600,000	4,100,000	4,370,000	5,380,000	4,960,000	4,910,000
北陸	2,890,000	2,940,000	2,940,000	3,770,000	3,910,000	3,720,000	4,450,000
関東	29,180,000	27,680,000	31,820,000	41,900,000	47,180,000	46,820,000	47,900,000
東海	18,900,000	20,010,000	23,040,000	23,710,000	27,230,000	26,820,000	28,160,000
近畿	27,200,000	29,860,000	38,550,000	38,290,000	45,180,000	53,790,000	56,920,000
中国	3,370,000	3,980,000	3,930,000	3,980,000	4,180,000	3,980,000	3,600,000
四国	2,027,000	2,210,000	2,210,000	3,850,000	3,880,000	3,310,000	3,560,000
九州	3,648,000	3,942,000	4,162,000	4,830,000	7,000,000	6,850,000	7,840,000
(3)決算 ^{※2} (支部事業費 + 研修事業費)	2007 (円)	2008 (円)	2009 (円)	2010 (円)	2011 (円)	2012 (円)	2013 (円)
北海道	878,979	971,694	1,050,389	1,068,960	1,860,239	1,988,085	1,952,725
東北	1,671,218	2,497,378	2,168,921	2,984,163	3,002,107	2,913,205	3,783,809
北陸	630,043	1,709,741	2,007,434	2,178,701	2,529,957	2,769,949	3,340,980
関東	16,303,408	17,775,425	22,236,401	27,165,580	25,805,883	30,749,831	35,223,848
東海	18,651,449	16,992,053	20,383,163	20,225,645	22,548,832	22,407,707	25,192,824
近畿	19,539,629	26,672,551	30,387,946	25,919,621	29,583,040	37,704,356	37,675,616
中国	2,676,299	2,215,048	2,861,285	2,725,056	2,457,854	2,525,272	2,096,559
四国	854,026	859,583	1,233,646	2,109,642	2,576,610	2,456,122	2,081,411
九州	2,053,787	1,745,035	2,385,374	2,965,514	3,789,040	4,306,806	3,951,565

※1 各年度の年度末(3/31)の数値

※2 H23(2011)年度より、支部事業費+研修事業費。H23(2011)年度以前は支部事業費のみ。

第2編 第1章 出願手続等の代理

① 弁理士付出願数の推移

特許

年度	弁理士付出願数 (件)	全出願数 (件)	弁理士付出 願数の割合
2004	371,550	423,081	87.8%
2005	379,283	427,078	88.8%
2006	367,578	408,674	89.9%
2007	358,279	396,291	90.4%
2008	354,117	391,002	90.6%
2009	313,453	348,596	89.9%
2010	311,823	344,598	90.5%
2011	312,390	342,610	91.2%
2012	313,306	342,796	91.4%
2013	300,314	328,436	91.4%

意匠

年度	弁理士付出願数 (件)	全出願数 (件)	弁理士付出 願数の割合
2004	27,597	40,756	67.7%
2005	26,291	39,254	67.0%
2006	24,855	36,724	67.7%
2007	25,389	36,544	69.5%
2008	23,440	33,569	69.8%
2009	20,934	30,875	67.8%
2010	21,940	31,756	69.1%
2011	21,933	30,805	71.2%
2012	23,277	32,391	71.9%
2013	22,206	31,125	71.3%

PCT出願

年度	弁理士付出願数 (件)	全出願数 (件)	弁理士付出 願数の割合
2004	18,733	19,850	94.4%
2005	22,845	24,290	94.1%
2006	24,938	26,422	94.4%
2007	25,340	26,935	94.1%
2008	26,361	28,027	94.1%
2009	27,556	29,291	94.1%
2010	29,644	31,524	94.0%
2011	36,222	37,974	95.4%
2012	41,332	42,787	96.6%
2013	41,501	43,075	96.3%

実用新案

年度	弁理士付出願数 (件)	全出願数 (件)	弁理士付出 願数の割合
2004	5,283	7,989	66.1%
2005	7,389	11,368	65.0%
2006	7,195	10,965	65.6%
2007	6,786	10,315	65.8%
2008	6,092	9,452	64.5%
2009	6,282	9,507	66.1%
2010	5,929	8,679	68.3%
2011	5,602	7,984	70.2%
2012	5,889	8,112	72.6%
2013	5,627	7,622	73.8%

商標

年度	弁理士付出願数 (件)	全出願数 (件)	弁理士付出 願数の割合
2004	80,063	121,683	65.8%
2005	82,939	125,807	65.9%
2006	82,481	123,983	66.5%
2007	88,571	130,926	67.6%
2008	69,641	106,599	65.3%
2009	62,570	100,200	62.4%
2010	64,808	102,694	63.1%
2011	61,744	95,648	64.6%
2012	69,726	107,222	65.0%
2013	68,311	103,978	65.7%

国際登録出願(商標)

年度	弁理士付出願数 (件)	全出願数 (件)	弁理士付出 願数の割合
2004	599	734	81.6%
2005	743	839	88.6%
2006	734	875	83.9%
2007	880	1,005	87.6%
2008	1,139	1,265	90.0%
2009	1,108	1,310	84.6%
2010	1,417	1,567	90.4%
2011	1,365	1,547	88.2%
2012	1,927	2,127	90.6%
2013	1,701	1,881	90.4%

第2編 第3章 裁判所における補佐人・共同訴訟代理人業務

弁理士が補佐人・共同訴訟代理人となった裁判例の件数と割合

補佐人(特許・実用新案・意匠)

年	弁理士が補佐人となっている件数(件)	全体件数(件)	弁理士が補佐人となっている割合
2004	101	137	74%
2005	87	123	71%
2006	58	86	67%
2007	73	106	69%
2008	40	82	49%
2009	59	94	63%
2010	53	101	52%
2011	22	43	51%
2012	34	95	36%
2013	24	102	24%

共同訴訟代理人(特許・実用新案・意匠)

年	弁理士が共同訴訟代理人となっている件数(件)	全体件数(件)	弁理士が共同訴訟代理人となっている割合
2004	16	137	12%
2005	33	123	27%
2006	25	86	29%
2007	43	106	41%
2008	32	82	39%
2009	50	94	53%
2010	33	101	33%
2011	16	43	37%
2012	39	95	41%
2013	37	102	36%

補佐人(商標)

年	弁理士が補佐人となっている件数(件)	全体件数(件)	弁理士が補佐人となっている割合
2004	9	26	35%
2005	9	23	39%
2006	3	18	17%
2007	9	22	41%
2008	5	20	25%
2009	3	14	21%
2010	6	19	32%
2011	0	7	0%
2012	4	15	27%
2013	3	23	13%

共同訴訟代理人(商標)

年	弁理士が共同訴訟代理人となっている件数(件)	全体件数(件)	弁理士が共同訴訟代理人となっている割合
2004	1	26	4%
2005	5	23	22%
2006	3	18	17%
2007	5	22	23%
2008	6	20	30%
2009	1	14	7%
2010	6	19	32%
2011	2	7	29%
2012	6	15	40%
2013	4	23	17%

補佐人(不正競争)

年	弁理士が 補佐人となっ ている件数 (件)	全体件数 (件)	弁理士が 補佐人となっ ている割合
2004	16	67	24%
2005	12	36	33%
2006	10	42	24%
2007	7	32	22%
2008	3	23	13%
2009	0	19	0%
2010	1	20	5%
2011	3	19	16%
2012	4	37	11%
2013	2	38	5%

共同訴訟代理人(不正競争)

年	弁理士が共同 訴訟代理人 となっている 件数(件)	全体件数 (件)	弁理士が共同 訴訟代理人 となっている 割合
2004	1	67	1%
2005	2	36	6%
2006	9	42	21%
2007	2	32	6%
2008	3	23	13%
2009	1	19	5%
2010	2	20	10%
2011	0	19	0%
2012	4	37	11%
2013	3	38	8%

補佐人(著作権)

年	弁理士が 補佐人となっ ている件数 (件)	全体件数 (件)	弁理士が 補佐人となっ ている割合
2004	1	45	2%
2005	2	42	5%
2006	1	27	4%
2007	1	36	3%
2008	3	44	7%
2009	0	33	0%
2010	2	49	4%
2011	2	27	7%
2012	1	45	2%
2013	0	48	0%

※最高裁判所ウェブサイト, 知的財産判例集を基に作成.

それぞれの法域を選択し, 裁判年月日=1月1日~12月31日, 訴訟類型=民事訴訟, キーワード=補佐人弁理士 又は キーワード=訴訟代理人弁理士, で検索した結果を基に作成.

※ 2014年12月3日閲覧.

第3編 第2章 役員数、委員会数、委員数

年度	会員数(A)	役員数(B)	委員会数	本部の委員数(C)	委員数(C)÷会員数(A)
大正11(1922)年	753	62	0	0	0%
大正12(1923)年	872	60	0	0	0%
大正13(1924)年	904	62	0	0	0%
大正14(1925)年	1,024	61	0	0	0%
大正15(1926)年	1,078	61	0	0	0%
昭和元年					
昭和2(1927)年	1,153	62	2	48	4%
昭和3(1928)年	1,182	61	2	45	4%
昭和4(1929)年	1,277	62	2	49	4%
昭和5(1930)年	1,302	62	2	51	4%
昭和6(1931)年	1,376	62	4	97	7%
昭和7(1932)年	1,423	61	4	105	7%
昭和8(1933)年	1,461	62	7	169	12%
昭和9(1934)年	1,525	62	6	140	9%
昭和10(1935)年	1,624	62	5	103	6%
昭和11(1936)年	1,681	62	4	75	4%
昭和12(1937)年	1,819	62	7	192	11%
昭和13(1938)年	2,604	61	9	271	10%
昭和14(1939)年	2,672	62	9	345	13%
昭和15(1940)年	2,693	62	11	471	17%
昭和16(1941)年	2,683	62	4	90	3%
昭和17(1942)年	2,594	62	10	366	14%
昭和18(1943)年	2,081	37	3	93	4%
昭和19(1944)年	1,828	35	5	125	7%
昭和20(1945)年	1,690	37	3	52	3%
昭和21(1946)年	1,289	59	3	68	5%
昭和22(1947)年	1,238	33	4	46	4%
昭和23(1948)年	1,178	58	7	82	7%
昭和24(1949)年	1,029	39	9	121	12%
昭和25(1950)年	1,026	62	9	127	12%
昭和26(1951)年	929	62	9	127	14%
昭和27(1952)年	936	62	11	146	16%
昭和28(1953)年	926	62	15	223	24%
昭和29(1954)年	931	62	12	198	21%
昭和30(1955)年	940	62	11	174	19%
昭和31(1956)年	965	62	11	190	20%
昭和32(1957)年	983	62	11	175	18%
昭和33(1958)年	1,014	62	13	373	37%
昭和34(1959)年	1,070	62	13	382	36%
昭和35(1960)年	1,089	35	12	320	29%
昭和36(1961)年	1,122	35	15	372	33%
昭和37(1962)年	1,155	35	14	360	31%
昭和38(1963)年	1,223	35	17	241	20%
昭和39(1964)年	1,297	35	18	252	19%
昭和40(1965)年	1,348	35	18	259	19%

年度	会員数(A)	役員数(B)	委員会数	本部の委員数(C)	委員数(C)÷会員数(A)	支部の委員会数	支部の委員数(D)	本部委員数(C) + 支部委員数(D) = 全委員数(E)	全委員数(E) ÷ 会員数(A)
昭和 41(1966)年	1,425	35	22	638	45%				
昭和 42(1967)年	1,536	37	24	363	24%				
昭和 43(1968)年	1,598	57	23	331	21%				
昭和 44(1969)年	1,687	57	25	406	24%				
昭和 45(1970)年	1,763	56	23	359	20%				
昭和 46(1971)年	1,821	57	21	337	19%				
昭和 47(1972)年	1,927	57	21	345	18%				
昭和 48(1973)年	2,037	57	22	369	18%				
昭和 49(1974)年	2,112	57	23	416	20%				
昭和 50(1975)年	2,200	57	13	271	12%				
昭和 51(1976)年	2,293	57	23	411	18%				
昭和 52(1977)年	2,370	57	24	416	18%				
昭和 53(1978)年	2,410	57	27	457	19%				
昭和 54(1979)年	2,476	57	27	524	21%				
昭和 55(1980)年	2,536	57	28	524	21%				
昭和 56(1981)年	2,586	57	27	513	20%				
昭和 57(1982)年	2,653	57	25	489	18%				
昭和 58(1983)年	2,733	87	29	583	21%				
昭和 59(1984)年	2,815	87	30	585	21%				
昭和 60(1985)年	2,900	87	29	656	23%	7	80	736	25%
昭和 61(1986)年	2,947	87	30	675	23%	7	65	740	25%
昭和 62(1987)年	3,048	87	35	726	24%	9	87	813	27%
昭和 63(1988)年	3,131	88	37	793	25%	9	91	884	28%
昭和 64(1989)年 平成元年	3,224	88	34	728	23%	12	122	850	26%
平成 2(1990)年	3,342	88	38	767	23%	11	115	882	26%
平成 3(1991)年	3,436	88	40	929	27%	12	125	1,054	31%
平成 4(1992)年	3,529	89	41	857	24%	10	92	949	27%
平成 5(1993)年	3,634	89	43	913	25%	9	95	1,008	28%
平成 6(1994)年	3,704	89	41	893	24%	7	73	966	26%
平成 7(1995)年	3,795	89	43	954	25%	7	67	1,021	27%
平成 8(1996)年	3,916	89	43	916	23%	8	81	997	25%
平成 9(1997)年	4,011	89	41	1,109	28%	13	101	1,210	30%
平成 10(1998)年	4,102	89	44	1,089	27%	16	142	1,231	30%
平成 11(1999)年	4,278	89	42	935	22%	18	189	1,124	26%
平成 12(2000)年	4,503	99 (監事 10)	46	1,105	25%	17	138	1,243	28%
平成 13(2001)年	4,776	91	38	1,054	20%	17	153	1,207	25%
平成 14(2002)年	5,121	77	51	1,290	25%	17	140	1,430	28%
平成 15(2003)年	5,548	60	48	1,242	22%	18	190	1,432	26%
平成 16(2004)年	6,002	60	43	1,199	20%	19	222	1,421	24%
平成 17(2005)年	6,552	60	62	1,823	28%	25	292	2,115	32%
平成 18(2006)年	7,061	87	51	1,408	20%	37	415	1,823	26%
平成 19(2007)年	7,571	86	57	1,534	20%	33	459	1,993	26%
平成 20(2008)年	7,806	90	55	1,440	18%	40	584	2,024	26%

資料編

年度	会員数(A)	役員数(B)	委員会数	本部の委員数(C)	委員数(C)÷会員数(A)	支部の委員会数	支部の委員数(D)	本部委員数(C) + 支部委員数(D) = 全委員数(E)	全委員数(E)÷会員数(A)
平成21(2009)年	8,197	92	53	1,497	18%	49	657	2,154	26%
平成22(2010)年	8,713	93	57	1,548	18%	52	714	2,262	26%
平成23(2011)年	9,146	92	54	1,522	17%	58	852	2,374	26%
平成24(2012)年	9,657	92	54	1,593	17%	59	895	2,488	26%
平成25(2013)年	10,171	92	54	1,684	17%	57	933	2,617	26%

※「弁理士会」設立の大正11年以後、数字は100年史、110年史、事務局データ(支部室含む)による。

※役員は、理事、会長、副会長、執行理事、常議員、監事(外部監事も含む)。

※委員は、本部の附属機関の運営委員、委員会委員、執行補佐役、支部役員、支部の委員会委員。

※委員には、常議員会内委員会、WG、懇談会、仲裁センターは含まない。

※委員数は、延べ人数。

第4編 第1章 研修の取り組み

(2) 研修の種類別の実施回数、年間受講者数(延べ人数)の推移

① 研修の種類別の実施回数の推移

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	(回)
能力担保研修 ^{※1}	225	195	120	165	150	165	150	120	105	120	
知財ビジネスアカデミー		39	108	146	122	60	51	57	59	32	
弁理士義務研修					301	329	514	592	647	679	
実務修習 ^{※2}					115	143	136	136	136	136	
新人研修 ^{※3}						37	48	48	47	42	
弁理士育成塾										60	
合計	225	234	228	311	688	734	899	953	994	1069	

※1 15教科×クラス数

※2 集合研修7課目×クラス数+e-ラーニング24課目

※3 集合研修科目数×クラス数+e-ラーニング科目数

② 研修の種類別の延べ受講者数の推移

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	(人)
能力担保研修	815	415	275	308	308	238	204	249	194	217	
知財ビジネスアカデミー ^{※1}		58	235	264	425	264	708	599	459	240	
弁理士義務研修					33,570	35,315	45,810	50,936	52,238	52,443	
実務修習					560	814	758	723	773	779	
新人研修						232	305	223	221	253	
弁理士育成塾										60	
合計	815	473	510	572	34,863	36,863	47,785	52,730	53,885	53,992	

※1 弁理士受講者数のみ(弁理士以外の受講者数は含まず)

(3) 継続研修（弁理士義務研修）

実施回数・受講者数・研修時間数の推移

	2008	2009	2010	2011	2012	2013
集合研修回数	180	191	321	378	398	404
集合研修受講者数	13,704	14,605	17,468	22,248	23,323	22,140
集合講義時間数	670	810	887.5	967.5	1,085.5	989.5
eLコンテンツ数	74	109	159	182	217	239
eL受講者数	18,582	19,457	26,869	27,229	19,059	28,860
eL講義時間数	105	158	240	273	335.5	430
倫理研修回数	47	29	34	32	32	36
倫理研修受講者数	1,284	1,253	1,473	1,459	1,588	1,443
倫理講義時間数	235	145	170	160	160	180
年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013
研修数	301	329	514	592	647	679
受講者数	33,570	35,315	45,810	50,936	43,970	52,443
講義時間数	1,010	1,113	1,298	1,401	1,581	1,600

集合研修の分野別実施回数(2008～2009年度)

(回)

	2008	2009
その他(知財価値評価、M O T、ライセンス、審取、その他)	57	73
外国	25	30
特・実	26	22
ビジネス(知財会計、ブランド戦略、コンサルティング)	28	22
民法・民事訴訟法、ADR	20	13
著作権	1	11
商標	13	6
先端技術(バイオ、情報工学)	8	6
意匠	1	5
知的財産管理	1	4

集合研修の分野別実施回数(2010～2013年度)

(回)

	2010	2011	2012	2013
先端イノベーション	42	42	47	84
その他	32	71	79	70
民法・民事訴訟法	65	78	89	53
外国法	15	21	20	37
商標	20	28	24	37
弁理士実務全般	38	41	44	31
条約	22	25	29	30
意匠	11	10	18	29
周辺法	58	43	29	16
特許・実用新案	3	5	4	7
知財訴訟	9	8	10	7
ビジネス	6	6	5	4

資料編

eLコンテンツの分野別配信本数(2008～2009年度) (本)

	2008	2009
その他(知財価値評価、MOT、ライセンス、審取、その他)	15	27
特許・実用新案	19	26
先端技術(バイオ、情報工学)	4	13
商標	10	11
意匠	9	10
外国	6	10
ビジネス(知財会計、ブランド戦略、コンサルティング)	6	7
民法・民事訴訟法、ADR	3	3
著作権	1	1
知的財産管理	1	1

eLコンテンツの分野別配信本数(2010～2013年度) (本)

	2010	2011	2012	2013
特許・実用新案	35	39	44	49
外国法	15	14	22	38
弁理士実務全般	33	40	43	30
商標	15	21	27	25
ビジネス	13	13	16	20
先端イノベーション	15	19	19	17
周辺法	4	6	10	16
民法・民事訴訟法	0	0	2	14
知財訴訟	5	6	9	10
その他	9	8	9	10
意匠	12	12	12	7
条約	3	4	4	5

(4) 特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修

研修受講者数及び特定侵害訴訟代理業務試験の合格者数の推移 (人)

年 度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
研修受講者数	815	415	275	308	308	238	204	249	194	217
試験合格者数	613	434	246	236	287	192	171	181	136	122

(5) 実務修習

受講者数及び弁理士試験合格者数の推移 (人)

年 度	2008	2009	2010	2011	2012	2013
修習受講者数	560	814	758	723	773	779
試験合格者数	574	813	756	721	773	715

(6) 新人研修

受講者数の推移 (人)

年 度	2009	2010	2011	2012	2013
弁理士受講者数	232	305	223	221	253
弁理士登録前の受講者数	55	67	69	58	70
合 計	287	372	292	279	323

(7) 弁理士育成塾

受講者数の推移
(人)

年 度	2013	2014
H25 期生数	38	23
H26 期生数		34
合 計	38	57

(8) 知財ビジネスアカデミー

受講者数の推移
(人)

年 度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
弁理士受講者数	58	235	264	425	264	708	599	459	240
ゲスト受講者数 ^{※1}	28	96	118	33	41	176	263	187	26
合 計	86	331	382	458	305	884	862	646	266

※1 弁理士以外の一般参加の受講者数

(9) 各支部で行う研修

各支部主催の集合研修数
(回)

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013
北海道支部	0	1	3	2	2	3
東北支部	0	2	3	4	3	3
北陸支部	2	4	3	4	4	3
関東支部	10	21	51	57	60	57
東海支部	2	8	7	8	10	10
近畿支部	20	21	30	52	49	68
中国支部	1	5	5	5	5	4
四国支部	0	2	7	8	8	8
九州支部	2	4	3	2	2	3
計	37	68	112	142	143	159
全集合研修数	185	410	463	530	578	763
率	20%	17%	24%	27%	25%	21

第4編 第2章 社会貢献活動

(2) 支援事業数

年度	講師	相談員	教育機関支援	公的委員等	その他 (審査員・表彰)	支援件数全体 (件)
1999	20	85	13	0	85	203
2000	23	107	5	2	88	225
2001	61	188	13	3	82	347
2002	59	169	8	4	101	341
2003	93	214	16	3	95	421
2004	136	319	75	0	104	634
2005	209	264	61	0	85	619
2006	222	746	76	22	78	1,144
2007	301	1,157	112	32	82	1,684
2008	408	1,577	186	33	84	2,288
2009	204	2,095	192	65	81	2,637
2010	193	2,231	156	42	89	2,711
2011	139	1,877	168	36	92	2,312
2012	160	1,815	168	55	101	2,299
2013	192	907	160	31	95	1,385

※1999～2005は「知的財産支援センター年報」から算出

※2006～2008は「支部活動報告書」から算出

※2009～2013は「支部活動報告書」と「知的財産支援センター年報」から算出

(4) 特許出願等援助数の推移

年度	申請件数		援助件数	
	通常案件	復興案件	通常案件	復興案件
1999	3	—	2	—
2000	55	—	7	—
2001	41	—	4	—
2002	56	—	6	—
2003	49	—	2	—
2004	45	—	3	—
2005	49	—	2	—
2006	32	—	1	—
2007	35	—	5	—
2008	18	—	2	—
2009	28	—	3	—
2010	26	—	10	—
2011	60	—	21	—
2012	80	55	27	29
2013	73	64	23	26

※2011年度より、「実用新案」「意匠」への援助を開始(それ以前は特許のみ)

※2012年度より、「特許出願等復興支援制度」開始

(5) 常設無料特許相談件数等の推移

(件)

項目		2009	2010	2011	2012	2013(年度)
1. 常設特許相談件数		3,722	2,932	2,888	2,780	2,895
2. 法別区分	特許	1,908	1,520	1,442	1,361	1,454
	実用新案	687	479	426	410	362
	意匠	365	308	305	326	329
	商標	1,049	918	925	903	1,014
	不競法	78	54	49	49	40
	著作権	172	134	186	203	204
	その他	94	82	76	59	61
3. 相談事項	工業所有権全般	612	438	515	433	451
	手続き(出願、中間、登録、料金)	2,359	1,842	1,804	1,884	1,987
	鑑定	283	206	209	249	275
	異議申立、審判、訴訟	160	142	138	125	141
	実施化	224	224	223	272	296
	工業所有権法以外の法律	34	39	42	27	33
	その他	218	213	210	186	248
4. 支部	北海道	155	137	100	105	111
	東北	34	37	36	30	56
	北陸	15	7	49	51	66
	関東	1,969	1,491	1,473	1,454	1,409
	東海	446	317	348	349	370
	近畿	927	780	630	536	630
	中国	27	16	28	30	59
	四国	35	39	88	75	52
	九州	114	108	136	150	142
5. 媒体	タウンページ	29	13	15	19	15
	パンフレット	83	76	44	32	39
	インターネット	1,301	1,059	1,084	1,203	1,346
	新聞	22	9	15	8	4
	雑誌	32	24	16	23	10
	官公庁	515	304	305	303	216
	商工会・他団体	282	237	259	218	304
	知人	214	143	118	133	150
	その他	380	305	247	220	185

(7) パテントコンテスト、デザインパテントコンテスト

年度	部門	パテントコンテスト		デザインパテントコンテスト	
		応募	支援対象	応募	支援対象
2002	大学	44	3	—	—
	高専	19	2	—	—
	高校	22	2	—	—
	小計	85	7	—	—
2003	大学	14	3	—	—
	高専	19	4	—	—
	高校	23	4	—	—
	小計	56	11	—	—
2004	大学	9	3	—	—
	高専	19	4	—	—
	高校	61	5	—	—
	小計	89	12	—	—
2005	大学	7	3	—	—
	高専	27	4	—	—
	高校	80	5	—	—
	小計	114	12	—	—
2006	大学	13	3	—	—
	高専	73	3	—	—
	高校	148	4	—	—
	小計	234	10	—	—
2007	大学	33	3	—	—
	高専	44	6	—	—
	高校	137	6	—	—
	小計	214	15	—	—
2008	大学	64	7	18	18
	高専	30	1	0	0
	高校	154	4	1	1
	小計	248	12	19	19
2009	大学	69	6	46	12
	高専	53	4	0	0
	高校	140	6	44	15
	小計	262	16	90	27
2010	大学	60	5	11	6
	高専	70	6	8	1
	高校	203	4	94	16
	小計	333	15	113	23
2011	大学	63	5	49	10
	高専	73	5	10	1
	高校	205	11	112	18
	小計	341	21	171	29
2012	大学	98	8	50	9
	高専	99	5	8	2
	高校	231	6	194	21
	小計	428	19	252	32
2013	大学	97	11	67	19
	高専	105	8	12	2
	高校	175	8	321	12
	小計	377	27	400	33

※2002年度は「プレパテントコンテスト」

※デザインパテントコンテストは2008年度から

(9) 各支部の社会貢献活動

① 全支部の支援事業の内訳

年度	講師	相談員	教育機関支援	公的委員等	その他 (審査員・表彰)	支援件数全体 (件)
2006	222	746	76	22	47	1,113
2007	301	1,157	112	32	52	1,654
2008	425	1,635	199	33	57	2,349
2009	204	2,095	192	65	70	2,626
2010	147	2,221	154	41	75	2,638
2011	116	1,867	168	36	97	2,284
2012	147	1,813	168	55	75	2,258
2013	178	938	151	40	78	1,385

※各支部の「支部活動報告書」から算出。支部を通さずに選任された件数は不明。

② 支部別の支援件数

北海道支部

年度	講師	相談員	教育機関支援	公的委員等	その他 (審査員・表彰)	支援件数全体 (件)
2006	1	49	1	0	0	51
2007	15	53	6	0	0	74
2008	2	76	10	0	0	88
2009	0	70	14	7	1	92
2010	4	81	22	10	0	117
2011	4	97	0	4	1	106
2012	9	118	0	8	1	136
2013	1	39	0	0	1	41
合計	36	583	53	29	4	705

東北支部

年度	講師	相談員	教育機関支援	公的委員等	その他 (審査員・表彰)	支援件数全体 (件)
2006	1	10	0	0	1	12
2007	0	84	0	0	0	84
2008	86	82	1	0	11	180
2009	17	10	2	0	9	38
2010	7	15	1	1	12	36
2011	1	28	0	6	0	35
2012	2	35	0	9	0	46
2013	6	0	2	0	12	20
合計	120	264	6	16	45	451

資料編

北陸支部

年度	講師	相談員	教育機関支援	公的委員等	その他 (審査員・表彰)	支援件数全体 (件)
2006	29	273	8	0	5	315
2007	24	276	0	0	3	303
2008	38	47	3	0	0	88
2009	12	61	0	0	0	73
2010	4	4	0	0	0	8
2011	1	281	1	0	14	297
2012	0	262	3	4	14	283
2013	6	0	2	0	12	20
合計	114	1,204	17	4	48	1,387

関東支部

年度	講師	相談員	教育機関支援	公的委員等	その他 (審査員・表彰)	支援件数全体 (件)
2006	36	28	3	0	20	87
2007	72	116	5	3	21	217
2008	69	111	11	4	16	211
2009	36	81	13	20	22	172
2010	27	90	13	7	18	155
2011	17	124	14	7	16	178
2012	18	113	9	9	2	151
2013	34	137	12	16	17	216
合計	309	800	80	66	132	1,387

東海支部

年度	講師	相談員	教育機関支援	公的委員等	その他 (審査員・表彰)	支援件数全体 (件)
2006	73	20	40	13	9	155
2007	88	48	50	14	13	213
2008	66	25	69	15	11	186
2009	60	149	57	15	9	290
2010	45	30	47	14	19	155
2011	50	16	74	12	16	168
2012	49	15	72	15	15	166
2013	51	12	54	10	13	140
合計	482	315	463	108	105	1,473

近畿支部

年度	講師	相談員	教育機関支援	公的委員等	その他 (審査員・表彰)	支援件数全体 (件)
2006	18	8	21	8	0	55
2007	26	12	46	10	11	105
2008	28	61	50	10	6	155
2009	52	647	56	8	14	777
2010	39	778	58	7	9	891
2011	27	757	68	3	15	870
2012	49	580	67	6	9	711
2013	58	194	55	5	14	326
合計	297	3,037	421	57	78	3,890

中国支部

年度	講師	相談員	教育機関支援	公的委員等	その他 (審査員・表彰)	支援件数全体 (件)
2006	8	5	0	1	4	18
2007	15	80	5	2	4	106
2008	31	507	18	2	4	562
2009	8	571	23	1	4	607
2010	12	682	0	2	4	700
2011	0	373	0	1	10	384
2012	2	424	0	0	10	436
2013	1	270	0	0	0	271
合計	77	2,912	46	9	40	3,084

四国支部

年度	講師	相談員	教育機関支援	公的委員等	その他 (審査員・表彰)	支援件数全体 (件)
2006	8	0	1	0	0	9
2007	3	4	0	0	0	7
2008	17	62	13	0	0	92
2009	9	36	15	7	3	70
2010	2	33	9	0	3	47
2011	5	23	8	0	16	52
2012	5	102	16	0	12	135
2013	14	23	24	0	3	64
合計	63	283	86	7	37	476

九州支部

年度	講師	相談員	教育機関支援	公的委員等	その他 (審査員・表彰)	支援件数全体 (件)
2006	48	353	2	0	8	411
2007	58	484	0	3	0	545
2008	71	606	11	2	9	699
2009	10	470	12	7	8	507
2010	7	508	4	0	10	529
2011	11	168	3	3	9	194
2012	13	164	1	4	12	194
2013	10	232	0	0	8	250
合計	228	2,985	33	19	64	3,329

資料編

③ 年度別

2006年度

支部名	講師	相談員	教育機関支援	公的委員等	その他 (審査員・表彰)	支援件数全体 (件)
北海道支部	1	49	1	0	0	51
東北支部	1	10	0	0	1	12
北陸支部	29	273	8	0	5	315
関東支部	36	28	3	0	20	87
東海支部	73	20	40	13	9	155
近畿支部	18	8	21	8	0	55
中国支部	8	5	0	1	4	18
四国支部	8	0	1	0	0	9
九州支部	48	353	2	0	8	411
合計	222	746	76	22	47	1,113

2007年度

支部名	講師	相談員	教育機関支援	公的委員等	その他 (審査員・表彰)	支援件数全体 (件)
北海道支部	15	53	6	0	0	74
東北支部	0	84	0	0	0	84
北陸支部	24	276	0	0	3	303
関東支部	72	116	5	3	21	217
東海支部	88	48	50	14	13	213
近畿支部	26	12	46	10	11	105
中国支部	15	80	5	2	4	106
四国支部	3	4	0	0	0	7
九州支部	58	484	0	3	0	545
合計	275	1,145	66	22	41	1,549

2008年度

支部名	講師	相談員	教育機関支援	公的委員等	その他 (審査員・表彰)	支援件数全体 (件)
北海道支部	2	76	10	0	0	88
東北支部	86	82	1	0	11	180
北陸支部	38	47	3	0	0	88
関東支部	69	111	11	4	16	211
東海支部	66	25	69	15	11	186
近畿支部	28	61	50	10	6	155
中国支部	31	507	18	2	4	562
四国支部	17	62	13	0	0	92
九州支部	71	606	11	2	9	699
合計	425	1,635	199	33	57	2,349

2009年度

支部名	講師	相談員	教育機関支援	公的委員等	その他 (審査員・表彰)	支援件数全体 (件)
北海道支部	0	70	14	7	1	92
東北支部	17	10	2	0	9	38
北陸支部	12	61	0	0	0	73
関東支部	36	81	13	20	22	172
東海支部	60	149	57	15	9	290
近畿支部	52	647	56	8	14	777
中国支部	8	571	23	1	4	607
四国支部	9	36	15	7	3	70
九州支部	10	470	12	7	8	507
合計	204	2,095	192	65	70	2,626

2010年度

支部名	講師	相談員	教育機関支援	公的委員等	その他 (審査員・表彰)	支援件数全体 (件)
北海道支部	4	81	22	10	0	117
東北支部	7	15	1	1	12	36
北陸支部	4	4	0	0	0	8
関東支部	27	90	13	7	18	155
東海支部	45	30	47	14	19	155
近畿支部	39	778	58	7	9	891
中国支部	12	682	0	2	4	700
四国支部	2	33	9	0	3	47
九州支部	7	508	4	0	10	529
合計	147	2,221	154	41	75	2,638

2011年度

支部名	講師	相談員	教育機関支援	公的委員等	その他 (審査員・表彰)	支援件数全体 (件)
北海道支部	4	97	0	4	1	106
東北支部	1	28	0	6	0	35
北陸支部	1	281	1	0	14	297
関東支部	17	124	14	7	16	178
東海支部	50	16	74	12	16	168
近畿支部	27	757	68	3	15	870
中国支部	0	373	0	1	10	384
四国支部	5	23	8	0	16	52
九州支部	11	168	3	3	9	194
合計	116	1,867	168	36	97	2,284

2012年度

支部名	講師	相談員	教育機関支援	公的委員等	その他 (審査員・表彰)	支援件数全体 (件)
北海道支部	9	118	0	8	1	136
東北支部	2	35	0	9	0	46
北陸支部	0	262	3	4	14	283
関東支部	18	113	9	9	2	151
東海支部	49	15	72	15	15	166
近畿支部	49	580	67	6	9	711
中国支部	2	424	0	0	10	436
四国支部	5	102	16	0	12	135
九州支部	13	164	1	4	12	194
合計	147	1,813	168	55	75	2,258

2013年度

支部名	講師	相談員	教育機関支援	公的委員等	その他 (審査員・表彰)	支援件数全体 (件)
北海道支部	1	39	0	0	1	41
東北支部	3	31	4	9	10	57
北陸支部	6	0	2	0	12	20
関東支部	34	137	12	16	17	216
東海支部	51	12	54	10	13	140
近畿支部	58	194	55	5	14	326
中国支部	1	270	0	0	0	271
四国支部	14	23	24	0	3	64
九州支部	10	232	0	0	8	250
合計	178	938	151	40	78	1,385

第4編 第6章 国際活動

外国との交流記録

平成18(2006)年度から平成25(2013)年度における交流の記録

年度	日付	会合名	開催地	交流先
2008	2008.4.17	JPAA-AIPLA Meeting	東京	AIPLA(米国知的財産権法協会)
2008	2008.5.15	日独弁理士交流会	東京	PAK(ドイツ弁理士会)
2008	2008.7.21-7.25	Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications(第19回SCT)への代表派遣	スイス	WIPO(世界知的所有権機関)
2008	2008.10.17	英國商標代理人協会(ITMA)セミナー	東京	ITMA(英國商標代理人協会)
2008	2008.10.21-10.22	JPAA-AIPLA Pre-Meeting(AIPLA Annual Meeting)	米国	AIPLA
2008	2008.10.28-10.29	International Conference on Design-Driven Innovation: New Challenges to Intellectual Property Protectionへの代表派遣	スイス	WIPO
2008	2008.10.30-11.2	中華商標協会年次大会への代表派遣	中国	CTA(中華商標協会)
2008	2008.11.14-11.15	日韓弁理士交流会	韓国	KPAA(韓国弁理士会)
2008	2008.11.20-11.21	日中弁理士交流会	東京	ACPAA(全国中華専利代理人協会)
2008	2008.11.24-11.28	Working Group on the Legal Development of the Madrid System for the International Registration of Marks(第16回)への代表派遣	スイス	WIPO
2008	2008.12.1-12.5	Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications(第20回SCT)への代表派遣	スイス	WIPO
2008	2008.12.2	日英弁理士交流会	東京	CIPA(英國公認特許代理人協会)
2008	2008.12.5	FICPI Japan Symposium	東京	FICPI(国際弁理士連盟)
2008	2009.1.27-1.28	JPAA/AIPLA Pre-Meeting(AIPLA Mid Winter Institute)	米国	AIPLA
2008	2009.3.2-3.3	JPAA「アジアIP実務者セミナー」	マレーシア	アジア各国
2009	2009.4.21	JPAA/AIPLA Joint Meeting in Tokyo	東京	AIPLA
2009	2009.6.3-6.4	日独弁理士交流会	東京	PAK
2009	2009.6.22-6.26	Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications(第21回SCT)への代表派遣	スイス	WIPO
2009	2009.6.28-6.29	Working Group on the Review of Rule 3(4) to (6) of the Regulations Under the Singapore Treaty on the law of Trademarks(第1回)への代表派遣	スイス	WIPO
2009	2009.7.7-7.10	Working Group on the Legal Development of the Madrid System for the International Registration of Marks(第7回)への代表派遣	スイス	WIPO
2009	2009.7.13-7.14	Conference on Intellectual Property and Public Policy Issuesへの代表派遣	スイス	WIPO
2009	2009.10.13-10.14	JPAA/AIPLA Pre-Meeting(AIPLA Annual Meeting)	米国	AIPLA
2009	2009.11.9	中華商標協会年次大会への代表派遣	中国	CTA
2009	2009.11.23-11.26	Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications(第22回SCT)への代表派遣	スイス	WIPO
2009	2009.12.11-12.12	日中弁理士交流会	中国	ACPAA

年度	日付	会合名	開催地	交流先
2009	2010.1.14	日韓弁理士交流会	東京	KPAA
2009	2010.1.25-1.29	Standing Committee on the Law of Patent(第14回SCP)への代表派遣	スイス	WIPO
2009	2010.1.26-1.27	JPAA/AIPLA Pre-Meeting(AIPLA Mid Winter Institute)	米国	AIPLA
2009	2010.3.25-3.26	中華商標協会との交流会	東京	CTA
2010	2010.4.20	JPAA/AIPLA Meeting	東京	AIPLA
2010	2010.5.22-5.26	INTA年次大会への代表派遣	米国	INTA(国際商標協会)
2010	2010.5.27	WIPO副事務局長との意見交換会	東京	WIPO
2010	2010.6.14-6.18	Patent Cooperation Treaty(PCT)Working Group(第3回)への代表派遣	スイス	WIPO
2010	2010.6.17-6.18	AIPLA/FICPI COLLOQUIUM	英国	AIPLA
2010	2010.6.30-7.2	Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications(第23回SCT)への代表派遣	スイス	WIPO
2010	2010.7.5-7.9	Working Group on the Legal Development of the Madrid System for the International Registration of Marks(第8回)への代表派遣	スイス	WIPO
2010	2010.8.31-9.4	中華商標協会年次大会への代表派遣	中国	CTA
2010	2010.9.15-9.17	日中弁理士交流会	札幌	ACPAA
2010	2010.9.22	インド特許意匠商標総局によるセミナー	東京	インド特許意匠商標総局 特許審査官局長補
2010	2010.9.28	日英弁理士交流会	英国	CIPA
2010	2010.9.27-9.28	欧州訪問(日英弁理士交流会)	英国	CIPA/ITMA
2010	2010.9.30	欧州訪問(日独弁理士交流会)	ドイツ	PAK
2010	2010.10.4	欧州訪問(日仏弁理士交流会)	フランス	CNCPI(フランス弁理士会)
2010	2010.10.11-10.15	Standing Committee on the Law of Patents(第15回SCP)への代表派遣	スイス	WIPO
2010	2010.10.14	JPAA-FICPI Meeting	東京	FICPI(国際弁理士連盟)
2010	2010.10.17-10.20	JPAA/AIPLA Pre-Meeting(AIPLA Annual Meeting)	米国	AIPLA
2010	2010.10.18	EPO審査官との意見交換会	東京	EPO
2010	2010.11.1-11.4	Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications(第24回SCT)への代表派遣	スイス	WIPO
2010	2010.11.18	EPO審判官との会合	東京	EPO
2010	2010.11.18	EPO審判官との意見交換会	東京	EPO
2010	2010.11.26	日韓弁理士交流会	韓国	KPAA
2010	2010.12.15	JPAA/AIPLA Meeting オープンセミナー	米国	AIPLA
2010	2011.2.1-2.2	JPAA/AIPLA Pre-Meeting(AIPLA Mid Winter Institute)	東京	AIPLA
2010	2011.2.1-2.4	世界模倣品・海賊版撲滅会合への代表派遣	フランス	WCO/WIPO/Interpol
2010	2011.2.25	英国知財庁長官との意見交換会	東京	英国知財庁
2010	2011.2.28-3.1	JPAA「アジアIP実務者セミナー」	フィリピン	アジア各国
2010	2011.3.28-4.1	Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications(第25回SCT)への代表派遣	スイス	WIPO
2010	2011.3.30	Seminar on the Hague System for the International Registration of Industrial Designs	スイス	WIPO
2011	2011.5.16-5.20	Standing Committee on the Law of Patent(第16回SCP)への代表派遣	スイス	WIPO

資料編

年度	日付	会合名	開催地	交流先
2011	2011.6.6-6.10	Patent Cooperation Treaty(PCT) Working Group(第4回)への代表派遣	スイス	WIPO
2011	2011.6.21	WCOによる「IPMシステム」セミナー	東京	WCO(世界税関機構)
2011	2011.7.4-7.8	Working Group on the Legal Development of the Madrid System for the International Registration of Marks(第9回)への代表派遣	スイス	WIPO
2011	2011.9.5-9.8	中華商標協会年次大会への代表派遣	中国	CTA
2011	2011.9.6	JPAA/AIPLA Meeting	東京	AIPLA
2011	2011.10.20	INTA 代表団との意見交換会	東京	INTA(国際商標協会)
2011	2011.10.21	EPO Directorによるセミナー	東京	EPO
2011	2011.10.24-10.28	Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications(第26回 SCT)への代表派遣	スイス	WIPO
2011	2011.10.28	USPTOとの会合	東京	USPTO
2011	2011.11.7	OHIM 意匠委員長らによるセミナー	東京	OHIM(欧州共同体商標意匠庁)
2011	2011.11.28	FICPI セミナー	東京	FICPI(国際弁理士連盟)
2011	2011.12.2	日中弁理士交流会	中国	ACPAA
2011	2011.12.5-12.9	Standing Committee on the Law of Patents(第17回 SCP)への代表派遣	スイス	WIPO
2011	2011.12.16	日韓弁理士交流会	東京	KPAA
2011	2012.1.22-1.23	JPAA/AIPLA Pre-Meeting(AIPLA Mid Winter Institute)	米国	AIPLA
2012	2012.4.17-4.20	JPAA/AIPLA Meeting	東京	AIPLA
2012	2012.5.21-5.25	Standing Committee on the Law of Patents(第18回 SCP)への代表派遣	スイス	WIPO
2012	2012.5.29-6.1	Patent Cooperation Treaty(PCT) Working Group(第5回)への代表派遣	スイス	WIPO
2012	2012.7.2-7.6	Working Group on the Legal Development of the Madrid System for the International Registration of Marks(第10回)への代表派遣	スイス	WIPO
2012	2012.9.2-9.6	中華商標協会年次大会への代表派遣	中国	CTA
2012	2012.9.17	日韓弁理士交流会	韓国	KPAA
2012	2012.9.18-9.21	Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications(第27回 SCT)への代表派遣	スイス	WIPO
2012	2012.10.25-10.27	JPAA/AIPLA Pre-Meeting(AIPLA Annual Meeting)	米国	AIPLA
2012	2012.11.5	日英弁理士交流会	英国	CIPA
2012	2012.11.10-11.14	Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications(第28回 SCT)への代表派遣	スイス	WIPO
2012	2013.1.29-1.30	JPAA/AIPLA Pre-Meeting(AIPLA Mid Winter Institute)	米国	AIPLA
2012	2013.2.25-2.28	Standing Committee on the Law of Patents(第19回 SCP)への代表派遣	スイス	WIPO
2012	2013.3.4-3.5	JPAA「アジアIP実務者セミナー」	タイ	アジア各国
2013	2013.4.9	JPAA/AIPLA Meeting	東京	AIPLA
2013	2013.5.21-5.24	Patent Cooperation Treaty(PCT) Working Group(第6回)への代表派遣	スイス	WIPO
2013	2013.5.27-5.31	Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications(第29回 SCT)への代表派遣	スイス	WIPO

年度	日付	会合名	開催地	交流先
2013	2013.6.13-6.17	中華商標協会年次大会への代表派遣	中国	CTA
2013	2013.7.5	日韓弁理士交流会	東京	KPAA
2013	2013.8.30	欧州訪問(EPO 訪問)	フランス	EPO
2013	2013.8.30	欧州訪問(日独弁理士交流会)	ドイツ	PAK
2013	2013.8.30	欧州訪問(epi との交流会)	ドイツ	epi(欧州弁理士会)
2013	2013.9.1-9.2	欧州訪問(日英弁理士交流会)	英国	CIPA/ITMA
2013	2013.10.22-10.23	JPAA/AIPLA Pre-Meeting(AIPLA Annual Meeting)	米国	AIPLA
2013	2013.10.28-10.30	Working Group on the Legal Development of the Hague System for the International Registration of Industrial Designs(第3回)への代表派遣	スイス	WIPO
2013	2013.10.29	日独弁理士交流会	東京	PAK
2013	2013.10.30-11.1	Working Group on the Legal Development of the Madrid System for the International Registration of Marks(第11回)への代表派遣	スイス	WIPO
2013	2013.11.4-11.8	Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications(第30回 SCT)への代表派遣	スイス	WIPO
2013	2013.11.19	日仏弁理士交流会	東京	CNCPI
2013	2014.1.27-1.31	Standing Committee on the Law of Patents(第20回 SCP)への代表派遣	スイス	WIPO
2013	2014.1.28-1.29	JPAA/AIPLA Pre-Meeting(AIPLA Mid Winter Institute)	米国	AIPLA
2013	2014.3.17-3.21	Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications(第31回 SCT)への代表派遣	スイス	WIPO

第4編 第7章 広報活動

(2) 各種メディアへの対応

① 記者会見・記者説明会の開催一覧(1991年度～2013年度)

	開催日	テー マ
1	1992.3.10	4月1日施行のサービスマーク登録制度について
2	1992.4.22	日米特許訴訟の問題点について
3	1992.5.25	1. 特許・実用新案の改正 2. サービスマーク登録出願の現状(実態) 3. 知的所有権と教育の現状
4	1992.6.26	弁理士制度について
5	1992.7.30	日本における知的財産権についての教育の現状について
6	1992.9.24	ソフトウェアの保護について
7	1992.11.13	ソフトウェアの保護について(その2)具体的な事例を中心に
8	1992.12.14	知的所有権制度の国際的動向(ハーモナイゼーションについて)
9	1993.2.16	知的所有権制度の国際的動向(ハーモナイゼーションについて)
10	1993.3.16	1. 商標出願の国際的ハーモナイゼーションについて 2. 中高生向けの啓蒙ビデオについて
11	1993.6.17	特許法、実用新案法等の改正について
12	1993.7.13	オンライン V2 サービスについて
13	1993.9.21	アジア諸国における工業所有権事情について
14	1993.10.19	日米間の工業所有権事情について
15	1993.11.18	改正不正競争防止法について
16	1994.3.15	日米特許庁長官の合意をめぐる最近の日米特許法改正の動きについて
17	1994.7.6	米国の先願主義移行拒否後の日米間の知的所有権問題とその動向

資料編

	開催日	テ　ー　マ
18	1994.9.7	アジアの知的所有権事情とその動向
19	1994.10.11	マルチメディアと知的所有権の今度の動向
20	1994.10.26	知的所有権の概要
21	1994.11.15	商標法改正の動向
22	1994.11.22	事例にみる知的所有権
23	1994.12.7	特許法等の改正について
24	1995.2.8	並行輸入と知的所有権(特許権を主として)
25	1995.3.15	近頃はやりの民間ベースによる知的所有権登録　－発明家の保護について問う！－
26	1995.4.11	知的所有権とその保護対象
27	1995.5.16	東京高裁判決後の並行輸入と知的所有権
28	1995.6.20	特許法等の改正について
29	1995.7.12	商標法の改正について
30	1995.9.13	アジアにおける関西特許情報センター(仮称)の役割
31	1995.10.17	知的所有権制度の概要について
32	1995.11.21	「商標」の選択と、市場での「使用」における留意点
33	1995.12.11	「知的所有権(著作権)登録」商法の実態並びにその対策
34	1996.2.14	知的所有権の国際化と弁理士会
35	1996.3.21	ソフトウェアは特許で保護できるか
36	1996.4.23	ソフトウェア関連発明に基づいて、融資や投資を行う場合の注意事項
37	1996.5.17	商標法改正の概要
38	1996.7.9	実例を通してみる改正不正競争防止法について
39	1996.9.10	新しい審査運用指針(草案)の概要(特にバイオ、ソフト分野)とこれが社会、経済に与える影響
40	1996.10.15	最近話題の特許について(電子マネー、臍帯血)
41	1996.11.20	知的所有権をめぐる最近の海外情勢及び弁理士会の海外協力について
42	1997.1.23	新聞記事の実例に基づく基礎知識の勉強会
43	1997.3.12	インターネットと知的財産権問題
44	1997.4.22	製品のリサイクルと知的所有権
45	1997.5.20	職務発明制度と企業における技術者の発明意欲増進のための諸施策について
46	1997.7.1	PCT(特許協力条約)に基づく国際出願の最近の動向について
47	1997.9.17	知的所有権関連訴訟の権利保護範囲と保護法律について
48	1997.10.27	日米における商標の保護対象(立体、音響、匂い)
49	1997.11.29	「知的所有権(著作権)登録」錯覚商法の実態並びにその対策
50	1997.12.8	(近畿)たまごっちを事例とする知的所有権に基づく権利行使について
51	1998.2.4	これからの弁理士
52	1998.2.23	(名古屋)たまごっち事件を含む知的所有権の保護の動向及び「知的所有権(著作権)登録」錯覚商法
53	1998.3.11	アジア(特にインドネシア)におけるに最近の知的所有権事情
54	1998.4.21	平成10年度の弁理士会の課題と基本方針
55	1998.7.30	工業所有権仲裁センターの現状と展望について
56	1998.9.21	商標と商号
57	1998.12.4	意匠法改正について
58	1998.12.8	中堅企業と特許
59	1998.12.16	変わりゆく日本の知的財産権社会
60	1999.2.19	「知的所有権(著作権)登録」錯覚商法について～著作権はどこまで及ぶか～
61	1999.2.25	弁理士制度100周年記念事業について
62	1999.3.24	弁理士制度100周年記念事業について
63	1999.4.21	平成11年度の弁理士会の課題と基本方針
64	1999.7.21	弁理士会知的財産支援センターの目的と事業
65	1999.9.29	工業所有権仲裁センターの特徴と現状

	開催日	テ　ー　マ
66	1999.11.29	特許権と著作権
67	2000.1.26	TLO を持たない大学に対する支援活動の試み　－北陸先端科学技術大学院大学の場合
68	2000.2.16	大学に対する支援活動の試み－慶應義塾大学の場合
69	2000.2.18	ビジネスモデル特許
70	2000.3.15	マドリッド協定議定書に関する商標法改正
71	2000.4.20	平成12年度の弁理士会の課題と基本方針
72	2000.6.21	「弁理士の日」記念事業について
73	2000.9.20	民間業者告発について
74	2000.12.5	時代に遅れるな地場ベンチャー企業(名古屋にて開催)
75	2001.2.7	日本弁理士会と島根県との知的財産権の活用による産業振興施策への支援に関する協定締結
76	2001.3.21	生物関連発明の審査運用等について、対外比較を含めた問題点の検討
77	2001.4.12	平成13年度の日本弁理士会の課題と基本方針
78	2001.7.2	日本知的財産仲裁センターの新たな拠点。日本弁理士会知的財産支援センター
79	2001.9.12	TLO の現状～現場からの報告～
80	2001.10.17	職務発明－特許の対価は誰のもの？－
81	2001.12.5	「緊急時」の医薬提供と特許の関わり合いについて
82	2001.12.21	「知的所有権(著作権)登録」商標を巡る民事訴訟の判決
83	2002.1.23	「Polo」の商標に対する東京高等裁判所の判決について
84	2002.2.20	マンガ・キャラクターと著作権の問題について
85	2002.3.4	大学との共催による弁理士先端科学技術研修
86	2002.4.10	平成14年度日本弁理士会の課題と基本方針。中国の知的財産権事情、特に模倣品の問題について
87	2002.5.15	「知的所有権(著作権)登録」商法を巡る民事訴訟の判決
88	2002.6.12	家庭用テレビゲーム機用中古ソフトウェアの譲渡が著作権侵害に当らないとされた事例について
89	2002.7.10	技術立国を支える研究者の育成という観点からする職務発明の今後の動向について
90	2002.7.24	知的財産価値評価の現状とその必要性について～発明の価値、特許の価値、企業の価値が問われる21世紀～
91	2002.9.3	日本弁理士会「知的財産制度改革推進会議」の立ち上げ
92	2002.11.21	中華商標協会と「模造品防止活動協力」で初の覚書締結
93	2002.12.12	知的財産権制度説明会(大阪にて開催)
94	2002.12.16	ヨーロッパにおける新たな意匠制度について
95	2003.1.16	大学支援のための日本弁理士会の取組
96	2003.1.22	東大先端研との弁理士先端科学技術研修
97	2003.2.13	間接侵害規定の緩和について
98	2003.2.19	最近の知的財産権の動向について(名古屋にて開催)
99	2003.4.7	1. 平成15度日本弁理士会の課題と基本方針 2. 中国の知的財産権事情、特に模造品の問題
100	2003.6.16	弁理士業務について
101	2003.7.28	国際出願(特許・商標)について
102	2003.9.11	1. 特許のいのち明細書について 2. 「阪神優勝」にみる商標登録とは？
103	2003.10.27	平成15年度日本弁理士会の成果と取組み～知的財産立国実現に向けた弁理士の活動～
104	2003.10.30	バイオサポーターズ3会協議会の設置について(大阪にて開催)
105	2003.12.8	知的財産関連の悪質商法について
106	2004.2.4	職務発明制度のあり方について
107	2004.2.16	大学支援のための日本弁理士会の取組み
108	2004.3.17	ビジネスモデル特許についての提言
109	2004.4.7	1. 平成16年度日本弁理士会の課題と基本方針 2. 不正(コピー)商品に対する水際対策について
110	2004.5.24	シンポジウムにまつわる契約事例の考察
111	2004.7.16	知的財産関連改正法の説明会
112	2004.8.31	知的財産支援センターがお役に立ちます

資料編

	開催日	テ　　マ
I13	2004.11.15	産業財産権の勉強会　・特許法のABC　・意匠法のABC　・商標法のABC
I14	2004.12.1	知的財産の信託について
I15	2004.12.14	I. 工業所有権の審査・登録の民間開放について 2. 知的財産タウンミーティングの開催について
I16	2005.1.12	年頭所感 - 平成16年の日本弁理士会の活動成果、および平成17年に向けた取組みについて
I17	2005.1.26	中国、東南アジアにおける模倣品問題について
I18	2005.2.23	青色LEDの職務発明訴訟の和解について
I19	2005.3.11	特許制度の基礎知識について
I20	2005.4.6	日本弁理士会の新年度の課題と取り組みについて
I21	2005.6.23	日本弁理士会と日本公認会計士協会との知的財産関連分野での協力関係について
I22	2005.9.20	弁理士知財支援ネットの創設について
I23	2005.10.18	新たな特許の有効性判断の規定(特許法第104条の3)について
I24	2005.11.1	商標・不正競争防止制度の勉強会
I25	2005.12.7	リサイクル品と特許権侵害について(裁判例を基に説明)
I26	2005.12.14	特許・実用新案制度
I27	2006.1.23	平成17年度日本弁理士会の活動状況報告
I28	2006.3.8	意匠・著作権制度
I29	2006.4.5	日本弁理士会の新年度の課題と取組みについて
I30	2006.4.17	東京理科大学知的財産専門職大学院(MIP)と日本弁理士会(JPAA)が共同研究を開始
I31	2006.6.22	「知財推進計画2006」と日本弁理士会の施策
I32	2006.6.27	弁理士の懲戒処分について
I33	2006.8.8	30分でわかる平成18年法改正概要
I34	2006.11.10	商標に関する最近の動向について
I35	2007.1.11	会長年頭挨拶および特許権侵害訴訟における損害賠償の現状について
I36	2007.3.1	比較広告に関する判決について
I37	2007.3.22	東京理科大学知的財産専門職大学院との共同研究の報告
I38	2007.4.17	日本弁理士会の新年度の課題と取組みについて
I39	2007.6.26	I. 弁理士法改正とその影響 2. 弁理士の日記念シンポジウム、中央知的財産研究所の発表会等の告知
I40	2007.10.2	I. IT分野における最新の著作権問題(裁判例) 2. 平成19年度「鳥取県弁理士定着促進事業」
I41	2008.1.9	会長年頭挨拶および特許権の消尽について(キヤノン再生品最高裁判決を踏まえて)
I42	2008.3.25	東京大学と日本弁理士会がコンサルティング弁理士育成プログラム共同研究に着手
I43	2008.6.25	I. 立体商標制度について(コカ・コーラ瓶判決を踏まえて) 2. 「弁理士の日」記念事業について
I44	2008.11.14	日本弁理士会の知的財産支援活動について
I45	2008.12.25	音、動き、匂い等の新タイプの商標の保護について
I46	2009.1.19	日本弁理士会会長の年頭挨拶及び農林水産分野での支援について
I47	2009.2.24	弁理士に関する研修制度及びインターーン制度について
I48	2009.4.14	会長の就任挨拶及び模倣品問題への対応について
I49	2009.6.22	弁理士の日記念事業、日本弁理士会事業計画と知的財産推進計画2009について
I50	2009.7.27	パテントコンテスト及びデザインパテントコンテストについて
I51	2009.10.13	ハローワーク求職者のための起業支援セミナーについて
I52	2010.1.18	I. 会長の年頭挨拶 2. 中国における最新知財事情について 3. 会設事務所の設置について
I53	2010.3.10	知的財産の証券化等について
I54	2010.3.29	特許、意匠、商標及び各制度に関わる各種トピックス
I55	2010.4.12	平成22年度日本弁理士会執行役員会活動方針等について
I56	2010.6.17	歴史上の人物名等の商標登録について
I57	2010.8.5	特許侵害訴訟と特許無効主張の関係(諸外国の制度比較)
I58	2010.9.17	日本における著作権の権利を制限する一般規定(いわゆるフェアユース)の導入(関東支部と共に)
I59	2010.10.15	特許出願件数激減についてー会長からの緊急提言。「意匠の底力キャンペーン」について

	開催日	テ　ー　マ
I60	2010.11.19	ドバイ税関長セミナー(後援:外務省、CIPIC)報告と税関取締での弁理士の役割
I61	2010.12.20	I. 最近の商標事情(ヤクルト立体商標判決等を踏まえて) 2. 「意匠の底力キャンペーン」について(選考結果報告) 3. 特許等出願件数激減に対する緊急対応策を講じることに関する総会決議について
I62	2011.1.11	日本弁理士会会长の年頭挨拶及び先進医療研究現場の知財戦略の課題と知財支援について
I63	2011.1.27	著作権侵害におけるキャラクター等著作物の「似ている/似ていない」について
I64	2011.3.4	写真の著作権について(関東支部と共に)
I65	2011.4.14	日本弁理士会会长の就任挨拶
I66	2011.6.24	医薬品特許の存続期間延長登録出願について
I67	2011.8.5	香水瓶事件に見る立体商標の判決について
I68	2011.8.23	著作権侵害の判断手法と文書の著作権について(関東支部と共に)
I69	2011.8.31	平成23年度特許法等改正について
I70	2011.10.14	米国特許法改正について
I71	2011.11.25	ACTA(偽造品の取引の防止に関する協定(仮称))について
I72	2011.12.20	日本弁理士会の中小企業支援策について
I73	2012.1.30	日本弁理士会会长の年頭挨拶、直近の活動報告
I74	2012.2.16	医薬品特許の保護範囲(2/6 知財高裁大合議判決全文公開を受けて)。「欧米の製薬メーカーとの関係」、「ジェネリック医薬品への影響」(TV会議を利用し支部での放映あり)
I75	2012.2.23	「ゆるキャラ」の法的処理について
I76	2012.4.27	I. 平成24年度日本弁理士会活動方針 2. パイオニア発明における日米欧での審査・権利範囲の違い (TV会議を利用し支部での放映あり)
I77	2012.5.30	東日本大震災復興支援について
I78	2012.8.31	平成24年著作権法改正について 一日の生活で新たに著作権違反となること、ならないことー
I79	2012.12.12	再生医療の展望について ~中山教授のノーベル賞受賞を祝して~
I80	2013.1.25	日本弁理士会会长の年頭挨拶、直近の活動報告
I81	2013.4.12	日本弁理士会会长の就任挨拶
I82	2013.8.2	アップル vs サムスン 知的財産紛争の現状について
I83	2013.10.30	知的財産権でロゴマーク・キャッチフレーズ・産地表示をどこまで保護できるのか
I84	2014.1.24	I. 日本弁理士会会长の年頭挨拶 2. 日本弁理士会と愛Bリーグ本部等が共同で機構創設(ご当地グルメに関わる地域ブランドの模倣品対策と消費者保護)
I85	2014.4.21	(一社)中小企業診断協会と協定締結
I86	2014.6.5	ワールドカップと便乗商法

② 取材・原稿執筆依頼(2008年度～2013年度)

	日付	掲載紙	内 容
1	2008.11.7	月刊 食品包装	立体商標制度の最前線(飲料容器を中心とする事例)について
2	2008.12.25	日本経済新聞社 夕刊「キャリアアップ自分に投資！」	弁理士の資格紹介
3	2009.4.23	日本経済新聞社	会長就任の抱負等について
4	2009.6.9	全国配信	知的財産高裁について
5	2009.10.11	日刊工業新聞社	読書に対する姿勢、好きな本等について。人生でどんな感銘を受けたかを語っていただくコーナーの取材
6	2009.11.12	月刊 ZAITEN	弁理士を取り巻く昨今の状況/弁理士が抱えている問題/日本弁理士会として/今後の弁理士界の在り方
7	2009.11.16	月刊 広報会議 1月号	中国に進出する日本企業が知財の面で注意すべき点(特に商標について)
8	2010.2.23	月刊 ニュートップリーダー 4月号	平成生まれのロングセラーに見る不況に勝ち残る法則
9	2010.3.4	フジサンケイビジネスアイ	発明の日特集

資料編

日付	掲載紙	内容
10 2010.3.8	日刊工業新聞社	日刊工業新聞企画「発明の日」会長インタビュー
11 2010.3.18	第一法規(株)HP「マンスリーインタビュー」	日本弁理士会の使命・役割について／近年の課題や重点施策について／筒井会長が弁理士を志したきっかけ
12 2010.3.18	日経産業新聞	日経産業新聞企画「発明の日」会長インタビュー
13 2010.4.2	日本経済新聞	中小企業の特許取得を支援する出願費用の減免策などを審議しているが、この点について、日本弁理士会で新たに始める取り組み等について
14 2010.4.16	時事通信社	「金融財政ビジネス」の連続インタビュー取材
15 2010.4.28	日本経済新聞	特許の進歩性の判断について
16 2010.5.20	織研新聞	商標法の改正について
17 2010.7.16	時事通信	金融財政ビジネスのコラム記事執筆
18 2010.8.19	さびあ編集部	弁理士について
19 2010.8.25	(株)財界通信	日本の弁理士制度等について
20 2010.10.18	NHK	出願件数減少について
21 2010.11.1	日本農業新聞	知的財産権制度及び弁理士について
22 2010.11.30	織研新聞	意匠権制度について
23 2010.12.2	朝日新聞	特許法の改正について
24 2010.12.22	織研新聞	リメイク品が商標権侵害になるケースについて
25 2010.12.24	日本経済新聞「日経ビジネス」	知財立国の“危機”から一刻も早く脱する方策について
26 2010.12.27	日刊工業新聞	近年、企業の特許申請が減少していることについて
27 2011.2.8	プレジデント社	なぜ弁理士を目指したのか等
28 2011.2.8	日本経済新聞	日本の国際競争力を高める知的財産の戦略的活用について(ジャーナリストとの対談)
29 2011.2.18	日本経済新聞	非弁活動について
30 2011.3.9	日刊工業新聞	日刊工業新聞企画「発明の日」会長インタビュー
31 2011.3.23	日経産業新聞	日経産業新聞企画「発明の日」会長インタビュー
32 2011.4.16	Law&Technolgy	対談
33 2011.9.8	東京大学新聞	理系が誇れる資格について
34 2011.9.21	日刊工業新聞	平成23年度特許法等改正について
35 2011.9.28	-	模倣品問題と特許出願における国際条約(主にパリ条約とPCT)の問題点の関係
36 2011.10.11	経済界	知財競争に勝つ
37 2011.10.20	-	米国特許法改正について
38 2011.10.24	読売新聞	米国特許法改正について
39 2011.10.25	朝日中学生ウィークリー	「ジョブなう」(弁理士の仕事紹介)
40 2011.11.14	-	ポップカルチャー業界における知財人材の現状と可能性
41 2011.12.15	企業と知的財産	日本弁理士会の特許相談について
42 2011.12.20	-	TPP・模倣品対策について
43 2011.12.20	Law&Technolgy	「日米知財裁判カンファレンス」分科会のもよう(執筆)
44 2012.2.7	日刊工業新聞	中小企業の特許戦略について
45 2012.2.9	-	弁理士の仕事、弁理士を目指したきっかけ
46 2012.4.18	日経産業新聞	発明の日を迎えるにあたってのメッセージ(執筆)
47 2012.5.29	TV東京「ワールド・ビジネス・サテライト」	音の商標について
48 2012.6.18	日経ビジネス	企業の技術流出について
49 2012.7.27	リクルートむく「稼げる資格」	弁理士資格について
50 2012.11.1	特許庁 HP	模倣品・海賊版撲滅キャンペーン
51 2012.11.16	-	ビジネスモデル特許について。最近の知財トピックス
52 2012.11.20	織研新聞	不正競争防止法に関する判例の解釈について
53 2012.12.12	知財プリズム	平成25年年頭所感(執筆)

日付	掲載紙	内容
54 2012.12.18	-	主に中国に関する、特許・実用新案の実情と日本企業との関係
55 2013.1.16	日本経済新聞	新商標に関する実情
56 2013.3.15	日刊工業新聞	平成25年度発明の日企画インタビュー
57 2013.3.15	-	米国の医薬品に関する特許制度について。パテントリンクageについて
58 2013.3.22	日経産業新聞	平成25年度発明の日企画インタビュー
59 2013.4.18	フジサンケイビジネスアイ	発明の日を迎えるにあたってのメッセージ(執筆)
60 2013.4.22	日本テレビ「おは4」	命名権ビジネスについて
61 2013.5.7	発明 KAWARA 版	日本弁理士会会長メッセージ(執筆)
62 2013.5.28 ~ 7.30	織研新聞	【連載企画】FB 連続小講座「当世知財事情」(執筆)
63 2013.5.29	織研新聞	新商標について
64 2013.6.10	TV 朝日「モーニングバード」「スーパーJチャンネル」	「丸亀」を巡る商標について
65 2013.6.12	東京新聞(時事通信社)	職務発明制度について
66 2013.6.18	共同通信社	アップル・サムスンの訴訟について
67 2013.6.24	早稲田大学生	弁理士の仕事について
68 2013.9.18	Y-SAPIX Journal	弁理士の仕事について
69 2013.11.29	織研新聞	中国の改正商標法について
70 2014.1.14	毎日新聞	ご当地キャラの商標について(電話取材)
71 2014.1.15	知財ぶりずむ	年頭所感(執筆)
72 2014.1.15	産学官連携ジャーナル	日本弁理士会と自治体の連携による知財活用等の促進(執筆)
73 2014.1.29	日本経済新聞	アミカス・ブリーフについて
74 2014.1.31	朝日新聞	STAP 細胞について(電話取材)
75 2014.2.3	日経ビジネス	STAP 細胞について(電話取材)
76 2014.2.17	読売新聞	ご当地グルメについて(電話取材)

第4編 第8章 品位保持の取り組み

(2)-(4) 苦情相談申立て、紛議調停請求及び処分請求等の件数の推移

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
苦情相談窓口申立者数	16	15	30	29	25	26	23	16	10	21
紛議調停請求件数	1	1	3	2	1	0	2	1	1	1
被処分請求者数	28	26	7	10	8	14	4	9	16	8

第4編 第10章 講演会、セミナー等の過去の開催記録

2014.10.1

開催日	テ　ー　マ	場　所
1 1928.12.1	御大典記念特許発明大講演会	東京神田駿河台の明治大学講堂
2 1941.4.24	講演会 ※弁理士制度百年史 74 頁	小石川高等女学校
3 1954.2.5	発明と特許の講演会(戦後初)(森田勇治群馬大学工学部長、丹羽保次郎東京電機大学学長、大野晋特許庁審査第二部長) ※弁理士制度百年史 88 頁	群馬県桐生市の桐生商工会議所
4 1954.11.13	発明と特許の講演会(上野幸七特許庁長官、武井慶大教授、海老原工大教授)	新潟市商工会議所
5 1957.10.16	発明と産業に関する講演会(井上尚一特許庁長官、桜田一郎京大教授、武田長兵衛武田薬品工業(株)社長)	大阪市
6 1959.10.22	講演会(井上尚一特許庁長官)	長野市
7 1960.4.22	講演と映画の会(共催)	不明
8 1961.11.4	講演会	甲府市
9 1962.9.10	講演会(共催)	不明
10 1963.4.18	「発明の日」記念「講演と映画の集い」	不明
11 1964.4.17	講演と映画の集い(共催)	不明
12 1966.11.25	講演会	長野県松本市
13 1974.8.23	弁理士制度 75 周年記念講演会	大阪科学技術センター
14 1979.10.5	弁理士制度 80 周年記念講演会(牧野昇、佐橋滋)	大阪
15 1987.11.7	シンポジウム「知価革命の戦いを生きる」(堺屋太一)	東京
16 1988.11.5	シンポジウム「摩擦の時代と知的所有権」(田畠彦右衛門、嶋本久壽彌太)	東京
17 1989.10.12	弁理士制度 90 周年記念講演会(藤本義一、牧野昇)	大阪
18 1989.11.20	シンポジウム「知的所有権の時代(世界経済を生き抜くために)(ケント・ギルバート、嶋本久壽彌太)	東京
19 1991.2.6	講演会「アイデアをもとめて」(ビル・トッテン、嶋本久壽彌太)	東京
20 1991.2.-	全国各地で諸団体が開催したサービスマークに関する説明会に講師として弁理士を多数派遣	
21 1992.3.25	21世紀東京新聞フォーラムの記念シンポジウム(共催)	東京
22 1992.11.14	第1回ティーチャーズ土曜カルチャーセミナー	東京
23 1992.11.21	第1回ティーチャーズ土曜カルチャーセミナー	大阪
24 1993.11.13	ティーチャーズカルチャーセミナー	東京
25 1993.11.27	ティーチャーズカルチャーセミナー	大阪
26 1994.3.18	近畿支部主催「知的財産権セミナー」	大阪
27 1995.2.7	講演会「くらしと知的所有権」(藤本義一、内河嘉樹)	名古屋
28 1995.12.16	講演会「第2回くらしと知的所有権」(北野大、高野光泰)	京都商工会議所
29 1996.4.18	「発明の日」記念講演会(那野比古)	東京・弁理士会館
30 1997.4.18	「発明の日」記念講演会(浜田和幸)	東京・弁理士会館
31 1998.4.17	「発明の日」記念講演会(松永宣行、吉澤伸)	東京・弁理士会館
32 1998.7.1	プレ弁理士制度 100 周年記念講演会(関本忠弘 NEC 会長、パネルディスカッション(中山信弘、馬場鍊成、酒井一弘、佐々木信夫、大塚文昭))	東京・イイノホール
33 1999.4.16	「発明の日」記念講演会(浅野勝美、酒井 浩)	
34 1999.9.11	東海支部主催「弁理士制度 100 周年記念イベント in 東海」	名古屋市・ナディアパーク
35 1999.10.2	知的財産支援センター設立記念講演会(西澤潤一岩手県立大学学長)	仙台市

開催日	テ　ー　マ	場　所
36 1999.10.2	記念講演会「21世紀の企業戦略－知的財産－」(伊佐山建志前特許庁長官)、パネルディスカッション	大阪
37 2000.1.27	シンポジウム「クローズアップされる知的財産紛争」(伊佐山建志前特許庁長官、パネルディスカッション(馬場鍊成、渡邊惺之、則近憲佑、小原望)	東京
38 2000.1.29	弁理士制度100周年記念講演会「国際化時代と日本」(明石康元国連事務次長)	岡山市
39 2000.2.27	弁理士制度100周年記念講演会「福祉社会とアイデア」(生島ヒロシ)	金沢市
40 2000.4.18	「発明の日」記念講演会「発明者が語るAIBO」(ソニー(株)藤田雅博)	東京・ニッショウホール
41 2000.7.1	「弁理士の日」記念セミナー「ベンチャー企業の成長と特許の活用」「ビジネスモデル特許」	大阪・テイジンホール
42 2000.7.12	「弁理士の日」記念セミナー「専門家が贈るビジネスモデル特許」	東京・東商ホール
43 2000.7.12	ビジネスモデル特許セミナー	名古屋国際会議場
44 2001.4.18	「発明の日」記念講演会「人間型ロボットASIMO開発物語」(本田技術研究所 広瀬真人)	東京・abc会館
45 2001.7.1	「弁理士の日」記念行事「発明ってなあに？」(東京上野の国立科学博物館と共に)	東京上野・国立科学博物館
46 2001.7.7	「弁理士の日」記念講演会「インターネットと知的財産権」	大阪・テイジンホール
47 2001.11.22	弁理士が提供する実務能力向上のための特許セミナー(第1弾)	弁理士会館
48 2002.1.18	特許庁長官特別講演会「産業競争力と知的財産について」(及川耕造)	大阪
49 2002.1.31	東海支部設立5周年記念講演会「会社繁栄の特許戦略」(嶋宣之)	名古屋
50 2002.2.4	特許庁長官特別講演会「産業競争力と知的財産について」(及川耕造)	東京
51 2002.2.15	弁理士が提供する実務能力向上のための特許セミナー(第2弾)	東京・商工会館
52 2002.4.18	「発明の日」記念講演会「知的創造時代の商品企画」	東京・渋谷クロススターホール
53 2002.6.29	「弁理士の日」記念講演会「中国特許事情－中国で権利を守るには！－」	大阪産業創造館イベントホール
54 2002.6.29	「弁理士の日」記念講演会「発明のいぶき／古典と先端技術との対話」	名古屋・ナディアパーク
55 2002.7.1	「弁理士の日」記念シンポジウム「どうする！日本の知的財産戦略」(伊佐山建志元特許庁長官、パネルディスカッション(伊佐山建志、高林龍、浅見直樹、笹島富士雄、筑紫哲也))	東京・イイノホール
56 2003.1.25	弁理士が提供する実務能力向上のための商標セミナー「人が並ぶ商標相談所」	福岡・ホテルクリオコート博多
57 2003.2.28	弁理士が提供する実務能力向上のための商標セミナー「人が並ぶ商標相談所」	高知・ホテル日航高知旭口イユールホテル
58 2003.4.18	「発明の日」記念シンポジウム「日本の知財戦略と産学官連携」(輕部征夫日本知財学会会長、岸本忠三大阪大学総長、)(日本知財学会と共に)	大阪
59 2003.6.28	「弁理士の日」記念行事「知的に遊ぼう！弁理士パーク」	東京・日本科学未来館
60 2003.6.28	「弁理士の日」記念行事「セミナー、インターネット検索体験」	名古屋・ナディアパーク
61 2003.6.28	「弁理士の日」記念講演会「中国特許事情」	大阪・テイジンホール
62 2003.7.12	弁理士が提供する商標セミナー in 神戸	神戸
63 2003.10.4	人が並ぶ商標相談所セミナー in 静岡	静岡
64 2003.10.14	「ITベンチャー知的財産戦略セミナー」(総務省と共に)。以後、全国14カ所で開催。講師として延べ約200人の弁理士を派遣)	東京、他
65 2003.10.18	知的財産セミナー in 鹿児島「動き出した日本の知的財産国家戦略」(荒井寿光内閣官房知的財産戦略推進事務局長)、パネルディスカッション「地場産業の活性化と商標」	鹿児島

資料編

開催日	テ　ー　マ	場　所
66 2004.1.17	知的財産セミナー in 福岡 「動き出した日本の知的財産国家戦略」(久貝卓内閣官房知的財産戦略推進事務局内閣参事官)、講演「避けて通れなくなった著作権」(岡本薰文部科学省)	福岡市・西鉄グランドホテル
67 2004.7.3	「弁理士の日」記念イベント「知的財産ふれあいフェスタ」。講演会「企業も国家も知財戦略の時代」(荒井寿光内閣官房知的財産戦略推進事務局長)、トークショウ(昭和電機)、他	大阪
68 2004.7.3	「弁理士の日」記念イベント	名古屋
69 2005.1.14	タウンミーティング in 北海道	函館市
70 2005.1.27	タウンミーティング in 広島	広島市
71 2005.1.28	東海支部主催「知的財産セミナー 2005」- 中小企業の開発・知的財産戦略 -	ヒルトン名古屋
72 2005.2.9	タウンミーティング in 福島	郡山市
73 2005.2.10	商標セミナー in 静岡県富士宮市	静岡県富士宮市
74 2005.2.19	京都シンポジウム	京都
75 2005.2.25	タウンミーティング in 新潟	新潟県・三条市
76 2005.3.4	特許・商標エンターテインメントセミナー in 沖縄	那覇市
77 2005.3.24	タウンミーティング in 鹿児島 2nd	
78 2005.7.2	「弁理士の日記念フェスタ」ロボット製作、実験アカデミー、トークショー、ASIMO ショー、ROBO-ONE グランプリ in 秋葉原	東京・秋葉原ダイビル
79 2005.7.2	近畿支部主催「弁理士の日記念講演会 - 模倣品の輸入差止 -」	大阪・テイジンホール
80 2005.7.2	東海支部主催「知財フェスタ」	名古屋市
81 2005.7.4	「弁理士の日記念／知的財産高等裁判所設立記念」国際シンポジウム	東京・秋葉原ダイビル
82 2005.10.3	知財タウンミーティング in 石川	金沢市
83 2005.10.18	地域ブランドセミナー in 福岡	福岡市
84 2005.10.19	地域ブランドセミナー in 釧路	釧路市
85 2005.10.20	地域ブランドセミナー in 帯広	帯広市
86 2005.10.21	知財タウンミーティング in 青森	青森市
87 2005.11.4	地域ブランドセミナー in 東京	
88 2005.11.11	地域ブランドセミナー in 東京	
89 2005.11.7	知財タウンミーティング in 徳島	徳島市
90 2005.11.14	地域ブランドセミナー in 愛媛	松山市
91 2005.12.12	地域ブランドセミナー in 沖縄	
92 2006.1.27	地域ブランドセミナー in 香川(香川県との共催)	高松市
93 2006.2.8	知財タウンミーティング in 宮崎	
94 2006.2.22	地域ブランドセミナー in 徳島	
95 2006.3.20	輸入差止セミナー	東京・弁理士会館